研究論集

第５集

特集

内藤湖南研究――学問·思想·人生――

2008年2月

河合文化教育研究所

研　究　論　集
第 5 集

■■ 目　次 ■■

〔特集〕内藤湖南研究 ――学問・思想・人生――　内藤湖南研究会

内藤湖南の歴史方法 ――「文化の様式」と「民族的自覚」――……谷　川　道　雄　7

内藤湖南の『文化』史について……葭　森　健　介　31

『支那史学史』の特徴と意義 ――とくに第七章・第八章の分析を通して――……福　原　啓　郎　47

内藤湖南『支那近世史』の特色について
――同時代の類書との比較を通して――……小　林　義　廣　67

『近世文学史論』の方法 ――内藤湖南の史学思想の基層――……山　田　伸　吾　77

中国史の枠組みと渤海……河　上　　洋　93

論説「清国創業時代の財政（支那財政通考の断片）」の分析手法……吉　尾　　寛　103

清末から民国初にかけての地方行政と地方自治
――内藤湖南の見解に基づいて――……大　谷　敏　夫　117

内藤湖南と戊戌変法……柴　田　幹　夫　135

言論人内藤湖南の中国観察 ――北清事変前後から，日露開戦の頃――……小　野　　泰　157

内藤湖南の中等東洋史教科書における東洋史像……高　木　尚　子　173

湖南の末娘の父への思い出……馬　　彪　195

内藤湖南先生自筆稿紹介……兎　本　恵　宥　206　*41*

内藤湖南宛書簡集（明治・大正）……名和　悦子　編　228　*19*

『玉石雑陳』解題と翻訳・其の一「玉石雑陳引」……高　木　智　見　246　*1*

はしがき

内藤湖南研究会　山田伸吾

まず，内藤湖南について，その略歴を紹介しておこう。

内藤湖南，名は虎次郎，字は炳卿，湖南は号である。慶応２年（1866），旧南部藩鹿角郡毛馬内（現在の秋田県鹿角市十和田毛馬内）に内藤調一（号は十湾）の次男として生まれ，明治18年（1885）に秋田師範学校高等科を卒業，小学校の訓導を務めるが，22才の時，東京に出て，大内青巒の主宰する『明教新誌』の記者となる。その後，『三河新聞』の主筆を務めたり，雑誌『日本人』の記者を務めたりしたが，明治26年（1893）に大阪朝日新聞の客員となった高橋健三の私設秘書となり，その関係で翌年には大阪朝日新聞の記者となる。明治29年（1896）には，高橋健三が松隈内閣の書記官長となり，湖南も内閣政綱の起草を手伝い，政治の世界に関わり，大阪朝日新聞を退社する。ただ，政治の世界では挫折を味わったようで，そこから身を引いて明治30年（1897）には『台湾日報』の主筆として台湾に赴く。翌年『台湾日報』を退社，帰京して『万朝報』の論説記者となる。明治33年（1900），『万朝報』を退社，同じ年に大阪朝日新聞に再入社，ちょうど北清事変の時に当たり，中国問題で論陣を張る。明治35年（1902）には，大阪朝日新聞から派遣されて満州の形勢を視察，この時の経験から，対ロシア主戦論を唱える。明治38年（1905）には外務省の嘱託を受けて満州軍占領地の行政調査のための視察を行う。翌年再び外務省の嘱託を受けて間島問題の調査を行う。そのため大阪朝日新聞を退社。明治40年（1907），京都大学文科大学史学科開設に伴い，教授に就任することを要請されたが，学歴などの理由で法制局が難色を示し，未決定のまま実質的に東洋史講座を担当する。明治42年（1909）京都大学文科大学教授に正式に就任，以後大正15年（1926）に定年退官するまで，「支那近世史」「清朝史」「支那史学史」などを講義。大正13年（1924）には欧州へ学術視察の旅行をする。退官後は，講師として講義も担当していたが，昭和２年（1927）８月，京都府相楽郡瓶原村の恭仁山荘に隠棲，講演と執筆活動を続ける。昭和８年（1933）には，日満文化協会設立のため病をおして満州国に赴く。翌年６月，胃癌のため死去。69才であった。

湖南の著作として出版されたものは，単行本としては『近世文学史論』，『諸葛武侯』，『清朝衰亡論』，『支那論』，『新支那論』，『日本文化史研究』，『東洋文化史研究』，『清朝史通論』，『支那上古史』，『支那絵画史』，『先哲の学問』，『支那史学史』など多数。なお昭和45年（1970）９月には筑摩書房から『内藤湖南全集』が刊行され，昭和51年（1976）に全14巻が完結した。先に紹介した湖南の略歴も，この『内藤湖南全集』第14巻の年譜を書き抜いたものに他なら

ない。

こうした湖南の略歴を眺めてみれば，表面的には彼の生涯が大きく二つの時期に区分できることが誰にも分かるはずである。すなわち41才までの新聞記者としての活動の時代と，それ以降の京大教授としての活動の時代である。しかし，湖南の中では新聞記者であることと大学教授であることとが，恐らくは矛盾なく連続していたように思われる。というのは湖南の場合，新聞記者であっても大学教授であっても，その根底の所には中国の文化・学術・思想に対する深い理解とそれへの真摯な向き合い方が貫かれており，「中国」学を通して大学教授であったことは勿論としても，「中国」学を通して新聞記者であったのであり，そこに本質的な違いを湖南自身は感じてはいなかったように思われる。この様に述べてしまうと，湖南をジャーナリストの感覚を持った中国学者，或いは中国学の深い造詣を持ったジャーナリストと見てしまうかも知れないが，そのような存在として湖南を捉えることは却って大きな誤解を生む可能性がある。『内藤湖南――ポリティックスとシノロジー』(1989年６月，平凡社刊）という大部の湖南論を著したアメリカの学者，J. A. フォーゲルは，学者でありジャーナリストでもあった湖南のあり方を「パブリシスト」(publicist)，つまり政論家，政治評論家と規定したが，この規定も湖南にしっくりとしたものとは言い得ないだろう。ここで湖南を正確に規定することは出来ないのだが，恐らく中国の「学問」が基本的に「経世論」的要素を持っていて，湖南も中国の伝統的な「経世」と「学問」とが自然な形で融合しているような士大夫のあり方を踏襲していたのではなかろうか。学問をすることと「現実」世界と向き合うこととが自然な形で結びあっていたように思われるのである。J. A. フォーゲルの「パブリシスト」という規定がしっくりこないということも，中国の伝統的な士大夫のあり方を横文字に置き換えることの難しさに由来しているのかも知れない。ただ，このあり方が，湖南の魅力を形成すると同時に，戦後世界において様々に批判される原因ともなったようであるが。

明治から大正そして昭和初期にかけての時期は，近代日本にとって激動の時代であり，湖南もその激動と身を沿わせながら生きたと言ってよい。いや，その激動の時代状況と深く関わりつつ生きたと言った方がより正確な表現だろう。それは上に記した湖南の略歴を一望しただけでも了解できるはずである。近代にあって，日本と中国との関係は，それまでのある意味では長く親密な文化交流の歴史を一挙に破壊しかねないほどの激変を経過しなければならなかった。新聞記者でもありかつ「中国」学者でもあった湖南，いや「現実」と向き合うことを必然化させる「士大夫」の学問を身につけていた湖南は，その激変と直接向き合わなければならなかったのである。

日清戦争，日露戦争の時代には新聞記者であったこともあり，無数の時事論を執筆していたのは当然のことであるが，そうした時事論も，その後本格的に展開されることになる湖南の「中国」学と深く繋がる内容であり，新聞記者時代も含めて湖南の学問は現実と相渉るかたちで形成されてきたと言ってよいだろう。1911年の辛亥革命に向き合う形で『支那論』(大正３

年，1914）が執筆され，その後の中国社会の激動に向き合う形で『新支那論』（大正13年，1924）が執筆されたわけだが，それは，ジャーナリストとしての反応と言うよりも，「中国」歴史学者としての学を背景とした現状分析という意味合いを持った著作であり，戦後になって一部の歴史学者が断罪したような大陸侵略の帝国主義的イデオロギー喧伝の書物などという位置づけとは質を異にした内容であったと言わねばならない。

湖南が，明治・大正・昭和初期に至る過程で高揚していった日本のナショナリズムの影響を受けていたことは事実であろう。しかし，それはあくまでも「現実と相渉る」という姿勢にとっての自然な過程として近代国家日本の生成に向き合っていった結果に過ぎない。日清・日露の戦争において主戦論的な立場から書かれた様々な時事論でさえも，現状の冷静な分析が中心となり，戦意高揚的な要素は殆ど確認できないのである。湖南を「文化ナショナリスト」と規定した論者（増淵龍夫）もいたが，例えば『支那絵画史』などを読む限りにおいては，「文化ナショナリスト」というよりも寧ろ「文化的普遍主義者」という規定の方が妥当性を有するようにさえ思われる。

近代日本の形成期にそれと向き合いながら生きた「中国」学者・湖南を，第二次大戦後の世界において「ナショナリスト」「帝国主義イデオローグ」という形で批判する風潮が生じたこと自体は，「戦前」を全否定してしか出発できないと思われていた「戦後」という時代状況の然らしめたものとして分からないわけではないが，そうしたレッテルが貼られることによって湖南の膨大な「中国」に関する優れた学問的業績が放置されたまま検討に附されないという状況が生まれたとしたら，やはりそれはこれからの歴史学，「中国」学にとってだけではなく，今後の日本と中国との関係にとっても大きなマイナスとなったに違いない。勿論，湖南の思想と学問は，京都大学を中心とした文化史学として継承され，唯物史観の影響が薄まった今日では，湖南を再評価する動きを，日本や欧米だけではなく中国においても確認できる。ただ，この「再評価」という作業は，多分「批判」以上に困難を伴うであろう。湖南の偉大さをあげつらうのは簡単であるが，湖南の学問を消化しつつ現在の栄養にしていくためには，膨大な労力が必要である。湖南をどのような意味において現代の「課題化」しうるのかは，まさしく今後の課題である。

ここまで湖南の略歴を紹介しつつ，湖南の捉え方についての「私見」を述べてきたが，最後に「内藤湖南研究会」について説明しておかなければならない。

これは，河合文化教育研究所に所属する研究会の一つである。1996年の10月に，河合文化教育研究所の主任研究員である谷川道雄氏らの呼びかけで始められた研究会である。基本的には，内藤湖南の著作の読書会であり，湖南の思想と学問をめぐる勝手な討論会であり，又湖南を肴にした飲み会でもあったのだが，すでに10年以上持続し，研究会も今年の３月には101回目を迎える。この間，2001年３月には参加メンバーによる論文集『内藤湖南の世界・アジア再生の思想』（河合文化教育研究所）が刊行され，それを契機にメンバーも徐々に増えていっ

た。さらに2005年11月にはこの書の中国語訳『内藤湖南的世界』（三秦出版社）が出版された。

この論文集の刊行は，ある意味では一つの区切りであったのだが，それ以降すでに７年近く経過した今，再び何等かの区切りをつけたいという雰囲気がメンバーの中から自然に醸成されてきたように思われる。侃々諤々議論しあうことを続けていくこと自体は楽しくないわけではないのだが，そうした議論の言葉が飛び交っていく過程で，言葉自体は消えていくものの，何かしら「言葉殻・言葉滓」の如きものが各メンバーの中に蓄積されていき，それが自然発酵したかのように，今まで議論しあってきたことを「書きたい」「文章化したい」という気運が生まれたのである。こうした気運を背景にして，今回の『研究論集』への寄稿という事態に至ったのである。勿論，最初の論文集の内容からもう一歩踏み出した湖南論，さらに高次な湖南研究を求めて，ということである。

ただ，ここで私自身の個人的な思いを述べるとすれば，私自身の次の一歩はそれほど容易には踏み出すことが出来なかった，いや今もなお踏み出し得てはいないように思われる。最初の湖南についての論考は，いわば「勢い」で出すことが出来たのだが，「湖南」論を質的に高度化する作業としての「次の一歩」を可能にする足がかりを私自身は手に入れることが出来ていないのである。湖南の著作を消化することさえもそう簡単なことではないのは勿論のこととしても，いささか古典的な比喩で語るならば，「湖南という山は，近づけば近づくほど高くそびえたつ」ということを実感せざるを得ず，湖南と向き合う「私」が消え入りそうになってしまうのである。湖南と対峙する「私」，湖南を論ずる「私」の位置というものをどう確定していくのかが，私の課題として浮かび上がってきてはいるのだが，この重くかつ本質的な課題については今回は回避せざるを得なかった。「日暮れてなお道遠し」であり，「次の一歩」は踏み出されてはいないけれども，少なくとも後退はしていないという思いで僅かに自分を支えているに過ぎないというのが私自身の正直な現在の姿に他ならない。それ故にこそ，この『研究論集』に寄せられた他のメンバーによる労作に期待したい。

今回提出された論文は，内藤湖南の思想・学問を全体的に扱ったもの，個別の湖南の著作についての論考，中国史の各時代の捉え方をめぐっての湖南論，さらに湖南の著した中国史の教科書を扱ったもの，湖南の漢文で書かれた著述の解題，『全集』には未収録の内藤湖南来簡の紹介，湖南の生活の一断片の紹介，未公開文書の紹介など，多岐にわたるものである。湖南研究が多方面に向かっていること自体は，メンバーの関心の多様さの表れであると同時に，湖南の学問・思想の広がりと奥行きの深さを表すものであろう。

ともあれ，各論者のこれまでの精一杯の研鑽の結果を読者諸氏に読み取っていただければ幸いである。

内藤湖南の歴史方法

――「文化の様式」と「民族的自覚」――

谷　川　道　雄

Ⅰ　前言

内藤湖南の史学は，没後70年を経た今日に至っても，なお燦然たる光輝を放っている。その卓越した学説の一つである唐宋変革論は，世界の学界で依然として論議の対象となり，近年これを基調とする討論会がしばしば開催されている[1)]。中国史発展の筋道を論理的にとらえる方法に行き詰りを見せている現状において，唐宋変革の説が唯一と言ってよい位の確かな手がかりを与えてくれるところに，その理由の一つがあるとおもわれる。勿論，この説について，疑問や異論もないわけではない。しかしそのこと自体が，この説の価値を物語っていると言わなければならない。

唐宋変革説に随伴して登場してくるのが，宋代以後近世説である。いわゆる「西方の衝撃」に先立つこと約一千年間を「近世」とよび，中国がいわば自己形成的に近代への道を踏み出したとする湖南の近世説は，近代即欧米と考えがちな大方の人びとには，信じがたい考えであるかも知れないが，そこには湖南の確たる見識が根底となっていて，今日の学界でも，これに同調する研究者が，むしろ増加して来ているようにおもわれる。いや中国史の分野だけではない。日本史上，江戸時代を封建社会と規定して分析するのでなく，近世，すなわち early modern age とする視点が研究者の間で広がりを見せている。湖南は日本文化史にも造詣が深かったが，日本史研究者もまた，湖南の見識に深く賛同するようになって来ている[2)]。

さてこのように，内藤湖南の史学は今日なおその生命を失っていないが，その理由はどこにあるのであろうか。私たちはそれを湖南の歴史学の方法の中に求めてゆく努力を怠ってはならないだろう。本稿は，この問題に対する初歩的探索である。

1）拙稿「唐宋変革雑考」(『東方』264，東方書店）参照。

2）近年の中国史および日本史の分野における「近世」論については，葭森健介「内藤湖南と京都文化史学」(内藤湖南研究会編『内藤湖南の世界――アジア再生の思想』河合文化教育研究所，2001年)，小島毅「宋代人の歴史意識　朱子学勃興の背景」(小島毅編『東洋的人文学を架橋する』東京大学大学院人文社会系研究科多分野交流プロジェクト，2001年)，岸本美緒「時代区分論の現在」，大門正克「時代を区分するということ――日本近現代史の場合」(いずれも歴史学研究会編『歴史学における方法的転回』青木書店，2002年収載)，岸本美緒「中国史における『近世』の概念」(『歴史学研究』第821号）等を参照。

II　戦後中国史論争と京都学派

上記の課題に接近する手がかりとして，まず第二次大戦後の歴史学界の情況を回顧してみたい。というのは，そこでは湖南の学統につながるいわゆる京都学派の人びとが大きな役割を果したが，そこから問題のいとぐちが開けてくるように思われるからである。

1945年以後，日本の歴史学界は，敗戦という未曾有の事態に直面して，大きく動揺した。その混乱の中で，いち早く歴史学再建の旗印を掲げたのは，歴史学研究会（以下歴研と略称）であった。周知のように，歴研は1950年頃までに，中国史について独自の時代区分法を編み出し，それが京都学派との激烈な時代区分論争を生むのであるが，論争はそれより以前の1948年，前田直典の「東アジヤに於ける古代の終末」[3]の挑戦によって開始されていた。

前田は，すでに戦前から存在していた，内藤湖南の提唱にかかる時代区分――京都学派はこれを継承していた――に対して，強い批判を行なった。前田の批判は，京都学派が六朝・隋唐時代を中国の中世とみなす点にある。もし京都学派のいう通りであれば，朝鮮や日本がまだ古代であったこの時期に，中国は中世だということになる。これは歴史の並行的，連関的発展という見地から不合理である。彼はそう述べつつ，六朝・隋唐時代の直接生産者の性格を論じた。すなわち，六朝の大土地所有内の主要な労働力は，その師の加藤繁のいう如く奴婢つまり奴隷であって，京都学派がこれを佃客つまり農奴とみなすのは誤りである。さらに隋唐の均田農民はその徭役負担の大きさからいって，国家の小作人などではなく，奴隷的存在である。前田はこのように断じつつ，この時代までを中国の古代奴隷制の時代とすべきだと主張した。

その２年後，西嶋定生の秦漢時代を場とする家父長的家内奴隷制説が現われる。さらに，唐末以降に盛行する佃戸制の研究を進めた周藤吉之が，これを農奴制の枠組みでとらえ，仁井田陞は，法制史の立場から主戸と佃戸の関係をやはり農奴制的身分関係として主張した。

歴研はこのような理解をふまえて，唐代までを古代奴隷制，宋代以降を中世農奴制とする新時代区分法を構成した。

これに対し，京都学派からの反撃が，宮崎市定，宇都宮清吉らによって行われた。宇都宮は，漢・六朝の大土地所有が奴隷制ではなかったことの論証を試み，宮崎は，大土地所有が唐代までと宋代以後とでは質的に異なると論じ，宋代以後の大土地所有における直接生産者は，契約小作人というべきものであると主張した。これが宋代以後近世説の主張であることはいうまでもない。

両派のはげしい討論は長期にわたって継続したが，その是非について論評することは避けたい[4]。ここで問題にしたいのは，両者の方法的な立場についてである。歴研派は唯物史観を有

3）『歴史』１巻４号，のち鈴木俊・西嶋定生編『中国史の時代区分』（東京大学出版会，1957年），前田直典『元朝史の研究』（東京大学出版会，1973年）に収録。

4）これらの論争については，谷川道雄編著『戦後日本の中国史論争』（河合文化教育研究所，1993年）を参照のこと。

力な方法的根拠としたが，京都学派はこれと距離を置く，いわゆる文化史学派である。この異なる方法に立つ両派が，同じ土俵で論争を展開した。その同じ土俵とは，上述のように，大土地所有内部における労働力の性格の問題であった。周知のように，唯物史観は，生産様式をもって社会総体の土台と考える。したがって歴研派がこれを問題にしたのは，当然のことと言える。しかし京都学派があえてこの問題に関わったのは，何故であろうか。小島毅の次の発言は，この点に一種違和感を抱いた結果であろう。

> 内藤の時代区分を継承する宮崎市定は，一面において文化史的見方を取りながらも，他面において社会経済史的な観点から，「宋代近世説」を補強する論陣を張り，如上の論客たちと相対した。論争として同じ土俵に乗った以上やむをえない事ではあったが，それによって「宋代近世説」が内藤の本来の意図とは異なる方向に偏ったことは否めない。堀敏一が宮崎説に対して示す一種の親近感も，そのことに由来すると思われる[5)]。

この一説の最後の部分，堀敏一云々の箇所は，堀が「(宮崎説は）内藤の時代区分をその実践的基盤とアナクロニズムから切り離した意味をもつだろう」として，宮崎説を評価したことを指している。堀もまた当時歴研派の若手研究者として活躍した人であるが，彼の湖南と宮崎に対する理解が果して妥当なものであるかどうかは，いずれ後文でおのずと明らかになるであろう。要するに，小島は，宮崎が歴研派との論争に引きずられて，社会経済史の側に傾いたという認識を抱いているが，この点については，慎重に検討してゆく必要がある。

まず，京都学派は本来社会経済史に無関心であったのかどうか。明治時代に人生の大半を過した内藤湖南の語り口には，たしかに一種古風な表現がある。しかし彼が社会や経済を視野に収めていたことは，その著書から容易に読みとれるであろう。では，宮崎の「社会経済史」をどう理解したらよいであろうか。

宮崎が少壮中国史家として活躍した戦間期は，世界の歴史学の発展にとっても，きわめて注目すべき時期であった。思いつくままに挙げてみると，ヨーロッパにおける年報学派の登場，中国では社会経済史専門誌『食貨』等の発行，わが国においては歴史学研究会の誕生，そしてそれらの間に，唯物史観が一定の影響を与えた。京都学派の機関紙の一つとなった『東洋史研究』もこの時期の産物であり，これを創刊した若い学徒たちの中に宇都宮がいたわけだが，彼がその創刊号に寄せた論文は，「漢代大私有地に於ける小作者と奴隷の問題」(1935年）であり，第２号には，「漢代蒼頭考一批判」を載せているのである。

この簡単な回顧を通じても分るように，戦後歴史学は，戦間期に勃興した新史学を基礎として展開されたのであり，戦後の論争に登場した立役者たちは，戦間期の新風を受けて成長して来た人たちであった。

それでは，この共通の時代環境の中に育って来た歴研派と京都学派との決定的な相違は，ど

5）註２）所掲小島毅論文。

こにあるのであろうか。これまで取り上げてきた大土地所有の性格問題について考えてみると，唯物史観に立つ歴研派は，この問題が当該社会の歴史段階を根本的に規定するものとして，そこに第一義的な意味を見出している。宋代以後を封建農奴制の社会だとした仁井田陞の発言が，この間の事情を端的に物語っている。

私は中国中世（宋〜清を指す――引用者）にあって，フューダルなものの存在の見極めをしようとする場合には，かかる土台があるか否かを試金石にかける[6)]。

仁井田の論理はこうである。中国史を世界史の論理でとらえようとする場合，そこに中世的段階が存在しなければならないが，ヨーロッパ中世に見られるような封建制（フューダリズム）を積極的に見出すことができない。それでは中国史にはそのような段階は存在しなかったのかというと，中世封建制の決め手というべき「土台」が存在する。それは佃戸制であり，身分関係として言うと，「主僕之分」である。これこそが中国に封建社会が存在したことの明証であると。

周知のように，仁井田らが中世封建制とする宋代以後の社会は，一面では中央集権的官僚支配の時代であり，そこには封建的な指標――例えば主従関係――は極めて希薄である。この矛盾に直面した仁井田は，「上部構造」に関わることを避け，「土台」を強調することで問題の解決を図ろうとしたのである[7)]。

宮崎はこの矛盾をついているが，さらに佃戸は果して農奴かと問い，仁井田や周藤との間に実証的な論戦を展開した。ここで問題にしたいのはその当否ではなく，宮崎が佃戸＝農奴制を否定するとき，彼もまた，佃戸制をもって当該社会の性質を決定する第一義的要件と考えていたか否かという点である。

この時代を近世とする宮崎は，のちに次のように近世論を展開している。

中世身分制社会は言いかえれば固定し，低迷した社会である。それが宋代に入ると俄然社会は沈滞を破って，溌剌とした活動を開始する。言わば中国のルネサンスが始まったのである。ルネサンスは言うまでもなく，西洋における近世誕生に対して与えられた名であるが，似たような現象は他の世界において，またいろいろな時期においても起っている。……中国においても度々類似の現象が起っているが，その大きさから言っても，その性質

6）仁井田陞「中国社会の『封建』とフューダリズム」（『東洋文化』５），のち『中国法政史研究　奴隷農奴法・家族村落法』（東京大学出版会，1962年）に収録。

7）この点については拙著『中国中世社会と共同体』（国書刊行会，1976年）26頁にも論じている。なお，宋代以後の「封建社会」が君主独裁による集権官僚制の支配する社会であったという矛盾をどう解決するかについて，1950年度の歴史学研究会では，石母田正，堀敏一の両氏が，それぞれ報告を行なって解決策を提案している（歴史学研究会編『国家権力の諸段階』，岩波書店，1950年）。堀氏は田主一佃戸間における階級矛盾のはげしさが集権的権力を作り出したとし，石母田氏は，封建社会にあっても王権の存在は必然であり，分権か集権かは副次的な問題であるとした。いずれも佃戸＝農奴制説を不動の前提とした上での国家論である。

から言っても宋代の新文化こそ，中国のルネサンスと言うに相応わしいと信ずる。この文化という言葉の中には，哲学や文学などの精神文化ばかりでなく，その背後にある社会組織の進展をも含めていること勿論である（傍点――引用者）[8]。

宮崎はこのように述べたあと，中世から近世への転換，すなわち唐宋の間に貴族階級が没落して庶民階級が興隆し，その庶民の上層部が士大夫（読書人・新官僚・地主）となり，下層庶民と区別されるという。つまり身分制社会から非身分制社会への転換である。これに応じて国家の性格も，武力国家から財政国家へ変り，新官僚も財務官僚としての性質を色濃くもつ。経済面でも，流通経済が活発となり，都市の形態を変化させ，商人階級は同業組合「行」を組織して営業の自立を図ると共に，政府の財政を支えた。宮崎はこうした経済発展の背景として，技術革新と好景気を指摘する。このような社会環境の下で新文化が創造される。この時代を一種のルネサンスと表現する所以であるが，この文化創造に西アジアの影響が大であったことも想定している。

以上紹介が長くなったが，宮崎の近世論は，政治・経済・社会・文化一切の時代特徴を総合した結果として生れたものである。上掲引用文の傍点部分からも明らかなように，彼の近世論は，社会全体を含めた広義の文化の概念を基礎に築かれたものである。これによって判断すれば，佃戸制は決して「土台」などではない。佃戸制そのものが近世文化の一要素であり，一局面である。宮崎が，主戸と佃戸との間が契約的な小作制度で結ばれているとするのは，身分制の崩壊，交換経済の発展等々といった，他の分野における時代の特徴とも共通する特質を指摘していると言えるのである。

宮崎はまた，佃戸制以前の六朝・隋唐の大土地所有にも言及して，そこに中世荘園の形姿をとらえている。これと比較すれば，佃戸制は土地の分散的所有に特徴があるとする[9]。これは，それぞれの直接生産者の性格のみならず，大土地所有そのものの社会的なあり方に着眼したものであって，こうした観点によって大土地所有は，広義の文化の中に位置を占めることになる。

宮崎の卓越した業績の一つに，九品官人法の研究があるが，それは単なる官吏登用制度の研究ではない。中世的身分関係が官僚制度の内部を貫徹していたことの証明，それが宮崎の意図であって，それはまた大土地所有の性格問題とも通底するものである。

一定の時代の諸事象を総合する広義の文化を，どのような概念でとらえたらよいのであろうか。この問題について深い考察を行なったのが，宇都宮清吉「東洋中世史の領域」[10]であろう。宇都宮は，個人が父祖から生を享け，またそれを子孫に伝えてゆくように，歴史もまたそのよ

8）『中国史』上巻（岩波書店，1977年）5「近世とは何か」。『宮崎市定全集』第1巻所収。

9）「宋代以後の土地所有形体」（『東洋史研究』第12巻第2号），のち『アジア史研究』第四（東洋史研究会，1964年）『宮崎市定全集』第11巻に収録。

10）『東光』2。のち『漢代社会経済史研究』（弘文堂，1955年）に収録。

うにして時代を展開してゆくものと考えた。そして個人がそうした血縁の連鎖の一環でありながらも，それぞれ個性的人格をもって生きるように，時代にも時代の個性があるとし，それを時代格という造語によって表現した。彼によれば，秦漢時代の時代格は政治性であり，六朝時代のそれは自律性であり，隋唐時代は前二者の総合であるという。政治性とは，その時代のすべての現象が政治の原理に結びついているという意味であり，自律性とは，すべての現象が自律の原理で存在しているという意味である。つまり，彼はこのような仕方で，政治・経済・社会・文化のすべての現象を総体的，原理的にとらえようとしたのである。これは京都学派の手法を最も自覚的に表明したものであった。

宇都宮の数年後輩に当る宮川尚志もまた，京都学派的発想を，フルに発揮した。その著『六朝史研究　政治社会篇』(学術振興会1956年）と『六朝史研究　宗教篇』(平楽寺書店1964年）とは，政治・社会・宗教の各分野についての実証研究であるが，その目標は，六朝時代の中世的特質を描き出すことに向けられている。

以上，内藤湖南の学統につながる学者たちに共通する史学の観点・手法について，一斑を紹介してきた。戦後の唯物史観との対決情況を観察することによって，その独特の性格が明らかになったとおもう。要するに，両者ともに近代歴史学として社会経済史に関心をもちながら，それへの向い方に根本的な相違があったのである。京都学派にとっては，政治・経済・社会・文化のすべてが，ひとしくその時代の個性の表現であり，そのいずれかに重点を置くということはない。彼らにとって歴史とは，その個性の発展史に他ならない。では，内藤湖南においてはどうであろうか。以下の各節で，このことを検証してみたい。

Ⅲ　「文化の様式」論

内藤湖南の「唐宋変革」論では，政治・経済・社会・文化の万般において，この時期の変化の様相を描き出しているが，しかしそれらを通底する原理については，それほど明示的には語っていない。以下この点に関し，いくらかの考察を加えたいとおもう。

『支那近世史』[11]第一章「近世史の意義」は,「概括的唐宋時代観」[12]とほぼ同趣旨のことを述べたものであるが，その冒頭の一節は，講義を始めるためもあってか，やや丁寧な語り口になっている。曰く，

> 支那の近世は何時から始まったとすべきであるか。従来は多く朝代によって時代を区画する方法が行われたが，これは便利なようであるけれども，史学的には必ずしも正確とは謂えない。史学的に言うときには，近世には，ただ年数から言って今の時代に近いという

11）弘文堂，1947年（湖南の没後)。『内藤湖南全集』第10巻に収録。

12)『歴史と地理』第９巻第５号。のち『東洋文化史研究』弘文堂，1936年，『内藤湖南全集』第８巻，収録。

ばかりではなくして，必ず近世を形成する内容がなくてはならぬ。その内容が何であるかは次に述べるが，そういう内容をもった近世は，これを宋以後とすべきである。而して宋になるまでには，中古より近世への過渡期がある。近世史を明らかにするには，この過渡期から考える必要がある（引用文は現代かなづかいに改めた。以下同じ）。

この一段は近世について述べたものであるが，時代区分一般に通ずる観点を提示している。すなわち，時代区分は朝代や時間の遠近――この二つは観念として互いに結びつく関係にあるが――によって便宜的になさるべきではなく，その時代を構成する「内容」によって行なうべきであるとする。これは時代区分の方法を，近代歴史学の立場から本格的に論じたものと言える。そしてこの文章のあとに，「近世を形成する内容」が「唐宋変革」論を通じて語られるのである。

湖南の「唐宋変革」論については，学界周知の事なのでその詳細は省くが，簡単に言えば，政治（貴族政治から君主独裁政治へ），社会（民衆の地位向上，財産所有・居住・労働の自由化），経済（流通経済の発展，大量生産方式），文化（経典の注疏学からその自由な解釈へ，四六文から古文へ，「詞」「曲」の発生，金碧山水から水墨画へ，音楽の通俗化等）の各分野における変化を指摘したものであるが，その変化の底を流れるものは，一体何であろうか。彼は文化の領域で，形式重視からの自由という schema を立てているが，それは政治・経済・社会にも適用できるものであった[13]。換言すれば，身分制時代から脱身分制時代への変化でもある。そこには，社会を構成する人と人との関係の変化が想定されている。これをさらに端的に言えば，宮崎市定が前引の文章で述べているように，貴族制社会から庶民制社会へ，と単純化できるかも知れない。事実，湖南自身も，そのように考えていたことは，後文で述べる予定であるが，要するに，各領域における時代の変化は，社会を形成する人間のあり方の変化に由来していることを暗示しているのである。

『支那上古史』[14]「緒言」は，この点について以下のように表現している。

以上の各時期に支那の内部に出来上った文化の様式の異れることは事実であって，其の文化の様式により各時代の特色を生ずる。それを全体合せて観れば，一の支那文化発展史が出来上るわけである（傍点――引用者）。

これは，東洋史を中国文化発展史とみなし，中国から周辺へ，また周辺から中国へという作用と反作用の文化作動が中国各時代を形成したという，著名な文章の一節である。ここでは，中国一周辺という外延的視点から時代区分を行なった上，上掲の文章を記しているが，ここに「文化の様式」という言葉を用い，それによって各時代の特色が生れると述べていることに注目したい。

13）拙稿「内藤湖南の唐宋変革論とその継承」（『研究論集』第1集）参照。
14）弘文堂，1944年（湖南没後）。のち『内藤湖南全集』第10巻収録。

ここでいう文化とは，どういう概念であろうか。湖南は文化について，次のように述べている。

> 大体文化ということには，広義に考えることと狭義に考えることとがある。広義に考えるときは，国民の上に行われる政治経済の方面までも文化の中に含むように解釈する人もあるが，むしろ文明という意義で概括すべき民族の生活，即ち今いう政治なり経済なりのことを取りのけても，その間になお狭義の文化即ち純粋の文化というものが残ると思う[15]。

これによれば，湖南は文化に広義の文化と狭義の文化とがあると考えていた。そして，広義の文化の中には政治，経済，つまりふつうに文明という言葉で表わされる領域をも含むとしている。ここからすれば，上記の「文化の様式」もまた，広義の文化を視野に入れていると見てよいのではなかろうか。さらにまた，これは先述の「時代を形成する内容」を一層明確に概念化したものと考えてよいであろう。

「文化の様式」についてのまとまった定義は，その著作の中からは見出し難いが，ある程度の推論は可能である。人びとは歴史から離れて生きてゆくことができず，一定の時代の限定の下で存在している。そうした歴史の規定性は，また一面，当該時代の価値意識を伴なっている。平たく言えば，その時代の人びとの「生き方」なのである。現代に例をとれば，今日の世界をひろくおおっている市場原理は，政治・経済・社会・文化のすべてを支配し，それによって個々人の日常生活を規定している。しかもそこには一定の正当性が付与されている。なぜならそれは，暴力や人格や伝統的な権威によって人びとを束縛する不合理で不平等な社会体制の反対物と見なされているからである。たとえ市場原理が引き起す新たな不合理，不平等に不満を抱く人びとがあっても，それがまだ社会の大勢となり得なければ，彼らは自らもやはりこの原理の下で生きてゆかざるを得ないのである。

宗法制や貴族制や科挙官僚制等々も，恐らくはこのような時代の原理であったのではなかろうか。それはまさしく，それぞれ前代の矛盾を超克するという使命を帯びて登場して来たものにちがいない。湖南のいう「文化の様式」なるものも，今日でいう人間の生き方，あるいは社会に共通する life style といったものに近いのでないかと考えられる。それを「文化」とよぶのは，社会を単なる個別事象の寄せ集めとしてでなく，政治・経済・社会・文化を貫通する時代原理として把握するからに他ならない。

唯物史観もまた，社会を一つの建築物として総体的に考えるが，それは土台と上部構造によって形づくられている。その土台をなすのが，当該時代の生産様式である。生産力と生産関係の統一形式である生産様式の理論もやはり人間社会のあり方を原理的にとらえたものである

---

15)「民族の文化と文明とに就て」（大正15年1月3日～8日　大阪毎日新聞），のち註12）所掲『東洋文化史研究』（『内藤湖南全集』第8巻）に収録。

が，それが社会の総体的把握において規定的役割を果すのに対し，湖南の「文化の様式」は，諸事象が相互に影響しあって醸成し，またそれが諸事象の性質を規定する，時代の風気ともいうべきものである。

唯物史観が戦後の歴史学界にあれほど受け容れられた原因の一つは，その整然たる論理にあった。生産力と生産関係が対応から衝突に転じてゆくとき，それが階級矛盾を激化させ，その動因によって時代の変革をもたらすという論理は，戦後の社会情勢とも相まって，歴史発展の必然性を証明するものとして歓迎された。これに比べると，内藤史学の「文化の様式」論は，「文化の様式」がどのような仕方で歴史発展に関わってゆくかが，必ずしも明示的でない。それが文化史学の特色でさえあるのだが，今日の時点でそれを可能な限り探索してゆくのも，決して無意味ではないであろう。

Ⅳ　文化発展の動態論

さきにも見たように，湖南にあっては，中国文化発展史とは，各時代における「文化の様式」の総体である。その文化の発展は，いかなる運動法則によって行なわれるのであろうか。彼はそれを「波動」というダイナミズムにおいて考える。その波動は，まず第一には，中央から周辺への波動であり，第二には，その波動の結果，反動として周辺から中央に向う動きである。湖南が『支那上古史』「緒言」で提示した時代区分の図式では，上古（開闢～後漢中期）は第一の波動の時期であって，中国文化が周辺に及んだ時代であるが，一定の過渡期を経て，第二の波動の時期，すなわち第一の波動の影響により周辺種族が自覚して，「其の勢力が反動的に支那の内部に及」ぶ時代が到来する。五胡十六国から唐の中期までがそれに当り，湖南はこの時代を中世と規定している。

しかし，このような波動の交互作用は，上古から中世への過程だけに見られる現象であろうか。湖南は『支那上古史』のなかで，くりかえしこの波動の例を語っている。例えば，まず殷周革命がそうである。湖南は，

> 夏殷は共に渤海の沿岸，黄河の河口に開けた民族で，言語も同じもの（ウラルアルタイ語に近きもの）を用いて居り，其間に盟主が興替したのであるが，殷周の時は然らずして，西方渭水の上流地方より起った周は，恐らく後の氐人と同一種であったであろう[16]。

と述べ，夏殷革命は，古くから並存していた同じ性質の国の交替に過ぎなかったが，殷周革命は，未曾有の大事件であったとしている。そして，異種族であった周が，相当発達していた殷人の文化を受けついで，さらなる発展をとげたと述べている。

西周の滅亡についても，類似のパターンが示される。

> 然し穆王宣王の頃は全盛であって，一二の失政はあったとしても国力は盛んであった。

16)『支那上古史』第3章「夏殷の時代」。

ただ征伐を行って国を広め諸侯を植えたから，新しい刺激を外敵に与える結果，内部に弱味が生ずる時には，その反動として必ず外部より圧迫を受けるようになる。史記に懿王より玁狁の侵ありと云っているのは，穆王の孫の頃から反動のあらはれたことを言ったものである。秦の始皇の匈奴征伐とその反動なる漢初の冒頓の圧迫との関係のようなものである[17]。

さらに言う。

全体からいえば，周の文化が地方に及び戎狄を刺激するため，戎狄の中に新興国が出来，それが中原に侵略を企つるに至るもので，支那文化発展の一径路ということができる[18]。

ここにいう戎狄の中の新興国とは，例えば楚である。呉・越もまたそうであろう。これらは中国文化を摂取し，中原各国と覇を争うに至る。よく知られた湖南の文化中心移動説も，ここに関わってくる。彼によれば戦国時代の初期，文化の中心となったのは魏であり，ついで斉，さらに燕・楚と辺境の地に及ぶ。楚ののち文化の中心となったのは秦である。このように文化の中心が順次移動してゆくのは，やがて統一に向う所以であるという。

漢代に入ると，この文化の波動は，塞外に及ぶ。ことに前漢武帝の匈奴を始めとする四夷征服が起点となって展開してゆくが，その反動のきっかけとなったのが，王莽の対外政策の失敗である。

然るに王莽が蛮夷の統御を誤ったことは東亜全体の形勢に著しい影響を及ぼした。支那の歴史が東洋史という如きものになったのは王莽の失敗によるといっても可い。此時まで即ち開闢より漢末までは支那の文化が四方に波及した歴史であって，種族の異れる者もその影響をうけて支那化して来た。従来言語風俗の異なれる蛮夷も支那化し支那の言語風俗となった所が多かった。……この頃より東亜の歴史は各種族持合の歴史となり，単に支那文化が四方に拡がりそれに統一さるる歴史でなく，各種族の反動によって支那本部が動揺するという大変化を来した[19]。

この情況はもはや，上古が終って中世への傾斜を示す形勢を意味しているが，ここに東アジア世界の成立が指摘されており，『支那上古史』「緒言」冒頭の「余の所謂東洋史は支那文化発展の歴史である」という命題に対応するのである。

さてそれでは，その後の情況はどうであろうか。

漢代は楚人が黄河流域の民族に代って支那を統一した時代である。爾来継続して北方の塞外民族を刺戟して，五胡十六国から北魏，隋等に及んで，北方民族の勢力が全盛を極

17)『支那上古史』第４章「西周の時代」。
18) 同上。
19)『支那上古史』第10章「前漢の時代」下。

め，或る時はそれが支那全体を統一した。其の以後宋代の如き明代の如き，時々南方民族の勢力が回復されたことあるも，元，清の如き皆北方の勢力で統一をして来た[20]。

五胡十六国から唐の中期までの「時代はどちらかといえば，外部種族の自覚により，其の勢力が反動的に支那の内部に及んだ時代である」[21]が，この時期を越えて近世になると，この運動は停止する。その後，文化の波動はどうなってゆくのかを，湖南は明言していないが，恐らく南方の漢族を中心とする勢力と北方の遊牧勢力との対峙情況が生れるのであろう。そして後者は元，清の如く中国全土を征服するが，彼らは一面種族固有の言語・習俗を残しつつも，他方では，中国文化の影響を強烈に受けている。

このいわゆる征服王朝の問題については後文で再論するつもりであるが，要するに，中央と周辺の間に働く文化の波動は，中国文明の初期から近世に至るまで，大小の差はあれ，間断なく続いてきたと言うことができる。少くとも湖南の歴史叙述は，このような motif を織りこんで展開されているのである。

V　文化発展の主体的要因

文化発展を中央と周辺の間に相互作用として生れる波動の所産とするとき，湖南はそれを単に力学的な図式で考えていたのであろうか。この点について，さきに引用した，「この時代（中世）はどちらかといえば，外部種族の自覚により，其の勢力が反動的に支那の内部に及んだ時代である」という一文を想起したい。ここで注意すべきは，「自覚」の一語である。この言葉は，他の例においても，しばしば使用されている。

> 然るに王莽の失敗は支那文化によって段々自覚に傾ける諸蛮夷に支那に対して抵抗することの難からざるを自覚せしめた。歴史に観ても，前漢の歴史には諸蛮夷が漢の勢力に帰服した事実は挙げらるるも，諸蛮夷が自国の由来を考え，自国が独立せる一種族なることを自覚した形跡は更にない[22]。

この文章はさらに続けて，王莽の蛮夷虐待が，彼らを刺激して自覚を促し，それぞれの開闢説話を生んだことを述べている。このことはまた，重ねて次のように語られる。

> 後漢は外国に対して前漢の如く甚だしく漢の統御力を政治上より及ぼす考はなく，文化が自然に周囲に行き渡る時代である。文化の拡がるため各種族の自覚を促し，各種族が自国の開闢などを考えるようになって来るが，漢字が行われ，文化の行き渡ったのは後漢の方が（前漢よりも――引用者補足）遥かに大である。後漢時代に馬援が安南地方を征伐した。前漢ではこれは領土とはいえ，度外におかれたが，馬援の征伐以後は，支那の文化が

20)「支那人の観たる支那将来観と其の批評」（大正10年11月17日～23日　大阪朝日新聞）。前掲『東洋文化史研究』収録。
21)『支那上古史』「緒言」。
22)『支那上古史』第10章「前漢の時代」下。

大いに安南に及び，漢末には安南より漢文で著述する学者さえ出した。前漢は政治上権力を普及し，後漢は文化を普及した時代と云ってよろしかろう。文化の普及と共に各種族の自覚を促した。これ支那の上古以来文化の中央より諸方に拡がれる最後の段落をつける時代であった[23]。

この文の後段で，前漢は政治権力を普及し，後漢は文化を普及したと言っているのは，広義の文化の普及を，段階的に述べたものであって，後漢の文化の普及とは，広義の文化が狭義の文化に収斂して行ったことを意味するのであろう。そしてこの狭義の文化は，周辺種族の自覚を通じて，当該種族に浸透してゆくのであって，その結果，自国の開闢，つまりその歴史の始源を求めることになるのである。上に見たように，こうした過程はすでに春秋戦国時代の辺境種族の興起において見られるが，湖南は，この自覚と歴史との関係を一般化して，次のように述べている。

即ち民族には歴史的自覚の時期がある，それは宛も子供が己の生れた時を考ふるに至った時期に当る。余はこの歴史的自覚の発生する時期を境として上古の時代を区画しようと思う[24]。

湖南はこう述べて，中国上代における歴史的自覚を伝説と記録に求め，それが結集されて経書となり，ついには『史記』において集大成されるとする。それは殷周革命を起点とする文化発展の経過であるが，同じ径路が，周辺種族でも後発的にたどられるわけである。

このように，外部種族の自覚とは，自らの根源に対する自覚，換言すれば，自己の identity の自覚に他ならない。他者の文化に刺激を受けて自己の存在に目醒めた結果，そこから彼らの歴史が始まり，世界史にくりこまれてゆく。逆に言えば，彼らのこうした自覚が世界史を形づくってゆく。春秋戦国から統一帝国へ，また中華帝国から東アジア世界へ，という歴史世界の展開は，まさにこうした族群の自己認識を通じて実現するのである。湖南はそれを個人の精神の成長過程になぞらえたが，彼の文化波動の説，そして東アジア形成の理論は，決して単なる物理的な抗争や融和に止まるものではない。勿論それも含みながら，むしろそれをも文化発展の契機に組み入れつつ，無自覚から自覚への，生きた人間世界を構想したのである。

ところで，文化発展は，以上の諸例のように，おくれた種族の自覚という契機だけによるものであろうか。実際には，すでに文化の発達した地域においても，ある種の自覚が文化を推進せしめるということがあり得る。

周の勢力が内乱の為めに打撃を受けた後，最も近く回顧されたのが其の内乱を平定した中興の君主であって，それより段々遡って其の民族の過去，其の民族の発生が回顧されて出来たのが，即ちこの大雅小雅である。而して頌は民族と祖先の神との関係をいえるも

23)『支那上古史』第11章「後漢の時代」。
24)『支那上古史』第1章「三皇五帝」。

の，国風に至っては地方の民間伝説と民間歌謡とが結び付けられ，それが楽官に歌わるるものとなり，一種の結集が生じた。その結集が即ち伝説上の自覚を表わすのである[25]。

ここにいう中興の君主とは西周の宣王を想定しているらしく，小雅は東周を建てた平王の頃に成立し，大雅がこれに次いで出来たものと推測している[26]。これは民族的自覚によって伝説を結集したものであるが，その後，伝承されてきた記録と共に伝説をも合せて綜録しようとする動きが生れた。その綜録の中心となったのが孔子で，彼は『詩』や『尚書』の整理を行なった。この綜録が真の歴史的自覚で，それは『史記』によって大成されたという[27]。

これによれば，周は開国以来，その歴史的自覚を幾度となく振起して来て，経書成立の段階に到達したことが分る。すなわち，民族的自覚が文化を創出する契機は，国家の興起の際に限らず，その危機においても発生すると考えることができるのである。長い文化的伝統をもち，且つしばしば危機に遭遇した中国では，その都度，民族的自覚を奮い起し，歴史の本源に遡りつつ，文化の革新を図るということが企てられた。おもうに民族とは，自己の identity の所在であり，民族的自覚とは，民族の一員として自己の在り方を問うことでもある。その地点から構想されてくるのが，「文化の様式」である。

新興の種族であれ，危機に陥った老大国であれ，民族的自覚が文化創出の源泉であることには変りはないであろう。それでは，この両者の間に，何らか関連はみとめられないであろうか。

湖南は近世の生活要素として五つの要素を挙げているが，その第三について次のように述べている。

第三には，又支那の特別の事情で，外の民族の侵入を受けて，一時金や元に支配された時代が出来て来ましたが，それが不思議に支那の民族の内部から出た所の復古的精神と偶然に出合う時代が来て，徽宗皇帝庭園の中に禽獣を放し飼した時に，斯んなことをすると国が亡びると誰かがいったが，果して金に亡ぼされて一時野原になったのでありますが，それと同じに，金とか元とかいう民族の，野原に育って来た生活が支那に注ぎ込まれて来た。その生活はその連中からいえば原始生活の森林の中から出て来るものでありますから，何でもないのでありまして，自分等は自分等の生活をその侭支那に持って来てやるのであります。近代の清朝も同じことであります。併しながらそれは支那人から見れば復古的に原始生活に還ることになって来ております」[28]。

と述べて，近世中国における自然保存について語るのであるが，この風潮について，

これは満州人とか蒙古人といえば野蛮であるようでありますが，支那人からいえば，一

25）同上。
26）『支那上古史』第四章「西周の時代」。
27）同上。
28）「近代支那の文化生活」昭和３年７月　東亜同文会講演会講演，前掲『東洋文化史研究』に収録。

旦支那の国では人工を尽してしまったので，反動的に天然生活の必要を感じて，或地方に天然を保存することを考えなければならぬようになって来たのでありますから，これは一遍極端な人工的なことをした上の保存であって，復古的の天然保存の必要ということを支那人が考えるようになった[29]。

と総括している。つまり征服民族の natural な生活様式と中国人の復古の志向とが結びついて，新しい時代風潮を生んだというわけであって，これは周辺民族による反動が近世社会形成に一つの役割を果したことを意味するものであろう。

周辺民族の興起が中国文化にもたらす影響は，彼ら自身の生活様式だけでなく，むしろその武力による圧力が間接の原因をなす場合を考えなければならない。

それから引続いて元代となり，南人は殆ど大官には用いられず，蒙古人より圧迫されたので，蒙古人などの如き野蛮のものより全く隔離した自分たちの社会を作り，その文化を以って互に楽しみもし，相標榜することとなった。これが宋元に亘り二百年も続いたので，その間に一種の読書人の階級が成立し，それが明清にまでも及んで，現代支那文化の中心勢力が形成せられた[30]。

この文章の冒頭に「それから引き続いて」とあるのは，南宋時代に，妄りに官に就かないことを名誉とする民間の道学者一派の形成されたことを指している。これは近世社会の特徴の一つである知識人の政治離れを意味するが，これが周辺民族の中国支配の下で，ますます助長されたわけである。この政治と狭義の文化との関係については，後節で再論することになるが，ともかく周辺民族の中国支配は，暴力による痛みを伴なう。しかし湖南はそれが中国の社会発展にとって必ずしもマイナスではなかったとして，次のように述べている。

然し，梁（啓超）氏も云える如く，民族の文化が成熟するに伴い，単調に流れ，思想が統一され，其処に生ずる制度が動もすれば将来の発達を拘束せんとするに際して，之を一時破壊し撹乱して新しき文化を生ずる為には，多少の荒療治を要することは已むを得ざることにして，五胡十六国の乱の為に，支那の国民性に大なる変形を来したことの如きは，此の荒療治と看るべきものであって，之を圧迫とか蹂躙とか見るのは畢竟療治の際の苦痛を言い表したに過ぎない。実際は夫れに因って支那民族に新しき血液が注入され，新しき組織をつくりあぐることになったのである。元朝，清朝の如きは殊に支那全部に対する支配階級になったので，支那人は之を夷狄の統治として屈辱の感想を有てるも，其の実，支那文化の内消耗せられたる一部を補充し，若しくは支那文化の自然に趨くべき傾向を助成する作用を為したと考え得べきものである[31]。

29）同上。
30）『支那近世史』第16章「蒙古人の統治と支那社会」。
31）前掲「支那人の観たる支那将来観と其の批評」。

ここではむしろ周辺民族の中国支配が，中国文化の再生・革新に積極的役割を果したことが述べられている。

以上紹介してきたように，周辺民族からする反動作用の効果として，湖南はさまざまの場合を挙げている。それについての総括的な記述はないが，要するに，これらの例から中国側でもこの作用を受け止めて，さらなる文化発展の道を進んだこと，そしてこうした契機なしには，中国文化の持続的発展はなかったことを，知り得るのである。中国文化の様式が，これによって復古を志向し，自然に還ろうとしたこと等は，まさしく中国人の側における民族的自覚を意味するものであろう。これがより積極的に表現されれば，一種の nationalism を喚起することもあり得る[32]。ともかくも，文化とは自己の属する世界に対する自覚的意識の所産であることを，湖南は示唆しているようにおもわれるのである。

Ⅵ　歴史発展の道筋と現代社会

> 以上の各時期（上古，中世，近世前期，近世後期――引用者注）に支那の内部に出来上った文化の様式の異れることは事実であって，其の文化の様式により各時代の特色を生ずる。それを全体合せて観れば，一の支那文化発展史が出来るわけである。支那文化発展の全体を通観すれば，宛も一本の木が根より幹を生じ葉に及ぶが如く，真に一文化の自然発達の系統を形成し，一の世界史の如きものを構成する。日本人も欧州人も，各々自国の歴史を標準とする故，支那人の発展を変則と見るが，それは却って誤って居り，支那文化の発展は，文化が真に順当に最も自然に発展したものであって，他の文化によって刺激され，他の文化に動かされて発達して来たものとは異っている[33]。

各時代の「文化の様式」の総体が中国文化発展史を形づくるという主張であるが，湖南はその総体が「一の世界史の如きものを構成する」と言っている。しかも，その「世界史」的発展は，ヨーロッパ史や日本史と異なって「真に順当に最も自然に発展したもの」としている。すなわちここには，中国史を世界史的観点からとらえようという意識が，強くはたらいている。湖南は，世界史の発展をどのようにとらえていたのであろうか。

> 一体国民の一大現象即ち年齢から考えると，古代に有っていた或る種類の文化を漸次に失うと同時に，夫れよりも優秀なる文化を漸次に発展さして行くのが常である。古代の国民は何れも宗教に支配されて，宗教組織が国民文化の主要なるものであったが，時代が進むにつれ，宗教組織が漸次衰頽し，権力即ち武力政治組織が之に代り，更にまた進んで来ると富力即ち資本組織が之に代ると云うのは，何れの国でも多少類似した経過を採ってい

32）宮崎市定は中国近世の特色の一つとして国民主義を挙げ，元，明，清三朝のそれぞれが漢族内外から発した国民主義によって興ったとする（『東洋的近世』『宮崎市定全集』第２巻収録）。

33）『支那上古史』「緒言」。

る。其の頽廃するところの文化現象は常に多数人民に分配されて，新に全盛なる文化現象が，ある特別階級に占有されて発達するというのが普通であり，初めの宗教組織に支配されていた時には，僧侶即ち宗教家が中心階級であったが，信仰に関する知識の発達と同時に，信仰の勢力が各人に分配され，各人の自由に任せられることになって，宗教階級が頽廃した。其の次に武力階級が発達して政治の権力を独占したが，それに対して又参政権の拡張が行われ，遂に全人民が政治上に均等の権力を持つことになり，政治階級が現に頽廃しつつあって，目下は資本階級の独占に対する抗争時代である[34]。

この一節は，社会体制の変化という面から世界史の発展径路をやや類型的にのべたものであるが，興味深いのは，その変化を，特定階級の独占する権威や権力や富力の社会への分配という論理で説明していることである。これは文化の普及の仕方に対する社会面からの説明と言ってよいであろう。

この発展の図式を中国史に適用させるならば，どういう時代区分になるであろうか。

まず，中国における宗教の時代として，どの時代が想定できるであろうか。そこで連想されるのが，『支那近世史』の「この（六朝隋唐の――引用者注）の貴族政治は，上古の宗教的な氏族政治とは全く別物で，武人を中心とした封建政治とも別種のものである」（第一章「近世史の意義」）という一文である。「概括的唐宋時代観」では，「周代の封建制度とも関係がなく云々」とあるので，この「武人を中心とした封建政治」は周代を指すであろう。もしこの想定に誤りないとすれば，湖南のいう宗教支配から武人支配への転換は，殷周の際ということにならざるを得ない。しかしそれでは，上古を，殷周はもとより後漢の中期までとした彼の時代区分説とは大きく隔たることになる。以下この問題について，少しく憶測を加えてみたい。

湖南における上古という時代設定は，中国文化が中央から周辺に向って，外向的に発展した時代を指している。そしてこの運動は，後漢中期に極点に達し，中国世界は東アジア世界として一応の完結を見たのであった。とすれば，この時期そのもののうちに，世界史展開の論理，すなわち宗教から武力へ，さらに資本へ，という道筋が経過されているとも考えられる。具体的に言えば，殷周革命は宗教から武力への転移を意味する。春秋戦国期より資本の活動が開始するが，前漢武帝期に至ってそれは国家資本へと集約される趣きをもつ。湖南がそれを意識していたことを示す明文はないが[35]，上古時代は，いわば先駆的第一次的に，世界史の普遍的な発展径路を経験したのであって，それは湖南の叙述の中から構成することができるのである。

それでは，六朝・隋唐の中世については，どう考えるべきであろうか。

34）前掲「支那人の観たる支那将来観と其の批評」。

35）湖南が『支那中古の文化』（弘文堂，1947年，『内藤湖南全集』第10巻収録）の中で，前漢武帝の財政策の影響として，富の余裕を生じたこと，工芸の進歩，さらに奢侈の増大を挙げているのは，古代における「富力」を意味するかも知れない。ちなみに，ヨーロッパ古典古代に「古代資本主義」を想定する学説もあり，これと考え併せると興味深いものがある。

湖南は，上古から中世への転換期である後漢の社会について，こう述べている。

経学については，経師に家法があって，各々その家学を発展させることが前漢の学問の特色で，……学問が専門の家に占有せられて居て，その養わるる博士弟子員は役人になる為の学問をするのであるから，今日法律などをやり，官吏になる学問を修め道徳心の養われぬと同じく，博士の学により個人の道徳は養われない。役人にさえなれば漢の天下でも王莽の天下でも彼らには選ぶところは無かったのである。これ王莽に取って最も都合のよかった所以である。之に反して学問が民間に移り之と反対の結果を見たのは後漢の末で，此時は学問が民間に行われ，真に道徳を発展せしめ，それが争乱の本とはなったが，個人としての人格を作り上ぐるに役立った。前漢末にはそこまで至らなかったのである[36]。

上に「争乱の本」というのは，党錮にかかわった清流人士が学問上の主義にもとづいて宦官勢力を攻撃したことを指すが，ここでは，王莽までの儒学修得が官吏になる為であったのに対し，後漢では，個人の人格を作り上げるものとなったことを強調している。そしてそれは学問が特定の専門の家から民間に普及した結果だとしているが，これは前漢から後漢に至る過程に，指導層のあり方が変化したことを示すものであろう。前述した宇都宮の時代格の概念をもってすれば，政治性から自律性への転換である。この転換は，社会上どういう現象を生み出すであろうか。

当時（後漢時代――引用者注）は上官と属官との間は君臣の如くであって，属官が上官の為に骨を折り，その禍を救うに身を顧みず，上官の為めには父母と同じ喪の礼をとるものがある[37]。

いわゆる故主一故吏の関係はここから生れるのであろう。そうした犠牲的行為は，一面で自己の名誉を求めるためであって，これが清流運動となって行ったことを，湖南は指摘している。

後漢には学問をする者の数が殖え，元来あったあらゆる学問の系統や気分が皆儒学に入ると，遊侠のような気分までが儒学に入り，名誉を尊ぶ風が起り，その結果士人と宦官との衝突となったのである。これが騒動の因であるが，これは決して悪い騒動ではない。中央に悪人があり，之を抑える力が無かったので，輿論で之を抑えるに至ったものである。……儒学の教うる真の結果は十分ここにあらわれたのである。これは文化上から観ると，支那上古以来つづけて来た文化はここに一段落を告げたものであって，支那上古史は此で終るべきものと思う[38]。

輿論とは，人間に対する人間の評価を基礎に発生するものであり，その評価の中心をなすも

36）『支那上古史』第10章「前漢の時代」下。
37）『支那上古史』第11章「後漢の時代」。
38）同上。

のは道徳的評価である。人びとの名誉を求める心は，輿論によって社会の良い評価を得たいと望む所に生れる。こうした個人の道徳性を媒介として，種々の社会結合がなされるようになったのが，後漢以後の特徴であると言える。湖南が，王応麟の『困学紀聞』の記事によって，当時尊敬する有徳の名士に服事する風潮があったことを指摘しているのも，その一つのあらわれと見ることができる[39]。

このような人格的結合は，民間において成立し，しかも個人の道徳を媒介とするものであって，国家権力がこれに介入するものではない。後の六朝貴族制の出発点もここにあり，このようにして上古時代は完結し，中世時代が始まるのである。

さて，湖南のいう宗教・武力・富の諸原理からすれば，このような人格的結合にもとづく中世社会は，どの原理の時代に当るであろうか。宗教の時代は神権によって人を支配する時代であるが，武力は人間的な権力によって人を統制するものであり，いわば人と人との関係が表面に露出したものである。この武力の中には，純粋な軍事力ばかりでなく，知識・道徳などの人格的な威力，あるいは官僚機構や行政組織などの政治システムやそれを統括する皇帝権力など，すべての世俗的な強制力を含むであろう。湖南が武力階級をまた政治階級とも言い換えているのは，この意味であろうと考えられる。

こう見てゆくと，中世時代は正に武力の時代である。では，例えば上古に属する秦漢帝国時代は，武力時代ではないのかという疑問を生ずるが，これについて，以下のように解答することは不可能ではないであろう。さきに推測したように，上古時代にも，宗教・武力・富の各段階が先駆的に経験された。しかし大局的に見れば，上古時代は全体として宗教の時代である。神意によって国の行為を決するのは殷王朝において最も完全に行なわれたが，周代もまた祭政一致の色彩は濃厚であり，それとの関わりで生まれた口頭伝承・記録は経典となって集成され，儒家以下の諸子は，それらの経典をひっさげて君主の登用を求めたのであった。前漢武帝以後の儒家一尊はその総決算であり，政治は儒学によってリードされるに至った。この経過の中で神権政治の色彩はしだいに希薄になってゆき，反面世俗化の傾向を増したことは否めないが，宗教の時代という枠組みは，完全に脱し切れなかったのではなかろうか。経学が特定の家によって独占されていたことは，湖南のいう宗教階級の最後の姿と見ることも不可能ではないであろう。そして最後に王莽の復古政治が出現して，この時代のフィナーレを飾ることになるのであろう。

学問の普及は神権支配の時代を人格支配の時代に転換させることになり，ここに中世の武力時代が訪れる。ではこの時代は，いつまで続くのであろうか。さきに紹介したように，湖南は，「其の次に武力階級が発達して政治の権力を独占したが，それに対して又参政権の拡張が行われ，遂に全人民が政治上に均等の権力を持つことになり云々」と述べている。これは世界

39）前掲『支那中古の文化』第四講「学問の効果と中毒」。

史の一般論であるが，中世から近代に至る過程で，武力による政治階級が没落してゆくと考えているようである。では，中国史の具体的な展開の中で，それはどう具現するのであろうか。ここで，彼の独特の近世論に注意を払わなければならない。

湖南は，近代――彼は近世と近代の二つの言葉を区別せずに使用するが――の特徴の一つは「平民発展の時代」という点にあり，いま一つは，「政治の重要性減衰」にあるという[40]。ここにいう「政治の重要性減衰」とは，平たく言えば，いかにして人民を服従させるかという問題が重要とされなくなった時代，という意味である。

> 平民時代になって来ますと，だんだん平民の生活の要素が豊富になって来ます。平民が人に服従する為の必要でなく，自分の生活の為に道徳を必要とするようになり，平民が知識を持つようになり，平民が趣味を持つようになって来ました。斯ういうことは貴族時代には平民には大して必要がなかったのみならず，又持ち得なかったものであります。貴族時代には平民は唯税を搾り取らるる道具みたようなものであったのでありますが，それがだんだん銘々に貴族が持って居ったものを持つようになって来た[41]。

つまり，文化が支配階級の独占物でなく，平民にもそれが享受されるようになって，他者を支配することに重要な意味がなくなったというのである。そして湖南は，こうした傾向が，近世の開始期すなわち宋代あたりからしだいに現れて来たとする。

こういう意味でいうと，政治とは野蛮な行為である。近世になると，官僚はそうした行為に熱中するより，むしろ自分の趣味生活を高めようと努力する。元や清などのいわゆる征服王朝時代に，かえって中国文化が発展したことは前述したが，この場合も結果として政治支配という社会機能――これも広義の文化に含まれるが――を征服者に委ね，中国人は狭義の文化に専心するという現象を生んだ。これも結果的「政治の重要性減衰」に一役買ったことになるであろう。

> 支那人は其の漸次失いつつあった階級の文化（つまり政治――引用者注）を他の民族に任じつつあったと云うことは，即ち権力が屡北方の野蛮種族に移った所以であって，実際は蒙古人でも満州人でも，支那人に比しては最初は皆適当な統治力を有っていたが為に，政治上支那を支配するに至ったので，元朝，清朝に於て，支那人が政治の権力を異民族に奪われたと云うことは必ずしも悲しむべきこととは云われない。寧ろ支那人は自国民の時代現象から云って，特に発展せんとせる新文化即ち芸術の如きものに力を専らにし得られるが為に，自己に不適当なる政治事業を他民族に譲って，之を負担させたと云っても宜い

40）前掲「近代支那の文化生活」。
41）同上。

のである[42]。

元・清などの征服王朝は，中国文化の影響を受けて民族的自覚を高め，中国全土を支配するに至ったもので，それ自体が武力による政治勢力であるが，中国人の方は，すでにそうした時代から徐々に遠ざかって行きつつあったので，これを補完する役割を果したというのである。中国社会の総体からすれば，これは「野蛮な」武力政治がもはや全面的には機能しなくなっていることを示すものである。

武力政治の完全な解消は，さきの文章に見られるように，国民の中に参政権の拡張が行なわれ，全人民が政治権力を均等に持つようになって，始めて達成される。近世の王朝時代の中国で勿論それは実現すべくもないが，ただし，

> 明以後，科挙の及第者は非常に増加して，或時は三年に一度であるけれども，数百人を超え，ことに応試者は何時でも一万人以上を数うる事となった。即ち君主独裁時代に於て，官吏の地位は一般庶民に分配さるることに於て，機会均等を許さる事となったのである[43]。

といった情況において，湖南は参政権の先駆的現象をとらえている。勿論，機会均等とはいうものの，庶民のすべてが任官の条件を有していたわけではなく，財力と学力とが不可欠であるが，逆に財力と学力さえあれば，この機会を享受することは可能なのである。かつて身分出自を必須条件としていた貴族政治と比較すれば，このことの意義はおのずから明らかであろう。

庶民の政治参加の問題に関連して，湖南は胥吏による末端行政の壟断をも指摘している[44]。かくて任官者は上に独裁君主あり，下に胥吏があって，その中間で職務の傍，趣味の生活に心を費やした。これが近世文化を高度に推進する役割を果すわけである。そこには一種爛熟頽廃の傾きさえ感じられるのであるが，湖南は武力政治に価値を置かず，文化生活を享受しようとする時代の風気に，むしろ近代への傾斜を見出すのである。

近代への傾斜ということになれば，資本の社会制覇を発想するのが，常識であろう。湖南もそのことを軽視していないことは，前に見たとおりである。しかし彼は，世界の現況を，「政治階級が現に頽廃しつつあって，目下は資本階級の独占に対する抗争時代である」と評している。つまり，政治支配のみならず資本の支配もまた，大きくゆらいでいるというのである。

これに対して，中国はどうであろうか。

> 支那は特別の事情から資本階級の発達は余り著るしく現れなかったのであるが，其の資本階級の次に来るべき趣味の発達は既に他の国民に比して，古くから行われていた。そし

42）前掲「支那人の観たる支那将来観と其の批評」。なお，この論理は，湖南が辛亥革命以後の中国について考えた国際管理論につながってゆくことになるが，この問題については改めて慎重に考察する必要がある。

43）前掲「概括的唐宋時代観」。

44）『支那論』（創元社，1938年，『内藤湖南全集』第五巻収録）第1章「君主制か共和制か」。

て支那の中心階級になるものは，随分久しき以前より既に此の趣味即ち芸術を中心とした時代を形づくらんとしている。他の国民は現に政治階級が全く衰亡せず，資本階級が全盛を極め，趣味の階級が支那程に十分に興っていない[45]。

これによれば，湖南は資本の後に来るものとして趣味（芸術）の時代を予測し，中国は資本の発達は遅れたものの，趣味の時代はつとに到来している，という。つまり，中国は未来世界を先取りしているというわけである。

この趣味の時代は，今日風に言えば，post modern ということになるであろうか。湖南の「民族の文化と文明に就て」[46]は，欧米の現代文明を痛烈に批判した文章であるが，その一方，「近代支那の文化生活」では，それと対照的に，中国人が近世の長い時間の中で育んできた趣味の生活を詳しく論じている。その中で，この「平民時代の生活の新しい様式」を五項目に分けている。これをまとめて言うと，それは大衆によって享受される文化生活であるが，民族生活の永続から，むしろ古代に復帰し，自然に還ることを基調とする。すなわち，いたずらに進歩に趨らず古代文化を再評価し，また自然から富を奪うというやり方でなく，自然を保護し，自然と協調する生活を営んできたという。

こうした生活様式の中心にあるのは，趣味つまり芸術心であるが，彼ら民衆はまた，他人に服従するためではなく自分の生活のための道徳をもち，また知識をもつ。つまり知・情・意という人間精神のはたらきを，民衆がその主体において発揮することこそが真の近代であると主張したのである。

そうした社会を実現する力はどこにあるであろうか。湖南はやはりそれを人びとの自覚に求めたのではないかと私は想像する。現実の情況から言えば，彼がこのような議論を展開していた時期の中国は，渾沌として咫尺を弁じない政情にあった。湖南が辛亥革命後の中国の政体について，もはや君主制に帰るのでなく，共和制の道を進むのが歴史の大勢だと主張したのはよく知られているが，しかし現実には共和制を支えるべき実体は，まことに貧弱なものであった。彼は袁世凱政権についていう。

（こうした袁政権による行政改革は）理論としては或は宜いかも知れぬけれども，中々容易に実行は出来ない。又実行出来た所が，支那の民政上の根柢の弊害が除かれない以上，即ち人民が自ら支那の国民であるということを自覚して，そうして強い愛国心を生じない以上，いろいろな小細工をやっても，決して其の成績が挙がるべき見込はないのである」[47]。

又いう。

45）前掲「支那人の観たる支那将来観と其の批評」。
46）前掲『東洋文化史研究』『内藤湖南全集』第 8 巻収録。
47）前掲『支那論』第 3 章「内治問題の一」。

要するに今日の支那の内治の問題は，其の当局者なり，人民なりが国に対する義務を感ずる道徳心の問題であって，小さい行政上の制度変更や何かのような末の問題ではないのである[48]。

これは民衆の参政，つまり政治権力の分配に対する当時の民衆自身の主体的意志が薄弱であることを慨歎したものである。新しい近代社会の創出にも，民衆の自覚が必須だというのである。このおもいは，辛亥革命から十数年経っても消えることがなかった。

少くとも政治の競技を，競技者として迄民衆を引き入れなくとも，少くとも見物人として民衆を引き入れる様にすれば，支那の政治組織は根本から変るのである[49]。

政治組織が根本から変ることがなければ，国家は，軍閥や政客の食い物にされてゆくだけであって，武力的政治権力の残滓はいつまでも無くならないであろう。本来，中国歴史は，一千年前からこのような政治支配の意義を相対化し，文化生活を最上の価値とする段階に到達していたはずである。しかしまた，その長期にわたる政治からの疎外状況がかえって重圧となって，民衆の政治的関心を振起させることができない。当時における湖南の苛立ちは，『支那論』と『新支那論』の両書に色濃く投映されている[50]。

とはいえ，彼において中国の未来は，民衆によって支えられるべきものであった。その近代民衆の基本形は，工業労働者ではなく，農民でなければならない。

一方に於て文化階級が地方の読書人即ち樸学者迄達して居り，一方に於て商人階級に迄達して居り，そして経済組織の新らしき変化は，先づ工業等の起る前に原料の生産者たる地方農民の発達を促がすということがわかりきって居る以上は，支那の新らしき文化階級は労働者の如き種類ではなくして農民であるべきことは想像するに難くない[51]。

武力的政治階級の衰退に対応して形成される文化階級は，すでに地方読書人から商人階級にまで及んでいるが，この方向はさらに農民層へと進んでゆかなければならない。それは近代の経済的発展の中で原料生産者として一定の富を獲得し，その経済的余裕の下に，国民としての自覚に立ち，文化生活を自主的に営んでゆく人びとである。これが，湖南が中国人に期待した近代国民像であった。

内藤湖南の上古から近世に至る中国史の省察は，ここに現代世界の映像を結んだのである。それは今日の中国の実情とは遠くかけ離れているかも知れない。しかし今日の情況は，数千年の歴史のいかなる発展の結果なのであろうか。そのことが明確にされない限り，湖南の構想はなお未来に対する予言的意義を失なっていないと考えられるのである。

48）同上。
49）『新支那論』（『内藤湖南全集』第5巻）第2節。
50）拙稿「戦後の内藤湖南批判について――増淵龍夫の場合」（前掲『内藤湖南の世界――アジア再生の思想』参照）。
51）前掲『新支那論』第6節。

Ⅶ　結語

戦後における歴研派と京都学派との論争は，単に中国史の時代区分をどう考えるかという点の対立にあっただけでなく，その背後に，歴史の方法における相違が横たわっていた。従来このことについてほとんど注意が向けられず，論争を回顧する場合にも，共通の論題となった大土地所有の理解問題のみに限定して取り上げる傾向にあった。貴重な戦後の論争が，その後どうして歴史の方法の問題にまで展開してゆかなかったかを考えると，戦後における歴史学界の未熟さが反省されるのであるが，ここではこれ以上この問題に言及することを避けたい。

ただ，この未熟さが，今日までどこか尾を引いているということはないであろうか。湖南は歴史を文化の発展史と考え，その文化の様式が各時代を特色づけるものとした。そこには，歴史に対する総体的な視点がある。さらに，文化は人間の自覚がこれを創造するものとした。これは，歴史に対する人間の能動性を前提とした考えである。以上の総体的な視点と人間の能動性とを根拠として，彼は中国史を上古から近世さらに未来に向う世界史の筋道をえがき出した。ひるがえって今日の研究情況はどうであろうか。研究者の視野が対象の個別性を超えることができず，また歴史創造における人間の能動性について考察することも少く，したがって，なかなか生きた時代史を構成するに至らない。とすれば，中国全史の発展の道筋を明らかにすることは，到底不可能である。今日の中国史研究に，もしもこのような傾向があるとすれば，何時まで経っても，新しい中国史の全体像は立ち現れて来ないであろう。

こう考えてくるとき，我々今日の中国史研究者にも，やはり一種の自覚が要求されるのではなかろうか。そうした認識を抱く者の前に，ほとんど一世紀も前の内藤史学が，かえって新鮮な相貌をもって立ち現われて来るのである。

内藤湖南の『文化』史について

葭　森　健　介

はじめに

歴史学はある過去の事象を客観的に検証し，史実を探ってゆくと共に，歴史の変化を追うことからその発展の背景にある法則性を解明するという役割を担ってきた。内藤湖南は「文化」を基点に据え，文化の変化を以て日本の歴史学上はじめて東アジア史（東洋史）の時代区分を行った人物である。それ故，後世の歴史学者は彼の史学を「文化史」と呼ぶ。一般に「文化史」というと，芸術や文学，学術といった分野が想起され，受験勉強の影響か学生からは芸術，文学，思想に関する人名や作品名の名前などを並べただけの歴史の如き印象を持たれている。さらに，戦後日本の歴史研究は唯物史観の影響を強く受け，生産関係を指標に時代区分を行うことが科学的と考えられ，こうした観点から時代区分論争が繰り広げられた。その結果，「文化」を指標に時代区分を行おうとする試みがなされないだけでなく，「文化」が歴史の中でいかなる意味を持つかということすらあまり顧みなれなくなった。しかし，湖南に限らず，内田銀蔵や原勝郎ら京都大学で近代歴史学の創生に関わった「京都文化史学」といわれる歴史学者達は，明治末期から大正にかけて「文化」を尺度に，日本や中国の時代区分を行い，日本の近代歴史研究の基礎を築いた[1)]。彼等がもし狭い意味での culture ――文芸, 芸術で時代区分を行ったのであれば，現在なお影響力を持ち続けていたであろうか。戦後一時期主流であった唯物史観が影響力を失い，歴史学の方向性が定まらないまま，学問が細分化が進む今日，我が国の歴史研究の源流の一つである「文化史」の視点に立ち返ってみることも無意味ではないように思える。本稿では，内藤湖南の「文化史」に対する考え方を分析することを通じ，内藤史学の特質を再論すると共に，「文化」を歴史のテーマとして取り上げることの現代における意味を改めて考えてみたい。

Ⅰ　文化史研究と趣味としての文化――絵画史研究を通して――

湖南の文化史に関わる代表的著作の中に中国の絵画の歴史を通史的に論ずると共に注目すべ

1）拙稿「内藤湖南と京都文化史学」（『内藤湖南の世界――アジア再生の思想』河合文化教育研究所刊，2001所収）

き絵画について論評を加えた『支那絵画史』がある[2)]。その他，全集十三巻に『絵画史雑纂』[3)]として収められた中国や日本の絵画についての考察や美術研究に対する論評，『日本文化史研究』所収の「日本の肖像画と鎌倉時代」等多くの美術に関する著作も残している[4)]。確かに湖南自身も美術作品ついて高い鑑識眼を持っていたことは，彼が取り交わした書簡からもうかがわれる[5)]。湖南の絵画史研究が彼のたぐいまれな文化的素養に裏打ちされていることは言うまでもない。日本でも中国でも，古くから書画に対する骨董趣味はあったし，画論も発達していた[6)]。しかし，絵画を文化史の研究対象とするには，骨董趣味や鑑識眼があると言うだけでは不十分である。湖南は趣味の世界にあった絵画を文化史研究の材料へと変化させた。まずその絵画史研究を取り上げて，湖南にとって文化を研究すると言うことはどういうことなのかを確認しておきたい。

湖南は大正十年頃盛行した日本の画家が中国に旅行して中国を画題に絵を描く風潮について，見聞を広めるという意味では肯定しつつも，「更に進んで支那の画家が支那の山水を如何に観，又これを如何に筆に現はすかといふ其の表現のしかたに就いて，それが時代によって如何なる変化があるかといふやうなことを体得して，自分の研究に役立たせて居るらしく思はれる日本画家が今日殆(ほと)んど絶無であることは不思議な位である」と画家の中国絵画と向き合う姿勢を批判している[7)]。彼は近世期の中国絵画の特徴を論じた上で，中国絵画に対する正しい見方について以下のように述べる。「それは第一に支那の近代画家の感ずる趣味と，日本の現代画家の感ずる趣味との間に大なる相違のある点である。其原因の一つは，普通世に言ふ所の地理的の関係，即ち支那人の趣味は大陸的であり，日本人の趣味は島国的であるといふ事で，これらも確かに彼我相違の一要素であるが，更に又時代に懸隔のあるといふことも，大(おおい)に考へなければならぬ点である」[8)]と。湖南は地域の違い，時代の違いをふまえて中国絵画をみることの重要性を指摘しているのである。こうした湖南の発言の背景には，各時代の絵画の特徴を実際の資料に基づき分析し，その変化を追ってきた湖南の絵画史研究の姿勢と実績がある。その一例が漢代の絵画に関する研究である[9)]。明帝が後漢の功臣を「雲台の二十八将」として描かせる等，宮殿の壁画や巻幀のたぐいに人物の肖像画が書かれていたとの記載が『漢書』や『後

2）『支那絵画史』弘文堂刊，1938（『内藤湖南全集』13巻所収，以下『全集』と略す）
3）『全集』13巻，同前。この部分は全集編纂の際に関係論文をまとめたものである。
4）「日本の肖像画と鎌倉時代」（1920年史学地理学同攻会講演，『日本文化史研究』弘文堂刊，1924所収，『全集』9巻再録）
5）『全集』14巻の書簡，また内藤家所蔵の湖南宛書簡。同書簡については本誌名和悦子氏論文参照。
6）『全集』13巻参照。
7）「日本画家は如何に支那を観るか」（『大毎美術』第16号，1924，『全集』13巻所収）
8）「近世期の支那画」（『東洋』第25巻10号，1922，『全集』13巻所収）
9）「支那絵画史講話，一，漢代以前の絵画」（『仏教美術』第6冊，1926），「支那絵画史講話，二，六朝の絵画」（『仏教美術』第7冊，1926）共に『支那絵画史』（前掲）に所収。

漢書』等にある。しかし，大正以前において見ることの出来た実物の漢代の絵画は画像石しかなく，そのため漢代の絵画のレベルは簡単質朴なもの考えられていた。これに対し，湖南は1925年に発掘されたばかりの平壌郊外石巌里の五官掾王旰墓の漆盤に描かれた男女の神像，龍虎図をふまえ漢から六朝にかけての絵画についての文章を1926年に発表した。湖南は「従来武梁祠の画像石などに依って漢代の画を想像して居ったことの甚だしく謬ってゐることを知ることが出来，又其の青龍・白虎の絵を高句麗古墳の四神の画及び隋鏡の四神の形に比べて，その技巧に大差の無い所を見れば，後漢の初め頃には，芸術の発達が殆ど已に最高潮に達して居り，唐代に呉道子などが出て画風を一変する頃までは，其の中間甚しき変化が無かったのではないかといふことを思はしめる」と指摘する。その一方，画工が出現して画を描くことが盛んになり始めたのは後漢末以降のこととし，前漢末の王昭君にまつわるエピソードで有名な画工毛延寿の存在については疑問を呈した。この指摘も1924年にヨーロッパ旅行の際，大英博物館で実際に目にした顧愷之の『女子箴図』等を通して行った六朝から隋唐の絵画に関する具体的な考察に裏打ちされている。

朝鮮半島における古墳の発掘は1910年代に急速に進み，1910年から11年にかけて高句麗の壁画古墳が発見された[10]。また，1916年に関野貞等によって平壌郊外にある彩篋塚古墳，石巌里古墳の調査が行われ，1925年の小泉顯夫等による本格的な発掘で漆器に描かれた絵が見つかる[11]。また，1925年同時に東京大学の調査隊によって発掘された石巌里の五官掾王旰墓でも絵の描かれた漆盤が発見された[12]。湖南はこうした最新の発掘の情報をいち早く手に入れ，1913年には彼自身みずから朝鮮に行き，高句麗の壁画墓の現地調査を行った[13]。また大英博物館に行った際に特別に顧愷之の絵とスタインが蒐集した中唐美人画及び四神の内の一種を見たとの日記が残っている[14]。そして，五官掾王旰墓発掘の翌年（大英博物館の調査の翌々年）に前述の文章を発表した。このように湖南は決して文献のみに頼るのでなく最新の情報を手に入れ，現物の実地調査を行った。このことは湖南の学術情報に対する鋭敏な感覚，実物を見ようという旺盛な探求心と共に，絵画を文化史研究の材料として扱う上で資料批判をしっかり行い，客観的に分析しようとする研究姿勢を示すものといえよう。

また画風の変化を各時代の社会状況をふまえて説明するところに湖南の絵画研究のもう一つ

10）東潮・田中俊明『高句麗の歴史と遺跡』（中央公論社刊，1995）等参照。

11）小泉顯夫他『古蹟調査報告第一　楽浪彩篋冢』（朝鮮古蹟研究会刊，1934，朝鮮考古資料集成補巻1として再販，出版科学総合研究所刊，1985）発掘報告が出版されたのは1934年だが，湖南がそれ以前にどれほどの情報を入手していたかは不明である。

12）原田淑人，田沢金吾『楽浪――五官掾王旰の墳墓』（東京帝国大学文学部編，刀江書院刊，1930），湖南が論文を発表したときは報告書も出ていないにもかかわらず詳細な情報を得ている。この発掘を計画したのは湖南と親交のあった黒板勝美であるのでその当たりから情報を得ていたのかも知れない。

13）「高句麗古墳の壁画に就て」（大阪朝日新聞社主催国華社講演会講演，『支那絵画史』（前掲）に所収）

14）「航欧日記」（『全集』第6巻所収，9月24日の記載）

の特徴がある。湖南は唐から五代にかけての絵画の変化について「支那文化は唐末五代から一変したが，殊に社会状態が著しく変化し，これが絵画の変遷状態とも極めてよく一致してゐる」と指摘した。すなわち水墨画の流行について，「若し絵画と社会状態との一致すべき関係を求むれば，此頃から支那化した仏教として禅宗の興ったことは注意すべきである……当時から禅宗の語録には，白話即ち俗語を用うることが見えてゐる。かくの如き宗教上の思想が，貴族でない知識の乏しい平民階級に弘まり，これが他の状態に波及して，新しい文化状態を形成したのかも知れない。唐代の絢爛（けんらん）たる文化に対して，粗樸（そぼく）なものを尚んだ新しい気風だとも見える」[15]と述べる。一方宋代以降有名な画家は肖像画を描かなくなる。これについて湖南は「司馬温公に書儀といふ著述があるが，之に依ると，士大夫の家には皆影堂があって，之に肖像を置く風がある。それ故，その才能が無い画家も，職業の為に肖像画を画くやうになったと見える。此等は宋代に肖像が殊に衰へた原因の一かもしれない」と分析する[16]。このように湖南は中国絵画の流れを，社会の変化及びそれと文化の関係をふまえて理解しようとしたのである。これは絵画を趣味として鑑賞すればよいという単なる美術愛好者発想では及びもつかないことであり，文化史を歴史研究の中心に据えようとした湖南の研究態度とも関わるように思える。それが本章の初めに引用した中国に渡航し，主観的に中国文化をとらえようとする画家たちへの厳しい批判となって現れたのであろう。では湖南のこうした文化研究に対する態度はどの様にして形成されたのであろうか。彼の清朝及び江戸についての学術について書かれた著作を手がかりに，湖南が前近代の日本や中国の文化研究をどう総括し，どの様にして如上の研究手法を生み出したのかについてみておきたい。

II　湖南の文化研究の原点――近世学術論を通して――

湖南は江戸時代の学術を論じた『近世文学史論』[17]や『先哲の学問』[18]，清代の学術，文学を論じた『清朝史通論』[19]，中国の史学の発展と展開を論じた『支那史学史』[20]，中国の書誌学の流れを通史的に論じた『支那目録学』[21]，書誌についての知見を記した『目睹（もくと）書譚』[22]等を著している。これらは湖南の中国・日本の学術に対する造詣の深さと読書量の豊富さを背景としたものであるが，ただ自分の知識を並べただけのものではない。湖南の初期の著作として注目される

15)「支那絵画史講話，五，五代の絵画」(『仏教美術』第14冊，1929，『支那絵画史』(前掲) 所収)
16)「支那絵画史講話，六，北宋の画家及び画論」(『仏教美術』第15冊，1930，『支那絵画史』(前掲) 所収)
17)『近世文学史論』(近日本社刊，1897，もとは1896年大阪朝日新聞に連載された「関西文運論」，『全集」第1巻所収)
18)『先哲の学問』弘文堂刊，1946，『全集』9巻
19)『清朝史通論』弘文堂刊，1944，『全集』8巻，1915年の講義録。
20)『支那史学史』弘文堂刊，1949，『全集』11巻，1919年から1915年の講義録。
21)『支那目録学』1926年の講義録，刊行されず『全集』12巻に所収。
22)『目睹書譚』弘文堂刊，1948，『全集』12巻

のが『近世文学史論』である。この著作では多数の江戸時代の儒学者，国学者が取り上げられ，その学問の特徴が書かれている。といっても人名とその著作の内容がただ羅列されているというのではない。読んでゆく中で，江戸の学術の発展の道筋とあるべき思想・文学研究の方法についての湖南の考えが読み取れる[23]。

湖南が江戸の儒学者の中で江戸時代となり朱子学が盛行する中で「伊〈伊藤仁斎〉物〈荻生徂徠〉二氏一人赤幟〈王朝創始ののぼり〉を建てゝ，思想独立の先駆たり，偉なりと謂ふべきのみ」と仁斎と徂徠〈物部氏を先祖持つと称して物氏を名乗る〉をとりわけ高く評価した。伊藤仁斎は当時流行していた朱子学〈程朱学〉の観念的な経典理解を「仏老〈仏教道教思想〉に浸淫して，孔子の旨に違う」として排斥し，原典に立ち返って再検討しようと「始めて復古の学を倡」えた儒学者である。彼はこうした立場から『論語古義』『語孟字義』等を著す一方で，京都に古義堂を建て，弟子を教育した。湖南は彼の徹底した経典の読み込みについて「皆其の独り自から沈潜反覆，之れを心に求めて，之れを己より出す者たり」，「読書紙背に透る，器識曠世と謂ふべし」と称えている。また，仁斎の子の東涯についても，「博洽精緻，亦其（仁斎）の緒業を恢張するに足る」と評している。また，古文辞学という学問を作り上げた荻生徂徠については「経義を古文辞の間に求め，所謂聖人の道を以て，詩書礼学の教に在り，事功苟くも立たば，心性に論ずることなしとし，その博弁宏才，史伝律令度数方伎に至るまで，旁渉して兼通せざるなく，以て一代の才能を推倒す」と評価する。その後徂徠の学風を継承した弟子たちはそれぞれ自己の見地から原典に調べ，新説を立て，旧説を批判するという風潮が起こる。その結果，徂徠の系統をくむ儒学者は玉石混淆であったがその中から湖南が「聡明出群」「日本で第一流の天才」と称える富永仲基が出現する。仲基は仏典を考究した『出定後語』を著して「元に何か一つ初めがある，さうしてそれから次に出た人がその上のことを考へる。又その次に出た者がその上の事を考へる。段々前の説が詰らないとして，後の説，自分で考へたことを良いとするために，段々上に，上の方へ上の方へと考へてゆく」という「加上」の原則を発見したと湖南は評価する。仏典を客観的に分析することで「思想の上から歴史の前後を発見する方法を立てた」[24]こと，すなわち客観的分析をふまえ歴史を理論化，体系化したことが「大天才」と評した理由なのである。湖南はさらに水戸藩が行った『大日本史』の編纂事業も「亦当時文学の一大偉観なり」と評価した。つまりその編纂に当たって「文書の探索，人を四方に派して，金匱石室，到る処に秘を発せしを以て，為めに殆ど一世を傾倒して，継絶興廃の風を策勵し，稽古の学，勃然として茁芽するを致せり」とその徹底した資料収集の姿勢を評価する。また，理想を追いかけ政治家としては失敗に終わった新井白石についても「彼土（中国）聖王制礼の意を精究して，之を国家生民而還の変遷に稽へ，以て治平の経綸に試用せんとせる

23)『近世文学史論』(前掲）以下江戸の学術については断らない限り同書による。
24)「大阪の町人学者富永仲基」(『大阪文化史』1925,『先哲の学問』前掲再録)

は，唯だ白石を堂々たりと為す，亦史学の炬眼精識，以て之を裨くるある也」と古典を調べ歴史を分析し，それを現実の政治に活かそうとした態度を評価する。

湖南は観念的，主観的な解釈で自説を立てる朱子学と，仁斎，徂徠に始まる客観的分析を行う古学派の学問が絡み合いつつ幕末へと向かう流れとして江戸の儒学を描き出している。その中で特に高く評価するのは，仁斎や徂徠に始まる古学，水戸藩の修史，新井白石の史学など資料に基づいた客観的な論証を目指す手法，さらに富永仲基にみられるような資料を通して理論を組み立ててゆくという近代合理主義的な研究姿勢である。

湖南は江戸の国学も「以て儒学に雁行すべし，而して其の発達の際儒学と或は相縁り，或は相斥く，前後転換の大関鍵は，則ち荷田春満，賀茂真淵に在り，猶ほ儒の伊物二子あるがごとき也」と述べ，儒学と同様の傾向を持っていたと理解し，儒学で仁斎や徂徠が果たした役割を国学で担ったのが春満，真淵であったとしている。春満は「国学の復古を以て任じ」た先駆者であり，「国史私記，古文古歌，兼綜して該通せざるなく，史の神代巻，万葉集に於て実に卓として一家を成」す人物と評価する。また，かれが和歌に対し「中世以降，淫靡風を成せるを憤り，一生恋歌を詠ぜざる」という態度を取ったことは徂徠の漢文の「通達円滑」を愛したことと同じとする。さらに彼は「皇国の学」，すなわち『日本書紀』，『万葉集』，『六国史』『三代格式』，『古今集』を学ばせるための学校の設立を建議したことを挙げ，この原典に立ち返り国学の研究を始めるという点においても仁斎や徂徠の復古学と同じ志向を持ったものと理解する。この春満の学問を引き継いだのが賀茂真淵である。真淵は『万葉集』を熟読し，先ず古言に精通することから始め，これを基礎に『古事記』『日本書紀』に記載される器物輿服等を調べる。これにより神代の風俗が明らかになり神皇の道を正しく知ることになると考えた。湖南は真淵が「語釈に由りて古道に進むの義を建て」たことは，徂徠の古文辞学の創始と同じ方向で，真淵が春満を師と仰ぐが「必ずしも師教に拘泥すべからずを道ふ」という態度を取った点についても儒学の古学派の「師弟の義を重じて，而して各発明あり，敢て墨守せず」という姿勢と同じものと解釈する。そして，こうした国学の復古的な学術を一つの頂点へと導いた人物と本居宣長を位置づける。真淵は日本の古典から「漢意を浄刷」，つまり漢学から受けた影響によって書かれた要素を取り除き，日本古来の思想である「古道」を明らかにしようと試みた。しかしこれは宣長が「公然〈日本〉書紀の漢習の病を斥し，敢て舎人親王の剪裁を議」し，「古言に由りて古史を解し，古俗に徴して古道を明らむる学を大成す」ることにより初めて完成する。湖南は宣長の『古事記伝』を「上世の言語風俗，器服礼文，身処して而して目睹するが若し」と絶賛する。さらに「其の古道を主張するや，之を産霊神の産霊に帰し，諾冊二神之を肇めて，天照大神承けて而して之を保つ所と為し，天皇の大御心を心として其の詔命を敬奉し，其の恵沢に頼りて各祖神を齋祀し，克く其の分を尽して，歓楽を以て世を終るに在りと謂ふ」と産霊の思想の論理を構築した点に注目する。産霊思想とは古道の基本は『古事記』の最初に登場する造化三神（天之御中主神，高御産巣日神，神産巣日神）の産霊に帰すのもの

で，この産霊の力はイザナギ，イザナミ，さらに天照大神を経て，天皇へと繋がり，神国日本の基礎となるという良きにつけ悪きにつけ，後世に多大の影響を与えた思想である。さらに宣長はこの産霊とは言葉を結ぶことであるという意味にも解釈して，独自の文学論へと発展させる。このように宣長が『古事記』の字義や内容の客観的分析に始まり，日本の原点にある思想とは何かを論理だてて説明しようとした点について湖南は評価したのである。春満，真淵，宣長と，その実証と論理を評価するという基準には儒学に対する視点と全くといってよいほどずれはない。

この視点は，清朝の学術についても同様である[25)]。湖南は清朝の経学は「学問を事実的に研究するのでなく，空論的にやる」明代の宋学（朱子学・陽明学を含める）の講学派に対する批判から始まったとする。そして，清代の経学の特色は漢学（漢代の学問を基本とする復古）の流行であり，その漢学の基本となるのが樸学（ぼくがく）の学問姿勢である。湖南は樸学とは「手っ取り早く申せば，自分の部屋に閉（と）ぢ籠（こも）って，一生懸命に調べ物をするといふに過ぎない」と述べ，清代になり「謂はば学問が装飾的でなしに，全く学術としての実用的になって来たのであります」という。朱子の学問に盲従せず，尚書の擬古文を探し出して『尚書古文疏証』を著した閻若璩（えんじゃくきょ），「有らゆる経書を解題」を『経義考』にまとめた朱彝尊（しゅいそん）等初期の先駆者を，空理空論を排除し，原典に戻り，実証を重んずるという点で注目したのは，日本の江戸時代における古学派に対する評価と同じである。湖南が清朝の経学者の中でも最高の評価を与えたのが戴震である。その理由は①「古代の言葉は古代の言葉の意味で解釈しなければならぬといふことを考へ」，字義研究に基づく古典研究を確立した点，②「実際其の当時使った所の器物とか，其の他の総ての生活状態に関する実物を研究する」ことで礼や器物の復元を試みた点，③「既に宋学者の言うて居る思想が，果して昔の人の思想通りのことを言うて居るか，若くは曲解をして居るかといふことを吟味」し，原典に則した思想研究という方法を確立した点の三点にある。①の字義研究については荻生徂徠・賀茂真淵，②の礼の復元については徂徠・新井白石や真淵・宣長，③の原典に則した分析という点では仁斎・春満等への評価とほぼ基準が一致している。また，「総ての学問にちゃんと家法が出来上がって居つて，其の法則でもつて何でも判断していける，近頃の言葉で言へば規範的の学問が出来て来たのは戴震からであります」と述べ，戴震が理論を重んじていたことを評価しているいるが，これも富永仲基や本居宣長に対する見方と相通ずるものがある。

湖南はまた「清朝の学問に於きまして，経学に次いで発達致しましたのは史学であります」と述べ史学についても論じている。湖南は明代までの史学が「春秋の如く昔の人を褒貶黜陟（ほうへんちゅっちょく）するものであるといふ考」えが中心で，「歴史の事実を正確に研究するといふやうなことは余り行はれなかった」と指摘する。それを一変させたのが黄宗羲，顧炎武である。黄宗羲自身は歴

25）以下，注記しない部分は基本的に『清朝史通論』（前掲）による。

史に関する著述を残さなかったが実証主義的姿勢が万斯同や全祖望等の浙東学派の史学へと引き継がれる。また，「歴史を調べる学問，事実に就いていろいろ正確不正確を吟味する学問は顧炎武の日知録が一番土台となっ」たとし，そこから資料に基づいて史実を考証するという史学が清代に入って展開したという。湖南は『清朝史通論』で①客観的な基準に基づく正史（『明史』）の編纂事業，②『十国春秋』など旧史の資料収集と整理，③『十七史商榷』『二十二史劄記』等に代表される旧史についての考証，④『読史方輿紀要』に代表される地理の研究，⑤『元朝秘史』の分析に端を発したモンゴルなど塞外についての資料収集と分析，⑥『水経注』の注釈や研究，⑦『唐両京城坊考』など古地名を現在の地名に比定する地理学研究，⑧『繹史』のようなある時代に特定して深く考証する研究，⑨役所の旧例などを調べる掌故の学，⑩馮桂芬の『校邠廬抗議』の様に現状の分析から出発した経世学（政策論），⑪『文史通義』を生んだ史法の学，の十一の分野に分類して清代の史学の成果について論述した。また，『支那史学史』ではこれに加え，天文歴算の発達，金石の学，校勘の学という節も設けている。いすれも資料に基づく考証の学風が生まれたことによって発展した史学といえよう。

こうした清朝の史学の中でも高い評価を与えているのが「新しい史学に於ける起源としても差支ない位の名著述であります」と称えた『十駕斎養新録』の著者銭大昕である。湖南は彼の史学について「此の人の学問の仕方は，実事求是の学問の仕方の中でも，殊更（ことさら）綿密な研究をする人でありまして，此の人の研究の結果は，大体に於て今日でも間違がないのみならず，此の人の研究の方法は，今日に於ても支那の学者の歴史研究の模範とせられて居る位のものであります。……此の人からして清朝の史学は，全く史学といふものの意味を本当に成して来たのであります。是は詰り事実を正確に研究するといふ上から成るべく沢山のものを引合せて正確な事実を見出す，それで顧炎武などが既に唱へました金石碑文などに依つて歴史を研究するといふことにも，十分に注意をしました」と述べる。この文章から湖南自身，歴史学にとって綿密で客観的な考証を行う実事求是の姿勢が如何に重要と考えいたかを窺い知ることが出来よう。また，章学誠の『文史通義』について，「史学通論をここに復興」した「史学通論として非常な名著であって，支那人でも特別に尊敬を払ふ本」と述べる。章学誠が「史学を考拠の方法に拠らずして，全く理論的の考へ方から研究した」，つまり「史学を単に事実を記録する学問とせずに，その根本として原理原則から考へようとした」ところを湖南は評価する[26)]。彼の経学についても「史学の方から経学を見て，学問組立の根底から，即ち全体の学問の根底からやるのであります。学問の細かい所からやるのでなくして，学問を大づかみに見て，総論から研究するのが章学誠のやり方であります」と全体を見通し，体系立て，論理的に説明しようとする姿勢に注目している。

このように湖南は日本や中国でも近世の段階で，学術の様々な分野において，実事求是の精

26)「章学誠の史学」（1928年大阪懐徳堂講演，『懐徳』８号掲載，『支那史学史』所収）

神に基づく実証重視の学問が形成されていったことを明らかにしている。さらには，富永仲基，本居宣長，戴震，章学誠のように理論に基づいて学問を体系付けようとする試みがあったことも指摘している。湖南は江戸や清朝の学術における資料を重視する客観的な姿勢，また事実を羅列するのでなく，相互の関係を体系化し，理論化する動きに対して高い評価を与えた。そして彼自身が行った絵画史研究自体も，資料に基づく実証とその変化を理論的に体系化することに重点を置いて論じている。それが文化史学としての絵画史を誕生させた精神でもあろう。明治になり，ランケの弟子リースが外国人教師として東京大学に赴任し，資料批判と客観的な歴史理論に基づく歴史研究の手法を日本に植え付けた[27]。しかし湖南は清朝や江戸の学術史を分析する中で，そうした手法がすでにあったことを指摘した上で，この姿勢を自らも実践したのである。

Ⅲ　文化史研究の同時代的意義

前二章では湖南の文化史研究の根底に流れる研究姿勢を分析し，彼が文化現象を個人的な嗜好や断片な知識によって論ずるのでなく，文化現象を実証に基づいて体系的に説明しようとする態度を評価し，みずからも実践したことを指摘した。ではそうした湖南の文化史研究の姿勢は単に学問的関心からのみ発したものであろうか。

湖南が文化，文明に対し関心を持ったのも，『近世文学史論』を上梓したのも京都大学に奉職する以前のことである。『近世文学史論』所収の「日本の天職と学者」[28]と題する文章の中で，日本に西洋の学術が入ってから世の中の人が学者に求めているのは，西洋の学術をそのまま伝えるのでなく「其の新理論を発揮し，新学説を創立し，以て東洋学術の特色を表見すべき」ことであると指摘する。在野の学者の中には「四海事無し，熢燧（のろし）揚らず，其の実力を以て，欧州列強に示すべき者，武に由ることを得難ければ，則ち清平の臣民，以て国光を耀かすべき者，学術に若くはなし」と考えている者がある。日本は「東方の新極致を成就し，以て欧州に代興して，新たに坤輿文明の中心たらん」としている。学者の国運に果たす役割は大きい。そこで中国の学術を咀嚼し，学術を発展させた歴史を持つ日本の学者は「斯邦をして其の人道に尽くすの天職を奉行するに於て，一日怠慢の咎を犯さしむることを恕する能はず」と述べる。湖南は東洋学術の再生による新文明の構築こそ，日本及び日本の学者に課せられた天職と断言している。この文明とはあきらかに「武」ではなく文化的要素によるものである。ただし，この文化的要素とは「人道に尽くすの天職」のためのものであって，ただ文人趣味的な生活を送るためのものでないことも明白である。湖南は世界史を顧みて「人道の文明と，生民を以て一日も離るべからず，故にかの国民に命ずること，世々にして其任に堪ふる者

27）岩井忠熊「日本近代史学の形成」（『岩波講座日本歴史』別巻１所収，1963）
28）「日本の天職と学者」（『大阪朝日新聞』1894年11月９日，『近世文学史論』所収）

を選(えらび)て而して之に命ぜざるなし」と述べる。つまり，人道は文明，生民と不即不離の関係にあるため，国民は人道を守りうる者を支配者として選んできたというのである。すなわち，湖南は坤輿文明創造が目指す目的を，一般庶民が人道に基づく生活を送るためのものと考えていたのである。

では人道と不即不離の関係にある文明とはどの様なものであろうか。辛亥革命の第二次革命が失敗し，袁世凱が権力を握った1913年，湖南は『支那論』を発表し，中国の将来について「君主制」から「共和制」に向かう歴史的な必然性を述べる。しかし，中国自体が解決せねばならない数多くの問題を抱えていることも指摘している。そこで繰り返し登場するのが為政者及び国民の「政治徳義」「正義」の問題である。湖南は中国では地方官は「完全なる責任を負はない」で，反乱が起こっても自分の管下さえ荒らされなければよい，「極力それを征伐して禍乱の根本を去ると云ふ考はない」，それは「天子が権力を一人で握って，臣僚に全く権力を与へない所の結果である」と指摘する。そして，そうした「十分に責任の無い地方官が外国人を相手にして，成るべく自己一身に越度のないやうにばかり計らって居」たことが列強の干渉を生み清朝を滅亡へ導いたと述べる[29]。こうした地方官の無責任な態度は内地問題，特に地方制度を考える上での難問として立ちはだかる。中国は国土も広く「一体人民が国に対する感じが頗る遅鈍であって，一方に激烈な騒乱があっても，一方の人民は一向平気で居る」，つまり「国民の愛国心が強烈で，国の独立に対する感覚が鋭敏」という状態ではない。その上官吏は「殆んど政治上の徳義が麻痺して，其弊害と云ふことをも自覚しないやうになって居る」。これでは康有為が提唱するような地方の行政区画を細分化し，官吏を増やして中央集権の実を上げるという政策も実現不可能であり，中国では伝統的な人民の自治団体の力をふまえた地方制度改革が必要である。「教育も進歩し，愛国心も殖え，従来の如く君主を頭に戴かずしても，自分の国に対する義務を十分に弁(わきま)へると云ふやうな考が，人民の間に行渡らなければ，到底共和国としての真の統一事業は出来ない」との認識を示す。この背景には彼自身の明治維新への評価がある。明治以降日本では言論の自由が認められた結果，官吏の不徳が攻撃されるため，「明治時代の官吏は，徳川時代に比して遙かに徳義が上進して居った」，また「明治になって外国との関係上，何れの階級にも愛国心が普及することになった」と考える。日本と比べた時，「今日の支那の内治の問題は，其の当局者なり，人民なりが国に対する義務を感ずる道徳の問題であって，小さい行政上の制度変更や何かのやうな末の問題ではないのである」との結論が生ずる[30]。この徳義は勿論中央で権力を握り政治を動かす政治家にも求められるものである。「縦令(たとい)自分並びに其の党派が立てた所の主義方針が，一時自分に不利益な事があっても，其の為に動揺しないと云ふのが，文明国の政治家の徳義であり，又一国を救済する所の経世家の進

29)『支那論』一「君主制か共和制か」(文会堂書店刊，1914，『全集』5巻所収)
30)『支那論』三「内治問題の一」(同前)

むべき正路である」と述べ，袁世凱やそれに反対する勢力が国会閉鎖や暗殺のような横暴な政治を行うことを戒めている。「現在支那の当局者をして，世界共通の政治上の徳義を守るは，列国と均等の地位に立つ上に必要なること」として，「正義の観念」こそが共和政治の成功をもたらす鍵であるとの見解を示した[31)]。

つまり，湖南は『支那論』を書いた時点では，中国を変えてゆく為には政治家と国民一人一人の「徳義」「愛国心」といった思想，意識が重要であると考え，明治維新もそうした「徳義」と「愛国心」が背景にあって初めて成功したとの認識を持っていたのである。「日本の天職と学者」で述べられていた，人道と一体化した文明，それをもたらす学術とはこうした為政者，民衆の意識の問題を指すものではなかろうか。

国民の自覚の必要性を強調したのは湖南だけではない。明治維新が始まった頃福沢諭吉は『学問のすゝめ』のなかで，人と人の平等を説いた後，「国と国とは同等なれども，国中の人民に独立の気力なきときは一国独立の権義を伸ぶること能わず」と述べた。福沢は近代国家の基本は人民の独立の気力であるとした。そして「独立とは，自分にて自分の身を支配し，他に依りすがる心なきを言う。自ら物事の理非を弁別して処置を誤ることなき者は，他人の智恵に依らざる独立なり」と独立の根底には物事の正否を見極める個人の自覚が必要とする。さらに「英人は英国をもって我本国と思い，日本人は日本国をもって我本国と思い，その本国の土地は他人の土地に非ず我国人の土地なれば，本国のためを思うこと我家を思うが如くし，国のためには財を失うのみならず，一命をも抛(なげうっ)て惜しむに足らず。これ即ち報国の大義なり」と国民が国家を自分の国と自覚がすることで愛国心が生まれ，この愛国心こそが国を成り立たせる。その逆に「国民に独立の気力愈々少なければ，国を売るの禍もまた随って益々大なるべし」と独立心がなく私利私欲のみに走るようになると国を売っても平気になる。したがって文明的な国家を作るためには人民の国民としての自覚が基礎となるというのが福沢の文明論なのである[32)]。湖南の「徳義」「愛国心」についての考え方もおそらくこのような明治初期の文明論の影響を受けて，発想したものと考えられる。

つまり，明治維新を推進するに当たっては日本人としての国民意識を涵養することは緊急の課題であった。福沢はこのことを意識し，明治政府もこの路線を取った。この国民性は経済でも軍事でもなく，まさに精神文化の問題である。湖南のいう「坤輿文明」もおそらくこうした精神文化の上に成り立つものと考えられていたのではなかろうか。そこに文化を研究することの同時代史的意義を見いだそうとしていたのではなかろうか。

---

31)『支那論』五「内治問題の三」(同前)

32)『学問のすゝめ』第三編「一身独立して一国独立すること」(岩波文庫，1942所収，『学問のすゝめ』は1872年から76年にかけて刊行された。第三編は1873年出版)

Ⅳ　文化史の背景となる歴史観

文化が一部の知識人や芸術家，いわゆる文人の専有物でないとすると，文化の担い手には民衆も含まれることとなる。『日本文化史研究』や『東洋文化史研究』にはまさにそうした観点から書かれた論文が収録されている。

湖南の日本史の時代区分に関わる代表作「応仁の乱に就て」は，文化の担い手を主要なテーマとして書かれている[33]。すなわち，応仁の乱の前後で文化の担い手が変化する。たとえば，伊勢講中の発生や内宮に対する外宮の地位向上とは天皇家の宗廟であった伊勢神宮の一般人民の信仰対象への変化を示すものであり，高野聖の出現は藤原氏の保護下にあった高野山の信者層を一般へと拡大させる。さらに，一向宗のような庶民向けの宗教もその後爆発的に流行する。伊勢暦が仮名で書かれ，伊勢参りの土産として売られることにより，賀茂，安倍家が特権的に独占していた暦が庶民の生活に入り込む。また，応仁の乱によって窮乏した貴族が生活のため自分たちが先祖から受け継いだ文化的な知識を民間に伝授するようになり，『古今集』，『源氏物語』のような文学の知識が広がってゆく。こうした情況を指摘した湖南は応仁の乱について「思想の上に於ても，其他凡ての智識，趣味において，一般に今迄貴族階級の占有であったものが，一般に民衆に拡がるといふ傾きを持って来たのであります。是が日本歴史の変り目であります」と結論し，「それ以前の事は外国の歴史と同じぐらいにしか感ぜられませぬが，応仁の乱以後は我々の真の身体骨肉に直接触れた歴史であって，これを本当に知って居れば，それで日本歴史は十分だと言っていゝのであります」と言い切る。日本の歴史は応仁の乱以降文化が庶民に広がり，近世へと向かったというのが湖南の日本史に対する理解である。そして「支那でも唐の時代から五代の末頃迄がてふど斯ういふ時代で，おそらく今日の支那もさういふ風になってゐると思います」と応仁の乱と同じ視点で唐宋間の変化を説明する。

湖南は唐末から宋代にかけても貴族の文化から庶民の文化への展開あったとする[34]。学術では唐初期まで箋注義疏が重んじられ，師説を変えて新説を立てることは許されなかったが，宋代以降は自己の見解で新解釈を施すことが一般の風となる。文学では駢儷（べんれい）体の文章から散文体の文章へと変化し，詩文共に形式より内容を尊ぶようになる。こうして詞が発達してくる。また，白話（口語）の小説が起こり，これに曲の発達が加わり，複雑な演劇へと展開する。要するに文学は「貴族的形式的のものから平民的に自由なものに変って行ったのである」という。また芸術では彩色の壁画から白描水墨の巻軸が発達してゆく。水墨画は「自己の意思を表現する自由な方法をとるやうになり」，「平民より出身した官吏が，流寓する中にも，これを携帯して楽しむ」ようになる。音楽では唐代は舞楽が主で，多数の楽人や複雑な楽器を用いた形式的

33)「応仁の乱に就て」（1921年史学地理学同攻会での講演，『日本文化史研究』前掲所収）
34)『支那近世史』（弘文堂刊，1947，『全集』10巻所収）第1章「序言」，1909年から25年にかけての講義ノートによる。

な楽律の音楽に舞の動作を付けたものであった。しかし，宋以降は舞も簡単になり，雑劇の発展と共に音楽も単調になるなどの変化を遂げ，「低級な平民の趣味に合ふやうに変化した」と指摘する。湖南はこうした文化の変化を「中古と近世との差別」の論拠として中国史の中世から近世への展開を説明する。

湖南は「大体歴史といふものは，ある一面から申しますると，いつでも下級人民がだんだん向上発展して行く記録であるといっていいのでありまして，日本の歴史も大部分この下級人民がだんだん向上発展して行った記録であります」と言い[35]，中国は「一方に於て文化階級が地方の読書人即ち樸学者迄達して居り，一方に於て商人階級に迄達して居り，そして経済組織の新しき変化は，先ず工業等の起こる前に原料の生産者たる地方の農民の発達を促すといふことが，分かりきって居る以上は，支那の新しき文化階級は労働者等の如き種類でなくして農民であるべきことは想像するに難くない」[36]と断言する。

すなわち，文化が一部の貴族の独占物から庶民へと広がってゆくことが歴史の発展であり，中世から近世への移行であり，この傾向が将来に向けてますます強まってゆくと考えている。それが湖南の文化史理解の視点であり，庶民も含め各時代に活きた人々の価値観や精神をふまえて分析したことで，湖南の文化研究の深みが増したと言えよう。

結びに代えて――文化史研究の意義――

以上，第一章では内藤湖南が文化を文人の趣味でなく歴史研究の対象として資料を客観的に分析し，体系的に理論的に整理することにより文化史という学問を生み出したことを述べた。そして二章ではその発想が明治になって西洋から伝えられた歴史学の手法でなく，江戸や清朝の学術の中に既に存在し，湖南はこれを評価し，みずからの研究手法としたことを指摘した。更に三章では，明治という時代に文化の一部である思想というものが新しい国家の建設の果たす役割の大きいことを自覚し，文化史研究に当時の同時代史的な価値を与えたことを述べた。その上で第四章では最後に湖南が文化が特権階級から民衆へと浸透して行くことが歴史の発展であるととらえているということを指摘した。では，庶民や人民が文化を獲得して行くと言うことはどういうことなのであろうか。

湖南は人間に年齢があるように国民，民族にも年齢があるとして，「大体人間が造り出した仕事の中で，政治軍事などの仕事は，最も低級なものであるが，日本が今政治軍事に於て全盛を極めて居るのは，国民の年齢として尚ほ幼稚な時代にあるからである。支那の如く長い民族生活を送って，長い文化を持った国は，軍事政治等にはだんだん興味を失って，芸術に益々傾

35)『支那近世史』（弘文堂刊，1947，『全集』10巻所収）第１章「序言」，1909年から25年にかけての講義ノートによる。

36)『新支那論』（博文堂刊，1924，『全集』５巻所収）六「支那の文化問題」

くのが当然の事である。支那の過去の歴史を見れば，或る時代からこのかたは，他の世界の国民の――印度の如き古い文明国は別として――まだ経過しなかった，これから経過せんとして居るところの状態を暗示するもので，日本とか欧米諸国などの如き，その民族生活に於て，支那より自ら進歩して居るなどと考へるのは，大なる間違の沙汰である」と述べる[37]。つまり，文化はより進んだ段階にある国民や民族が享受するもので，アメリカや日本のような政治や軍事にうつつを抜かす民族の年齢の幼い国の将来像を文化を重んずる中国の姿が示しているかも知れないと考えているのである。

こうした湖南の発言は第三章でのべた文明観とは幾分異なってきている。1926年に発表した「民族の文化と文明とに就いて」[38]という文章で湖南は「支那の人民には国家観念が乏しく愛国心が薄いといふ，国の強大とか人民の愛国心とかいふことは，もとより文化の一要件でないとはいはないが然しさういふことだけを以て民族の文化の程度を判断するといふことは余程危険なことである」と述べ，民衆を含め国民が「徳義」「愛国心」を獲得して行くだけが文明の条件でないとしている。この文章は1924年のヨーロッパ旅行の後に書かれており，実際に西洋の文明を目の当たりにして，西洋文明を無条件で礼賛することに警告を発したものである。そもそも，湖南が政治の「徳義」「愛国心」を説いたと言っても，福沢諭吉が西洋文明を手本として脱亜入欧を主張するのとは正反対であって，湖南の歴史学は東洋独自に文明を発達させたという過程を解明するところから出発している[39]。従って湖南が西洋文明から距離をおくのは当然かも知れない。そして，この文章に到り明治初期の文明論，文化論の考え方に対し決定的な批判を突きつけている。ある意味で湖南の文化史研究の到達点とも思われる。

さらに湖南は西洋発信の「近世文明」「現代文明」と「狭義の文化」「純粋な文化」との矛盾を指摘し，文化の持つ現代的（二十世紀初頭）な価値について論及している。彼は当時日本で「文化」という言葉が濫用され，安普請（やすぶしん）の長屋を「文化住宅」と言ったり，電気ガスでまずい料理を作ったり，合成繊維の服を着ることを「文化生活」と呼ぶような風潮を批判する。そして，そもそも「文化」とは何を指すのかを再検討し，文化を次のように定義した。湖南は「むしろ文明といふ意義で概括すべき民族の生活，即ち今いふ政治なり経済なりのことを取りのけても，その間になほ狭義の文化即ち純粋の文化ともいふべきものが残ると思ふ」，「国の富とか強大とか，経済組織，工業の進歩，国民生活の進歩とかといふことの外に，民族としての特別な教養に類したものを以てゐることもある。それが即ち民族の文化であって，即ち又狭義の文化，純粋の文化といふべきものである」という。その上で，「自分では文化の進んだ国」と自負するアメリカの文化を「個人としての成金が教養とか人品とかにおいてとりどころがない」

37)『新支那論』（前掲）第五章「支那の国民性とその経済的変化」
38)「民族の文化と文明とに就て」（『大阪毎日新聞』1926年1月3日から8日，『東洋文化史研究』（弘文堂刊，1936所収，『全集』8巻再録）
39）注1）拙稿参照。

かの如く，「何等とりどころがなく」，却ってヨーロッパの文化を俗悪化していると断罪する。湖南は文化とは経済力や軍事力でもって示されるものではない，まさに個人の人格を陶冶する教養のようなもので，国家や，民族の品格を表すものと考えたのである。そして「真の文化生活は，最初の原始生活から出発して，文明の進歩に従って天然〈自然〉を征服する。しかし天然を征服するといふことが決して真の文化ではない。民族生活の極度のものではない。その上に天然を醇化……即ち天然を保護し育成して天然の中に安んじ得る程度になるところのものが即ち真の文化生活であらねばならぬ」と指摘する。物にあふれ，財力を誇るのでなく，品格を持ち環境と共生する文化生活こそが真の文化生活であり，それを人類の歴史の帰着点とするというのが，湖南の「文化史研究」が最終的にたどり着いた結論ではなかったのだろうか。

では，湖南の定義する「文化」の概念にしたがって現代の社会を見るとどうなるのだろうか？　湖南の期待に反し，21世紀に至っても人類は相変わらず低級な政治・軍事の抗争に明け暮れ，アメリカが推し進めた「市場原理主義」が世界を席巻，文化や教養までも経済価値ではかられ，消費社会の中で文化はいよいよ俗悪なものへと変化し，発展の名の下に自然が破壊され，環境問題は人類の滅亡すら誘引しかねない状況となっている。現在抱えている人類の深刻な課題を湖南は文化史研究を通じ，八十余年前に既に指摘していたのである。

その間，日本の人文科学研究，歴史研究は何をしてきたのであろうか？　社会科学，特に現代政治や経済に関わる研究者，評論家が経済力，軍事力を基本に世界情勢を分析してきたのは，問題はあるもののまだ仕方がないかも知れない。しかし，歴史学までもが人文科学（Human Studies）の本旨である人間性や文化性を見失って，経済や軍事の発展に重きを置いた研究をしてこなかったであろうか？　内藤湖南研究会が先に上梓した『内藤湖南の世界』の副題は「アジア再生の思想」であった。本稿で述べたとおり，湖南の文化論，文化史研究は「アジア再生」のみならず，現在人類に突きつけられている課題を克服する上できわめて重要な示唆，「人類再生の思想」でもあることを付け加えて，結びに代えたい。

『支那史学史』の特徴と意義

――とくに第七章・第八章の分析を通して――

福　原　啓　郎

Ⅰ　はじめに

「史学史」は，「歴史」学の「歴史」という再帰的な構造故に，歴史とそれを対象とする学問の蓄積とその展開が前提として必要である。それ故に，たとえば，近代ヨーロッパの歴史学を対象とした史学史が著されている。歴史が重視されてきた中国の場合，もちろん，いくつも著されており，その史学史はむしろ前近代を主体とする通史である。中国史に於いて史学史が重要である点，たとえば，島田虔次「〈中国〉序論」(『アジア歴史研究入門』第一巻）ではその冒頭に「史学史のこと」が置かれていることからもわかるのである。

中国では，すでに，唐代の劉知幾の『史通』にその萌芽が見られるのであるが，近代に入って，梁啓超が『中国歴史研究法補編』の中で提唱したのが発端となり[1)]，以後，現在に至るまで，陸続と史学史が出版されてきた。その中で最も定評がある著作として，1941年に刊行された金毓黻（1887-1962）の『中国史学史』がある。

それに対して，日本に於いて，同じく中国の史学史を，むしろ中国に先んじて世に問うたのが内藤湖南である[2)]。以後，日本ではこの『支那史学史』に匹敵する，通史としての中国の史学史は現れていないのである。

そして，この湖南の『支那史学史』に対して，「博覧と見識に裏付けられた独創の名著」「史学史というような著述は，広い読書力と，それを要約する見識を兼ねた者でなければ出来ぬことで，おそらく博士にして初めてなしえたことであろう。この書は，中国における史の起原より説きおこし，清朝の盛時に至るまでの史学の変遷を概観したものであって，その中に示された著者の卓抜な意見は二，三に止まらない」[宮崎1967]，「その天才的な見識を以って既に定評のあるものである」[島田1983]「見識の書」[吉川1992] など，「見識」の評を中核とする

1）梁啓超『中国歴史研究法補編』，分論三「文物的専史」，第四章「文化専史及其做法」，戊「学術思想史」，丑「史学史的做法」で，中国史学史を論じ，とくに注意すべき点として，①史官，②史家，③史学之成立与発展，④最近史学之趨勢，を挙げる。[金毓黻1941] 導言，参照。

2）「白石の一遺聞に就て」(大正13 (1924) 年の講演，『歴史と地理』第十五巻第五号，1925年所載。後に『先哲の学問』所収，『内藤湖南全集』第九巻）に，『大鏡』・『愚管抄』・親房・白石・伊達千廣を軸とした，湖南自身の日本史学史の素描が述べられている。

肯定的評価が定まっている[3)]。

では，『支那史学史』の惹きつけてやまない魅力の根源は湖南の見識であろうか。この小論では，『支那史学史』の特徴を具体的に考察することにより検証したい。まず，解題をまとめ，つぎに，六朝・隋唐を対象とする第七章・第八章の両章に絞り，その概略を示し，その上で，両章の内容を分析し，特徴を考察する。

Ⅱ 『支那史学史』の解題

『支那史学史』は，京都帝国大学文科大学（1919年以降は文学部）史学科東洋史学第一講座の内藤湖南による中国「史学史」に関する特殊講義，都合三回のうち（第一回目は1914・15年度），1919・20・21年度の第二回目と1925年度の第三回目（講義題目は「清朝の史学」）の受講生のノートを，湖南自身が補訂し[4)]，ついで神田喜一郎・内藤乾吉が整理したものであり，1949年に弘文堂から刊行された。附録として，「支那史学史概要――史記より清初まで――」（第三回目の講義の「前置きの部分」）などを附す［内藤乾吉1949］［神田1949］［内藤乾吉1969］［吉川1992］。

その全貌の一端を窺うために，内藤乾吉が，整理の一環として新たにつけた章節，そのうち，章のみを掲げる。

第一章　史の起源
第二章　周代に於ける史官の発達
第三章　記録の起源
第四章　史書の淵源
第五章　史記――史書の出現
第六章　漢書
第七章　史記漢書以後の史書の発展
第八章　六朝末唐代に現はれた史学上の変化
第九章　宋代に於ける史学の進展
第十章　元代の史学
第十一章　明代の史学
第十二章　清朝の史学

3）一方，否定的評価とは言えないかもしれないが，無視されているとも思われる面がある。たとえば，中国史を研究するための入門書である『中国史研究入門』（山川出版社，1983年）や『中国歴史研究入門』（名古屋大学出版会，2006年）では，言及がないのである。この落差は何を意味するのであろうか。常識的に想像するならば，所謂「名著」「古典」であるが，情報が古く，棚上げ，お蔵入りしているのであろうか。

4）1923年の夏，有馬温泉にて療養中に，第二回目の講義の受講生のノートを補訂し，刊行に備えている［小川1971］。

である。なお，［吉川1992］二に内容の「概略」が摘記されている。

以上の章立てからもわかるように，『支那史学史』は通史である（［吉川1992］二は「中国史学史の通史」。湖南の「通」に対する認識に関しては［宮崎1967］六，参照）。湖南の他の著述のなかで，『支那史学史』と同じく，通史の体裁を取るのは，所謂「中国史の四部作」（『支那上古史』『支那中古の文化』『支那近世史』『清朝史通論』。［小川1971］[5]），および『支那絵画史』と『支那目録学』である[6]。前者の『支那上古史』『支那近世史』が普通講義「東洋史概説」の一部がもとになっているのに対して，後者は『支那史学史』と同じく文化史分野の特殊講義がもとである。その中にあって『支那目録学』は，漢代の二劉の学問から清代の章学誠の『校讐通義』・祖述者まで，すなわち，目録学の始めから大成までが述べられており，たとえば『史記』と『七略』，四部分類，「類書」など，その内容上の関連から『支那史学史』と映発する箇所が多い[7]。翻って，哲学・史学・文学を包容する「シナ学」（Sinology）の視座から見るならば，「史学史」はそれを構成する一分野の通史であり，京都帝国大学文学部全体の「シナ学」関連の講義としては，時期は相前後するが，同僚の狩野直喜らの「支那哲学史」「支那文学史」などの講義と相補完する講義の一つでもあったのである[8]。

1934年，湖南が歿した。この『支那史学史』は，湖南自身が『支那上古史』とともにその刊行を望んでいたが果たすことができなかった，愛着の講義録であった。

5）［三田村1972］は，「今日遺著として公刊されているものに大学時代の概説である『支那上古史』『中国中古の文化』『中国近世史』があり，それに京大の夏季講演会でなされた『清朝史通論』がある。これらに『支那論』を加えると，一応中国の古代から現代に至るまでの通史ができあがる。また特殊講義をまとめた『支那史学史』と『支那絵画史』がある。これらを綜合すると，湖南が到達した文化史観の全貌がわかる。……」と論ずる。ちなみに，夏応元選編并監訳『中国史通論――内藤湖南博士中国史学著作選訳』（上・下冊，北京，社会科学文献出版社，2004年）は「中国上古史」「中国中古的文化」「中国近世史」「清朝史通論」「清朝衰亡論」からなる。

6）『支那絵画史』は，湖南歿後に編纂され，昭和13（1938）年に刊行された（『全集』第十三巻（昭和48（1973）年），ちくま学芸文庫（平成14（2002）年）所収）。この書の本体は，大正11（1922）・12（1923）年の京都帝国大学文学部での特殊講義「支那絵画史講話」であり，その筆記を補訂し，大正15年から昭和6年まで（1926-31），九回『仏教美術』誌上にて連載されたが，扱った時代は漢以前から明初期までであったので，この「支那絵画史講話」を本体に，中国絵画史関連の講演の筆記などを補い，刊行されたのである。『支那絵画史』例言（内藤乾吉執筆），ちくま学芸文庫解説（曽布川寛執筆）参照。『支那目録学』は，大正15（1926）年4月から6月にかけて十一回の同題の特殊講義（在職中，最後の講義）の講義録である。整理は昭和24（1949）年であるが，『全集』第十二巻（昭和46（1971）年初版）所収が最初の印行である。『全集』第十二巻「あとがき」（内藤乾吉執筆）参照。

7）『史記』と『七略』に関して「この二書は，漢代の最大学術的収穫で，これだけで支那の学術は尽きてゐると云つてよい」と述べる。四部分類に関しては，とくに『支那史学史』と映発する箇所がとくに多く，史部にも言及する。「簿録に堕した四部分類」と題された一節もある。「類書」に関しては「六朝に於ける四部分類法」「唐宋間に於ける子目の変化」で言及されている。

8）狩野直喜『支那哲学史』（岩波書店，1953年），同『支那文学史』（みすず書房，1970年）など参照。

Ⅲ 『支那史学史』第七章・第八章の概略

以下，第七章・第八章の概略を，湖南の用語を生かし（たとえば「歴史」のように，その用語を鉤括弧で包む），また，第七章・第八章の枠を外し，主題により文脈の前後を整理して示し，湖南が描いていたであろう構図を浮かび上がらせたい[9]。なお，「支那史学史概要」を参照・照合した。

《漢唐間の「歴史」の変遷》

『史記』『漢書』から唐代までの間に，史部の書籍（史書，「歴史」）に著しい変遷があった。正史も変化したが，正史以外の記録（史注と史評も含む。史注を『隋書』経籍志は注意せず，『史通』は注意する）の発達が最大の変化である。

《史部の独立とその分類》[10]

この間，歴史の著述（とくに正史以外）は数・種類ともに増加し，その結果，史部の独立とその史部内での分類が生じた。

史部の独立と「歴史」の体裁の発展は，書籍目録である『漢書』藝文志から『隋書』経籍志への変遷によりわかる。『漢書』藝文志の流れをくむ目録として，劉宋の王倹の『七志』，梁の阮孝緒の『七録』があり，外観は七類であるが，内容は四部になる傾向があり，『七録』では紀伝録（「歴史」）が独立している。一方，四部分類を始めたのは，曹魏の鄭默の『中経』，曹魏・西晋の荀勖の『新簿』であり，四部の三番目の丙が史に相当し，史部が独立する傾向を示している。すなわち，『隋書』経籍志までの間に，一部類が成立するほどまでに史部は一大発達を遂げたのである。

史部の書籍の分類として『隋書』経籍志史部と『史通』がある。前者は十三種，後者は六家に分類するが，両者の分類の相違は，前者が「現在ある所の「歴史」により」，簿録家の見方により，内容を実際的に分類するというのに対して，後者は「従来の「歴史」の由って起る所により」，歴史的発展を主として分類するというように，分類の方針の相違による。〔漢唐間に歴史に関する書が多くなっているから〕全体を包括した点に於いては，『隋書』経籍志に軍配が上がる。ただし，正史に編年体を含める点は『史通』がよい。

9）概要作成の参考のため，章節の標目を掲げる（[内藤乾吉1949]「例言」参照）。第七章「史記漢書以後の史書の発展」，一「紀伝編年二体の併行」，二「書籍分類法の変遷に現はれた史部書の発達」，三「正史編纂法の変遷」（史料の取扱ひ方の変化，一家の著述より分纂へ，正史の体裁・内容の変化），四「編年史・通史・類書体の史」，五「正史以外の史部書の発展」，六「史注の発展」，七「史評の発達」。第八章「六朝末唐代に現はれた史学上の変化」，一「類書の史学に及ぼした影響」（補説），二「史体変化の漸」（史学に於ける古文の復興，南北史，古文の復興及び経学の新研究の史学に及ぼした影響，補説），三「史書の注とその変遷」，四「史官の変遷」。

10）書籍目録の展開に関しては，『支那目録学』と呼応する。6）7）参照。

《正史の変化》

歴史編纂の主なるものである正史（紀伝体の「歴史」。『隋書』経籍志の「正史」）の内容と編纂の体裁・主意が変化し，一家の著述から多人数の分纂に変化した。

〈編纂の体裁の変化〉

正史の編纂の体裁の大体は『史記』に依る。ただし，多少の出入りがある。『史記』と『漢書』の差異の一つは，『史記』が通史であるのに対して，『漢書』が断代史である点であり，断代史の方が編纂に便利であるため，『漢書』以後の正史はそれに倣い，史論家も断代史に賛成した。

本紀に関して，『史記』『漢書』は呂后の本紀があったが，『後漢書』は皇后紀を立てる。

世家はなくなる。『漢書』は当代の考えから廃し，列伝に入れた。

表志は，時代相応（当時の特別な事情）の評目を立てる。『漢書』の「外戚恩沢侯表」や『魏書』の「釈老志」や『宋書』以後の「符瑞志」「祥瑞志」（後世から見れば無意味なものであるが）など。『魏書』「釈老志」は当時，宗教としてさかんであったことの始末を纏める必要から立てられた。「百官公卿表」は『漢書』以後の正史では「百官志」「職官志」になる。『史記』の書と『漢書』の志の相違は，精神と役所の記録の写し。しかし，昔の史法（史記以来の精神）が志に遺っている。そもそも，志の編纂が最も難しく，志のない正史があり，前代の「歴史」にない志を作る，その初めは沈約『宋書』の志であり，三国・両晉・劉宋をカバーしており（紀伝は劉宋のみ），唐の太宗の時代には『五代史志』（『隋書』の志）があり，〔紀伝は『漢書』以来，断代史であるのに対して〕制度の沿革である志は唐初まで通史の意義を残存している（ただし，『晉書』の志は，勅撰史の体裁を整えるためのものであり，著述としては無用のものである）。

列伝の主意について，後世の歴史家は司馬遷と異なる（列伝という体裁は踏襲するが）。『史記』の列伝は一個人の事跡を通して時代の事情（社会との関係）を明らかにするためであったが，班固以後は一個人の伝記のためであり（たとえば，『史記』の題目を採用した『漢書』の貨殖伝・儒林伝も主意が異なっている），司馬遷の主意が遺るのは，『漢書』の元后伝（外戚が帝室を傾ける始末であり，時勢を描かんとする）や『後漢書』の宦者伝（後漢時代の政治上，最も関係が深かった題目）である。以後，列伝の題目に対する変化はない。『南史』『北史』の家伝の体裁（その中に個人の伝があり，数代を重ね，子孫も附伝されている）は，六朝当時の時勢である門閥を重んずる風気に合致し，その表裏を言い表す。天子の朝代を無視する通史の考えであり，断代史を体裁とする正史としては不体裁であるが，今日から公平に見れば，当時の事情に適した書き方である。ただし，傑出した個人もすべて家伝に入れたのは偏見である。

〈編纂の主意の変化〉

『史記』以来（『三国志』まで），編纂の方法は原文（材料）をそのまま存するというのが主

意（主眼）であったが[11]，唐初（『晉書』『南北史』）を中心として，文を改変するようになる。それは，第一に，〔後世になればなるほど事柄が多くなり，繁雑になるので〕簡単にするために削るのである（従前の「歴史」と分量をそろえるため）。最も甚だしいのは『新唐書』である。第二に，名文で仕上げようとするのである（范曄の『後漢書』）。第三に，すでに編纂された「歴史」を再編纂するためである。第四に，〔南北朝時代の駢文を〕古文の義法でもって書き改めるのである。古文の発達とともに，四者が合体した[12]。古文と史体の関係を自覚し，史体に一画期をなしたのが『新唐書』である（この『新唐書』が推賞したのが『南北史』である）。『南北史』は簡略にした結果，自然，駢文から離れる傾向を帯びた。史学に於ける古文復興の元祖は陳の姚察・姚思廉父子であり，その『梁書』『陳書』は散文（古文）の体裁をとっており，李延寿もその傾向があったのである。文の改変の初めは，范曄の『後漢書』であり，范曄は纏まった記録（編纂物）を消化し，名文家として自分の頭で華麗に書いている（一方，材料を重んずるという主意は守っている）[13]。

〈一家の著述から分纂への変化〉

唐以前は，私の著述で専門の学問（その著しいのは家学）である。司馬談・司馬遷の二代，官職（太史公）の世襲（職務は司馬遷の時分には軽くなっている）。以後，世襲はやみ，歴史の学問が好きな人が，家学として継承する（班彪・班固・班昭），唐の初めまで父子で正史を書いている（『梁書』『陳書』，『北斉書』，『南史』『北史』）。私（一家）の著述は「歴史」の編纂にはよい。長い間の研究による著述であり，一貫した精神が存するからである。ところが，唐代に一変する。『晉書』『隋書』の編纂時であり，『晉書』は堕落の初めであるといわれる。天子の命と多数の人による分纂の方法という悪例を開く（主義・方針が一貫せず，区区のものになる，という弊害を生ず。それに対して，編纂の序例（義例）を設けるも，その機械的応用にとどまる[14]）。「歴史」が一家言であるという精神の滅却であり，単なる編纂物に過ぎず，著

11）史料（材料）の取扱い方の標準は『史記』と後世（劉知幾や鄭樵），ともに「雅馴」である。『史記』は経書とその伝記から伝説を採用するが，劉知幾や鄭樵は，当時の常識（正確さ）から区別し，それを許さぬ傾向がある。しかし，文書がなく口説のみの伝説時代の歴史の取り扱い方としてやむをえない（司馬遷が採用した判断基準が「雅馴」である）。『漢書』は確実な史料のみであるが，材料の相違によるのであり，潤色訂正しないという著述家の原則からいえば，『史記』と大差無い。『史記』は直接に人から聞いたことも，もとの材料の面目を保存する（荊軻伝・郭解伝）。「支那史学史概要」参照。

12）古文の復興を含めた，唐の中頃の文章・学問における革命の源流の一つは，北周での蘇綽による復古主義的な理想の政治（官制）の試みである。古文の復興の中心である韓愈は，歴史家としての義法（記事の取捨と筆削）があり，その「歴史」として『順宗実録』があるが，一家の言を立てようとする風を開いた。同時に経学方面では，啖助らの春秋の新研究が起こり，自己の考えで判断するようになり，古文の復興と相俟って，一家言を立てようとする風，個性をあらわす傾向が生じ，宋代に新史体を生ずる起源となる。

13）范曄の『後漢書』とほぼ同時代の沈約の『宋書』は，范曄の『後漢書』とは対照的に，材料の原文を墨守している。ただし，同時代の風潮として，文章を華麗にする方針は類似する。

14）司馬遷以来，自序（序例）があり，一個人の著述として自己の編纂の主旨を総括していた。

述とは言い難いものになる。以後，人選もますます粗末となり，総裁は当時の大官が署名するのみ，編纂者も史学に通ぜぬ一通りの文士となり，「歴史」はますます単なる編纂物と堕す。

この変化と関連するのが，漢以後唐代までの史官の変遷である。前漢代の史官は太史公（のちに太史令）であったが，「歴史」が太史令から隔離し，後漢代になり，「歴史」は天子の秘書役が監督する所に移る（班固は御史大夫に属する蘭台令史）[15]。魏晋より唐までの傾向として，「歴史」編纂の職は天子の秘書を扱う者（秘書省の著作の官）に移る。職務上，専門のものとして著作郎（大著作と著作佐郎）がおり，その結果，魏晋間に著作家が輩出した。それは唐代まで通じている。北朝から唐までに起こった変化として，「歴史」の編纂が役所の仕事となったために，大臣，さらには宰相の副職としての監修国史の名義的設置が慣例となり，修史が独立した官職から離れる。ただし，「歴史」の材料を形づくる部分の官のみは，唐初まで独立の体裁を保つ。六朝の頃から起居注の官（門下省に属する給事中もしくは諫議大夫が兼任）があり，天子に拘束されず，自由に事を記す習慣が存在した。太宗や文宗が記録を見ようとしたが，拒絶された。しかし，宋代になり，天子に見せるようになった。これは重大な変化であり，唐代までは貴族政治であり，史官が一代限りの官になるも，その職を守る風が強かったが，史学が衰え，世襲・家学として「歴史」を書くことできなくなり，宰相の監督のもと，自由にならず，起居注も意義を失い，正確なる史料を作ることの保証も唐で亡び，「歴史」は権力ある者の左右する所となる。君主専制政治に移行とともに「歴史」の著述も変化したのである。

《正史以外の「歴史」の変化》

歴史の纏め方（史体）として，『左伝』の系統である編年体の出現による，紀伝・編年二体の両立が始まる（宋代になり，紀事本末体が生じて三体となる）。まず紀伝体の「歴史」，ついでそれを材料として編年体の「歴史」が編纂される（つまり，編年体の「歴史」は根本資料で書かれなかった）。前漢史（班固『漢書』と荀悦『漢紀』）・晉（西晉）史・宋（劉宋）史など。

編年体の「歴史」（『隋志』は古史に分類するが，『史通』は紀伝体の「歴史」とともに正史に含める）は多くは断代史であるが，梁代の『通史』と北魏の『科録』（類書の「歴史」の始まり）は通史である。

正史（『史通』の用法）以外の史部の書としては，時勢の変化から正史のみで纏めることが困難な記録，とくに志の類（とりわけ地理の分野）と別伝が発展した。

史注に関しては，両漢六朝時代に発達した（記録の発展の外であり，『隋書』経籍志では独立した部類ではないが，『史通』には補注篇がある）。経書における音義と補注の流行の一環として，細かい事実（『三輔決録』『華陽国志』など），音義（徐広『史記音義』など），異聞（裴松之『三国志』注，『水経注』，『文選』李善注など）の三種の注があったが，とくに異聞の注

15）後漢代には，文書編纂と同様に，はじめて「歴史」を多数の人が作る（『東観漢記』）。

が六朝時代に発達した[16]。この史注の発達は六朝人の談柄好みによる。唐代には経学において『五経正義』ができて，注疏の学が大成されたのと同様に，歴史の完全な注が作られた。『史記』『漢書』『後漢書』に関するものである。太宗・高宗時に『漢書』注と『後漢書』注ができた。顔師古の『漢書』注は，当時の経学の注疏の方法により，逸事を補うのみならず文字の訓詁も明らかにしている（本文に忠実で，すぐれている）のに対し，章懐太子（実際は当時の学者）の『後漢書』注は，『三国志』注の体裁である（全体として顔師古注には及ばない）。最後に，新たな傾向として，司馬貞の『史記』索隠には，批判の精神（批評の傾向）があり，『史記』索隠と張守節の『史記』正義は『史記』の学問の復興でもあった[17]。「歴史」への〔忠実な〕注は唐代で終わり，宋代以後，古書の校正や批評の傾向になる。

史評に関しては，漢代に著述に対する評論があり，その中に『史記』に対する批評があり（晉代の張輔は司馬遷と班固の比較論を試みる），蜀漢の譙周の『古史考』は『史記』を非難するために書いたものであるというように，当時，『史記』の評論が盛んになった[18]。史評が盛んになるにつれて，史評の専門が起こってきた。〔各代の「歴史」の〕通論としては，『文心雕龍』の史伝に関する議論が最初であり，その大成が劉知幾の『史通』であり，これにより，『史記』以来の「歴史」の総論ができたのである。『史通』の欠点として，体裁に重きをおき，精神を忘れる傾向があり，『史記』を軽んじ『漢書』を重んじるが，都邑志，方物志，氏族志など書志に対して新しい方面を開拓する考えなどがあり，後世に対しては，『新唐書』は劉知幾の議論に基づいており（氏族志の論から「宰相世系表」），史論家（鄭樵・章学誠）も彼の刺激によるのであり，古今に通ずる大家である[19]。

《類書が史学に及ぼした影響》

支那文化の過渡期である六朝末から唐の中葉にかけて，史学の変調が起こった（のちに経学に波及）。とくに文章の変化（前出）と類書体での編纂である（『隋書』経籍志史部と『史通』は注意していない[20]）。この間，類書が形成され，他の書籍と区別されるようになった（もっ

16）『洛陽伽藍記』は自己の著述であるが，本文と注を体裁よく書き分けている。その点では『華陽国志』と類似しているが，その目的が，『華陽国志』の場合が本文の華麗であるのに対して，『洛陽伽藍記』は本文の簡潔というように異なる。

17）六朝から唐初までは，古代のことについては『帝王世紀』と『漢書』が便利なものとして用いられ，当時は『史記』の義法などは考慮されず，とにかく纏まったものが便利ということで，『史記』は流行せず，唐初の類書も多く『帝王世紀』が引用され，『漢書』と比べて『史記』の注が少なかったのである。

18）『後漢書』を編纂した范曄のように，自分の著述に対する批評である自評も出現した（それ以前，自序はあったが）。

19）『史通』を端緒として史論が一部類をなすようになり，『新唐書』芸文志に，新たに文章の法と「歴史」の法を論じた書籍の目録である「文史類」が設けられた。文章（著作）と「歴史」とは密接であると考えられていたからである（それに対して，経学は記憶と結びついていた）。

20）「支那史学史概要」では「その間に隋書経籍志や史通などにも注意せぬことで，史学史上注意すべきことがある。一つは……，類書で取扱ふことである。今一つには史注がある」と，強調している。ただし，史注に関しては『史通』に補注篇がある（この点は『支那史学史』で言及している）。

とも，当時の目録では一部を成していないが)。類書編纂の兆候として前漢末頃の劉向の著述があるが，元祖は曹魏の繆卜の『皇覧』であり，その後に発達し，北斉の祖珽の『修文殿御覧』や唐代の四大類書などが編纂された[21]。類書が必要なのは記憶（帝王の備忘録）のためであり，一般に華麗な文章（とくに駢文）を書くためと，天子の秘書が公文を書くためであり，辞藻・典故を知る必要から起こった学問であり，宋代になり，辞学（詞学）とよばれた（その必要により編纂されたのが王応麟の『玉海』である)。

類書流行の風潮により，史実を材料として編纂された類書が出現する（「歴史」も類書体となり，実用的になる)。そのうち，真に史実を類別した類書，すなわち，正史の紀伝（個人の行事）を類書にしたものが北魏の『科録』と南斉の『史林』であり，隋代には王劭『隋書』がある（それが発達したものが宋代の『冊府元亀』であるが，以後，紀伝を類従した類書は衰えた）[22]。それに対して正史の書志の部類（政治上の主要な事柄）を類書にしたものが『通典』『文献通考』である。唐代の『通典』の目的は古今の変遷の因果を明らかにすること（その結果，復古思想ではなく，古代から現代への進歩を認める）にあったが，『文献通考』は精神・目的・内容ともに類書に近い[23]。以後，書志を類別した類書は堕落したが，作り方が便利であるため，宋代以後には，ますます発達し，策学となる[24]。

第七章・第八章の概略は，以上である。次に，章を改めて，この概略を素材として，内容を分析し特徴を考察したい。

Ⅳ　特徴（上）――漢唐間の史学史全般を対象として――

中国における「史」の起源から説き起こし，この書の「白眉」[吉川1992] である清朝の史学に至る中国の史学の通史の中にあって，第七章・第八章は，「支那の最上の歴史」である

21）宋初における類書の集大成が『太平御覧』であり，梁武帝『華林遍略』→『修文殿御覧』→『太平御覧』と継承されており，その淵源は古く，これが『太平御覧』に今日存在しない六朝頃の書が引かれている理由である。

22）唐代になると，この体裁でもって〔「前代の大なる著述」ではなく〕当時の事を対象とした『貞観政要』『開元政要』が編纂され，唐宋時代には時政記など同様の書籍が流行し，宋代以降の宝訓・聖訓の類が発達する。

23）湖南は，この一連の類書は，政治に関するものとして，政書と称されるが，政治に限定されず，少なくとも，歴史の備忘録，である，と論ずる（「支那史学史概要」)。

24）会要は，『通典』と同様に制度（官制）の「故事」の部類分けしたのみならず，制度に関係してできた法令や実行された事実をも集めて類別した類書。唐宋の間，ことに宋代において盛んであった。最初にできたのが『唐会要』であり，その後，遡って『両漢会要』ができた。明代以後，詔勅に故事を書かなくなったことも一因となり，衰退する。

『史記』および『漢書』の成立[25]と『通鑑』『通鑑紀事本末』『通志』を生み出した宋代の史学[26]という二大画期にはさまれた，はざまの時期であり，時代区分論の古代と近世のはざまである中世が連想される。王朝で言うならば，漢唐間，六朝隋唐にほぼ相当し，出入りはあるものの，第七章は六朝，第八章は隋唐にあたる。

その間の展開を，前章の「概略」を踏まえ，かいつまんで示す。史書（「歴史」）が変化した。正史の変化として，すでに『史記』から『漢書』への段階で，通史から断代史に変化し，この断代史が正史の体裁になっていたが，表志や列伝には通史の意義が存しているものがあり（『宋書』『隋書』の志や『南史』『北史』の列伝），編纂の方針は原文尊重から文章改変へ変化し（古文の復興と連動），作者も一人（一家）から大人数に，私から官（役所）に（史官の変化と連動。君主独裁政治への移行とも連動），その結果，正史も著述から編纂物へと堕落する。正史以外の史書の変化として，編年体の史書が出現し（通史もある），その外に，志の部類（なかでも地理）や家伝などのさまざまな史書が発展する（時勢の変化により，正史のみではカバーすることができないから）とともに，史注や史評が出現・発展し，類書の発展の影響により，類書体の史書も出現した。以上のような史学の発展の結果，書籍目録において史部が独立し，その史部内において分類が生じたのである。

この漢唐間の史学の展開に対する湖南の認識の特徴を，以下，順に検討する。

史学という概念は，史家と史書が主要な要素である。史書を作る史家（史学家）に関して，ここでも中国独特の史官制度に言及，その自立性の喪失の過程を述べており，それは，とくに，正史の編纂担当者の一人（一家）から大人数に，私から官（役所）にという堕落，と密接に結びついている。史書はふつう「歴史」と呼ばれている。逆に言うならば，「歴史」の用例は，もちろん，いわゆる歴史の意の場合もあるが，史書の意の場合が多い。そして，史書（「歴史」）の要件が二つある。「著述」と「編纂」した「記録」である。この二つを満たさないと「歴史」ではなく，それ故に「単なる編纂物」に堕した正史や多くの類書は「歴史」ではないのである。また，湖南は体裁と精神（「主意」）でもって史書を比較・判断する。たとえば，『南史』『北史』の列伝は，家伝の体裁を採用するのは，断代史の体裁から言うならば不体裁であるが，通史の主意を遺している，と。体裁と精神（「主意」）の基準は，あくまでも「支那の最上の歴史」である『史記』であり，とくにその精神を重視し，それ故に，その精神を有する史書は，一家言をもつ著述（「大著述」）なのである。とくに正史の場合，直接に『史記』を基

25）『支那史学史』には，『史記』に関して，「支那の最上の歴史」以外にも，「空前絶後のもの」「えたいの知れぬ一家言の著述」「支那では殆どそれ以上の歴史は出来なかった」「大著述」「書き方，体裁は独創」などの語や句が並んでおり，湖南の最高の評価を窺うことができる。

26）宋代の史学の代表的著作である『通鑑』『通鑑紀事本末』『通志』の表題には，みな「通」字が用いられておることから，通史に通じていることがわかるのであり，宋代の史学の特徴として，通史であった『史記』への復帰という面が窺われる。［宮崎1967］六，参照。

準とするので，その変化は，全体として衰退・堕落の過程である（第十章「元代の史学」の冒頭に「元明の時代は，正史の編纂では堕落時代と云つてよい」とあり，極まる）。とりわけ，『漢書』の断代史採用以降，『史記』の遺意であった通史の体裁と「通」の精神にとくに注目するのである。

つぎに，時代的な展開について。この時期の史学史を，湖南は，とくにその変化でもって把握し，「変化」「変遷」などの語で表現している。さらにその変化は，価値観を加えるならば，「発展」「発達」などのプラスの変化と，「衰退」「堕落」などのマイナスの変化に分けることができる。前者の典型的な例が，史評（史論）など，さまざまな分野の成立と発展であり，その全体として，書籍目録との関連で史部の独立がある。後者の典型的な例が，史書の主流である正史の変化全般である。前者は宋代の史学と結びつき，後者は『史記』『漢書』，とくに『史記』と結びついている。また，その変化の時期として，とくに「魏晋から唐」と「六朝末から中葉にかけて」の二つの時期に分けることもあり，ほぼ第七章と第八章に振り分けられている（たとえば，類書体の史書は後の時期）。とくに後者は，たとえば，貴族政治から君主独裁政治への転換や古文の復興などと関連し，「唐宋変革」とリンクしている。

つぎに，他の時代や他の分野にひらかれている点について検討したい。第一に，史学史の枠内であるが，前後の時代に開かれている点である。前の時代との関連では，すでに見てきたように，何といっても，『史記』が意識され，その影響やそれからの逸脱などが言及されているのである。後の時代との関連では，とくにつぎなる宋代の史学との関連が言及されているのである。第二に，経学や文学など，他の学術の分野との交渉が密である点である。たとえば，古文の復興の過程など，経学・文学・史学を横断しており，むしろ，学術全体の歴史の中で史学の歴史が語られているのである。「中国学術通史としての概が備わる」［吉川1992］とも評される所以である。その中で，ユニークなのは，類書[27]という，本来，史学の枠組みではない部類の展開の中で，たとえば，『通典』などの史書を位置づけし，分析している点である（もっとも，湖南のみの独創というよりも，章学誠の議論の影響があるであろうが）。第三に，政治・社会などをも含めたトータルの歴史との交渉も密である点である。「ジェネラル・ヒストリーとしての中国史全般の流れのなかで語られているのである」［吉川1992］とも評される所以である。注目すべきは，「当時の事情」などの常套句を使い，時勢との関連に言及することが多い点である。たとえば，典型的なものとして，六朝時代の門閥の尊重という当時の時代の特徴を反映した『南史』『北史』列伝の家伝の体裁を高く評価するなど。

全体として，大局的に見ている点は，たとえば，「大体」という語を頻用していることからもわかるのであり（もっとも，「およそ」の意の副詞として使用している場合もあるが），また，歴史的に見ている点は，たとえば，「自然」という語を用いて趨勢などのニュアンスを表

27）類書に関しては胡道静『中国古代的類書』（北京，中華書局，1982年）参照。

現していることからもわかる[28]。このような時空の広がりの中でもって，自家薬籠中の物である，『史通』などの史書を駆使し，自身の独断の言を交え，ダイナミックに論を展開しているのである。

この湖南の『支那史学史』を，金毓黻の『中国史学史』[29]と比較するならば，一言でいうと，「周到」な狭義の史学史である金毓黻のそれに対して，破天荒で「独創」に富む広義の史学史と言えるのではないか。

V　特徴（下）――『南史』『北史』・『史通』・『通典』を対象として――

この章では，『支那史学史』の第七章・第八章で取り上げられた諸史書の中で，李延寿の『南史』『北史』と劉知幾の『史通』と杜佑の『通典』に焦点を当て，三書に対する湖南の考えを，金毓黻の考えとの対比を参考に分析する。

李延寿の『南史』『北史』（以下，『南北史』と称す）に関しては，私の概略では一箇所にまとめたが，『支那史学史』においては二箇所で，しかも比較的に詳細に論じられている（一方は，「南北史」という小見出しも附せられている）。では，湖南は何故に『南北史』に注目したのであろうか。

まず，『支那史学史』の中で，『南北史』に言及する箇所を確認し，その論点を示したい。計五箇所である。第一に，簡略にするために，原文を削った例，第二に，父子二代で作った例，第三に，家伝の例，第四に，簡略にするために，散文に近くなった例である。第五は，『南北史』の専論であり，父子二代で作った点，『新唐書』が推賞したために清朝の史学家に攻撃さ

28）池田誠「内藤史学にかんする私論」（『内藤湖南全集』月報11，1972年初掲）に，「自然……」という説明の箇所の多くは「時運」「時勢」などの言葉に置換することができ，「歴史的変遷」，さらには「弁証法的な発展論」と把握することができると論じ，『支那史学史』では，この「「自然……」という説明の箇所が」「三十八箇所ばかりを数えることができた」という。

29）その構成は以下の通り。「導言」，第一章「古代史官概述」，第二章「古代史家与史籍」，第三章「司馬遷与班固之史学」，第四章「魏晋南北朝以迄唐初私家修史之始末」，第五章「漢以後之史官制度」，第六章「唐宋以来設館修史之始末」，第七章「唐宋以来之私修諸史」，第八章「劉知幾与章学誠之史学」，第九章「清代史家之成就」，附録「近代史学述略（最近史学之趨勢）」，「結論」。湖南の『支那史学史』の第七章・第八章と対応するのは第四章「魏晋南北朝以迄唐初私家修史之始末」である。その他，第五章「漢以後之史官制度」・第六章「唐宋以来設館修史之始末」・第七章「唐宋以来之私修諸史」・第八章「劉知幾与章学誠之史学」の一部とも対応部分がある。島田虔次は「金氏の書物は着実で周到であり，また，周到さから生み出された創見も少なくない」と評す［島田1983］。

れた点，簡略にした点，列伝で家伝の体裁を採用した点などを論ずる[30]。第一と第四はほぼ同じ論点であり，「南北史」の小見出しを掲げる第五の箇所の内容が，以上の第一（第四）・第二・第三を含んでおり，論点でもって整理するならば，原文の簡略化と父子二代にわたる編纂と家伝の採用の三点に絞られる。

原文の簡略化とは，材料を編纂する際の問題であり，漢唐間において『史記』以来の〔材料の〕原文の尊重から文章の改変への変化，その文章改変の一環であり，四つの具体的方向性（とくに「支那史学史概要」が明示）である，簡略化，名文化，再編集，「古文」化の一つであり，ちなみに，簡略化の最もはなはだしいのが『新唐書』である（この『新唐書』が推賞したのが『南北史』）。また，結果的に散文（古文）に近づくともいい，駢文から離れる傾向を帯びたともいい，その点では，「古文」化の方向性をも含んでいる。すなわち，『南北史』は文章改変の四つの具体的方向性のうち，二つに関連するのであり，文章改変の具体例，ひいては，『史記』を基準とした正史の変化の具体例でもあるのである。

一家の著述から多人数の分纂への変化に関しては，湖南はその変化を「堕落」と表現する。唐代での，それ以前は，「歴史」は私の著述で専門の学問であり，その家学としての継承の一環として，六朝末から唐初にかけて，父子二代での正史の執筆があった。その具体例として，姚察・姚思廉父子（『梁書』『陳書』），李徳林・李百薬父子（『北斉書』）とともに，李大師・李延寿父子（『南北史』）が挙がっている。その点では，『南北史』は『史記』の主意である一家の著述というよい点が残っていることになる。

家伝の体裁の採用に関しては，湖南は注目し特筆する。というのは，最良の史書である『史記』の二つの主意が遺っている『南北史』の家伝の体裁もすぐれているからである。第一に，時代の事情を明らかにする，という点である。湖南が挙げる『史記』の貨殖伝や『漢書』の元后伝，『後漢書』の宦者伝などは，当時の社会の特徴を体言する人物群の伝記であり，単なる個人の伝記にとどまらず，それを通して，当時の社会の特徴が読み取れるようになっており，それに対して，『南北史』の個々の列伝は，家伝，すなわち，家門全体の伝であり，子孫も附伝されている。個々の列伝がそれぞれに，時代のある特徴を体現している訳ではない点は，『史記』の貨殖伝などとは異なるのであるが，それら列伝全般の家伝の体裁そのものが，六朝時代の時勢である門閥を重んずる風気を体現している点は時代の事情を反映しているのであ

30）第一の，簡略にするために，原文を削った例は第七章の三「正史編纂法の変遷」の「史料の取扱ひ方の変化」152-53頁。「支那史学史概要」でも言及。私の概要では《正史の変化》〈編纂の主意の変化〉）。第二の，父子二代で作った例は同章の三の「一家の著述より分纂へ」154頁。「支那史学史概要」でも言及。私の概要では《正史の変化》〈一家の著述から分纂への変化〉。第三の，家伝の例は同章の三の「正史の体裁・内容の変化」159頁。私の概要では《正史の変化》〈編纂の体裁の変化〉。第四の，簡略にするために，散文に近くなった例は第八章の二「史体変化の漸」の「史学に於ける古文の復興」180-81頁）。第五の，『南北史』の専論は第八章の二「史体変化の漸」の「南北史」181-83頁）。頁は全集版のみを示す。

り，その点では，『史記』の貨殖伝などと共通する。第二に，『南北史』自体が南北朝時代の正史であり，すくなくとも一王朝単位の断代史ではなく，また，六朝時代という枠内ではあるが，数代を重ねる家伝の体裁を採用している列伝が，『史記』の主意である通史の性格を有する点である。

ちなみに，吉川忠夫は，その「解説」の第八章の概略において，「また『南史』『北史』が一個人一個人を主とすることなく，天子の朝代を無視して数代を連ねる家伝の体裁をもって列伝を書いたことについて，門閥が重んぜられた六朝時代の実情にかなった方法であり，これによって当時の風気が知られると論じている」と言及するのみならず，また，ジェネラル・ヒストリーとしての中国史全般の流れのなかで語られている，その「見やすい例」として，「『南史』『北史』が『魏書』にならって「家」を単位とする列伝を作ったことについて，「当時の事情は，魏書・南北史の書いたやうな体裁を必要としたのであって，そこに当時の時勢が現はれてゐる。当時の名族は，皆な己れの家を重んじ，朝代の変化には関心せず，自己の家柄を主としたから，南北史は自然かかる書き方になったのである」。」と挙げており［吉川1992］，『南北史』に関する湖南の見解，それはとくに時勢の反映の点に注目していることがわかる。

金毓黻『中国史学史』[31]は，李大師の遺志に始まる『南北史』編纂の経緯を，『北史』巻百，序伝の引用でもって説き，『南北史』の体例として一人の手になる私撰であり，叙事の特徴として「簡浄」，「近世之佳史」（司馬光の評）・「良史」（趙翼の評），隋を『北史』に入れた理由として，隋を南北七朝と同等にすることにより唐を尊んだと論じ，『南北史』でもって南北朝の他の正史を補っていることを指摘し，「南北史之有功於史学，亦大矣哉」と結ぶ。六朝時代の史家の等第として，陳寿・范曄・沈約とともに「上選」に挙げ，その理由として，『南北史』が通史（『史記』の体裁）かつ国別史（『国語』『三国志』の体裁）で，しかも「出於一人之手，成為一家之学」は司馬遷・班固・陳寿・范曄の後継者と目されるからである。第一・第二は重なるが，第三にはまったく言及はない。また，第一・第二でも，とくに第一に関して，文章の改変の一部という観点はない。この金毓黻『中国史学史』が言及などをしていない点，逆に言うならば，吉川忠夫「解説」が特筆している点こそが，湖南の独創と判断してよいであろう。

以上，『南北史』の性格三点を順に検討し，あわせて，吉川忠夫「解説」と金毓黻『中国史学史』の関連箇所を紹介したが，とくに父子二代での執筆と家伝の体裁の採用に関しては，『史記』の遺意を見出すのである。それ故に，湖南自身は，『南北史』に対して，高い評価を下しているのであり，第七章で分散して言及した上，第八章で改めて，まとめて論ずるのであろう。また，清朝の史学家の『南北史』に対する批判の不当性をことさらに言うのである。もっとも，湖南自身も，たとえば，家伝の体裁の採用に関して，傑出した人物をも一律に家伝に入

31）第四章「魏晉南北朝以迄唐初私家修史之始末」の五「南北朝史」の3「李延寿南史北史」・4「南史北史之体例与価値」・「本期史家之等第」。

れて埋没させるのを「偏見」と批判することを忘れてはいない。

最後に，漢唐間における正史の変化の中で，『史記』を基準として比較するならば，父子二代での編纂と家伝の採用は，『史記』の主意が残っている。中でも，『史記』の精神の遺意を，しかも二つも有し，その点では類例がない，家伝の採用に注目するのである。なお，材料の簡略化などによる材料の原文の改変は，『史記』の主意からの離脱であるが，湖南の書き振りからは，マイナス評価は窺うことはできない。それは，湖南が重視する時勢の反映であるからである。すなわち，後世になるほど，事柄が多くなり，繁雑であるというように，簡略化しなければならない当時の事情が存していたからである。

続いて，劉知幾とその著『史通』を検討する。まず，『支那史学史』の第七章・第八章に出てくる劉知幾と『史通』を挙げたい（『史通』の篇名に言及している場合は，末尾に「　」で示した）[32]。

第七章は，二体（紀伝体と編年体）の両立／歴史の著述の分類（『隋書』経籍志との対比）／歴史の著述の分類（『隋書』経籍志との対比）（正史について）「古今正史篇」／『史記』の史料選択の基準（鄭樵とともに）「六家篇」／編年体も正史，『科録』は史記家（通史）（鄭樵とともに）／正史以外の「歴史」の分類（『隋書』経籍志との対比）「雑述篇」／史注について（『隋書』経籍志との対比）「補注篇」／史評／譙周の『古史考』について「古今正史篇」／紀昀の『史通』に対する評価（『文心雕龍』史伝篇との対比）／劉知幾と『史通』（子の劉餗とその著『史例』にも言及）（ 紀昀『史通削繁』・浦起龍『史通通釈』・『四庫提要』・銭大昕『十駕斎養新録』の批評）（『史通』が影響を与えた後世の史書・史学家として，『新唐書』の「宰相世系表」・鄭樵・章学誠）「自序篇」「載言篇」「載文篇」「書志篇」。

第八章は，『科録』について（六家，史記家に入れる。類書という分類が当時まだなかった）「六家篇」か／王劭『隋書』について「古今正史篇」／『南北史』（通史に分類）／『史通』の成立は史評が部類になる端緒（劉餗『史例』にも言及）／批評要素を含む司馬貞『史記索隠』に対する同時代の歴史に関する議論の影響／『漢書』について（劉知幾は感心，湖南は『史記』を買う）／史官の職務「史官建置篇」「辨職篇」。

以上の言及は，引用の場合と『史通』そのものが対象の場合に大別することができ，前者の場合，さらに，引用箇所が，史学理論関連と個別の史書への言及に分けることができる。史学

32）二体の両立144頁。歴史の著述の分類145–46頁。歴史の著述の分類（正史について）148頁。『史記』の史料選択の基準149–50頁。編年体も正史，『科録』は史記家160頁。正史以外の「歴史」の分類161–63頁。史注について163–64頁。史評165頁。譙周の『古史考』について166頁。紀昀の『史通』に対する評価167頁。劉知幾と『史通』167–72頁。以上は第七章，以下は第八章。『科録』について176頁。王劭『隋書』について177頁。『南北史』について182–83頁。『史通』の成立は史評が部類になる端緒186頁。批評要素を含む司馬貞『史記索隠』に対する同時代の歴史に関する議論の影響187頁。『漢書』について188頁。史官の職務190–93頁。頁は全集版のみを示す。

の理論関連の箇所は，二体（紀伝体と編年体）の両立（および編年体），歴史の著述の分類（および正史と正史以外の「歴史」），史注，史官の職務である。言及された史書は，『史記』（史料選択の基準），『科録』，『古史考』，王劭『隋書』，『南北史』，『漢書』である（後世の史書への影響は後述）。対照的な，あるいは，類似する史学家や史書と並べて，論ずることがある。たとえば，史書の分類として『隋書』経籍志の史部など。

後者は第七章の末尾の七「史評の発達」（私の概略では《正史以外の「歴史」の変化》の史評）の大半を占め，「支那史学史概要」ではこの箇所に対応する箇所のみで劉知幾と『史通』に言及[33]。それ以外にも，史評，紀昀の『史通』に対する評価（『文心雕龍』史伝篇との対比），『史通』の成立は史評が部類になる端緒，批評要素を含む司馬貞『史記索隠』に対する同時代の歴史に関する議論の影響，がある。

以上にように，二分することができるのは，『史通』を通して他の史書を語るとともに，その『史通』そのものを湖南が論ずるという，『史通』の書かれ方は，『史通』が史評（史論）であり，「歴史」を論ずる『史通』（それを湖南が利用しているのが前者である）が，「歴史」の一書として湖南により論じられている（後者）のであり，その点では，端的に，「はじめに」でも触れた，史学史，すなわち歴史の歴史という二重性を体現しているのである。

つぎに，湖南の劉知幾・『史通』論を検討する。

まず，史評が発達し，それを踏まえて，〔『文心雕龍』史伝篇から〕前代の史書を対象とした通論が始まり，その通論に後世の史書に対する意見を加えて「大成」した「総論」が出現する。それが『史通』である。それ故に，『史通』は「大識見」で書かれた「名著」（当時から定評），「よほどの傑作」であり，その著者劉知幾は「古今に通ずる大家」である[34]。

後世の史書に対する意見という点に関しては，すでに銭大昕『十駕斎養新録』が指摘している。湖南も「支那史学史概要」で，改めて強調している。そして，この点の具体的な例が，『史通』の「書志篇」が新たに置くべき志として挙げている都邑志・氏族志・方物志が，『新唐書』の宰相世系表（氏族志に対応）と地理志（その土貢が方物志に対応），鄭樵『通志』二十略の都邑略・氏族略・昆虫草木略（方物志に対応）に影響を与え，実現している点である（「載言篇」は章学誠の「掌故」「文徴」に影響を与えている）。

ただ，『史通』は，その批評が酷に傾き，悪口になることが多く，そのために反発を招き，

33）なお，通史と断代史に関する文脈に「それ（南宋の時）までは史論家も断代史に賛成するといふ風であった」とあり，この史論家の中に，もちろんのこと，劉知幾が含まれており，厳密に言えば，劉知幾と『史通』への言及は，史評の劉知幾と『史通』に対する議論の箇所のみではない。「概要」であるために，『史通』の史学の議論や他の史書に関する言及は引用されていないのである。

34）「総論」「よほどの傑作」は「支那史学史概要」の語。吉川忠夫「解説」は「『史通』が大識見の史評の書であることを，紀昀の『史通削繁』の考えの至らぬところを俎上にのぼせつつ巧みに説明し，鄭樵，章学誠などの史論家の先河を開いたものとしてのたかい評価が劉知幾に与えられている」と述べる［吉川1992］。

紀昀『史通削繁』などが批判する。その『史通削繁』が不必要として削除した箇所が『史通』の「載言篇」「載文篇」（全文）と「書志篇」（その新たに置くべき志を論じたところ）であるが，先述したように，湖南は，むしろ，後世の史論家などに影響を与えた点として評価している。それに対して，湖南が欠点として挙げているのは，精密でない（基準を誤っている）ところがある点（具体例として，『竹書紀年』により経書を非難するなど）と体裁を重視し精神を軽視する傾向（たとえば，『史記』を軽視し『漢書』を重視する。湖南は逆に『史記』を重視）である。

金毓黻『中国史学史』は，第八章「劉知幾与章学誠之史学」にて，十三節に分け，丁寧に論じる[35]。序論と第８節「史通之価値」のみを紹介し，湖南の議論との対比に供したい。金毓黻の議論は以下の通り。「史家」の中で，「作史家」は司馬遷・班固から始まり，「評史家」は劉知幾・章学誠であり，「作史」と「評史」が合わさって始めて「史学」が成立するのであり，その「史学」を始めて専論したのが『史通』である（序論）。六朝時代がその極盛であった文学・史学を体例でもって研究したのが，文学の場合は『文心雕龍』であるが，史学の場合は『史通』であり，そのために，原書が散佚した史書に関して，その大略を窺うことができる点が，『史通』の功績である。また，疑古篇で古代の禅譲に対し疑問を呈している点と，惑経篇で『春秋』に「五虚美・十二未喩」が有り，「非聖侮経之咎」を避けないことを指摘している点（この点は，湖南も指摘している）を，近代の史学者の実事求是の精神と吻合し，その他の史家の及ばない点として，称揚する（第８節）。以上である。両者はともに，この時代に出現した史評（史論）の集大成，専論として認識する点では共通するが，湖南の場合は，さらに，史評，通論，総論という三段階の歴史的展開を想定し，その第三段階に『史通』を位置づけるのである。また，湖南が強調する，後世への意見に関しては言及がない。

最後に，杜佑の『通典』を取り上げたい。『通典』は類書の展開の中で取り上げられている（第八章，一「類書が史学に与えた影響」。私の概略では《類書が史学に及ぼした影響》）。湖南の評価は「大著述」（「支那史学史概要」では「傑作」）であるが，『通典』への言及の分量は比較的に少ない。興味深いことに，むしろ，「支那史学史概要」の方が記述の量が多い。

湖南は，まず，『通典』を，辞藻・典故を知る必要から起こった，それ故に実用的で便利な類書の展開の中に位置づける。六朝で発達した類書は，北斉の『修文殿御覧』や唐代の四大類書を経て，宋代の『玉海』に繋がる，「辞学」の流れがあり，その影響により，六朝末から唐の中葉にかけて起こった，史実を材料として編纂された類書が出現する。そのうち，正史の紀

35）１「劉知幾与史通」，２「劉知幾作書之動機」，３「史通釈名」，４「史通次第与各篇之意旨」，５「史通之精要議論」，６「史通議論之商榷」，７「史通之作由於憤悱」，８「史通之価値」，９「劉知幾論才学識三長」，10「劉氏所撰之他書」，11「史通之版本与注釈」，12「史通之刊正」，13「史通之続作」。

伝が材料の流れは『冊府元亀』に繋がるが，以後，衰退したのに対して，正史の書志が材料の「策学」の流れがあり，宋代以後には，ますます発達した。この「策学」の流れの中に『通典』が，『文献通考』とともに位置づけられている。

つぎに，『通典』の特徴を，同じく「策学」の流れに位置づけられている『文献通考』との対比を通して，浮かび上がらせる。両者の目的は，『通典』の場合，古今の変遷の因果を明らかにすることにあるのに対して，『文献通考』の場合，「類書に近い」と表現する。

最後に，『通典』の歴史的な価値として，その目的である，古今の変遷の因果を明らかにすることから導き出された進歩思想を指摘するのである。この点は，『支那史学史』には論じられておらず，「支那史学史概要」ではじめて記されている[36]。

金毓黻『中国史学史』は，「私家著述之属於典礼者」として『通典』と『文献通考』の両書を挙げ，その著者である杜佑と馬端臨は，唐宋以降の史家の中では，ともに「別識通裁」（章学誠の言）を備える者として評価した上で，十七史の書志を合わせて，一編と為した，といい，『通典』は「精簡」の面でまさり，『通考』は「詳贍」の面でまさるとし，その上で，詳細な点で，『通考』に軍配を上げ，章学誠が「別識通裁」がないのを根拠として『通考』を誹謗し，類書とみなすのを批判する[37]。この『通典』と『通考』の相対的評価では，湖南とはその評価が逆転しており，対立する。章学誠の評価に対する受け取り方に由来するのであろう。

以上，『南北史』『史通』『通典』に関する湖南の考えを分析した。そこに共通項があるであろうか。

まず，漢唐間の史書の変化と史書の関係に関して，『史通』の場合，史評の成立と展開という枠内において，個々の史書に対する史評，〔過去の史書の〕通論，〔将来への提言をも含めた〕総論という三段階を見出し，その第三段階に『史通』を位置付け，『通典』の場合，〔類書の展開の影響下での〕類書体の史書の成立と展開という枠内において，紀伝の類書と書志の類書の二つの潮流を見出し，書志の類書に『通典』を位置付ける。それに対して，『南北史』の

36)「支那の歴史家は，多くは標準を古代に置き，復古思想であるが，通典はそれと異り，古代よりも現代の方が進歩してゐるといふことを認めた考へで書いてゐる」。この文章に続いて，類書の体裁で書かれた「歴史」の価値を強調している。この部分も，『支那史学史』の原文にはない。その後，湖南は『通典』の進歩思想に関して「擬策一道，昭和二（1927）年十二月」（『湖南文存』巻一所収，全集第十四巻）とそれを平易にした講演「通典の著者杜佑」（1929年，全集第六巻「雑纂」（一））で論じており，1931年の御進講始では『通典』を進講しており（その進講案は『研幾小録』補遺所収，全集第七巻），その中で「杜佑は支那の史家中，司馬遷以後の第一人」と断ずるに至っている。

37）第七章「唐宋以来之私修諸史」，第四節「属於典志之通史専史」，1「杜佑通典」・2「通考与通典」・「本期史家之商榷与史学之趨勢」。『通典』を『資治通鑑』と並称しており，『通鑑』が諸史を「鎔鑄」したのに対して，『通典』は諸経・諸史を「鎔鑄」したのであり，『通鑑』が諸史の紀伝に基づくのに対して，『通典』は諸史の書志に基づく，と対比する。それに対して，湖南は紀伝の類書と書志の類書を対比している。

場合は，正史の展開という枠内において，『史記』を基準とする，〔材料の〕原文尊重から文章改変への変化（この変化をさらに四分，その簡略化と「古文」化），一家の著述から多人数の分纂への変化，家伝の採用。『史記』を基準として，位置付ける。ここには，中国の史学史の分野において，変化の相を段階的・分類的に把握し，史学の展開を具体的に構成する個別の史書を史学の展開に位置付け，そこにその中国の史学史（さらには学術史）における個別の史書の歴史的意義を見出すのである。

つぎに，個別の史書の独自性に関して，一つに絞った，あるいは，一つを強調して，論じられている。『南北史』の場合，列伝の家伝の体裁の採用，『史通』の場合，後世に実現した将来への提言，『通典』の場合，進歩思想という時代の先取りであった。その中にあって，『南北史』の場合の家伝の採用は，門閥主義という当時の時勢に対応しており，換言するならば，当時の歴史の特徴を体現しているのである。そこにより広い中国史における個別の史書の歴史的意義を見出すのである。

このように，史学史（さらには学術史）とより広い中国史という二重の歴史的意義を見出すことができるのであり，これこそが，『支那史学史』の最大の特徴であり，それ故に，最大の魅力の源泉である。史学通史を中核に，その外側に学術通史，さらにはジェネラル・ヒストリーがかぶさるという重層的な中国全体を枠に，その時空の広がりの中で，史学史のダイナミックな流れの中で，史書を位置付け，その歴史的意義を示す。そこに，湖南の歴史認識が見出せるのであり，この『支那史学史』がすぐれて歴史的である所以である。そして，『支那史学史』独自の意義が存するのである。以上のことは，すでに，吉川忠夫「解説」で論じていることであり（[吉川1992]。Ⅳ「特徴（上）」にて原文を引用），その点では，この小論はその確認ということになろう。

Ⅵ　おわりに

内藤湖南の『支那史学史』の魅力と言えば，その本来が講義であるのに由来する，わかりやすい語りの口調，つぼ（急所）をおさえた簡潔な議論，「中国全般にわたる該博な知識と透徹した史観」[吉川1992] に裏付けられた独断の言など，さまざまなレベルの要素が混淆・融合した結果であろう。その中にあって，最大の魅力の源泉は，この小論で抽出した特徴である，史学史（さらには学術史）とより広い中国史という二重の枠組みの中での個々の史書の歴史的意義（逆に歴史的意義を有する個々の史書を構成要素とするダイナミックな史学史の流れ）に見出すことができる。もちろん，それは博覧に裏付けられた湖南の見識に基づくものである。

ただし，あくまでも，第七章・第八章のみの分析による，仮の結論である。今後，この『支那史学史』の他章を，他の史学史との対比をも念頭に入れ，さらに検証してゆきたい。

参考文献

内藤　湖南　1949年　『支那史学史』弘文堂（筑摩書房刊『内藤湖南全集』の第十一巻，1969年に，新たに内藤乾吉「あとがき」と伊藤道治作成の「索引」人名・書名を巻末に附し，再録。平凡社，東洋文庫，1992年，は常用字に改め，吉川忠夫「解説」を附す）。附録として，「支那歴史的思想の起源」「章学誠の史学」「支那史学史概要――史記より清初まで――」を附す。

内藤　湖南　1949年　「支那史学史概要――史記より清初まで――」（弘文堂刊『支那史学史』に附録として附す）

内藤　湖南　1970年　『支那目録学』（『内藤湖南全集』第十二巻所収）

内藤　乾吉　1949年　「例言」（『支那史学史』）

内藤　乾吉　1969年　「あとがき」（『支那史学史』が収められている『内藤湖南全集』第十一巻）

神田喜一郎　1949年　「跋」（『支那史学史』）

宮崎　市定　1967年　「独創的なシナ学者内藤湖南博士」，原題「Konan Naito: An Original Sinologist」，日本ユネスコ国内委員会編『Philosophical Studies of Japan』Vol. 8，宮崎市定『中国に学ぶ』朝日新聞社，1971年（中央公論社，中公文庫，1986年），岩波書店『宮崎市定全集』第二十四巻，随筆（下），1994年。

小川　環樹　1971年　「内藤湖南の学問とその生涯」（中央公論社刊『日本の名著』第四十一巻，『内藤湖南』）

三田村泰助　1972年　『内藤湖南』中央公論社，中公新書278

島田　虔次　1983年　「〈中国〉序論」（同朋舎出版『アジア歴史研究入門』第一巻）

吉川　忠夫　1992年　「解説」（内藤湖南『支那史学史』（全二巻），平凡社，東洋文庫）

梁　啓　超　1933年　『中国歴史研究法補編』（商務印書館，国学小叢書）。『中国歴史研究法』北京，東方書店，民国学術経典文庫，歴史類叢，1996年参照。

金　毓　黻　1941年　『中国史学史』（重慶，1944年出版）。修訂本（商務印書館，1957年）。鼎文書局版（台北，1974年初版），河北教育出版社版（石家荘，2000年初版。瞿林東「前言」を附す）参照。

内藤湖南『支那近世史』の特色について

――同時代の類書との比較を通して――

小　林　義　廣

はじめに

周知のように，『支那近世史』は，宋代以後を近世とする内藤湖南の所説を史実に基づいて展開した書物である。とりわけ，その第一章「近世史の意義」は，唐から宋へと歴史が経過して行く中で，政治・社会・文化などの諸側面にどのような変化があったのかを論述していて，いわゆる唐宋変革論を理論的に開陳している。要するに，この部分は，1922年に公表された「概括的唐宋時代観」(『歴史と地理』第９巻５号，『内藤湖南全集』第８巻，筑摩書房，1969年所収）の記述と多くの点で重なって，唐宋変革を問題として取り上げるときに論述の典拠として引用されてきた。しかし，本書は，前稿でも指摘したように[1)]，そして小論でも触れるように，唐と宋の間に存在する中国史上における一大変化を類型的に論述することに終始しているわけでなく，五代から元代までの具体的な史実の展開過程に即して，中国近世社会が変化を遂げていった様相を極めて丹念に辿っているのである。

こうした特色を有する『支那近世史』は，著者の内藤湖南が大正時代に京都帝国大学で行った講義録に基づいて成書となったのだが，それでは，この講義を明治・大正期という時代の文脈に置いてみた場合，この書物に結実する内容が同時代の類書と比較してどれほどの特徴をもっていた存在していたのであろうか。小論は，明治・大正・昭和初期に刊行された中国史に関する概説書の中で，とくに宋代の部分の記述を中心に検討することを通じて，この課題に迫ろうとするものである。もとより，私が現在まで入手して検討できた概説書は極めて限られており，その限られた検討からの素描的論述である点を最初に断っておきたい。

Ⅰ

明治時代以降の，いわゆる近代日本における東洋史学の発展史を扱った論著を紐解くと，必ずといってよいほどに，近代的東洋史学は江戸時代までの『十八史略』的中国史からの脱却によって開始された記され，その嚆矢に那珂通世・市村瓚次郎・桑原隲蔵各氏らの著作が挙げら

1）拙稿「内藤湖南の中国近世論と人物論」(内藤湖南研究会編『内藤湖南の世界――アジア再生の思想――』河合文化教育研究所，2001年所収)。

れてきた[2)]。しかしながら，いわゆる近代史学の批判の対象となった『十八史略』的中国史の何が問題とされたのかや，それを否定した各氏の著作がどのような特質をもった中味であったのかといった点には，必ずしも立ち入った議論はあまりなされていないように思われる。そこで，まず『十八史略』の内容を確認する作業から始めよう。

『十八史略』全７巻は，太古から宋代に至るまでの歴代の中国史の流れを知る初学者用の通史としてよく知られており，元朝の曾先之が『史記』以下，18の史書から歴史的に興味深い話を集めて構成し直したものである。ただ，小論と繋がりの深い宋代については，本書が『宋史』の完成する以前に出来たこともあって，李燾『続宋編年資治通鑑』と劉時挙『続宋中興編年資治通鑑』を一つとして数え，それを基づいて叙述に必要な史実を拾い出して構成されている。宋代の部分は，王朝の開祖の趙匡胤から筆を起こして，最後は南宋がフビライ統治下の元軍の攻撃の果てに，1279年，広州湾の厓山に滅びるまでを扱っている。もう少し具体的に内容を紹介すると，次のようになっている。

宋の太祖の趙匡胤に関しては，まず最初に姓氏が趙，名前が匡胤であり，先祖の郷里が琢郡（北京市）であったことなどを記し，歴代正史の本紀の記述様式に従った書き方となっている。そして趙匡胤に至るまでの一連の祖先の簡潔な紹介をした後に，王朝創始者に付き物というべき，彼が洛陽で誕生したときの瑞祥逸話が語られる。すなわち，趙匡胤が軍人であった父親の趙弘殷の軍営で生まれたとき，産室に赤い光が満ちあふれ，室内は１か月の間，かぐわしい香りが漂いつづけ，そのため人びとはこの軍営を「香孩児営」と呼んだ，と。この逸話の後，趙匡胤の，少年時代から後周の世宗に仕え，世宗の死後，幼帝の恭帝の下で，いわゆる陳橋駅の変によって皇帝に推戴され宋王朝を開く話が続き，そして，皇帝となった趙匡胤の治世や天下統一策などの話柄が重臣との遣り取りを含めて叙述されている。趙匡胤（太祖）の話が終わると，彼を継いだ弟の太宗を初めとして歴代の皇帝の事跡や時代状況がその時々の著名な臣下の逸話を交えながら語られ，最後には，まるで我が国の平家が壇ノ浦で滅びる様を彷彿とさせるような厓山の戦いで宋朝が滅亡する様子を描いて本書を締めくくっている。

このように，運筆は宋代以外の他の時代でもそうなのだが，基本的には時間を追って政治的事件の流れに沿いながら，その折々に活躍した人物の言動を中心にしてなされていて，時代の雰囲気が目前に浮かぶような生き生きとした印象を読者に与えてくれる。また，人びとが重要な歴史的転換に際会したときに取るべき態度や姿勢が，歴史的教訓として自然に学べるような逸話が散りばめられている。いわば教訓的歴史叙述をも特色としている。しかし，こうした人物を中心に据えた物語風の政治史，しかも教訓的歴史叙述という特色は，ヨーロッパの近代的

２）たとえば，山崎宏編『東洋史概説』（南雲堂，1969年）「第一章　東洋学の発達」，佐伯富・羽田明・山田信夫・布目潮渢編『大学ゼミナール東洋史』（法律文化社，1970年）「総論」の「日本および中国における東洋史学の発展」，藤家禮之助編『アジアの歴史』（南雲堂，1992年）「序論」など。

学問を摂取した後の東洋史学者には不満の源であったと想像される。それは，日本に導入されたドイツ風の歴史学と深く関わっている。

いうまでもなく，日本における近代的歴史学は，1887年にドイツの歴史学者のリース（Ludwig Riess）が東京帝国大学に招聘されて教鞭を執るようになって（1902年まで在職），ヨーロッパ近代の史学研究法が移植されたことに始まるといわれる。リースは近代歴史学の父と呼ばれるランケ（Leopold von Ranke）に学び，厳密な史料批判に基づく文献実証史学を日本に持ち込み，少なくとも第二次世界大戦で敗戦するまでの日本の歴史学に多大な影響を与えた。このような流れの中で，ドイツ人のベルンハイム（E. Bernheim）の『歴史とは何ぞや』（初版訳，1922年，改訳版，1935年，岩波文庫本）は，「近代的史学方法論」を簡明に説いた史学概論の著作として，少なくとも戦前において歴史学を志す若者に広く読み継がれてきた。このベルンハイムによると，物語風の歴史や教訓的歴史は科学的学問としての歴史学である発展的歴史の前史として位置づけられる，非科学的な歴史叙述の典型であったのである（文庫本，19〜30頁）。『十八史略』が特色として有する物語性や教訓性は，この意味で「近代的歴史学」が学問以前の歴史叙述として排除しなければならなかったことは想像に難くないといえよう[3)]。

それでは，『十八史略』的中国史を脱却したとされる，那珂通世・市村瓚次郎・桑原隲蔵各氏の著作の中味はどのような特色をもっているのであろうか。まず，那珂通世の『支那通史』。『支那通史』は，1888年（明治21）から1890年（明治23年）にかけて東京で出版された4巻本5冊の書物で，もとは訓点つきの漢文で記述されている。その漢文原本は，現在，国立国会図書館の近代デジタルライブラリーに写真版として収められ公開されており，電子情報としてインターネット上において簡単にみられダウンロードも可能となっている。ただ，本書は，和田清氏の監訳（伊藤徳男氏の翻訳）になる書き下し文のものが岩波文庫本で上中下三冊として出版されて入手に簡便であり，以下の記述も基本的に岩波文庫本に依拠する。本書の宋代（遼と金も含む）の部分は，その下冊にあたり，下冊は秦漢時代を開始時点とする中世史の後半を形作っている。下冊の第一篇は，五代を扱い，宋代の部分は第二篇から第六篇までを割り当てられており，その中で第二篇から第四篇までは政治史を中心とし，第五篇は学芸と題して宋代

3）佐藤正幸氏は，ベルンハイムに代表される近代ヨーロッパの実証史学の薫陶を受け継ぎながら，それに飽き足りずに，中国伝統史学を基に独自の発展をしてきた明治以前の日本の伝統史学との統合を模索し，新しい歴史理論を構築しようとした（内藤湖南と同時代の）田中萃一郎を取り上げた興味深い論考を発表している（同氏著『歴史認識の時空』知泉書館，2004年，「第七章　日本の歴史認識の特徴」）。田中は，「范氏義荘」に関する近代的研究の嚆矢ともいうべき論文を公表している東洋史学者でもあり（拙稿「宋代宗族研究の現状と課題――范氏義荘研究を中心に――」『名古屋大学東洋史研究報告』25，2001年を参照），『東邦近世史』（1900年）と題する中国史を含む東洋史の概説書を公刊している。それを私は未読であるけれども，国立国会図書館「近代デジタルライブラリー」で当該書の目次をみると，この書物は中国史に関しては清朝以降を扱っており，小論の考察範囲を外れるので論述の対象から除外した。

の儒学や詩文を取り上げている。第六篇は官制・俸禄制度・地方行政制度・貨幣制度などの制度史に紙幅を割いている。叙述，とくに政治史のそれは，それぞれの時期を適切に象徴するような逸話をも挿入しながら，基本的に時系列に従って進んでおり，多少の例外を除けば（たとえば，青苗法の害毒を強調することに端的に見られるように王安石の新法に対して，現今の論著がおおむね肯定的な内容であるのと異なり限定的評価をしていることなど），現在の宋代史概説と変わらない内容を盛り込んでいる。そして，政治・制度・学芸など宋代の全ての叙述を終えた一番最後に宋代という時代の性格に対する那珂の評価が披瀝されている。氏によると，宋朝が遼や金のように急速に衰退せず，忠臣を輩出できたのは，太祖以来の歴代の皇帝が仁愛の気持ちで民衆を治め，臣僚に対しても苛烈に扱わず，しかも后妃に賢者が多かったからだと断じている（下冊，120・121頁）。このような点からすると，全体から見て現在の私たちが読んでも，叙述表現の古めかしさを別にすれば，そして王朝と皇帝の評価に殊更な紙幅を割いている点を別にすれば，それほど内容に違和感を懐かないであろう。こうした印象は，書き下し文の本書の「序」を記した和田清氏が指摘するように（上冊，４頁），『十八史略』など江戸時代までに読み継がれてきた歴史書と違って，歴史表面の政治・軍事の変遷の大要だけでなく，更に突っ込んだ時代背景や制度文物にまで叙述が及んでいることと密接に関わっているだろう。すなわち，現在の概説書が，政治の流れだけでなく，当該時代の政治制度・文化・社会制度など多面的な側面に触れるのと同様の志向性を見出せるからである。

次に市村瓚次郎の著作をみてみよう。市村は生涯に中国史あるいは東洋史に関する４部の概説書を世に送り出している[4)]。それらの集大成ともいうべき，『東洋史統』（全４巻で，第一巻は1939年に，第二巻は翌1940年，第三巻は1943年に，それぞれ冨山房から刊行され，第四巻は著者の死後の，1950年に同じ冨山房から出版された）の奥書と中嶋敏氏の手になる市村瓚次郎伝によると，４部とは，『支那史』全６巻（1889年～1892年）・『支那史要』（1893・1894年）・『東洋史要』（1897年）・『東洋史統』（1939年～1950年）である。その中で，『支那史要』は，『支那史』のダイジェストであり，『東洋史統』は，『東洋史要』を基にして大幅な増訂を施した書物であって，後者の両書は書名に端的に示されているように，中国史を基本としながらも中国周辺のアジア諸国の歴史に対しても目配りをした，東洋史ということを充分に意識した内容構成となっている（むろん，前者の『支那史』や『支那史要』にも周辺地域に対する記述はあって，その点は，ほぼ記述の全てが中国史に限定された従前の概説書とは異なる）。ここには，1894年に起こった日清戦争を契機に，アジアに対する関心が高まり，中等教育に東洋史が設けられる結果となったという時代情況が反映していると考えられる[5)]。たとえば，『東

４）市村瓚次郎の生涯と学問については，簡単には，中嶋敏氏のものがある（江上波夫編『東洋学の系譜』大修館書店，1992年）。

５）中等学校に東洋史が置かれた事情については，註１の各書を参照。

洋史統』は，宋代の部分だけをみても，三百数十頁にわたる浩瀚な書物であるが，その「凡例」に示されているように，東洋史学界と自身の研究の進展とともに増えた知見や関連する史料を参考として本書に盛り込もうとしたことに基づいて記述されているとともに，遼の滅亡と西遼の興起に関連して，中央アジアから西アジアの歴史に至るまでの広範囲なアジア地域の歴史に言及している点に端的に窺えよう。とはいうものの，『支那史』『支那史要』にしても，『東洋史要』『東洋史統』にしても，両者の間に「支那」から「東洋」へと名称の変更があったにもかかわらず，そこには一貫した著述傾向があるように思われる。一つには，中国史の興亡を中国と対抗する周辺の諸民族との関係から見ようとしている点である[6)]。ただ，この視点は，市村に独自のものとはいえず，内藤湖南の時代区分の基準の一つが，漢民族と周辺民族との関係から述べられ[7)]，また内藤を継いだ宮崎市定氏が最初の概説書として世に問うた『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』（冨山房，1940年）にも見出される傾向であり，東京や京都といった学派を問わず，戦前の日本の東洋史学にみられるある種の志向性だったかも知れない。しかし，何といっても，市村の叙述の特色は，事実を事実として冷厳にみてゆく姿勢であろう。『東洋史統』に「序」を寄せた白鳥庫吉は，彼自身の信念でもあろうが，歴史学が個々の事象の真偽を科学的に検討した上で，それらの材料を基に総合的に再構成する作業であることを主張して，「市村博士は従来自身の既に考証した結果は勿論，他の学者の批判した結果をも，よく採用し，手際よく配列総話し，以て事実の真相を読者の眼前に髣髴せしむるに成功した」（第一巻「序」の５頁）と肯定的に市村の執筆姿勢を評価しているのである。たとえば，宋代を記した部分においても，遼の滅亡後，耶律大石が中央アジアに西遼を建国した年代について，『遼史』やアラビアの歴史家イブン＝エル＝アチルの記述や羽田亨の西遼建国に関する考証などを引用しながら確定しようとしている点に端的に示されていよう（第二巻，632～634頁）。

最後に桑原隲蔵の『中等東洋史』（1898年）をみてみよう。この書物は，『桑原隲蔵全集』第四巻（岩波書店，1968年）に『東洋史参考図書』『東洋史教授資料』とともに収められている。全集本の巻末に載る宮崎市定氏の詳細な「解説」によると，本書は中等教員資格検定試験の参考書として手頃であるために，当時，30数種に登る同類の教科書の中で極めて珍重されたらしい。つまり，『中等東洋史』は，世上に出回っていたという意味で明治・大正期を代表する東洋史の概説書であったのである。とすれば，この書物の特色は何なのだろうか。本書の

6）『支那史要』の「総論」では，中国史の時代区分を異民族との対抗関係に基づく領域の伸縮を基準としているし，また，中国史の舞台に登場する民族を漢民族と異民族に分けて，その対抗関係が中国史の興亡の原因となったと論じている。一方，『東洋史統』の「序」を書いた白鳥庫吉は，「今市村博士の企図せる「東洋史統」の編述を見るに，…中心を支那に置き，常にこれに対抗せる勢力を取扱ひ，而して配するに他の東洋諸国の事象を以てしてゐることは頗る当を得たことであつて…」と指摘している。

7）内藤湖南『支那上古史』（弘文堂，1944年）「緒言」。

叙述の地理的範囲は，「東方アジア」（具体的には中国）を中心として，それと密接に関わる「南方アジア」と「中央アジア」であり，「北方アジア」は，寒冷地で人が少なく「東方アジア」の歴史の大勢と関係が薄いために除外するという（「総説」の第一章「東洋史の定義及び範囲」）。ここでも「東洋史」が中国史を中心としながらもアジアの他の地域にも及ぶという市村と同様の姿勢が貫かれ，日清戦争以後の時代情況が色濃く反映されている。叙述姿勢も市村と共通した側面がみられる。桑原は，そもそも史料批判に基づく歴史事象の確定に熱心に取り組んだ先人学者であった。それは，受業生であった宮崎市定氏が「博士はよく『歴史の研究とは，事実をきわめていくことだ』といわれた」と桑原の学風を語ったところに端的に示されている[8)]。この点から桑原は，前近代中国の多くの歴史編纂物が非科学的な中で，厳密な史実の確定に基づいて編纂された宋・司馬光の『資治通鑑』をことのほか好み，それを三度も通読したことを誇らしげに生前に語っていたという[9)]。この『中等東洋史』でも，中国史の部分は，乾隆時代に刊行された『御批歴代通鑑輯攬』に依拠しているとわざわざ断っていることは（同書巻頭の「中等東洋史弁言十則」），桑原の志向性を如実に物語っているとともに，氏の面目躍如たるものがあるといえよう。むろん，小論が比較の対象として取り上げてきている宋代の部分に限っても，そうした確かな史実に基づく叙述という志向性は貫徹されている。宋代は，「今古期　蒙古族最盛時代」と題する篇目の第一篇と第二篇を構成する。この２篇においては，宋に先立つ遼の建国や五代十国時代に叙述が始まって，宋の建国と２代目太宗による中国再統一に及び，３代目の真宗朝による遼との澶淵の盟，遼と関連して高麗を中心とする朝鮮半島情勢や西夏の興起に言及する。その後は，神宗朝の王安石の新法と対外政策，新旧両党の党争を扱い，女真族の興起と金の建国に伴って，遼と北宋が滅亡し南宋が建国されることに触れ，更には金と南宋との関係を述べながら，やがて蒙古の勃興とともに金・南宋が滅亡してゆく様子が順を追って語られる。要するに，漢民族王朝である宋朝の歴史を中心としながら，周辺の遼・高麗・西夏・金などの歴史を適度に織り交ぜながら，当該時代の東アジアの歴史を過不足無く事実に基づいて淡々と紹介している。

以上，那珂・市村・桑原各氏の検討の結果を纏めてみると，明治時代以後の，『十八史略』的歴史からの脱却とは，まず第一に中国に焦点を当てた歴史から，中国に中心を据えながらも周辺地域を含む東アジアの歴史を視野に入れるという具合に探求と叙述の地理的範囲が拡大していったことが挙げられよう。それは，たとえば市村自身が「支那史」から「東洋史」へと書名を変化させ，それに伴って叙述内容を東アジア史に転換させていった軌跡に如実に示されて

8）宮崎市定「桑原隲蔵博士について」（同氏著『中国に学ぶ』朝日新聞社，1971年，中公文庫，1986年）。

9）吉川幸次郎編『東洋学の創始者たち』（講談社，1976年）「５　桑原隲蔵」（254頁，この部分は吉川幸次郎氏自身の思い出として語っている）。

いるし，桑原は，学生時代に那珂の講演に連なったことに感謝の念を表しながらも[10]，彼自身は中国だけでなく，北アジアを除くアジア全体に目配りした『中等東洋史』を大学卒業間もなく公刊して，明治・大正期に中等学校の教師を目指す知識青年に広く読まれたことにも端なくも表現されていよう。しかし，何といっても，『十八史略』からの脱却とは，『十八史略』のような人物を中心とした叙述あるいは歴史に教訓を求める姿勢ではなく，厳密な史料批判の果てに確定した史実から当該時代の歴史を構成しているという点であろう。そこには，前述したリースによって持ち込まれた近代ヨーロッパの文献実証学を基本とする学問的態度をよしとする意識を濃厚に看取できる。しかし，こうした学問的態度や意識には，大きな問題性が胚胎していた思われる。次に節を換えて，この問題性やそのもつ意味について考察をしてゆこう。

II

既に繰り返し述べてきたように，那珂・市村・桑原各氏の著書は，小論が取り上げる宋代の部分に限っても，一部の瑕瑾を別にすれば，正確な史実の上に展開されており，その歴史叙述は現在からみても充分に参照に足りる内容をもっていた。那珂・桑原の叙述は簡明な中にも，そうした特色を有していたし，市村のものは，ことにその決定版ともいえる『東洋史統』にあっては，宋代の部分でも一冊の単行本に匹敵する三百数十頁という分量をもって読者に圧倒するように迫ってきていた。とはいえ，これらの著作を読んだ後に感じるのは，それでは宋代は他の時代と比較して歴史的特質において，どのような差異があるのだろうかという疑問に必ずしも充分な回答を用意していない点であろう。つまり，これらの著作は唐末五代の混乱から中国再統一を果たしていった宋朝の建国過程や中央集権化策，さらにはその政治・文化・制度が時間の経過に従って手際よく叙述はされているけれども，それでは，それら宋朝の政治・文化・制度などが中国史全体の流れの中で，どのような位置と特色をもったものなのかという疑問に対して，少なくとも叙述の中からそれらを窺うことは難しいといえよう。

それと関連するのは，これらの著作が導入している古代・中世・近代（近世）という時代区分である。那珂『支那通史』は秦による中国統一以前を「上世」，秦漢時代から宋金の滅亡までを「中世」，元朝以後を「近世」とするが（岩波文庫本，上冊，32頁），時代区分の基準や理由づけは不明。市村の時代区分も元朝以降を「近世」とする那珂の仕方と軌を一にしている。『支那史要』の目次を見ると，「開闢」から秦漢の中国統一以前を「古代（太古）」，秦漢か

10）桑原が那珂の講演に連なったことは，『中等東洋史』巻頭の「中等東洋史弁言十則」の最後に語られている。また，『中等東洋史』が桑原が東京帝国大学卒業から間もなく書かれた著述であることは，前掲宮崎市定『桑原隲蔵全集』の「解説」や前掲「桑原隲蔵博士について」など桑原に言及する論著の多くに見られる。ところで，那珂の『支那通史』も唐代の歴史を叙述した後に，「外国事略」という一篇を設けて突厥・ウイグル・朝鮮半島のいわゆる三韓に言及していて周辺の諸民族の動向に注意はしてはいるが（岩波文庫本は中冊），叙述の主体はあくまで中国史といってよいだろう。

ら魏晋南北朝までを「上世」，隋唐から宋代までを「中世」としている。書名を「支那史」から「東洋史」に変更した後の『東洋史要』の目次を見ると，取り立てて時代区分を明示していないけれども，上下巻の区分の仕方と叙述内容とから判断すると，恐らく『支那史要』と同様の時代区分を想定していたように思える。そして，『東洋史統』の時代区分の仕方は，やはり元朝以後を「近世」とする点で一貫しているが，春秋・戦国時代までを「上世」，秦漢から宋金までを「中世」としていて，「中世」の開始時期を秦漢まで遡らせた点で変化が見られる。と同時に，この新たな時代区分の設定によって那珂との時代区分上の差異は無くなった。しかし，いずれにせよ，『東洋史統』の「凡例」に「(この時代区分は) 叙述上の便宜と巻冊の分類を容易ならしめんが為に斯かる方式を採ったのである」と述べているように，市村にあっても時代区分の基準に特別の理由があるわけではなく，便宜的なものにすぎなかったようである。

桑原は，どこで時代を区切るかという点においては那珂・市村とは大部分を同じくしているが，新たに清朝以後を異なる時代として，全体を四つの時代に区分している。すなわち，春秋・戦国時代までの「漢族膨張時代」を「上古期」，秦漢から唐末までの「漢族優勢時代」を「中古期」，五代十国時代から宋・元・明までを「蒙古族最盛時代」と名づけて「近古期」とし，最後にヨーロッパ人が大航海時代以後に東方に影響を及ぼしてくる清代を「欧人東漸時代」と位置づけて「近世期」に区分している（『中等東洋史』「総説」の「第四章　時代の分割」)。このように，桑原の時代の区切り方それ自体は那珂・市村とかなり似てはいても，二人とは異なって区分を行う明確な基準があって，それは中国史の流れを考慮に入れながらも，周囲の諸国・諸民族の興亡を区分の基準にしようというものであった[11)]。この，各時代の歴史的特質を念頭に置いて時代区分をしようとした点に，桑原の優れた歴史家としての資質と意欲を窺えるように思われるけれども，それでも周囲の諸国家・諸民族という外在的要因を除いてしまうと，中国史の時代区分の基準における内在的要素を見出せなくなってしまう。言い換えると，桑原は，あくまで東洋史全体の視点に立つという立場から，中国史を相対化した結果が有意義な時代区分に繋がったわけであって，かりに中国史に軸足を置いて時代区分をすると，その歴史的展開に内在的必然性がないだけに，那珂・市村と似たような結果になってしまった。

こうした桑原の那珂・市村との類似性は，叙述の姿勢にもっと明確に示されているように思われる。すでに第2節で紹介したように，『中等東洋史』の宋代の部分は，基本的に（他の時代と同様に）『御批歴代通鑑輯覧』の記述に従いながら，史実を過不足無く簡潔に淡々と述べており，宋代の政治を中心とした歴史の大きな流れを知るには，こうした桑原の記述内容は正確で要領を得た貴重なものといえよう。しかしながら，那珂・市村と同様に，それでは宋代が他の時代と比較して歴史的特質において如何なる相違があるのかと問題を立て直すと，充分な

11）桑原の時代区分，とくに「近世」に関わった時代区分が同時代にどのような意味と位置にあったかについては，岸本美緒氏の論考に詳しい（「中国史における『近世』の概念」『歴史学研究』821，2006年)。

回答が返ってこないのではなかろうか。そして，そもそも，『中等東洋史』からは（それは那珂や市村の著作でも同様であるが），史実は史実として個別的な知識として獲得されるだろうけれども，時代を形作り時代を駆け抜けていった人間の息づかいといったものが感じられないのである。それは，恐らく『十八史略』的歴史からの脱却を謀る過程で，近代歴史学の立場から物語風の歴史を排除し人物描写を出来るだけ抑制したことと関わるのではなかろうか。

内藤湖南の場合は，前稿に論じたように，そうした叙述姿勢の点でも大きく異なるといえよう。前稿と重なる点もあるが，行論の関係から湖南の叙述の仕方を辿ってみよう。『支那近世史』の目次を見ると，皇帝や皇后を除き，宋代の専門家でなくとも知っている王安石や司馬光を除いても，叙述対象の宋元時代の人物として（那珂・市村・桑原の著作と著しい対蹠的であるけれども），寇準・范仲淹・狄青・呂恵卿・呂大防・賈似道・文天祥・張世傑・伯顔（バヤン）ら10数名の名前が挙がっている。確かに，これらの見出しは，戦後間もなく『支那近世史』が刊行されたとき，編集者の内藤乾吉氏が残っていた湖南のメモを参照してつけたということなので（『支那近世史』跋文），湖南の意図に必ずしも沿ったものとはいえないかも知れぬが，やはり内容を考えて適切と判断した結果であろうから，時代の描写に人物を活用しようという湖南の意図は充分に看取できるのではなかろうか。

見出しだけではなく叙述内容からも，人物を時代の特色を表す重要な要素として湖南は扱っていた。紙幅の関係もあるので一例を挙げるに止めよう。『支那近世史』は，内容から言って，宋代的なものが形成された時期と，それが変質していって明清社会へと繋がってゆく時期の大きく二つに分けられ，前者は六章と七章，後者は最終章の十六章に主に展開されている。第六章は，北宋の，（３代）真宗・（４代）仁宗・（５代）英宗という比較的平和な時期を対象としているが，そこでは宰相の気風が唐代と宋代以降とでは異なる点を具体的な人物を取り上げて説明している。その人物とは，いずれも真宗朝に活躍した寇準と王旦という二人であり，湖南は彼らの気風の相違を通して時代の変化を巧みに描き出している。すなわち，「寇準は唐代の宰相の如く自ら全責任をとる覚悟でやつた。（中略）宋代風の宰相の始まりは王旦からである。（中略）人物は正しいが，極めて謹直で，自己の権限以外の職務に口を出さない。過なく職務を勤めるといふ風になつた」（『内藤湖南全集』巻10，筑摩書房，1969年，407・408頁）とあるように，唐代までの宰相は天子に代わって政治を行うという態度であって，天子も宰相を自分の従僕のように扱うことをせず友人のように待遇したのに対して，宋代以後の宰相は政治の全権をもつことなく権限を縮小されてしまい，自己の職分を先例に従って遵守するようになったというのであり，そうした唐宋の宰相の気風の変化が太宗から真宗の間にかけて出来上がったとして，その好例を二人の人物の在り方に代表させて説明したのである。

このように内藤湖南は，人物を通して時代性を表現しようとしており，その点は『十八史略』のような単なる物語的・教訓的歴史を越えている。しかも，内藤湖南は時代の変化を人物だけではなく，事物を通しても示そうとしていた。たとえば，『支那近世史』の第一章は「近

世史の意義」と題しているように，いわゆる唐宋変革に伴って，唐から宋へがどのような中国史上の一大変化であったのかを，政治・社会・文化などの諸側面に即して述べており，この部分は，前述したように，1922年に公表された「概括的唐宋時代観」の記述と多くの点で重なっている。また，第二章「貴族政治の崩壊」は，六朝から唐中頃までに隆盛していた貴族制が崩壊していった要因と，貴族制崩壊を促進させた唐末の民衆諸反乱の梗概とその歴史的役割が語られている。加えて，湖南は事物と人物とを巧みに織り交ぜて時代の特色を提示しようとしていた。第六章に立ち返ってみると，上述の「宰相の風格の変化」の前には「宰相の権限縮小と君主の全権掌握」という項目があって，宋代になって君主権が増大し，それに反比例して宰相権が縮小された有り様に論及し，第一章の「近世史の意義」で概括した内容を詳述した形になっている。要するに，「宰相の風格の変化」という項目は，こうした唐宋間の君主権と宰相権の消長（事物からみた変化）をより具体的に活写するために，唐代的な宰相の寇準と宋代的な宰相の王旦を実例として（つまり人物からみた変化）を持ち出してきたといえよう。那珂・市村・桑原の記述との相違は明らかではなかろうか。

結び

小論は，内藤湖南の『支那近世史』と題する書物に結実する基となった京都大学における講義内容を，講義がなされた同時代である明治・大正期（一部は昭和初期をも含む）における東洋史・中国史の概説書と比較して，その特色を垣間見てみよう試みたものであった。その検討の結果，ヨーロッパ近代史学を導入して以後の中国史に関する記述は『十八史略』に端的に見られるような物語的・教訓的叙述を脱却しようと企図して，厳密な史実の確定に基づく歴史世界を描き出そうとしたのであった。しかし，他方でそうしたことに拘泥するあまりに，時代を形成した人びとの息づかいが感じられない，いわば叙述が無味乾燥になるという弊害だけでなく，事実の羅列に終始して中国史を通じて流れる時代のうねりや歴史展開の内在的必然性への洞察を欠如するという結果をもたらした。それに対して，内藤湖南の記述は，事物の変化とともに時代の変化をも念頭に置いて叙述しようとしており，そのために各時代を代表する人物の言動を用いて描き出そうとしており，そこに時代の特色とともに，時代の変化を端的に感じ取らせるような優れた特質を見出せた。湖南がどうして，このような特色ある記述を生み出し得たのかは，今の段階において説得的で明快な解答を準備しておらず，今後の課題とすべきであるけれども，その前に，もう少し明治・大正期の宋代をめぐる記述の実態と推移を探求する必要があるだろう。当面の課題としておきたい。

『近世文学史論』の方法

――内藤湖南の史学思想の基層――

山　田　伸　吾

はじめに

内藤湖南の『近世文学史論』は，明治29年１月から12月にかけて『大阪朝日新聞』に32回にわたって「関西文運論」の表題で執筆され，翌明治30年１月には，彼の処女出版物として東華堂から刊行されたものである。江戸期の儒学，医学，国学の思想的展開を跡づけようとしたものであるが，湖南の意図としては，学問，芸術，宗教という文化全般の歴史，つまり江戸文化史の全体的叙述が企図されていた。

この著述は，書かれた状況から考えて「我が日本の文明，日本の趣味，之を天下に風靡し，之を坤輿に光被する」(『燕山楚水』「所謂日本の天職」，明治27年８月『二十六世紀』第七号，『全集』第二巻所収）という「日本の天職」の湖南なりの実践と位置づけることが出来る。つまり日本の文明（文化）の進展を跡づけ，それを東洋世界，とりわけ「支那」社会に向けて発信していこうとするものであった。日本の文明・文化は，「支那」及び「西欧」の文明の影響を受けつつも固有な形で発展・進歩を遂げてきたことを「文運」の展開として具体的に跡づけること，こうした作業は，「脱亜入歐」的文明観に対する批判であると同時に，アジアの一員である（というより中国文明圏の一員である）日本の自己認識，自己の位置の確定という意味を持っていたように思われる。

しかし，「坤輿に光被する」「日本の文明，日本の趣味」とは何であり，どのような意味において「坤輿に光被する」ものであったのだろうか。さらにまた，ここにおいてどのような方法で「文化」が扱われているのだろうか。『近世文学史論』は，湖南にとっての最初のまとまりをもった著述であり，その語り口や方法は後のすべての彼の著述の端緒を形成したように思われるが，それはどのような意味においてであろうか。この様な問題意識に立って『近世文学史論』を分析してみることが，ここでの課題である。

一　『近世文学史論』の「史的」方法

この著述は，江戸文化史とも言ってよい内容が企図されてはいたが，事実的には儒学・国学・医学だけが完成された形で提示され，戯作，美術，工芸，宗教については腹案があるという表明だけで，具体的な形は示されてはいない。しかし，儒学・国学・医学で展開された論理を

前提にすれば，素材と時間があればほぼ同じような語り口においてその他の文化領域の「史」を描き得たであろうことは推測に難くない。というのも湖南の中では，かなり早い時期にすでに文化全般についての位置づけが確定されており，しかもその中心軸として儒学が設定され，この儒学を中心軸として，それに連動した流れとして江戸三百年間の文化史を描きうると考えられていたからに他ならない。その方法の大筋は，彼の概論的な説明の部分からも把握できる。

まず湖南は「文化史」を，「夫れ時以て之を経し，地以て之を緯し，錯綜して而して之を変化す，文化の史，斯に　燦然として其の美を為す」（序論），つまり「時」と「地」とが文化史の両軸・経緯であり，それが「錯綜」して文化に変化をもたらすという捉え方を示した上で，さらに趙翼の「長安地気の説」に依拠しつつ，文化には中心があり，その中心は時とともに移動するという「文化湊合中心の説」を展開する。

> 「文明の中心，時と移動するを断じ，更に其の移動するや，後の中心，必ず前の中心に因ることありて，而して損益する所あり，前者の特色，或いは消耗に就くは，後者の特色，新たに展開するの地を為す所以，而して各其の時に宜しうし，以て人道と文明とを万世に維持する……」　（序論）

こうした視点に立って，湖南は「慶元以来，三百年間，斯邦文物の変遷を察し，而して其の前後たがいに中心たりし関東関西両地が，その気運に与りて力を為せる所以を明らかにせんと欲す」（序論）という『近世文学史論』（『関西文運論』）の課題を設定したのである。

それでは「時」と「地」とを経緯として編み出される文化自体の姿はどのように捉えられているのだろうか。湖南の文化全般の捉え方はおよそ次のようなものである。

> 「故に三百年の文学，上行する者あり，儒学，国学の若き是なり，下行する者あり，戯作の若き是なり，上下に通ずる者あり，美術，工芸の若き是なり，而して宗教は之を前代に視るに，極めて力なきの時とすと雖も，其の世運と相関係する者，亦度外に付すべからず。夫れ上行する者は立制を以て主と為し，而して世運の赴く所に放任することを欲せず，若し此を以て順勢と為さば，則ち下行する者の専ら世態人情，自然の趨勢に率い動もすれば立制の旨と相撞突するは，以て逆勢と為すべきか，而して上下に通ずる者は，亦かの順逆の勢と相感じて，各々時に変移あり，此の数者を備論するに非ざれば，三百年文運，未だ其の全観を尽くすと謂うべからざる也。」　（「余論」）

「上行する者」＝儒学，国学，「下行する者」＝戯作，「上下に通ずる者」＝美術，工芸，というような捉え方からして，「上行」とは，「立制」（政治）と深く関わり，その社会を規制するような観念や思想に拘わる世界を意味しているだろう。「下行」とは，上部の政治とは関わり

なく世情に随い，それ故政治的な規制と相容れない部分さえもつような民衆的な文化世界を意味しているだろう。この「上下」という発想には，湖南なりの文化領域に対する価値的な序列が露出していると見なしてよく，ここからも彼の思想の特質を抽出できるのかも知れないが，ここで注目したいのは，兎も角も文化の「全観を尽くす」ことが課題として掲げられていることである。湖南の場合は「文化」と言うよりも「文学」，これは絵画美術を含んだものとして「表現された世界」とでも呼ぶべきものであるが，それが一つの「時」を同じくする世界として設定され，その「文運」＝全体の歴史を描き出すことが課題として掲げられているのである。

つまり文化全体の姿を，上行する者，下行する者，上下に相通ずる者という大局において把握し，その歴史（文運）については関西から関東への中心の移動という流れを設定し，こうしたいわば「大勢」に即して様々な文化の動きを時間軸の中に描き込もうとしたのである。しかも湖南にあっては「上行する者」の儒学が文化の中心に据えられ，それと連動するものとして全体の文化が位置づけられていた。

> 「儒学は実に三百年文運の一大背梁なり，其の政治と相表裏して，凡そ理乱休戚，因循更革の故，此と相関らざることなし，其の経絡気脈の通ずる所を繹ねば，かの肢体筋肉の動止操作する所以に於て，明らめ知るべからざる莫し」　（附医学）

こうした大局観，大勢観を前提とすれば，すでに儒学・国学・医学の流れを視野に収めていた湖南にとっては，材料さえそろえばすぐにでも全体が書き上げられるという言明も決して誇張ではなかったと考えてよい。「儒学」，「医学」，「国学」などの「上行」の学問世界を基軸として，それと「経絡気脈」通じたそれ以外の「下行」する「戯作」や「上下に通ずる」美術，工芸を視野に治めうるという言明から分かるように，「文化」全体があたかも一個の肉体の如く設定され，「経絡気脈」の中心を把握している限り，この文化という肉体のすべての動きは了解しうる，と考えられていたということである。「文運」の「全観を尽くす」ということも，文化領域の全体に言及するというだけではなく，全体を連関したものとして位置づけるということをも意味していたのである。

さらにもう一点，文化の「一大背梁」と見なされた「儒学」では，その文化の担い手が，王侯貴族から，郷士，さらには下級武士へといわば階級的に下降していったことも歴史的に有意な変化として指摘されている。

このような湖南における文化を歴史的に扱う方法の特質を簡潔に規定するならば，文化をその内容的な展開からではなく，いわば外在的な変化を骨格として把握する手法ということになるのかも知れない。「文化湊合中心の説」はもとより，学問の担い手の階級的下降という指摘も，基本的には文化の中身の問題ではない。身分制の貫徹していた江戸社会，地域的な移動がそれほど容易ではなかった幕藩体制という対象とする時代・社会の特徴が要請した必要不可欠

の視点と見なすこともできるのだが，しかし，ここには，湖南の文化を扱う手法を考えて行く上でのより本質的な問題が孕まれているように思われる。

文化の歴史的な態様を，地域性とかそれを担った人間の身分とかを考慮しながら捉えること，つまり文化をその「外形」において捉えるということは一体どういうことなのだろうか。それは,「文化」の担い手が，生き死に，飲み食らうという具体的な生活を伴った人間に他ならないという単純な事実に還元できるであろう。文化の担い手の階級的下降とは，具体的な文化を担う人間の生活姿態へのまなざしを持つということであり,「文化湊合の中心」が移動するということも，担い手の住む場所の変化に注目することに他ならない。要するに，文化の「外形」の変化を文化の歴史の流れを考える上での中心とするということは，結局のところ文化を具体的な人間の生活レベルに還元して，その位置から人間の生活形態の一つとして眺めやるということである。文化の時間的な「変化」も，生活上の変化の相と連動して捉えるということになるだろう。換言すれば，文化という世界も，それを担うもの，受容するものも含めてすべて歴史社会の中に生きる人間の営為に他ならず，人間社会の様々な変化と連動するものとしてその歴史も描きうるという方法的視点に湖南は立っていたと考えてよいだろう。そして，それは湖南の発明というよりも，中国の伝統的な歴史記述の在り方を踏まえたものと言ってよい。

古典的な中国の歴史記述の在り方として，人の「言」と「行」を記すというものがあり，それが中国の歴史記述の基礎的な形態をなしていたのであるが，湖南もまた，人の「文」（文化）を記すということを原則的な方法としていたように思われる。「時」を共にする人間の作り上げる「文化」を，「上行する者」も「下行する者」も，そしてまた「上下に通ずる者」もすべてを繋がりあった統体として，というよりも「時」をともにした全体の部分としてその姿を捉えること（同時代性としての姿），それは，すべてが具体的な，地に足をつけた人間の営みであるという地点に一旦還元されることで統合の視点（「全観を尽くす」こと）が可能となるはずである，と湖南は考えていたに違いない。

私たちが『近世文学史論』における「儒学」「医学」「国学」の書き方ついて感じる同質性とは，何よりもそれらの歴史が，それぞれの学問の内実の展開史としてではなくそれを担った人々の流れとして描かれていることに求められる。基本的には中国における正史の「儒林列伝」に近似した姿として「儒学」の項を眺めることができるだろうし，「医学」「国学」についてもその学問の流れが人の関係として展開されており，正史の中の「列伝」と「志」の融合されたもののように受け止めることができるだろう。

こうした中国の伝統的な「史」を踏襲したその形式だけに注目するならば，この著作も学者たちの名前が連ねられた古くさい思想の「事実史」として，近時の様々な新しい思想研究の立場からは放擲されてしまうかも知れない。しかし，旧い革袋に新しい葡萄酒の喩えのように，湖南がこの形式に流し入れている内容は，単なる「列伝」＝思想の「事実史」には終わってはいない。

湖南の想定している文化の歴史的展開の内実，いわば「新しい葡萄酒」が何であるのかにつ

いては後述するとして，もう一点，彼の書き方が，中国の伝統的な歴史記述を踏襲しながらも，古典的な「志」や「列伝」と決定的に異なっていることについても，ここでは指摘しておかなければならない。

それは，この著作が「文学史」ではなく「文学史論」になっていることに象徴的に示されている。中国の史書のスタイルは，史実部分と編著者の見解とは明確に分離され，史実部分については客観的な史料の提示という体裁を採り，編著者の意見は各巻末に「論賛」や「論」として付加されるのが一般的な記述の形式であった。そして歴史事実についての自分なりの考え方を述べる「史論」は「史論」として，例えば湖南もしばしば引用している趙翼の『二十二史箚記』のように個々の史実に対する論評として別の体裁で記されてきた。ところが，この『近世文学史論』で試みられているのは，いわば「史」と「史論」との融合したスタイルである。しかもそれは無意識的な「史」と「史論」との融合ではなく，次節で確認するような意識的・意図的な「綜合」であった。この点にも湖南なりの一つの工夫があったと言えるのである。

「史」＝客観的記述と「史論」＝主観的記述とが織りなす「綜合」という論述スタイルは，その後の湖南のさまざまな歴史を語る場合の基本形となっていくのだが，まずはその原型を作り上げたと思われる『近世文学史論』における論述スタイルを眺めていこう。

二　その論述スタイル――「史」と「史論」の綜合

例えば「儒学下」は次のように書きはじめられている。

「夫れ清原頼業の卓見は，猶お長庚の空に当たるが若し，官私の学，光既に虞淵に没して，大学の曹司，鞠して茂草と為り，勧学院の雀も，復た蒙求を囀るの声を聞かず，頼業独見をこの間に奮う，豪傑の士と謂うべし，五山の僧徒が禅余に渉猟する，桂庵，文之，梅軒，如竹が乱世に講説する，烟嵐を隔てて，且つ見れ且つ滅する星光を望むが若し，混一の運方さに成るの日，惺窩出づ，乃ち皎々たる月輪を東嶠の上に見る也。」

（清原頼業の卓見は，ちょうど夕暮れの空にひかる金星のように輝いている，官の学も私の学も輝きを失い暗闇に消え去り，大学寮も草むらに覆われ，勧学院の雀も蒙求を読む声を聞くことない状況の中で頼業が独見を奮ったのは，豪傑の士といってよい，五山の禅僧たちが禅の合間に書物を読んだり，桂庵玄樹や玄昌文之，南村梅軒，日章如竹が乱世の中で講説したのは，山霞の中にあらわれたり消えたりする星の光を望み見るようなものであった，一つまとまった動きが現れたのは藤原惺窩であり，東山の上に明るい月輪を見るかのようであった。）

この部分は，清原頼業から藤原惺窩までのいわば儒学前史を概観している箇所であり，修飾

的な比喩が過剰で読みづらいことこの上ないのだが，思想や学問の状態が，あたかも情景描写のような形で叙述され，その中に「清原頼業の卓見」「豪傑の士」「月輪」のような「藤原惺窩」というように，湖南の彼らに対する評価が織り込まれるという書き方となっている。こうした書き方が可能であるためには，思想，学問の流れを一つの情景として眺めやる鳥瞰的な位置に立つ必要があるわけだが，湖南の場合は，中国における儒学の展開，つまり近世の宋学から陽明学，さらには清朝考証学へという流れが前提にされ，そこに視点を据えることでこうした鳥瞰視が成立し得たと考えられる。

また，「儒学上」は次に様な結びとなっている。

「蓋し直截簡捷を喜ぶ者は，余姚氏に之き，精緻核実を好む者は，考拠派に帰す，而して独創特見の士は，則ち百家足らず，更に之を浮屠泰西の説に参せざるを得ず，世復た程朱一統の時に非ず，文運の変徴，漸く将さに一種の異観あらんとす，勢或いは復た後の伊物諸子を出さんも未だ知るべからざりし也，但だ時幕政の末造に際し，内外搶攘，士人復た佔畢を事とし，文芸に従う遑あらず，十数年間衰運日に長じ，以て明治維新の際に至り，時運の変態は，従来の文物を挙げて，根柢より芟除し了し，其の変じて而して成るの暇あらしめず，以て三百年文運を将て，一筆に勾断し去れり。慶元以来，儒学の変遷，及び其の旁出の系たる文芸の沿革，大略此に尽く。」

（思うに素早さときっぱりとした内容を喜ぶ者は，陽明学に赴き，精緻で堅実な内容を好む者は，考拠の学派（考証学）にゆきつく，そして独創特異な内容を好む者は，これまでの中国の思想に不十分さを感じ，仏教や西欧の考え方を参照せざるを得なかった，世の中も程朱の学で一統する時代ではなくなり，文化も次第に大きく変わろうとしていて，伊藤仁斎や荻生徂徠などのような思想上の大きな変化，思想の自立を成し遂げる人物も登場するかもしれなかったが，ちょうど幕府政治の解体する時に当たり，国の内外が騒擾状態で，知識人たちも経義を理解しないまま文字面だけを読むようなことしかできず，文芸にたずさわる余裕がなかった，ここ十数年の間文芸は日々衰えてゆき，明治維新になって，その時世の変化は，従来の文芸，文化をすべて根本から刈り取ってしまい，従来の文化が変化して熟成する余裕を与えることがなく，三百年続いた文化を帳消しにしてしまった。慶長・元和以来の儒学の変遷とその流れに連動した支流としての文芸の歴史の大筋は，大体この様な内容である。）

今日から言えば「明治期文語文」「漢文体」の見事な達成をここに見ることができるわけだが，「佔畢」（経義を理解しないままただ文字だけをうかがい読むこと・礼記）「一筆に勾断」（すぐに一切を除くこと・『名臣言行録』范仲淹）などのような典拠があるものの普通の漢和辞

典には掲載されていない用語がさりげなく使われていることにこの時代及び湖南の「漢文体」の奥行きの深さを改めて認識せざるを得ない。勿論，こうした用語がどの程度一般的な明治の知識層に通用していたかどうかは分からないのだが，少なくともその当時広がりつつあった新聞の読者層にとってはやや難解なものであったように思われる。しかし，こうした漢文体の深度や硬質さの問題はさておき，ここで確認しておかなければならないことは，「儒学下」の書き始めと同様に，思想・学術の流れが情景描写のように客観的に描かれてはいるものの，その内実はすべて，湖南の視点からする「論」でしかないということである。

もとより，中国における伝統的な「史」の叙述は，歴史場面に対する「史官」の視座とも言うべき第三者的な・鳥瞰的な位置が設定され，その位置から歴史上の人物の言行が，あたかも芝居の台本のような形で記録されるというスタイルを採っていた。その場合，叙述主体は叙述の内部からは完全に消え去る。あるいは，叙述主体さえも観察される一人の登場人物であるかのように客観化されて記される。それに対してこの『近世文学史論』の叙述は，二つの引用の文章の冒頭が「夫れ」「蓋し」という主体の判断であることを明示した言葉で始まっている事からも分かるように，対象を眺めやる視座が，明確に「己」でしかないことが宣告されているのである。

『近世文学史論』は，この二つの引用からその全体を推断してよいほどに均質な表現スタイルが貫かれているわけだが，それは，湖南が自覚的に「史」と「史論」の綜合を意図していたからに他ならないだろう。つまり，「近世文学史」=「文運」を，伝統的な「史官」の位置からではなく，湖南という一個の思想主体の位置から「論断」するという自覚的な立場が，全体の論述スタイルを支えていたと考えられる。

湖南の「文運」の捉え方は，その担い手の地域的な変化と階級的な下降という「文化」外的な基準，つまり文化の流れを個々の人間の動きに還元して眺めやるという中国で展開されてきた伝統的な記録の手法に習ったものであった点に特徴があったわけだが，その論述スタイルとしては，伝統的な記録官たる「史官」の位置にはっきりとした湖南という個体=「己」という叙述主体を置き，その自覚的位置に立って「史」と「史論」の綜合を意図した点にその特徴を求めることができるだろう。また，湖南の自覚的に設定した視座が，中国における儒学を中心とした学問の発展史を前提にしていたという意味においては，福沢諭吉の『学問のすすめ』や『文明論之概略』等のような西欧文明を基準としたものとは対極に立つ立場，つまり伝統的な東洋文明を基準としたものであったことも，その特徴として指摘しておかなければならない。それは，西欧的な文明といういわば日本の外側に立っての日本文化の批評とは異なり，日本文化の内部に立って，その内部的視点から日本文化の展開を跡づけるという作業に他ならなかったと言ってよいだろう。

では「近世文学史」=「文運」は，湖南によってどう「論断」されているのであろうか。どのような流れとして眺められているのだろうか。古い革袋に，どのような新しい葡萄酒が注入されているのであろうか。日本文化の内部に立って，その内部的視点から日本文化の展開を跡

づけるという作業の具体相を眺めていくことが，次の課題となる。

三　日本「近世」における「文運」の具体相

湖南が，「儒学は実に三百年文運の一大背梁なり」と「儒学」を「文運」の中心に据えてその歴史を展開しようとしていたことはすでに述べた通りであるが，その「背梁」たる意味は，儒学の展開が，医学，国学へと波及し，それぞれを近似した内容へと導いたことに求められている。つまり，儒学における学問態度の大きな変化が，医学及び国学にどのような影響を与えたかという視点から，医学・国学の「史」が綴られているのである。

先ず，文運の中心軸として設定された儒学の変遷を眺めていこう。それは事実史的には次のような展開となっている。

内容としては最初に中国の宋学（朱子学）の伝来と受容ということがあり，陸王の学（陽明学）の登場，そして古学の提唱で一つのピークを迎え，水戸修史の学，異議の群起，折衷学，「経芸」「詞章」の分岐，文墨余技の叢起，寛政異学の禁……そして徳川季世の学風という流れが，それぞれを担った人々を紹介しながら綴られている。

主な人的な流れとしては，藤原惺窩→山崎闇斉→中江藤樹→木下順庵→伊藤仁斎→荻生徂徠→新井白石などが挙げられているが，「復古の学」（古義学）の伊藤仁斎，荻生徂徠（古文辞学）を高く評価する。伊藤仁斎については，「宋学に精研し，終にして一家の言を立つる」とみなし，宋学からの自立した点を評価し，「元和寛永以来の風，是に於てか一大変せり」と学風を変質させた先駆と捉える。さらにこの変化を「古文辞学」として定着させると同時に経世の論を以て現実の政策にも関与した荻生徂徠については，「特絶の天才」と最大限の賛辞を献じている。

湖南が，仁斎・徂徠をことのほか評価した理由は，次の言葉に集約される。

「伊物二氏独り赤幟を樹てて，思想独立の先駆たり，偉なりと謂うべきのみ」

日本の学問は，中国からの文字の伝来から始まるが，それまでの学は結局のところ中国の模倣に過ぎなかった。宋学についても中国では宋の中葉に「新義」が勃興するが，当時日本は戦乱の最中で人文の発達は抑制されていた。江戸期になって安定したが学者たちは程朱の学に追随するだけであった。こうした学問状況の脈絡の中で，自分自身の力で宋学を革新させることのできた二人を「思想独立の先駆」として評価したのである。

伊藤仁斎の「復古の学」について，明の呉廷翰などの説に影響されているのではないかという疑念が提起されているが，湖南はそれを一蹴して次のように言う。

「抑も仁斎の疑を宋儒に挟さむ者，実に其の心に於て安ぜざる所ありて然るか，設い其の

明の呉廷翰等の説に啓かるる所あるを疑う者あるも，識者已に其の誣妄を弁ず，其の人と為りを思うに，妄りに異を立て新を標するを以て自ら喜ぶ者に非ず」

仁斎が「疑を宋儒に挟」んだのは，「妄りに異を立て新を標するを以て自ら喜ぶ者に非ず」という性格であったにも拘わらず「其の心に於て安ぜざる所ありて」そうしたのであって，自らの内部に生じた疑いに従ったのであり，新しい中国の学風に影響されたからではないということがことさら強調されているのも，湖南が「思想独立」に大きな価値を置いていたからに他ならないだろう。

このことは，「儒学」の冒頭の藤原惺窩以前の宋学を述べるに当たって，清原頼業（よりなり）が『礼記』から「大学」「中庸」を抜粋したことが朱子とほぼ同時期であったことを明記していることと無関係ではない。その内容が伝わっていないことからそれ以上の言及はなされていないが，中国での儒学の展開と同様な思想展開の契機（具体的には宋学の展開）が日本にも存在していたことを示唆しているのである。

しかもこの仁斎・徂徠の「思想独立」は一つの「気運」となり，同時代に影響したことが述べられている。例えば次のように。

「博綜には則ち貝原益軒の若きあり，其の晩年大疑録を著して，宋儒の言，往聖の旨と合せざるを道う，蓋し聡明なる者の尽く前人に僕従する能はざるは益軒の篤謹と雖も此に至る，勢なり」

ここに言う「勢」とは，他の所では「時」の然らしむるものとも表現されているのだが，仁斎・徂徠の「思想独立」が時代の「気運」を生み，それが「篤謹」な貝原益軒さえ「前人に僕従する能はざる」あり方に向かわせたことを指摘している。

仁斎・徂徠の在り方は，儒学の新しい「気運」を生みだしただけではない。それがすべての学問を革新させていく「気運」ともなり得ていたことが，さらに「医学」「国学」の項でよりはっきりと示されている。

医学については，儒学の「文運」を江戸「三百年」の「一大背梁」と位置づけた上で，この「儒学に襯貼して，其の関係最も緊密に，其の変遷発達の跡最も類同せる者は，医術を然りと為す」とし，医学の展開と儒学の展開のパラレルな関係を指摘しつつ，次のような医術の特殊性にも注目している。

「豈に人の生に於けるや，其の急なること義よりも甚だしき者あり，故に医術の行わるること，儒学よりも速やかに，而して又其の術を操る者，富栄なり易ければ則ち因循して改むるを思わず，故に其の変革の運は，寒薄の儒生に後るるを免れざるか。」

これは，医術の実践においては「義」などの理念的な価値観にこだわる儒学よりも遙かに速く新しい術が広がっていくが，ただ医師が富裕で生活の必要に迫られることが少ないため，一旦修めた術を手放すという点では，貧乏な儒学生よりも臆病になるということである。こうした捉え方は，まさしく「医術」をそれを担う具体的な人間のレベルに一旦還元することによってしか手に入れることのできないものと言ってよかろうが，それはともかくとして，こうした位置づけをした上で，医術の流れは次のように捉えられている。

まず，日本の「近世」の医術は，古河三喜が明に留学して李杲・朱震亨の術を伝えたことから始まるが，これを儒学における「桂庵玄樹の程朱新注の如し」と捉え，さらに曲直瀬道三を「医家の藤原惺窩」と見なし，その後に続く「講解専門の医」であった饗庭東庵・味岡三伯のあり方を宋学と同様に「陰陽運気の空理，天下を糜従せしめて，絶えて発明創見の伎なし」と位置づける。そして新しい流れとして「古方家」の登場となる。名護屋丹水・北山友松を挙げ，その「明医の窠臼を去りて，直ちに仲景（張機……『傷寒論』）に遡る」というあり方を，儒学の「古義学」の勃興になぞらえる。

儒医の古方家として，後藤艮山（順気説），香川太沖，山脇東洋，松原慶輔，吉益東洞（万病一毒説）などが挙げられているが，東洞の「東洋は伊藤仁斎，東洞は徂徠」という言を引いて，仁斎，徂徠のなした「大変」が医学にも波及していたことが強調されている。

ただ，儒学と異なり，医学における「大変」が関西地方にとどまり，関東に波及していかなかったことについて，次のように述べている。

> 「凡そ此間遷移，医方に於て実に前古未有の大変態たり，一時趨嚮，各科の方法，必ず実験実効に拠りて，以て議論を立て，従前性理空談の習，洗除して遺すなし，而して其の成功は，大抵関西人の手に藉て，而して之を終始す，儒の古学，端を西に造して，効を東に収むる者と同じからず，豈に医の市野に行て以て業を為すこと，儒よりも易く，又且つ京摂の地，素より散地処士が，清苦刻勵，以て頭地を流俗に抽でて，家に名け命を立つるに宜しく，而して関東の医は，其の食録に飽き，其の旧習に安んずるを以て，寧ろ其の位地を危うし，其の成敗を賭して，以て功名自ら奮い，駭異特絶の行を為さんこと，儒よりも難き者あるか。」

関西の医者は貧しいものが多く新しい医術に対して貪欲であったが，関東の医者は豊かで，その地位に甘んじて殊更に「新」を求める危険を冒さなかったと説明されているわけだが，ここでも，湖南の，学術・思想の展開を，具体的な生活をする人間に還元して説明していくという姿勢を確認できるだろう。

以後，儒学における折衷考証の学と対応した「医方の折衷派」，「東国医方の振興」という流れで医学の展開が述べられ，最後に「洋学」に触れられている。

洋学について湖南は,「徳川氏の中葉以後，医学と糾纏して而して興り，潜流浸潤，以て明治文運の源と為りし者を洋学とす」と捉え,「明治文運の源」と見なし，江戸期の展開については，大槻玄沢の「和蘭学の一塗，白石新井先生に草創し，昆陽青木先生に中興し，蘭化前野先生に休明し，鶚斎杉田先生に隆盛なり」という言葉を引いた上で，さらに次のように述べている。

「夫れ洋学一塗，独り儒学，医術と軌を同じうせず，専ら東に盛んにして，而して西は則ち寥々たる者，豈に其の興るや，時已に文化中心，東移の後に在り，而して其の学又た物質に偏して，理義に渉らず，亦東の宜しき所にして，西の便ならざる所なるを以てするか。要するに，其の勢い慶元以前の儒学に類し，白石の草創，或いは清原頼業に比すべく，福沢氏の業，惺窩氏に似ることなしとせず，以て明治文運の潜源と為すべくして，以て徳川氏の盛を鳴らす者と為すべからざる也。」

洋学が，関東において盛んで関西で奮わなかったのは，既に文化の中心が関東に移った後のことであったことと，洋学が理論よりも物質主義的なあり方を重んじていて，それが関東の文化傾向にマッチしていたからであろうか，という推断が下されているわけだが，こうした推断の妥当性はともあれ，この後に述べられている内容に，湖南の西欧文明に対する距離の取り方が表現されているように思われる。ここでは，新井白石が清原頼業に，福沢諭吉が藤原惺窩になぞらえられているのだが，それは，洋学の展開が「慶元以前の儒学」の流れに比定され，明治期の洋学が結局のところ藤原惺窩の宋学の受容の段階と同レベルにあり，未だ伊藤仁斎や荻生徂徠のような「思想独立の先駆」が現れてはいないこと，つまりは西欧文明の模倣の段階でしかないという評価が下されていると見てよいだろう。

国学については,「国学が三百年文学の偉観たること，以て儒学に雁行すべし。而して其の発達の際儒学と或は相縁り，或は相斥く」と述べ，そのポイントとして荷田春満と賀茂真淵の二人を挙げ,「春満が洛南稲荷山の祠官に崛起せるは，仁斎が堀河の市人に振ふと，勢相同じ」,「賀茂真淵は国学の物徂徠なり，其の春満に伏見に学ぶは，徂徠が初年仁斎に傾注するが若く，其の家を江戸に成して，古学を倡道するは，徂徠が古文辞を以て旗幟を建つるに同じ，並に皆一代を風靡して，門生天下に布き，十年ならずして四方風を採り，面目一新せり」というように，荷田春満が伊藤仁斎に，賀茂真淵が荻生徂徠に比定されている。そして「古言に由りて古史を解し，古俗に徴して古道を明らむるの学を大成」した本居宣長については太宰春台になぞらえられている。

これ以降,「異を立てて新を標する」あらゆる立場が出てくるが，それは，儒学が徂徠以降百家競い合う情況になったのと近似するものと位置づけられている。国学は，さらに関東の有職学，関西の語学，京摂の古学，国学の博覧派，考拠の学という展開を成していくが，細部の学者の説の紹介を除いてその骨格だけを眺めれば，国学の展開が，医学の場合と同様に儒学の

展開とパラレルな関係に置かれて説明されていることを確認できる。

さて，今まで，『近世文学史論』における学術の流れが，儒学の展開を主軸として，その流れと類同するものとして医学，国学が説明され，さらに，その流れの中の「大変」として伊藤仁斎，荻生徂徠の二人の存在が重要な位置を占め，この二人のもたらした変化が，医学の「古方家」山脇東洋，吉益東洞，そして国学の荷田春満，賀茂真淵の学問に波及していったことが論点の中心となっていたことなどを確認してきた。しかし，では，この「大変」の内実はどのようなものであったのか。どのような内容を「大変」として湖南は評価したのであろうか。この点を明確にしておかなければならない。

それは，先に引用した「抑も仁斎の疑を宋儒に挾む者，実に其の心に於て安ぜざる所ありて然るか」という仁斎について述べられた言葉に集約されるであろう。今日的な言葉に置き換えれば，「近代的」な懐疑，「科学的」な「合理性」に基づく懐疑の精神の発揮ということに尽きるのではなかろうか。「思想独立の先駆」という評価も，基本的には誰から教わった，誰から学んだというのではなく，自前の思考を発揮した結果として「宋儒」への疑念を持ち，それを一つの学問の姿勢へと組み上げていった点にかかわるものである。「其の心に於て安ぜざる所」（自分の気持ちとして納得できないこと）を持ち，それをバネにして既存の思想の体系に異を唱えるというあり方に，湖南は，日本における「近世・近代」的学術思想の成立を読み取ったと言うべきである。

仁斎の「復古の学」，徂徠の「古文辞学」，東洋・東洞の「古方」，春満・真淵の「古学」，いずれも「古」に還ることが基本姿勢とされているわけだが，それは，それまでの「理」による解釈に疑いをもって「古」の事実に立ち返るという意味での「復古」であり，「復古」がそのまま学術思想の新しい展開につながった，ということである。徂徠について述べられた「其の学史乗実績を尚び空疎の言を斥く」という態度もまた，事実に即すという科学的な学問の方法といってよい。医学における仁斎・徂徠に当たる山脇東洋・吉益東洞の「古方の医」の在り方も，性理空論から実験実効への転換として述べられていた。実験実効に依拠するというのは，まさしく近代的な自然科学の前提とする姿勢であろう。「古言に由りて古史を解し，古俗に徴して古道を明らむるの学」という宣長の「古学古道」は，近代の人文科学のあり方とさして異なる所はない。つまり，湖南にとっての儒学・国学・医学の所謂「上行する者」の変遷は，儒学における仁斎・徂徠の「思想独立の先駆」によってもたらされた科学的な懐疑の精神，これは儒学内部から必然的に生じてきた新しい学問的態度と言ってもよいだろうが，それが大きな「勢」「気運」となって国学や医学に波及していった過程として捉えられているのである。

四　『近世文学史論』の提起するもの

湖南の『近世文学史論』は，「己」の視点が貫かれた「史」と「史論」の綜合という論述スタイルを備えてはいたものの，外形的に見れば思想・学術の流れが具体的な「人」の流れに還

元され,「文学史」も「文学」を担った人びとの時間軸にそった記録という，伝統的な中国の歴史記述に近似したものとなっていると同時に，その内容も，欧化という方向に向き始めた明治の「文運」と逆行するかのような「儒学」を中心としたものであり，近代国民国家としての内実を準備しつつあった日本にとって,「坤輿に光被する」ような「日本の文明，日本の趣味」を表現しているとは思えないというのが一般的な判断と言えるのかも知れないが，しかし，前節で述べてきたような儒学・医学・国学の「文運」の具体相を眺めていけば，江戸の「文運」が日本の「近世」と呼ぶにふさわしい地平を独自に切り開き，客観的・科学的な学問の方法を生みだし，それが恐らくは全体の「文運」に波及していったという日本の「近世」文化の展開の図式をそこに読み取ることができるはずである。そして，このことこそが湖南が「日本の文明，日本の趣味」として「坤輿に光被する」内実であったということを確認できるだろう。欧米の文明が圧倒的な力で流入しつつあり，かつその流れに沿うことが「文明開化」と見なされていた当時にあって，日本文化の内部から既に「近世＝近代」的学術文化が「開化」していたことを跡づけようとしたのである。無論，この場合の「開化」が，大きな意味では「東洋的文化・文明」の「近世・近代」的展開を意味していることは言うまでもない。そして，中国文明圏の中の一つとしての日本という位置を前提にすれば，日本社会が，深く中国文化の影響に浸されながらも中国文化に先駆けて，あるいは中国社会と並行して，固有の「近世・近代」を生みだしたことを証しだして見せたのである。恐らくはそれが『近世文学史論』にこめられた湖南のメッセージであったように思われる。

この『近世文学史論』について，執筆当時を隔たること37年の後，湖南はある講演で次のような感想を述べている。

> 「私は昔若い時に……今日になれば詰まらぬもので，見付け次第焼きたい本でありますが，近世文学史論というものを出版しました。朝日新聞に私が居りました時に関西文運論というものを書きましたのが元で，それを纏めたのでありますが，其本の趣旨は，大体日本の文化は関西から興って，それが方々に流れて行く，殊に江戸というものが大きな都会になって，江戸の文化が関西に対抗するようになつてから，江戸が文化の中心のようになったけれども，実は元は関西であって，関西から出たのだということを言いたい為に作った本でありますが，至って粗雑なもので，今になって考えれば，若い時に詰まらん本など書くものではないと後悔して居ります。しかし其時に考えました文化が関西から起こるということは絵画の上にも考えられます。」(『支那絵画史』附録「本邦南画の鑑賞について」，昭和８年８月５日，恩賜京都博物館講演」，『全集』第十三巻所収)

「粗雑なもので」「詰まらん本」「見付け次第焼きたい本」等という表現には，無論著者としての謙遜が含まれており，言葉通りに受け取ることは出来ない。「詰まらん本」という割には，

その内容を枕にして絵画においても同様の流れが確認できることが述べられている。湖南が昭和の時代になって『近世文学史論』と同様の江戸文化史を書くとしても，大勢論としてはこの「詰まらん本」の内容をほぼ踏襲したのではなかろうか。湖南は，昭和５年12月に『日本文化史研究』（弘文堂，大正13年に「私家版」あり，その増補版）を出版するが，これは「前近世文学史論」とも言うべきものであり，『近世文学史論』に接続する内容なのであるが，この20年以上も隔たった二つの著書の間に，近似点を見付けることができるとしても大きな齟齬は見いだすことは出来ない。また，昭和21年５月に刊行された『先哲の学問』（弘文堂）は，まさしく『近世文学史論』を補完する内容になっていて，ここでも大きな齟齬は生じてはいない。『先哲の学問』では，『近世文学史論』では詳細には展開されることのなかった「山崎闇斎」「新井白石」「富永仲基」について専論されているが，「近代科学的」学問の実践者という意味づけがより明確になっており，『近世文学史論』を発展させた内容が述べられ，学術の歴史的な流れと各学者の位置づけはそのまま踏襲されているように思われる。恐らく『近世文学史論』の「史的展開」は，その後の湖南の中でもなお有意なものであり続けたように思われる。

従ってこの著作は昭和期の湖南にとっても決して「詰まらぬ本」ではなかったはずなのだが，しかし，「粗雑なもので」「詰まらん本」「見付け次第焼きたい本」という表現に，謙遜とは言えない正直な思いもかぎ取れないわけではない。

私たちが『近世文学史論』を最初に目にした時に感ずる印象はと言えば，やはり登場する人名の多さに圧倒される，というより辟易させられるということである。ある意味では江戸期の著名人の紹介という体裁を持ち，疎漏なきことを課題としたような人名の羅列に，文化の歴史と言うよりは思想的な人間関係図のごときものを読み取らざるをえない。しかも，各個人の思想の紹介は殆どなく，湖南の印象批評がそれに取って代わっている。とりわけ儒学，国学，医学の流れの類似性についての説明は，仁斎・徂徠と同じ役割を担った者と比定されているだけで，その内実の説明はまことに不十分と言わざるをえない。大勢論としての流れの確認はできても，個別的な書かれ方という点では，後の『先哲の学問』などに比べて「粗雑」という印象を免れないだろう。

加えて，『近世文学史論』の文体には，わかりやすさよりも湖南の持っていた高度な漢学の素養の開示という，いわば「青臭さ」が濃厚に現れ出ている。湖南が，晩年といってよい時期になって「見付け次第焼きたい本」と述べたのも，恐らくは内容をわかりやすくという気持ちよりも，己の持てる漢学的素養のすべてを発揮したいという自己顕示欲の方が勝ってしまわざるを得なかったことへの悔悟の気分あるいは気恥ずかしさを感じたからだろう。こうしたことを考慮するならば，この時点での湖南の「文運」＝「文化」を述べていく語り口は，やはりなお「未熟」であったと言わざるをえない。

しかし，「未熟」であったとしても，湖南のその後の「文化史」の方法的な原基を成しているという意味では，軽視してはならないだろう。とりわけその歴史的展開の内実において，日

本の「近世」＝「近代」をはっきりと提示しているという点で，以後展開されていくことになる中国の「近世」＝「近代」の中身を予見したものとも言える。というより湖南は，この時点ですでに中国社会の「近世」(「近代」) の「文運」の概略を把握しており，その流れに近似したものを江戸の「文運」に見いだし，しかも単なる中国の影響としてでなく，日本文化が独自の力で切り開いた思想空間を確認し，それを「坤輿に光被」するものとして提示したのである。要するに，江戸の「文運」に，例えば丸山真男のように明治以降の西欧「近代」文明・文化を受容していく下地を発見したのではなく，日本には日本の「近世（近代)」が生まれたこと，或いは日本は中国文化の強い影響に晒されながらも独自に日本の「近世（近代)」を生みだしたことが強調されているのである。

湖南は，『支那論』において，中国社会の否定的な現状（西欧の力に圧倒され政治的経済的に瀕死の状態にあった辛亥革命当時の中国）を見据えながらも中国の「近世（近代)」が唐宋変革期から始まることを改めて確認しているわけだが，日本に関しては，恐らくは「応仁の乱」以降を「近世（近代)」期の始まりと設定していたようである（『日本文化史研究』)。この捉え方には，江戸の「文運」に日本の「近世」の成熟した姿を読み取ろうとした『近世文学史論』と自然な形で繋がりあっていくものである。それ故，『近世文学史論』には湖南のその後の思想展開の骨格がすでに胚胎されていたという意味で，内藤文化史学の原点・起点をなしたものと評価しうるのである。

だが，問題は，実のところここから始まると言ってよい。内藤文化史学においては，この『近世文学史論』にも触れられているように，西欧近代と重なりつつも異なる内実を持つた「東洋」「アジア」の「近世 (近代)」が設定されているわけだが，こうした設定が，西欧の「近代」自体に対する捉え返しが大きな思想的な流れとなりつつある現代にあって，果たしてどのようなインパクトを持ち得るのかという問題である。それは，湖南が大正15年に「支那に還れ」という表題で提起した次のような問題と私たちがどう向き合うのかということにもなるだろう。

> 「民族の歴史としては，永続性を持つものが益々最後の勝利を占めるので，英国の如く二百年このかた工業の発達によって富強になった国は，すでに今日においては工業から来る破綻に苦しみ，その他英国人それ自身も或いは考えていないと思われる損失は，富強の結果として文化を創造し得なかったことである。ドイツの如き最近工業の盛んになった国も，その結果としては大戦最中に革命を来たしたに過ぎない。これによって考えると，米国の将来も知るべきであって，我日本の如きもこれについては大いに警戒を要することであると自分は考えて居るものである。
>
> 工業も持たず，富強でもない，そして政治としては殆どとりどころのない支那の民族が，今日において反ってなにもなしに，一種の永続性を世界に予感せしめるようになった

というのは，その長い歴史の結果といわなければならぬ。支那が果たして漸く覚醒して，本来の支那に還るということになれば，数十年来囚われていた富強に関する欲望を捨て，その文化を保持し，その弊害に対する免疫性を如何にして発達せしめるかということを考える必要がある。」　（「支那に還れ」『東洋文化史研究』所収，『全集』第八巻）

湖南の見据えていた世界状況と，私たちの今置かれているそれとは大きく異なっているだろう。何よりも今日の「中国」は「なにもなし」とは到底言えないような政治的・経済的・軍事的「大国」として存在し，私たちに対して「本来の支那に還る」というような姿を示してはいない。しかし，ここに述べられているような，「富強」と直接かかわることのない，いやある場合には「富強」であることが却って阻害要因となってしまうような「文化」というものの設定は，その出自が「本来の支那」にあるかどうかは別としても，湖南が語った時以上に重みを持った問題提起として今日の我々は受け止めなければならないだろう。というのは，今日論議されている地球規模での環境問題も，結局のところ「文化」の力によって「富強」をどう制御するかという問題に帰着するからである。この様な意味での「文化」を湖南は提起していたのである。

もうすこし限定的な問題を立てるとすれば，江戸時代を，江戸の文化史を，日本の「近世・近代」が成熟していった時代として捉える湖南のような考え方を今日の思想研究としてどう評価するかという問題となるだろう。さらに，『近世文学史論』に端緒を持ち，その後洗練されていった湖南の文化史を記述していく方法，つまり「時」「土」「勢」というような要素の融合したものを背景として，或いはそれを座標軸として，文化現象を具体的な「人」の「言行」に還元しつつ文化全体を記述していくというスタイル自体を，どう考えるかという問題も大きな課題として残る。果たして中国の伝統的な歴史記述の方法を踏襲したスタイルを，ただ単に「古い革袋」と規定するだけで済むのだろうか。

しかし，こうした内藤史学全体に対する「今日的な評価」については，すべて今後の課題として先送りしなければならない。ここでは，内藤史学の出発点をなしたとも思われる『近世文学史論』を，できうる限り湖南の意図に即して分析・解題することに努めた。いわば一つの「『近世文学史論』論」を提供したに過ぎない。それによって，少しでも正確な初期湖南像を浮かび上がらせることができれば，この論の目的はほぼ達成されたと言ってよい。こうした作業の積み重ねによってこそ，先に提示した今後の課題に向き合うための礎石ができるのではなかろうか。

※『近世文学史論』からの引用は，すべて『内藤湖南全集』（第一巻，昭和45年９月15日発行，筑摩書房）によった。繁雑を避けるため，引用箇所のページ数は記していない。また，引用文の旧仮名遣いについては，新仮名遣いに改めることを原則とした。『燕山楚水』，『支那絵画史』，『東洋文化史研究』からの引用も，すべて『全集』によった。

中国史の枠組みと渤海

河　上　　洋

はじめに

渤海は，７世紀末から10世紀にかけて現在の中国東北地方を中心に北朝鮮の東北部やロシアの沿海州にまたがって存在した国家である。渤海が栄えた地域の一部には，かつて高句麗が栄え，また渤海滅亡後には金や清を建てた女真人がこの地域から登場している。渤海を含めてこの地域に興亡した諸民族・国家を貫く論理が組み立てられないか，すなわち東北アジア史[1)]というものが体系的に語れるのか，というのが筆者の大きな関心事である。東北アジア史を語る上で，渤海は唐の冊封を受け，金は中国北半を，清は中国全土を支配したように，中国との関係を無視するわけにはいかない。隣接する民族と中国との関係から中国史の体系を述べたものとしては，よく知られた内藤湖南の時代区分論がある。湖南は開闢より後漢の中頃までを上古，後漢の後半より西晋までを第一過渡期，五胡十六国より唐の中世までを中世，唐末より五代までを第二過渡期とした上で，上古を中国文化が形成されて外部に発展する時代，中世を逆に外部種族の自覚とともにその勢力が中国内部に及んだ時代と規定した[2)]。湖南の規定は「外部勢力」の側から見るとどのようになるのだろうか。また，湖南は中世までをこのような漢民族と外部民族の作用・反作用の関係で説明しているのだが，宋代以降は宋元時代を近世前期，明清時代を近世後期とするだけで同様の論理では説明してくれていない。近世を漢民族と外部民族との関係という視点から見るとどうなるのか。以上のようなことを東北アジアを舞台にして考えることは，体系的な歴史への一つの手がかりになり得ると思う。合わせてその体系の中で渤海がどのように位置づけられるのか，考えてみたい。東北アジアには，湖南の言う上古の時代には扶余・高句麗が，中古の時代には渤海が，近世前期には金が，近世後期には清が建国されている，これらの国々はどのようにつながるのか，あるいはつながらないのか，それぞれの国家の性格はこれと並行する中国の時代相と連動するのか，について見ていきたい。

1）「東北アジア」は，場合によっては中国や朝鮮・日本などを含む広い範囲を指す呼称であるが，ここではより狭い範囲の，中国東北地方（遼寧省・吉林省・黒竜江省）を中心とした地域，すなわちかつて「満州」と呼ばれていた地域を指す呼称として使用する。

2）内藤湖南「支那上古史」（『内藤湖南全集』10，筑摩書房，1969年）。

Ⅰ　最近の中国における見解

渤海の歴史的位置づけについて，これを中国史の一部とするか，あるいは朝鮮史の枠組みに入れるかが議論されてきた。すでに李成市氏が指摘している通り[3]，現在の中国・北朝鮮にまたがる地域に存在した渤海について，中国の研究者は中国史に，北朝鮮・韓国の学者は朝鮮史に入れるというように，この議論は多分に現在の国家の政治的要請を背景としている。当初の議論では，渤海を朝鮮史の枠組みに入れる根拠として，渤海が高句麗を継承する国家であることが主張された。その場合，高句麗が朝鮮史の中に位置づけられる国家であることが前提となっていたのだが，近年の中国では，この高句麗をも中国史の一部とすることが公式見解となった感がある。これに対する韓国の反発も強く，そのためか韓国では「朱蒙」や「大祚栄」のような高句麗，渤海の建国者を主人公としたテレビドラマまで制作されるなど，一般の関心も高まっている。

ところが，中国ではさらにさかのぼって，高句麗や渤海を建国した東北アジアの諸民族の祖先そのものがもともと中国内地に生まれ，あるいは漢民族と祖を同じくする民族であり，その歴史は中国の歴史として扱われるべきものであるという論が登場した。例えば，2003年に出版された李徳山・欒凡『中国東北古民族発展史』[4]では，石器・土器などの様々な考古学的指標から，新石器時代の東北地域の文化は黄淮及び江南地域の文化と共通の特性を持っており，東北アジアの古民族の淵源は文献史料に言う「東夷」系の民族であり，新石器時代の早期頃より山東などの地から東北地域への移動を始めてその地域に定着，発展したと述べられている。また，2006年の高凱軍『通古斯族系的興起』[5]では，東北地方及びロシア領シベリアに残る旧石器時代の遺址の分布が北へ行くほど晩期のものであること，現在のツングース系民族ナナイの民間伝説にかつて彼らが酷熱のもとで暮らした経験を示す伝説――同趣旨の伝説は漢民族にもある――が存在すること，エヴェンキ・ナナイ・満州人の蛇神に関する伝説や崇拝が中原の漢民族のそれに類似していることなどからツングース系の民族が南方に起源をもつことを主張している。

これらの当否は，考古学や文化人類学には門外漢の筆者には判断しかねるが，たとえ認められるとしても，ツングース系民族の起源が中国内地にあることがすなわちそれらの民族の歴史が中国史と一体のものであることにはならないと思う。ある民族の起源を探求することは，それはそれで意義のあることである。日本人のルーツを探る研究も人類学や考古学など様々な分野から試みられている。しかし，例えば日本人の起源がモンゴル高原にあること――実際はそんなに単純ではないようだが――がわかったとしても，日本の歴史をモンゴル史の一部として

3）李成市「渤海史研究における国家と民族――「南北国時代」論を中心に――」(『朝鮮史研究会論文集』25，緑蔭書房，1988年)。
4）李徳山・欒凡『中国東北古民族発展史』(中国社会科学出版社，2003年)。
5）高凱軍『通古斯族系的興起』(中華書局，2006年)。

扱うことにはならないはずである。もちろん，稲作の開始などのような先史文化に関わる事象には民族の起源が重要な関わりを持つかもしれない。しかし歴史時代において民族の起源が意味を持つのは，それぞれの民族に意識され，政治的に利用される場合である。例えば２つの民族が祖先を同じくすることを意識し，いずれは一つになることを主張したり，あるいは一方がもう一方を併呑することを正当化したりするならば，そこで主張される民族の起源は意味のあることである。しかしツングース系民族と中国内地のいわゆる漢民族との間には，このような関係があることを管見の限りでは見出すことができない。たとえ遠くさかのぼって祖先を同じくしても，それが意識・主張されなければ異なる民族同士の関係と変わるところはないだろう。

高凱軍氏は一方で，中国は古くから漢民族だけの国家ではなく多くの民族が密接な関係をもった多民族国家であり，従って渤海や金・清を外民族の建てた「外国」や「征服王朝」とするのは誤りで，中国内部の国家とすべきことを唱えている。しかしこれは多くの少数民族を含む現在の中国の領域をそのまま過去にさかのぼらせた議論である。民族・国家の枠組みは歴史的に形成されるものであり，予め今ある枠組みを当てはめるわけにはいかない。渤海や金を建てた民族が当時自らを中国という大きな国の一部であると意識していたとは思えない。東北アジア史の枠組みを考える際に，まずこの地域の民族・国家が自らの系譜をどのように意識していたかを見ていきたい。

Ⅱ　国家・民族の系譜

東北アジア地域に早く国家を形成したのは，夫余と高句麗である。現在の松花江中流域を支配した夫余は前２世紀にすでにその活動が確認され，次いで紀元前後には鴨緑江の支流佟佳江流域に高句麗が建国されたと考えられている。これらの国家の形成には，前２世紀に前漢の武帝が衛氏朝鮮を滅ぼして設置した楽浪郡の存在とそれにともなう中国文化の流入が大きな役割を果たしたことが指摘されている[6)]。

高句麗の出自について，『三国志』巻30，高句麗伝には，

> 東夷の旧語に，以て夫余の別種となし，言語諸事は多く夫余と同じく，その性気衣服異あり。

とある。これは中国側からの観察であるが，『魏書』巻100，高句麗伝には「高句麗は夫余より出づ。」とした上で高句麗の始祖「朱蒙」が夫余国より逃れ出て建国したとする伝説を紹介している。李成市氏によれば，このような夫余を出自とする始祖伝説は，４世紀以降夫余が高句麗に従属の度を強めた情勢を反映し，支配下に入った夫余人との融和をはかり，支配の正当

6）李成市『古代東アジアの民族と国家』（岩波書店，1998年）の序論「東アジア諸民族の国家形成における楽浪郡の位置」及び第一編「楽浪郡設置と高句麗の国家形成」参照。

性を主張する高句麗の政治的意図から作り出されたものであるという[7]。従ってこれが歴史的事実かは疑問なのだが，墓誌を残した牟頭婁のように高句麗に流入した夫余人が高句麗王権を支える重要な役割を果たしており，この伝説は高句麗国内の高句麗人・夫余人に受け入れられ，意識の上での融合は進んだと考えられる。また，東北アジア地域で最も早い時期に国家を形成した国として，夫余はその後もこの地域で大きく意識された。それは，百済も祖先が夫余を出自とする伝説をもち，次に述べるように渤海も高句麗と並んで夫余を受け継ぐ国であることを表明していることから窺われる。

高句麗の滅亡後，７世紀末に建国された渤海について，『旧唐書』巻199下，渤海靺鞨伝は次のように記している。

> 渤海靺鞨の大祚栄は，もと高麗の別種なり。高麗すでに滅び，祚栄，家属を率いて営州に徙居す。万歳通天の年，契丹の李尽忠反叛し，祚栄，靺鞨の乞四比羽と，各々亡命を領して東奔し，阻を保ちて自固す。尽忠すでに死し，則天，右玉鈐衛大将軍李楷固に命じ，兵を率いてその余党を討たしむ。先に乞四比羽を破斬し，また天門嶺を度りて以て祚栄に迫る。祚栄，高麗，靺鞨の衆を合わせて以て楷固を拒ぐ。王師大敗し，楷固身を脱して還る。たまたま契丹及び奚ことごとく突厥に降り，道路阻絶し，則天討つ能わず。祚栄ついにその衆を率いて東し，桂婁の故地を保ち，東牟山に拠り，城を築きて以てこれに居る。祚栄，驍勇にして善く兵を用い，靺鞨の衆及び高麗の余燼，稍々これに帰す。聖暦中，自ら立ちて振国王となり，使いを遣わして突厥に通ず。

建国者大祚栄を「高麗の別種」とするが，一方で『新唐書』巻219，渤海伝には「もと粟末靺鞨にして高麗に付す者」とある。靺鞨は隋唐時代の史料に登場する東北アジアの民族名で，『隋書』巻81，靺鞨伝によれば，粟末部・伯咄部・安車骨部・拂涅部・号室部・黒水部・白山部の七部が存在したという。渤海はそのうちの粟末部に出自をもつというのである。両『唐書』の相違が渤海を高句麗の継承国とするか靺鞨人の国とするかの議論のもととなっているが，いずれにせよ「靺鞨の衆及び高麗の余燼」とあるように，高句麗人・靺鞨人双方が建国に関わったことは間違いないだろう。

ただ，支配者層の意識としては，『続日本紀』巻10，聖武天皇神亀五年正月甲寅條に引く，渤海国王大武芸から日本国天皇に宛てた書状に，

> 武芸，忝くも列国に当たりて，濫りに諸蕃を惣べ，高麗の旧居を復して，扶余の遺俗を有てり。

とあるように，夫余・高句麗を受け継ぐものであることを標榜している[8]。これは，当時の東

７）李成市「高句麗の建国伝説と王権」（註６書，所収）。

８）石井正敏「日本・渤海交渉と渤海高句麗継承国意識」（『日本渤海関係史の研究』，吉川弘文館，2001年）参照。

北アジア地域において夫余・高句麗を継承することが，この地域を支配する正当性を主張する上で有効であることを物語っている。なかでも高句麗は，長きにわたって東北アジアから朝鮮半島北部に強大な勢力を保持したために，渤海だけでなくその後の諸国家にとって受け継ぐべき国家として意識された。例えば，10世紀に朝鮮半島を統一した高麗は国号そのものが高句麗を意識したものであるし，同じ頃渤海滅亡後の遺民の一部が鴨緑江流域に建てた定安国の国王が宋に送った上表文の中に，

臣，もと高麗の旧壌，渤海の遺黎を以て，方隅に保拠し，星紀を渉歴す……

とあって，渤海と並んでなお高句麗の名が提示されている[9]。

ところが12世紀に勃興した金になると，『金史』巻１，世紀に「金の先，靺鞨氏に出づ。」とあって，高句麗ではなく靺鞨に出自をもつことが述べられている。一方で金の始祖については次のような説話が記されている。

金の始祖，諱は函普，初め高麗より来たり，年すでに六十余なり。兄阿古廼は仏を好み，高麗に留まりて従うを肯んぜず，曰く，後世の子孫必ずよく聚る者有らん。吾去くあたわざるなりと。独り弟保活里とともにし，始祖は完顔部僕幹水の涯に居り，保活里は耶懶に居る。その後，胡十門，曷蘇館を以て太祖に帰し，自ら言えらく，その祖兄弟三人あい別れて去き，蓋し自らは阿古廼の後と謂うと。石土門，迪古乃は保活里の裔なり。

この説話はもともと別の集団であった耶懶部や曷蘇館部の女真を完顔部が統合する際にそれらと融和をはかるために始祖が兄弟であったことにしたのであろうが，その三兄弟の故郷が高麗になっている。ただ，ここでも始祖は高麗から来たとするだけでそれ以上にさかのぼって高句麗との関係を主張するわけではない。金は契丹人の遼を征服した際にその領内に居住した渤海人をも支配下に入れた。渤海人はその後，金の宗室とも姻戚関係を結び，中国文化を金朝に導入するのにも貢献したと言われる[10]。『金史』世紀には，太祖が渤海人を招諭して「女直，渤海はもと同一の家なり。」と述べたとあり，その根拠として「その初めは皆勿吉の七部なり。」と述べられている。勿吉とは，北魏の時代に登場する東北アジアの民族名であり[11]，その本拠地はおおよそ現在の第二松花江が嫩江と合流して東流するあたりの松花江流域と見られる。ただ，「七部」とあるので，これはむしろ勿吉の後裔とされる靺鞨を指しているのだろう。渤海と同じ系譜を引くと唱えるのも政治的意図から来るものであろうが，その裏付けとされたのは，かつて渤海が主張した高句麗との関係ではなく，渤海のもう一つの構成要素である靺鞨（勿吉）からのつながりであった。渤海もその後半期には，王都である上京竜泉府を含む地域

9）『宋史』巻491，定安国伝。
10）外山軍治「金朝治下の渤海人」（『金朝史研究』，同朋舎，1964年）参照。
11）『魏書』巻100，勿吉伝。

を「粛慎の故地」と称したように，勿吉や靺鞨の祖とされる粛慎との関係を表明している[12]ので，太祖の言もこちらの流れを受けてのものかもしれない。

以上のことをまとめると，次のようになる。東北アジア地域で最も早く国家を形成したのは夫余であり，続いて建国された高句麗では始祖が夫余からやって来たという伝説がつくられた。さらに後に成立した渤海では自らを高句麗・夫余を継承する国家と標榜したように，この地域に興亡した国家の間には意識の上でのつながりが見られる。ただし，夫余や高句麗との結びつきを強調するのは朝鮮半島の百済や高麗も同様であり，夫余・高句麗は現在の国境とは関わりなく，東北アジアから朝鮮半島の広い範囲にわたって共通の受け継ぐべき国家として意識されていたと考えられる。ただ，女真人の金にいたると渤海と出自を同じくすることを主張する一方で高句麗との継承意識は薄れ，むしろ靺鞨からの流れが強調されるようになった。これらはあくまでそれぞれの国家の意識の上での系譜関係であるが，実際の文化や制度の上ではどのようなつながりがあったのだろうか。それを次に見ていきたい。

Ⅲ　文化・制度の系譜

夫余の官制については，『三国志』巻30，夫余伝に牛加・馬加などの家畜の名を付した官名を伝えるのみでその実態はよくわからないが，部族連合国家の性格を強く残した体制であったと考えられる。高句麗も史料に「五族」あるいは「五部」として現れる部族共同体の制約を受けながらも，王権を支える個人的身分制である官位制を組織した。高句麗の官位制は４世紀頃には大対盧を最上位とする13等に編成され，新羅や百済の官位制にも大きな影響を与えた[13]。また，地方では城と呼ばれる邑落を単位とした統治が行われ，城の軍事的重要度によって褥薩や処閭近支と呼ばれる長官が派遣された[14]。

夫余や高句麗の官制がその名称も内容も独自のものであったのに対し，渤海の官制は中国のものをそのまま模倣したように見える。『新唐書』渤海靺鞨伝によれば，渤海の主要な中央官制には宣詔省・中台省・政堂省があり，政堂省の下には忠・仁・義・智・礼・信部が置かれた。これは名前こそ違え，まさに唐の三省六部そのものである。また地方官制も中国と同じく州県制をとり，『新唐書』渤海靺鞨伝には62州の存在が記されている。

しかし，名称が同じだからといってその実態まで同じとは限らない。例えば渤海の地方官制について，日本の『類聚国史』巻193，殊俗，渤海條には，

12）古畑徹「後期新羅・渤海の統合意識と境域観」（『朝鮮史研究会論文集』36，1998年），拙稿「東北アジア諸民族の民族的系譜について――粛清から渤海へ――」（『研究論集』２，河合文化教育研究所，2006年）参照。

13）武田幸男「高句麗官位制の史的展開」（『高句麗史と東アジア』，岩波書店，1988年），李成市「東アジアからみた高句麗の文明史的位相」（『アジア地域文化学の発展――21世紀 COE プログラム研究集成――』早稲田大学アジア地域文化エンハンシング研究センター編，雄山閣，2006年）参照。

14）武田幸男「六世紀における朝鮮三国の国家体制」（前掲書）。

その国，州県館駅無く，処々に村里有り。皆靺鞨部落なり。その百姓は靺鞨多く土人少なし。皆土人を以て村長となす。大村は都督と曰い，次は刺史と曰い，その下の百姓は皆首領と曰う。

とあって渤海の地方には州県はなく，靺鞨部落があるだけであると記されている。これについて筆者は渤海の地方統治体制を次のように考えた。渤海は高句麗の城を単位とする統治体制を受け継ぎ，さらに支配下に入れた靺鞨の部落も解体せずにそのままこの体制のなかに組み入れた。そしてこれらの城邑や部落に州・県の名を与え，その長官には褥薩・処閭近支の代わりに都督・刺史の名を付した。つまり，渤海の州県は中国のそれとは異なって面的な広がりをもつものではなく，もとの高句麗の城邑や靺鞨の部落に他ならなかったのである[15]。

さらに，このような城邑や部落を単位とする統治の拠点として置かれたのが五京であった。中国王朝でも，都以外に副都が置かれて東京などと称されることがあったが，上京の他に東京・中京・西京・南京の４つの副都が常時置かれる体制は渤海に特徴的な体制であった。渤海の五京は上記のような城邑や部落という「点」と「点」を結んで支配するための結節点として重要な役割を果たしたと考えられる[16]。こうして渤海はそれまでの高句麗や靺鞨の体制を受け継ぎながら，それを中国の制度を借りて融合・整備し，独自の体制をつくったといえよう。

このような継承・融合の状況は，文化方面にも見ることができる。例えば，渤海第２代王大欽茂の次女貞恵公主の墓は，高句麗の影響の強い石室封土墳であるが，それより15年後に没した四女貞孝公主の墓は地下に磚で築かれた墓室をもち，唐風の風俗を描いた壁画をもつ中国文化の色が濃いものであった。しかし貞孝公主墓は墓上に塔が築かれ，中国のものとも異なる独自の様式をもっていたのである[17]。

このような渤海の制度・文化のうち，金に受け継がれたのは五京制である。渤海を滅ぼした契丹にも五京があり，金の制度は契丹を経由して伝わったのかも知れないが，いずれにせよ五京が恒常的に置かれていた点，五京のうち中央の中京ではなく北に位置する上京に都が置かれた点で三者は共通しており，契丹・金の五京制は渤海のそれを受け継いだものと考えてよい。ただ，渤海の統治体制がそれまでの諸民族の体制を融合させた独自の内容をもっていたにせよ形の上では州県制をとっていたのに対し，金のそれは，女真人には従来の部族制に基づく猛安・謀克を編成するなど，中国の体制と並列させるいわゆる二重統治体制をとっていた。文化の面においても，渤海が現在残るわずかな資料を見る限りにおいては，貞恵公主や貞孝公主の

15）拙稿「渤海の地方統治体制――一つの試論として――」（『東洋史研究』42-2，1983年）。
16）拙稿「渤海の交通路と五京」（『史林』72-6，1989年）参照。
17）秋山進午「渤海“塔基”壁画墓の発見と研究」（『大境』10，1986年）参照。

墓誌のような漢字・漢文を使用している[18]のに対し，女真では独自の女真文字が作成・使用された。これらのことが何を意味するのか，最後に考えてみたい。

Ⅳ　渤海の位置づけ

これまで述べてきたことを踏まえて，再び内藤湖南の時代区分論に沿って見ていくと，中国文化が形成され外部に発展する時期とされた上古すなわち漢代までの時期に，東北アジアには夫余・高句麗が成立している。その国家形成は，前漢武帝による楽浪郡設置が大きな影響を与えたという指摘があるように，まさに中国文化の浸透による刺激を受けた結果であると見てよいだろう。続いて外部種族の自覚によりその勢力が反動的に中国内部に及んだ時期とされた中古すなわち唐代までの時期に，東北アジアには渤海が成立している。谷川道雄氏は，湖南の議論を承けて，五胡十六国時代以来華北に展開した北方民族による諸国家を通じていわゆる胡族と漢族の二重体制から一元的体制への模索を跡づけ，隋唐帝国を胡漢融合国家としてとらえた[19]。これと同じ観点から渤海を見ることはできないだろうか。渤海では，その地方統治体制に典型的に表れているように，それまで独自の体制をとってきた高句麗や靺鞨の体制を融合させて新たな体制をつくりあげた。ただ，それは名称からもわかるように中国の制度の強い影響のもとに行われた。言い換えれば，東北アジア諸民族の体制の融合だけではなく，これに加えて中国の体制との融合でもあった。こうして，胡漢融合国家である唐の時代に生まれた渤海は，内容こそ違え同じく胡漢融合国家として東北アジアに成立したと考えられる。

周知のように，湖南は唐と宋との間に時代の大きな変革を見る。しかしその指標として語られるのは君主の位置の変化・人民の位置の変化・官吏登用法の変化・朋党の性質の変化などであって，上古・中古までに見られた中国文化と外民族との関係からは語ってくれない[20]。湖南の時代区分論を受け継いで宋代を東洋的近世の始まりとし，この民族の問題にも触れているのが宮崎市定氏である。宮崎氏は，ヨーロッパ史に始まる古代・中世・近世の区分法がアジアにも当てはまるかを考察するなかで，古代を統一に至る時代，中世を分裂の時代，近世を再統一に向かう時代と特徴づけ，近世の再統一に基盤を提供したのはナショナリズム（国民主義）であるとしている。宮崎氏は「ヨーロッパ近世史を彩る特色の一つにナショナリズムの勃興という事実がある。」とした上で，東洋では宋代以降の歴史にナショナリズムの高揚と展開を見ている。民族意識の高揚には文化の普及，特に文字の普及が大きな役割を果たており，北方民族の場合，独自の文字をもった突厥，ウイグルに民族的自覚の始まりが見られ，さらにウイグル

18）渤海自身が残した数少ない文字資料が貞恵公主と貞孝公主の墓誌である。貞恵公主墓誌については閻万章「渤海“貞恵公主墓碑”的研究」（『考古学報』1956-2），貞孝公主墓誌については延辺朝鮮自治州博物館「渤海貞孝公主墓発掘簡報」（『社会科学戦線』1982-1）参照。

19）谷川道雄『隋唐帝国形成史論』（筑摩書房，1971年，増補1998年）。

20）内藤湖南「支那近世史」（『内藤湖南全集』10，筑摩書房，1969年）。

の影響を受けて契丹文字を生み出した契丹人の遼王朝において民族意識は確固たるものになった。宮崎氏は遼について次のように述べている。

> 遼国の領土内には多数の漢人をはじめ，渤海人，回紇人，奚人など多くの異民族を包含していた。こういう複雑な民族問題を抱いた国家は従来の例からいえば，その最後的解決策として，思い切って自らの国粋を棄てて漢人の文化を採用し，これを自他にひきくるめて同化しようとする。いわゆる華化政策を採用するにあった。鮮卑族出身の北魏の孝文帝のごときは勇敢にこの方針を強行した。然るにある程度の文化を持ち民族的に覚醒した契丹王朝は別の政策を案出した。それは人民を自己に同化し得る見込みのある北方民族と，到底同化不可能と考えられる漢人とに二大別し，北方民族に対しては契丹固有の法をもって治め，北面官を置いて支配せしむるが，漢民族に対しては漢法をもって治め，南面官を置いて別個に統治せしめた。ここに特有な遼王朝の二重政府体制が成立したのである[21)]。

遼・北宋を滅ぼして中国の北半を支配し，遼と同様に二重統治体制をとった女真人の金についても同じことがいえるだろう。これらの北方諸王朝の圧迫を受けて宋王朝でも攘夷思想を含む朱子学が成立したように，ナショナリズムが明確なものとなった。また，この時期には北方長城線のみならず，南方では雲南地方に南詔に代わって大理国が独立を維持し，ヴェトナムが中国からの独立を達成していた。宮崎氏は宋代を再統一の時代としたが，中国王朝だけを見ればその通りであろうが，その周辺もふくめて見れば，様々な民族の文化・制度が中国文化の強い影響のもとで融合するそれまでの時代とは異なり，それぞれの民族的自覚のもとで独自の文化・制度をもつ国家が並立する分裂の時代ということもできるのではないか。

こうした分裂の傾向は，先に述べた東北アジアの民族の継承意識にも表れているように見える。渤海が継承を標榜した夫余・高句麗は，東北アジアから朝鮮半島にまたがる共通の祖となり得る存在であった。しかしその後，高句麗の名称を受け継いだ高麗が高句麗・百済・新羅の歴史を『三国史記』に編纂したように，しだいに高句麗は朝鮮半島の国家として意識されるようになった。一方，東北アジアに建国された金ではまさに女真人の居住地に重なる地域にかつて存在した靺鞨（勿吉）を祖と意識するようになった。つまり，渤海の時代はなお不分明であった東北アジアと朝鮮半島の国家あるいは民族の意識が，渤海滅亡の頃を境にして明確に分離してきたと考えられる。

以上のように，中国で外部民族の侵入とともにこれらの民族の体制と漢民族の体制を融合させた国家が形成された時期に成立した渤海は，この中国の体制に強い影響を受けながら高句麗や靺鞨などの諸民族の体制を融合させた国家を形成した。これに対し，その後の諸民族の民族的自覚が高まった時期に成立した金は，自らの独自の体制を維持し，漢民族のそれとの二重統治体制をとった。東北アジアにおいて渤海とその後は，中国における唐と宋のごとく時代の大

21）宮崎市定「東洋的近世」（『宮崎市定全集』2，岩波書店，1992年）。

きな転換点であったといえる。

ただ，渤海の滅亡と金の建国との間にはおよそ200年間，東北アジアに統一国家の存在しない時期がある。さらに金の滅亡と後の清の建国との間にはおよそ400年もの間隔が空いている。この間隔をどう解釈すべきなのか。また湖南のいう近世前期に成立した金と近世後期に成立した清では，同じ女真人の建てた国家ではあっても400年の時を隔ててどのような性格の違いがあるのか。渤海滅亡以後の諸問題については考察が及ばなかった。今後の課題としたい。

論説「清国創業時代の財政(支那財政通考の断片)」の分析手法

吉　尾　　寛

はじめに

近年，清朝の財政事情に対する内藤湖南の関心のあり方に注目する研究が発表されるようになったが[1)]，そもそも湖南はどのような手法を以て清朝の財政動向を分析しようとしたのか，又かかる分析の作業は，現在的意義を体現する湖南の中国史構築の過程の中でいかなる役割を果たしたのであろうか。

明治33（1900）年，湖南は論説「清国創業時代の財政（支那財政通考の断片）」を雑誌『太陽』（第６巻第９号，当年７月１日発行）に発表する。『内藤湖南全集』第５巻（筑摩書房，1972年）に収録されているその文章の冒頭には，次のようにある。

> 東方の形勢を論議する者も，支那の歴史を研究する者も，両つながら最も忽略に付し，又最も頭緒を得難きに苦しむは，支那の経済の沿革なり。……意ふに革命変乱を以て常習とせる支那に在ては，歴代の掌故，王者の命数と倶に滅びて復た捜羅するに由なく，疎大なる食貨志九通を根基として，歴代の地志，諸家の雑録内に就て，剔抉旁証するの他なしと雖も，独り現代の朝廷たる清室の掌故は，尚ほ就て検し得べきを以て，縦令遽かに其の経済社会全体の状況を明らめ知り難きも，かの政府財政の梗概の如きは，全く窺ふべからざるの理なし。惜しむらくは此等の問題，我が学者の最も意を留めざる所に属し，凡そ彼邦掌故の書の我国に流伝するは実に絶無にして稀有と称すべし，是れ従前支那歴史の研究，全く此の世運升降の大関係を度外に付し，而して現時東方論者が毎に此の一端に於て懸空立言を免かれざる所なりとす。

湖南は清朝財政史研究の意義を語っている。即ち「支那の経済の沿革」を探ることは史料の制約を受けて基本的に容易ではないが，清朝に限っていえば「経済社会全体」の探究は尚困難ながら，「政府財政の梗概」は，皇室関係の典章制度も生きており，解明可能である。しかも，従前「支那歴史の研究」および「東方問題」[2)]の議論に欠けていた王朝国家の「世運昇降」との関係を解く上で重要な研究である，と。本文章に続く以下の段を合わせみるならば，「支那歴史の研

1）以下本文で紹介するJ. A. フォーゲルの著作の外に，陶徳民「内藤湖南における『支那論』の成立ち――民国初期の熊希齢内閣との関連について――」（『東方学』第108輯，2004年）がある。

2）小論ではこの「東方問題」を，日清戦争・三国干渉以後の東アジアの経綸に関する諸問題として解釈している。

究」とは，畢竟，近世・近代史の全体的探究（「近世史源委の尋繹」）を意味しよう。と同時に，論説「清国創業時代の財政」は，湖南が――自らの蔵書の範囲を超える難題であることを自覚しつつも――，「世運昇降」の視点に立って清朝財政史の叙述に着手し，それによって，中国近世・近代史の全過程から，現今の清朝およびそれをめぐる東アジアの情勢の将来に関わって関鍵たる内容（清朝の財政事情）を明らかにしようとした意欲的著作であったといえよう。

> 余は自ら力を量らず此種の研究に志あり，前代邈遠の事は今姑らく説くを須ひざるも，清朝の財政は近世史源委の尋繹にも，東方問題の解決にも喫緊の事たるを以て，頗る之が頭緒を得んことに力めたるに，其の事情の困難既に彼が若く，而して余が蔵書の匱乏は，又其の企望に副ふるに足らず，尤も未だ其の要領を得る能はざるに困しむ也。

J. A. フォーゲルは『内藤湖南――ポリティクスとシノロジー』第四章「京都帝国大学就任と清朝史研究」「清朝史に関する初期の研究」（井上裕正訳，平凡社，1989年）の中で，「清朝史についての初期の学問的著作」として本論説を紹介し，その分析方法について言及している：(i) 湖南は，正史などの官方史書による経済の取扱い方を「素封家」の活動に主眼を置くものとして批判した上で，(ii) 魏源の『聖武記』に依拠して明末清初の財政問題の重要性を説き，とくに (ii)–(a) 政治上の重要事件（三藩の乱）が財政支出に及ぼした多大なる影響，(ii)–(b) 康熙帝が三藩の乱平定後度々銭糧の蠲免を行ってなお乾隆年間の国庫は――虧空の問題はあったものの――充分満たされていた状況等を指摘した，と。

しかしながら，「清国創業時代の財政」は，後述するように，『聖武記』の叙述が前面にでた著作ではない。むしろ，初期・清朝財政の会計の実態をふまえた湖南の分析手法がうかがえる興味深い著作なのである。また，フォーゲルは「歴史研究はすぐれて現代的な意義を有することを湖南は主張していた」とこの時期の湖南を評したが，本論説に限っていえば，フォーゲルはその「現代的意義」にふれず「ややペダンチック」と批評しただけであった。この点，敢えていえば，本論説に一貫して認められる湖南の分析手法は，同時期，彼が日本政府の台湾の財政計画に対して取った分析手法と大きく重なる。

小論は，論説「清国創業時代の財政（支那財政通考の断片）」に表された (1) 清朝前半期（主に明・万暦年間～清・康熙年間）の財政動向についての湖南の見解，(2) 湖南が依拠した史実（「断片」）のあり方からその分析手法の特徴の一端を具体的に明らかにするものである。そして，同時期日本政府の台湾財政計画に対して彼が示した批判の手法との関連性にふれながら，本論説の湖南研究における位置，さらには，現実の課題と切りはなすことなく歴史を追求しようとした湖南の研究方法，とくにその初期の方法の契機について見通しを述べるものである。

Ⅰ　明・万暦年間から清・康熙年間にかけての財政事情に関する湖南の見解

1　明・万暦年間〈1572–1620〉

湖南は，「明史食貨志」（詳しくは『明史』巻82「志」58「食貨六」。筆者確認・後述）の記

述にもとづいて，万暦年間の官民田土額に対する夏税米麦の石額，鈔の錠額，絹の匹額，および秋糧米の石額，鈔の錠額，さらに屯田の頃数・花園倉基の所数とそれにもとづく徵糧の石額，糧草の換銀額，布の匹額，鈔の貫額，塩引額を示す。具体的な数値は後に掲げるが，これらの額数が洪武（1368-1398），弘治年間（1488-1505）のそれと大差ないことを確認した上で，万暦年間の財政規模を「明一代財政の大宗」とみなし，清朝はこの財政規模を引き継いだとする。

2　順治年間〈1643-1661〉

この時期は「財政の困難を極めたる時代」即ち「一歳の入る所，一歳の出に供するに足らざる」（順治６・1649年の戸部等の衙門の奏文）時期とみる。「張玉書の記」（張玉書撰『侍直恭紀』中の「紀順治間銭糧数目」（『張文貞集』巻７）。筆者確認・後掲）に主にもとづき，順治８・９（1651・52）年の土地税の額数（額賦）に対して，歳出（諸路の兵餉＋歳需＋各項経費）超過額は875千両。順治13（1674）年以後でも，度重なる増餉策に対する兵餉未支給額は400万両に達した。『賦役全書』の「一代の良法」が整っても，康熙年間の上諭によれば各種未納額は「銀共二千七百万両有奇，米七百万石有奇，薬材十九万斤有奇，紬絹布匹等の項九万有奇」に及び，ついには，順治18（1661）年，一度だけではあったが，明末の加派「練餉」まで復活させた。この時，官民田土面積は明・万暦時期に比して200余万頃減少していたとする。

3　康熙年間〈1662-1722　康熙50・1711年以前〉

湖南はこの時期について，魏源撰『聖武記』の文章（『聖武紀』附録巻11「武事余記」「兵制兵餉」，および同巻２「藩鎮」「康熙戡定三藩記（上）」の各一文。筆者確認・後掲）を引きながら，「三藩」の平定は，その戦費捻出のため「一時財政の匱乏」の事態に陥ったが，財政状態を正規のレール（正経）に戻せた点で極めて重要な意味があったと述べる。しかも，康熙帝による宮廷経費節減策が大きな効果をあげた。湖南はこのことを魏源の著作のみならず上諭等の内容によって具体的に表し，「是れ前朝に較べて十の九を省ける也」と総括する。そして，『大清会典』が表す官民田土面積の増加（順治18・1661年：5,493,576頃→康熙24・1685年：6,078,430頃），賦銀の額数（21,576,006両→24,449,724両），糧石の額数（6,479,465石→4,331,031石）の増加等を合わせて，康熙44（1705）年の諭にいう「戸部の庫銀，存貯五千余万両」，同50（1711）年の諭にいう元年以来の銭糧蠲免総額「一億萬両」，また同年より３年間の蠲免額約3,800余万両という額数も辻褄が合う数字であると述べる。

4　康熙年間〈康熙51・1712年～末年〉

順調に儲額を増やしていくかに見えた財政は，その後一度頭打ちになる。即ち，康熙44年の状況（「部庫5,000余万」）は，康熙61（1722）年に「部庫」800余万両――乾隆年間（1735-1796）の約７分の１――に減り，雍正年間（1723-1735）にやっと6,000余万両と達したと説く。湖南は，この年間に露呈した問題の原因を，魏源の『聖武記』の文章（附録巻11「武事余記」「兵制兵餉」。筆者確認）を引用して，「耗羨」，「常例の捐輸」，「塩課」，「関税」の不足と見なす。それらが王朝の収入となった時期が乾隆年間であり，それによる増加分は1,000万

両以上あったとし，「其の財政豊歉の差，由て生ずる所の情勢実に此の如し」と締めくくる。

II 「世運昇降」を分析する手法

1 数値への着目

以上からわかるように，湖南は清朝の「世運昇降」を，中央政府の財政収入の昇降あるいは歳入と歳出の差額＝溢額の推移によって表現しようとした。しかも，注目されるのは，その額数・数値が，J. A. フォーゲルがいう『聖武紀』ではなく，『大清実録』等に個別的に記載される順治帝・康熙帝・乾隆帝の上諭，ならびに戸部尚書・給事中等の上奏文から，多数引かれていることである。以下は，湖南が引用した（要約を含む）上諭・上奏文等約30件について筆者が『世祖章皇帝実録』，『聖祖仁皇帝実録』，『世宗憲皇帝実録』において確認したものである[3)]。

［順治元年七月己亥］睿親王の軍民に下せる諭（『世祖章皇帝実録』巻６：『全集』5–p.265）／順治三年［四月庚戌］の戸部に下せる諭（巻25：p.266）／順治八年六月［己未］の魏象枢の奏（巻57：p.266）／［順治］元年九月［丁亥］睿親王の諭（巻8：p.267）／順治二年十月［壬午］の朝鮮国への諭（巻21：p.267）／［順治］元年九月［己丑］睿親王の城堡営衛文武各官及び軍民人等に下せる諭（巻8：p.268）／順治八年［二月己丑］の諭（巻53：p.268）／順治六年［？月辛巳］の戸部等衙門の奏（巻44：p.268）／［順治六年十二月辛丑］江南巡撫土（ママ）（土）国宝の請旨（巻46：p.46）／康熙三年［六月庚申］の上諭（『聖祖仁皇帝実録』巻12：p.269）／［順治十八年一月丁巳］順治帝の遺詔（『世祖章皇帝実録』巻144：p.269）／康熙二年［五月丙戌］の給事中呉国龍の奏（『聖祖仁皇帝実録』巻９：p.270）／康熙十一年［七月丙子］の給事中趙之符の奏（巻39：p.270）／［康熙四十九年四月辛酉］「康熙帝が言」（巻242：p.272）／康熙二十九年［正月己酉］の［大学士等に下せる］諭（巻144 p.272）／康熙三十九年九月［丙午］工部からの銷算雑項修理の銭糧の奏に対する康熙帝の言（巻201：p.272）／康熙四十五年［乙巳］戸部に下せる諭（巻227：p.272）／康熙四十九（マ）年（四十八年）［十一月癸未］又大学士等に下せる諭（巻240：p.273）／康熙四十八年［十一月丙子大学士等へ］の諭（巻240：p.273）／康熙五十年［三月己丑］の諭（巻246：p.274）／康熙四十八年［九月甲午］の諭（巻239：p.274）／康熙四十八年［→四十九年四月辛酉］の諭（巻242：p.274）／康熙五十九年［五月庚午］銭糧を虧空する条例（巻288：p.275）／［康熙六十一年十二月甲子］雍正帝即位初の財政の上諭（『世宗憲皇帝実録』巻２：p.275）／乾隆四十六年大学士阿桂の疏（魏源撰『聖武記』附録巻11「武事余記」「兵制兵餉」に記載された文章を引用）／乾隆四十八年［十一月庚辰］の戸部尚書希福納の奏（『聖祖仁皇帝実録』巻240：p.275）／康

3）［　］内は筆者が補った部分であり，「→」は筆者の調べにより変更した方がよいと考えられる部分を指す。

熙四十八年［九月乙未］河南巡撫鹿祐に下せる論／康熙六十一年・総督年羹堯・巡撫噶什図の奏→康熙六十一年［九月戊子扈従大学士尚書侍郎等に下せる］諭（の中の総督年羹堯・巡撫噶什図の奏）（巻299：p.276）／康熙四十九年十月［甲子］の諭（巻244：p.277）[4)]

特徴的なのは，史料引用の仕方である。上奏文の例ではないが，『明史』巻82「志」58「食貨六」の「明田税及経費出入之数，見於掌故者，皆略可考見」とある部分を次のように引用する。湖南が個々の史料の数値部分に特に注目していたことがわかる。

万暦の時，官民田は総べて七百一万三千余頃，夏税米麦総べて四百六十万五千余石，内百九十万三千余石は京師に運送し，余は悉く各行省に存留すべき者とし，鈔（割注　紙幣なり）五万七千九百余錠（割注　こは官府の所用に空名を存する外一般には全く信用なく既に弘治正徳の頃より実際通用せざりし也）絹二十六万六千余匹，秋糧米総べて二千二百三万三千余石，内千三百三十六万二千余石は京師に運送し，余は悉く存留す，鈔二万三千六百余錠，屯田六十三万五千余頃，花園倉基千九百余所，徵糧四百五十八万四千余石，糧草を銀に換納する額八万五千余両，布五万匹，鈔五万余貫，各運司より提挙する大小引塩二百二十二万八千余引，是明史食貨志に載する所，同志に又載せたる洪武（即ち初世），弘治（即ち中世）二時代の田税に比較して，大なる出入なきを見れば，此れを以て明一代財政の大宗を徵知するに足るべし。其余歳入の数は……(※補注)

湖南は，史料に記載された数値部分の殆どに傍点を付し，「是れ亦明食貨志に載する所にして煩瑣を厭はず此に鈔録する者は，清朝の歳入は大率万暦の旧に仍りて之に多少取捨を加へたるに過ぎざればなり」と述べる。数量に即して，清朝当初の財政規模が明朝・万暦年間のそれを前提にしていたことを実証しようとしたのである。

同様の引用をさらに二つ紹介しよう。一つは，張玉書の文章についてである。本論説には注記されていないが，張玉書撰『侍直恭紀』（『張文貞集』巻７）中の「紀順治間銭糧数目」の一節が引用されている。

康熙間，張玉書（割注　官大学士文貞と諡す）が記する所は，順治一朝財政の始終を総括して，其の要領を得たる者なり，曰く，……順治八九年間に方りて，歳入額賦一千四百八十五万九千有奇，而して諸路の兵餉，歳需一千三百余万，加ふるに各項の経費二百余万を以てす，計歳出一千五百七十三万四千有奇，出の入に浮くる者，凡そ八十七万五千有奇。

4）なお，管見の限り，『全集』５-p.271に引用される「（康熙）十六年宋徳宜の奏」，また［康熙四十九年十月戊子］大学士（張鵬翮）［九卿等に］下せる諭は，実録の中に確認できなかった。反面，『全集』５-p.274の割注に「諭旨には三千二百余万両とあり，此数は是れ旧来の民欠を合して之を計るならん」とする上諭は，『聖祖仁皇帝実録』巻251「康熙五十一年十月癸丑」に確認でき，その上諭に記された免糧の額数は「三千二百六万四千六百九十七両有奇」であり，湖南の指摘と合致する。小論では，湖南は当該の上諭・上奏文の大方を実録から取ったと考えている。

十三年以後に至りて，又増餉二千万に至り，嗣で又増して二千四百万に至る，時に額賦の入る所，存留項款を除く外，僅かに一千九百六十万，餉額缺くること四百万に至り，而して各項の経費は，猶与らず。

いま一つは，康熙年間の宮中経費節減に関する『聖祖仁皇帝実録』所収の上諭の文章である。

且つ籌餉の至難なるが為に，益〃節倹の徳を累ぬるを得たるの幸あり，康熙年間，内廷費用の節省は，殆ど意想の外に出づる者あり。康熙帝が言ふ所に拠れば，……尋で廷臣奏すらく，「査するに故の明の宮内，毎年金花銀九十六万九千四百余両を用ゐしに，今悉く餉に充てり，光禄寺より毎年内に送りて用ゐる二十四万余両なりしに，今は止だ三万両，毎年木柴二千六百八十六万余斤なりしに，今は止だ六七百万斤，紅螺炭一千二百余万斤なりしに，今は百万余斤，各宮の牀帳輿轎花毯の属，二万八千余両なりしに，今は倶に用ゐず，故の明の宮殿楼亭門名，七百八十六座ありしに，今は十分の三に及ばず，各宮殿の基址牆垣に至りては，……，慈寿宮を除く外，乾清宮妃嬪以下，使令の老媼，灑掃の宮女，以上合計止だ一百三十四人，至て少しと謂ふべし，……」（巻144康熙29年正月己酉。筆者確認）と。三十九年九月，工部より銷算雑項修理の銭糧を奏せし時，帝曰く，「……明季宮中一日の用，方金有余，今朕が内務府総督に交付する凡そ一応需むる所の銀，一月止だ五六百両，一応賞賜の物を併合するも，千金に過ぎず，……」（巻201同39年９月丙午。筆者確認）と。四十五年十月，戸部に諭す，「……前に光禄寺一年銀一百万両を用ゐ，今止だ十万両を用ゐる，工部一年銀二百万両を用ゐ，今止だ二三十万両を用ゐる」（巻227同45年10月乙巳。筆者確認）と。是れ前朝に較べて十の九を省ける也，……。

因みに湖南は，総括的見解を表す際，（フォーゲルが強調する）魏源撰『聖武記』についても同様の形の引用を行っている。以下の「乾隆四十六年，大学士阿桂が疏」は，管見の限りでは，『聖武記』の引用を取ったものとみえるが，次のようにある。

乾隆四十六年，大学士阿桂が疏に云く，「査するに康熙六十一年，部庫の存する所，八百余万両，雍正年間に，漸やく積で，六千余万に至る」と，夫れ康熙四十八年に，已に庫貯五千余万を致せるに，十二三年の後，乃ち反て此の如きの減少を見たるは，甚だ解すべからざるが若し[5]。

当時湖南は，何らかの方法で算出確定された清朝の財政数値に強い関心をもち，歳入・歳出の差異の推移のみならず，歳入・歳出の規模自体にも注目していたのである。彼が数値を慎重に扱おうとしていたことは，皇帝の上諭，戸部等の官僚の上奏文に挙げられた個々の数値に注目するだけでなく，それに関係する『実録』の記載，「東華録引く所」の『大清会典』の額数との照合・比較を合わせて行っている点にも表れている。順治年間，康熙年間それぞれについ

5）『聖武紀』附録巻11「武事余記」「兵制兵餉」には次のようにある。「康熙六十一年，戸部庫存八百余万，雍正間漸積至六千余万，……」

て以下のように述べる。

会典に拠れば，順治十八年，天下の田土五百四十九方三千五百七十六頃有奇，賦銀二千百五十七方六千六両有奇，糧六百四十七方九千四百六十五石有奇にして，毎畝賦銀約三分九厘，糧一升一合有奇なりとす。東華録引く所，実録の額は，此と小差あるも，今其の孰れか信なるを知るに由なし，但だ其の大数は，必ずしも之と大異同あらざるべき也。之を万暦の時に比するに，田畝の数に於て，已に二百余万頃の減少あり，……。

会典に拠れば，康熙二十四年，天下の田土，六百七方八千四百三十頃有奇，賦銀二千四百四十四方九千七百二十四両有奇，糧四百三十三方一千百三十一石有奇なり，此れ亦東華録に引く所実録の数と差あり。実録に拠れば，三藩平定の後，賦銀便ち二千六百余万両に上り，米豆麦六百三十余万に上り，逐年増加して，康熙五十年前後に至りては，賦銀殆ど三千万に上らんとせり[6]。

以上紹介した「清国創業時代の財政」の内容は，後の『清朝衰亡論』（明治45・1912年３月）における第二講「財政経済上の変遷」「明末の財政」「宮廷の節倹」等の内容に引き継がれる。そして，論述の根拠に随時額数を示す手法も亦変わらず見出される[7]。

では，何故湖南は，かかる数値を清朝の財政の実情を考察するに足る史料ととらえたのであろうか。この根拠を考える中に，湖南の第二の着目点が見出される。会計処理の方法である。

２　会計処理の方法

先ず湖南は，「田地小蕩畝地の数，徴銀米豆麦草の額」について，『清実録』に順治８（1651）年以降の記録としてある当該数値は，各省布政使司からの報告を在京衙門で査定する制度が確立されてからのもので，信頼できるとみている。こうした清朝の会計制度に裏打ちされた数値を手がかりにして，湖南は清朝初期の財政動向を客観的に（出入の差異のみならず歳入・歳出の規模についても）把握しようとしたのである。

順治八年六月，魏象枢が奏に，「国家の銭糧，部臣（割注　戸部を指す）は出を掌どり，藩臣（割注　各直省布政使を指す）は入を掌どる，入数清ならず，故に出数明かならず，請ふ八年より始と為し各省布政使司は毎歳中に於て，通省の銭糧を会計し，款項を分別し，冊を造りて，在京各該衙門に咨送し，互に相査考せしめば，既に藩臣の欺隠を杜ぐべ

6）この点，『聖祖仁皇帝実録』巻５・順治18年12月の条末尾には「田地山蕩畦地五百二十六万五千二十八頃二十九畝，徴銀二千五百七十二万四千一百二十四両有奇，米豆麦六百一十一万七千五百五十八石有奇」，同巻123・康熙24年12月の条末尾には「田地山蕩五百八十九万一千六百二十三頃二十七畝有奇，徴銀二千七百二十一万六百四十九両有奇，米豆麦六百九十一万二千二百一十三石四斗有奇」とある。それぞれ湖南の指摘を裏付ける内容である。

7）『清朝衰亡論』第二講「財政経済上の変遷」「宮廷の節倹」には，例えば「明の時に其の光禄寺から宮中に送って来る費用は毎年二十四万余両であった。それが康熙帝の時には三万両を送れば用を辦ずる様になった。其外薪炭やら営繕費やらすべて節倹をして，光禄寺の費用は明朝の十分の九を省き，工部の費用も二三十万両まで減じたのを更に十五万両まで節減したのである。……」（『全集』5–p.218）とある。

く，又部臣の参差を覈すべし」とあり。見るべし，会計の整理，稍や緒に就きしは，実に此際よりせしことを。張玉書が其の出入の相償はざる状を言ひしも，実に此年間よりし，実録に田地小蕩畝地の数，徵銀米豆麦草の額を記せしも，亦此年より始まりし也。

さらに湖南は，康熙３（1664）年以降行われた「収解の制」，即ちそれまで各部寺でバラバラに運用・管理されていた経費（「分管催収」）について，この年より各省から戸部に送られる「簡明の賦役冊」をもとに中央政府内（各部寺衙門）で収入支出を決算することを義務づける「財政の整理」に注目する。

財政の整理も亦益〻緒に就き，［康熙］二年に戸部は議して，給事中呉国龍が奏を准し，「直隷各省の京に送る各項銭糧，順治元年より総べて戸部に帰せしを，七年に復た各部寺をして分管催収せしめたるより，款項繁多にして奸弊を滋し易きを致したれば，康熙三年より始めて，一応の雑項は，倶に地丁銭糧と称し，十分の考成を作し，毎年正月，兵餉に控撥するを除く外，其余は通じて戸部に送り，毎省各〻簡明の賦役冊を造具して，戸部に送りて査覈せしめ各部寺衙門の応さに用ゐるべき銭糧に至ては，年前に数目を具題し次年戸部に於て支給し，仍ほ年終に於て覈報する」ことあり，収解の制，是に於て定まり，……。

湖南は，こうした会計処理の方法が，康熙45（1706）年に一つの完成を見たと考えていた。「会計検査の法」なる小段を立て，その一連の過程をまとめた上で，「其の内外財政の清厘，詳密なること此の如し」と結論づける。

其会計検査の法も，亦漸次厳密を致し，着々効あり，康熙十七年に，各省擅に銭糧を動かすの処分を定め，惟だ兵を用ゐて，刻も緩うすべからざるの時は，一面には具題し（割注動支の款項を明記するなり）一面には動用せしめ，軍需の浮冒は貪官に照して論ずることゝしたり。二十三年には，督撫が庫幣を侵欺するを以て，廷臣に命じて詳らかに条例を議して以聞せしむ。是より先戸工二部が銭糧二三十万両を咨取する者，止だ咨文を以て之を取るのみにて，並に奏聞せざりしに，四十五年に至り始めて咨取せる大小の款項を将て，月終に於て彙奏せしむ。四十八年には，「光禄寺の歳用二十余万両，工部は四五十万より百万両に至る，前に較ぶれば略ぼ省くと雖も，委官は未だ估計せざる先に，銀を領して用に備ふるを以て，浮支して己を肥やすの弊絶えず，嗣後十五日に一次，委官の姓名，及び支給の銀数を具奏せしめよ，又工竣りて銷算するに，十年二十年に至る者ありて，稽延弊を作す，嗣後銷算，年を踰ゆる者あらば，立ちどころに奏聞罷斥せよ」との諭あり。四十八年には，「……戸工両部，毎年用ゐる所の銭糧過多なりしに，今十日一次，用過せる数目を奏聞せしむるに，需むる所の銭糧已に極めて少し」とあり。其の内外財政の清厘，詳密なること此の如し，……。

３　張玉書の著述

では，そもそも何故湖南は数値というものに着目したのか。

湖南は，主たる分析に入る前に，「馬遷の書」，「平準書」，「貨殖の伝」，「正史食貨志」，「九

通」，および「英人ゼミソン」著『中国度支考』，刑部主事李希聖の『光緒会計録』，「独人の論述せる者」の著作についてふれている。そして，前五種即ちファーゲルのいう「官方史書」に対しては「素封家の事を録して足れりと為すに似たり」とし，後三種については「大綱に至りては，粗ぼ帰一する所なきに非ず」と述べつつも「其の細目は各〻岐互ありて，孰れか信拠すべきを知り難」しと批評する。

その上で，魏源をとりあげ，「此の盛より衰に之くの時に生れ，目たり民力物力，変移の消息を睹たる者」として『聖武記』に注目する。また王慶雲撰『熙朝紀政』にも言及する[8)]。しかし，『聖武記』については直後に「語て而して未だ詳らかならず，未だ此に依りて而してかの豊歉と升降との実情実勢を徴するに足らず」，『熙朝紀政』も「以て一部の考索に便なるも，亦以て大体を綜覧するに易からず」と述べ，両書とも「財政の豊歉」と「国運の升降」との関係はなお解明できていないと結論づける。

事実，主題部分に入ると，康熙年間については『聖武紀』巻２「藩鎮」「康熙戡定三藩記（上）」，同附録巻11「武事余記」「兵制兵餉」に依拠するものの，それに先立つ順治年間については，前述したように，張玉書の『侍直恭紀』「紀順治間銭糧数目」（『張文貞集』巻７）に拠って財政動向の概要は示される。フォーゲルは『聖武記』への依拠のみを強調するが，筆者はここにおいて張玉書の著述にも注目する必要性を感じる。この点，湖南が引いた「紀順治間銭糧数目」は，多数の数値を示しながら銭糧額の推移を具体的に表したものであった。そうした張玉書の手法をかの魏源も亦評価していた可能性が高い[9)]。湖南は，清朝における社会的経済的力量（「民力物力」）の推移をとらえる魏源の眼は評価したものの，「財政の豊歉」・「国運の升降」の具体的実情（「実情実勢」）を把握するについては張玉書の分析手法を評価したと考えられる。張玉書は，周知のように，『康熙字典』・『佩文韻府』の編纂を手がけ，又徐乾学と前後して明史館の総裁を務めた。湖南が張玉書の手法を重視したことは，その後の湖南の学問的歩み――或いは清朝考証学に関心をよせていく契機を考える上でも注目しておく必要がある

8）なお，湖南は本書を「頗る之と参互発明するに足る」と評価したが，筆者の検証の限りでは，本論説に本書からの直接の引用は認められない。

9）『聖武記』附録巻11「武事余記」「兵制兵餉」には以下のようにあり，筆者が傍点を付した部分について，湖南は原文を書き下して本論説に引用している。小論第107頁を参照されたい。「順治初年，既除明季三餉，而東南各省尚未入版図。今年下両浙，明年定八閩，又明年征楚・蜀，征両粤，虎旅四出，供億鉅万。方順治八九年間，歳入額賦僅千四百八十五万，而諸路兵餉歳需千三百余万，加以官俸各費二百余万，計歳出千五百七十三万四千，出浮于入者八十七万五千有奇。至十三年以後，増餉至二千万，嗣又増至二千四百万，除存留款項外，僅入額賦千九百六十万，缺餉額至四百万，而各項経費猶不入焉。而世祖終不稍加一賦，惟躬節倹，淘冗員・冗費，且蠲賑歳書悉取給於節省之余。此見大学士張玉書所述者如此。」

ように思われる[10)]。

4 「地方の公費」部分

ただし，湖南においては，当該数値をもとに把握される清朝の財政動向は，その実，清朝の財政事情全体を表すものではないとも見ていたと考えられる。胥吏による「中飽」部分はもとより，定額を超える銭糧を徴収する官僚の行為に湖南はしっかりと目を向けている。

> 然るに各省銭糧の虧空（割注　流用して定額を虧くの謂）あるは，未だ免れざる所に在り，……雍正帝即位の初，先づ発せる財政の上諭は，実に虧空の厳査と，胥吏の中飽とに在りしも，亦已むを得ざる者たるを見るべし。

そして，湖南としてはむしろ，正規の制度の枠内に在って，かつ中央の会計処理からは掌握が困難な，各省で運用される財政――「存留」，或いは「火耗」・「虧空」等より転じた「地方の公費」からなる地方財政の規模・変遷に対して，少なからず注目していたと考えられる。

> 火耗は明代に起る，……康熙四十八年，聖祖河南の巡撫鹿祐に諭して曰く，……（『大清実録』康熙48・1709年9月乙未の条）。六十一年に陝西虧空の事聞せし時，総督年羹堯，巡撫噶什図奏すらく……と，上諭に断じて行ふべからずとあり，又云く……とあり（同上同61年9月戊子の条）。是れ実は官吏俸禄の過薄に由り生ずる所にして，（割注　此事最も関係あり 別に詳論を要す）朝廷一分を以て微意を示せば，大吏竟に数倍する者を以て之を昌言す，康熙一朝，竟に之を公准せざるも，雍正に至り，之を公に帰して，公然加徴し，以て官吏の養廉，地方の公費に充つるに至れり。会典事例に其の起存撥用の款目を載せざれば，其の総数を知るに由なきも，少きは浙江の仁和，銭塘二県，毎両に耗四分を加ふるより，多きは雲南の二銭なるに至るまで差あり，……蓋し三四百方両を下らざるべし。

「地方の公費」に関して本論説は――史料不足によるのであろうが――，実質これ以上の例をあげていない。しかし，この点についての問題意識は決して軽いものでなく，同時期，日本の統治下に入った台湾について，湖南は清朝統治時代の状況に留意した上，「地方税」の開設を主張している（後述）。

総じて，論説「清国創業時代の財政（支那財政通考の断片）」は，次のような清朝財政に関する湖南の分析手法を表現するものであった：個別の上諭・奏文に表される中央の会計制度を

10）張玉書については『清史稿』巻267，『清史列伝』巻10，『国徴者献類徴初編』巻9，『碑伝集三編』の他，『清代七百名人伝』第3編「実業」「水利」等に伝がある。また，『明史』編纂に張玉書が関わった点については，川越泰博著『明史』「解説」「一編纂過程」（中国古典新書続編28，明徳出版社，2006年）にもふれられている。ただし，張玉書の学問については仍お判然としない部分がある。『支那史学史』「十二　清朝の史学」「一　明史の編纂」の中でも湖南は張玉書について全くふれておらず，同じ明史館総裁としては，周知のように，徐乾学について詳説している（「徐乾学とその門下」）。小論では，この時期湖南が張玉書に対して何らかの学問的関心をもっていたことを確認するにとどめ，今後新規史料をみつけた段階で更なる考察を試みたい。

もとに算定された数値とその推移を手がかりに，また同種の手法を既に用いていた清人・張玉書，その業績を重視した魏源それぞれの見解を軸にして，清朝における「財政の豊歉」と「国運の升降」の関係の基本線を確認しようとした。ただし，清朝の財政に対する眼は，実質，中央のみならず，（未だその数量的規模は押さえきっていなかったが）地方財政にも向けられていた。我々は，かかる湖南の分析手法と成果から，清朝財政のいわば二極化した実態，即ち会計的に精査された数値をよって合理的に運用された中央財政の部分と，そうした数値からは確認し難い地方（各省）財政の部分とを改めて見出すことができる。

それでは，本論説に表された財政分析の手法は，「学問的著作」の範囲に留まるものであったのか。冒頭でも述べたが，湖南がいう「支那の経済の沿革」は，「支那の歴史」の研究のみならず「東方の形勢」の論議に関わるテーマであった。「清国創業時代の財政」発表の２年前，明治31（1898）年，翌32（1899）年，湖南は『台湾日報』と『万朝報』に日本政府の台湾の財政計画に関する論説を複数発表している[11)]。湖南は，長く清朝の版図の下にあった台湾に施すべき日本政府の財政政策のあり方についてはっきりと自らの意見を示していた。最後に，そこでみせた湖南の分析・批判の手法と，小論で紹介した「清国創業時代の財政」における分析手法との共通点を確認し，それをふまえて本論説の湖南研究における位置や，当時の湖南の中国史研究の契機について見通しを述べ，結びにかえたいと思う。

結びにかえて――日本政府の台湾財政計画に対する湖南の批判との関連性にふれて――

湖南は，財政問題を台湾経営の最重要課題の一つとみなしていた[12)]。明治32（1899）年，向こう20年間歳出固定を予定して立てられた日本政府の台湾財政計画に対して，湖南は自らの積算にもとづいてシミュレーションを示し，政府案の誤謬を正した。『万朝報』に掲載された「台湾事業公債」（四）（五）（明治32年２月）は，この時の湖南の手法を明確に表している[13)]。「凡そ如何なる国家と雖も，二十年間歳出の一定して増加せざる若きは，決して之有るべからず」，「今新たに領有せる台湾の若き土地にして，二十年間，一定の歳出に満足し，而して三千七百万円の歳入剰余を生ずべしといふ，吾輩は其の平然として人を欺くことの太甚しきに驚かざるを得ず」（四）と痛烈に言い放った後，湖南は，歳入，歳出，加えて「公債」による運用額それぞれを自ら積算しなおす。その結果，「警察費」「辨務署費」「教育費」「鉄道運転費」

11）「清国創業時代の財政」の中も，清朝下の台湾について言及する部分がある。「尋で又康熙五十年より始めて三年以内に，天下の銭糧，通免一周して，遠近均しく徳沢に霑はしむるの諭あり，かくて三年中免ずる所の天下地丁糧賦，新旧合計して三千八百余万両なりき。（割注略）初め稲穀は例蠲免に入らざりしに，台湾には穀ありて銀なきを以て，巡撫黄秉中は，請て並て之を除けり。」

12）この点は，J. A. フォーゲルも著書『内藤湖南』の「第三章　一八九〇年代――中国の改革とシノロジスト湖南の誕生――」「植民地化による改革――台湾時代（一八九七～九八年）――」の中で，「シノロジスト」としての湖南のあり方と関連づけてすでに述べている。

13）論説「台湾事業公債」は，『全集』２「『万朝報』所載文」の p. 563–576 に収められている。

「鉄道事業費」「監獄費」等に関する歳出の外に，歳入の中に多額の支出が含まれている事実を明らかにする。即ち，「内地税」収入を政府案が毎年200万円とするのに対し，湖南は「大租権買収」に2,400万円は必要という。「鉄道収入」については毎年運用の過程で100万円が損失し，2,300万円の修繕費が必要であることを示し，「阿片収入」にいたっては，道義上の問題から経常歳入に入れるべきでなく，400万円余りの予定収入は２分の１，３分の１に減少すると説いたのである。そして，結論にいう。

> 総督府の予算に従へば，三十七年度以降は，歳入の剰余，年々に増加して，五十一年の若きは，五百九十六万余円となり，此の十五年間の剰余合計は三千七百三十七万余円となり……。異なる哉，吾輩の計算は此の如くなる能はずして，鉄道営業損失及び修繕，内地税の違算，阿片収入の減少等に於て，二十年の後には，年々大略九百万円の不足を生ずべく，歳入は多くも一千万円を超ゆる能はずして，而して歳出は決して一千二百七十余万円に停まること能はず，中央政府の補充金を要するは，猶ほ今日のごとく，公債元利の支払は，更に中央政府の負担に帰して，年々三百万円内外を支出せざるべからず，五十年間の合計に於ては，一億一千六百万円の巨額を，台湾事業の為に，擲たざるべからず，……。(五)

この湖南の批判は，台湾自体に関する見方とも深く結びついていた。即ち清朝は，防衛上の目的（「重鎮」）から台湾原住民（「土人」）の撫循を図るために税糧負担を軽減してきた。清朝の治下で台湾が一省となった時「経費」不足が発生し，そのため新税を起こし土地丈量を実施して銭糧を増やそうとした時，逆に胥吏の中飽が激化し原住民の支持を大きく失うことがあった。こうした台湾に対して日本の政府「当局者」は「阿片収入」の継続のみに期待をかけ「百科厘金，塩税，阿片厘金」等を廃止し，しかも増税策を取ろうとしない，これは予算の根拠を確保できない大きな問題であると湖南は批判した。主旨は，『台湾日報』に掲載した論説「革新雑議」（明治31・1898年４月）に記されている。そこには，台湾の行財政政策に関する湖南の提案が具体的に明らかにされている[14)]。実は，上述の積算は，「革新雑議」に披瀝された以下の湖南の考え方と一対をなしていた。主眼は，台湾で「徴収」し「支辨」される「地方税」の開設である。小論に直接関係する「二，地方行政組織」，「五，財政の措画（上）」，「六，財政の措画（下）」に即していえば，湖南は，台湾に多数の官吏を配置して集権的な行政を施行しようとする日本政府の方針を批判した上，以下の四件を提議する。

(i)「清国旧制の県治，銭穀，刑名，兼ね管するにも鑑み」，「辨務署」と「警察署」を「合一」させること，(ii)「県庁，辨務等に於ける委任の権限を拡張し，地方税の徴収を許」すこと，(iii) そのためには小さな「行政区域」＝「財政区域」を設定し，その域内で収支の均衡を保ち，「道路橋梁の修繕」から「百般施設」まで整備することによって，「民心」を掌握すること，(iv) 住民（「土人」）の側においても，「晻昧茫漠たる台民の富力に賦課するは，勢ひ暫らく旧貫に仍り

14）論説「革新雑議」は，『全集』２「『台湾日報』所載文」の p. 424–438に収められている。

て，保甲自治体の受負事業に帰し，以て徴税費の減少を図り，漸次に地籍其他民度富力を調査し了すること」を主張する。即ち湖南は，清朝統治下或いはそれ以前から培われた台湾に潜在する社会的力量（「民力物力」）の実態を見極めつつ，「地方税」を軸に日本の財政事業の展開を図ろうとしたのである。しかも，記述そのものからは，逆に台湾を通して，湖南が既に清朝の地方統治の実際，および中国の地方社会のあり方に注目していたことも推察される。

J. A. フォーゲルは，この時期湖南が「清朝の財政史や軍事史を正しく認識しておかなければ，現在の清朝が直面している財政上や軍事上の問題を的確に理解することはできない」とみていたと述べる[15]。論説「清国創業時代の財政」は，湖南が現実の中国＝清朝の財政問題の本質をその歴史過程から解き明かそうとするための有効な手段を数値史料に求めていたこと，しかしながら同時に，現在と歴史を通貫して解釈可能な史料（＝数値史料）でも直截解き明かすことのできない中国地方社会の特殊性にも目を向けていたことを想起させる。こうした手法・視点からみた場合，台湾は，「清国創業時代の財政」の背景にあって，現在と歴史をつないで湖南に上記の問題意識を自覚せしめた重要な契機の一つであったといえるのではないであろうか。逆にいえば，本論説は，湖南の台湾認識，台湾認識と中国史理解との関係について考察するための資料の一つとしても位置づけられるのではないかと考える。

もとより，本論説については，財政史の視点より清朝の最盛から衰亡への過程を論じた連作「清朝興衰の関鍵」（『太陽』第７巻第３号，明治34・1902年）との関係[16]，また英人ゼミソン著『中国度支考』，「独人の論述せる者」等ヨーロッパの研究の吸収のあり方など，さらに考察すべき課題が見出されるが，これらの検討については他日を期したい。

15）『内藤湖南』「第四章　京都帝国大学就任と清朝史研究」「清朝史に関する初期の研究」前掲

16）『全集』第５巻に収められている。フォーゲルも著書第四章「清朝史に関する初期の研究」「清朝史についての初期の学問的著作」において紹介し，本論説の乾隆年間の財政事情についての結論を発展させた，前作以上の「野心作」であったと評している。こうした見解をふまえて考察したい。

※補注

引用は，さらに次のような箇条書きの形式で本段の最後まで続く。ただし，各項目の説明は一切付されていない。

内承運庫慈寧慈慶乾清三宮子粒銀四万九千余両金花銀一百一万二千余両金二千両

広恵庫河西務等七鈔関鈔二千九百二十八万余貫銭五千九百七十七万余文（即ち内国関税，下諸鈔関も亦同じ）

京衛屯鈔五万六千余貫

天財庫京城九門鈔六十六万五千余貫銭二百四十三万余文（京城門関税）

京通二倉并薊密諸鎮漕糧四百万石

京衛屯豆二万三千余石

太倉銀庫南北直隷浙江江西山東河南派剰麦米折銀二十五万七千余両（割注　折銀とは即ち銀に換へたるを云ふ以下同じ）

絲綿税絲農桑絹折銀九万余両

綿布苧布折銀二万六千余両

馬草折銀三十五万三千余両

京五草場折銀六万三千余両

各馬房倉麦豆草折銀二十余万両

戸口塩鈔折銀四万六千余両

薊密永昌易遼東六鎮民運改解銀八十五万三千余両

各塩運提挙余塩塩課塩税銀一百万三千余両

黄白蜡折銀六万八千余両

覇大等馬房子粒銀二万三千余両

備辺并新増地畝銀四万五千余両

京衛屯牧地増銀万八千余両

崇文門商税牙税一万九千余両銭一万八千余貫

張家湾商税二千余両銭二千八百余貫

諸鈔関折銀二十二万三千余両

泰山香税二万余両

臓罰銀十七万余両

商税魚課富戸暦日民壮弓兵并屯折改折月糧銀十四万四千余両

北直隷山東河南解各辺鎮麦米豆草塩鈔折銀八十四万二千余両（割注　解とは送達するなり）

諸雑物条目繁瑣なる者は具さに載せず，その歳入は但だ京師と辺鎮とに起運する者のみを計り，存留は与らず。

清末から民国初にかけての地方行政と地方自治

――内藤湖南の見解に基づいて――

大　谷　敏　夫

はじめに

1911年辛亥革命が発生し，その翌年清帝が退位して清朝が滅亡し，中華民国が成立するが，この政治上の大変革が進行していた時代に生存し，中国の時局の展開に関心をもつていた中国研究者である内藤湖南の見解について，特に湖南が中国内治について重視していた地方行政と地方自治に関することを清末から民国にかけての政治の推移の中で検証しよう。清末の政治改革は戊戌新政が失敗に終った後，再び晩年になって予備立憲に向けて準備が始まる。その一方では共和革命をめざす孫文等の革命派の活動も盛んになり，立憲派，革命派の論争も行われる。こんな中で辛亥革命が発生するが，この革命をどのように把握するかについては，今日に至るまで湖南以外にも種種の見解があり，これについては後述する。湖南は，袁世凱が皇帝になろうとしていた1914年（民国３）に「支那論」を公表している。この著の自序で湖南は「支那に於て生命あり，体統ある団体は，郷党宗族以上に出でぬ。此の最高団体の代表者は，即ち父老である。」[1]と述べ，革命党は父老の歓心を得ることを顧慮しなかったので革命に失敗したが，袁世凱はこの父老の上に成功した大総統になれるかもしれないと述べる一方で，袁世凱が帝王の位につくことに対しては批判している。また袁世凱の共和政府が，旧来の清朝の政治組織をそのままにうけ継いで，その官吏も旧来の官吏を主脳として用いたので改革にならなかったという[2]。ここには中国が共和政体になっても，社会組織として伝統ある郷党宗族制が維持されることと，官僚制に対しては根本的改革が必要であると述べられている。この小論では湖南が指摘した以上の二つの論点について考察しよう。まず官僚制の改革であるが，これには行政制度の改革と官僚の資質・待遇の問題がある。行政制度の改革には，中央と地方両面があるが，ここでは特に地方行政について検討しよう。

1）『内藤湖南全集　第五巻』「支那論」三，自序，297頁。また服部宇之吉も1916年公表された『清国通考』（再版㈱大安，1966年９月，初版三省堂書店，1905年６月）「『支那研究』収録「支那地方官の職務」に，同様なことを述べている。同書の山根幸夫氏の解題によると，服部は今の弊は宋代より存するものが多く，支那の改革を論ぜんとするものは直ちに現時の状況にのみ着服せず，遡りて其の淵源するところを考えざるべからずと述べている。また郷約に基づき耆老が郷村の治安維持につとめ，官はそれを監督する任務を負うのが中国の自治であると指摘する。

2）『内藤湖南全集　第五巻』「支那論」三，内治問題の一，365頁。

地方行政にあっては，地方自治団体と直接係わっているところから，両者の関係が重要な問題である。地方行政機構に関して言えば，省から県に至る制度の改変である。特に民と直接向かい合う県の長官の選任権と任務，清末まで存続していた小さい自治団体との関係である。この自治団体は隋代郷官が廃止された以降，地方郷村にあって総ての民政上の職務を行ってきたものと考えられる。湖南は県の長官の選任権には触れていないが，地方官が渡り鳥のように移動していくのを批判している[3]ところから，地域民に選任されるしくみであること，任務についても中央政府の意向に従って県民を監督するだけでなく，県民の立場に立って，民生の安定を重んずる地方官を望んでいただろう。それには地域民の代表である父老の役割に注目した。次に官僚の待遇・資質の問題であるが，これには俸給など官僚制度に関することと，官僚の政治徳義の有無を挙げている。特に官僚が行政に対して徳義をもつことであるが，これは徳治心を有している人物の問題になるだろう。中国には古来「治人有りて治法なし」と言う名言があるが，それの持つ意味を湖南も服部も考えていたと思われる。徳治心のある官僚とは経世済民を目的とした行政を実施する人物である。筆者はこのような人物を経世官僚と称している。湖南の研究は清末から民国成立という時代の推移を的確に捉えたものとして示唆を得るが，それを今日的意義ある研究と考えるためには十分検討する必要がある。その前提としてこの時代の研究は戦前，戦後を通してあったが，論者が何を問題にしているか，まずその点から明らかにしよう。その理由はそれらの研究成果の上に今日の研究があると考えるからである。

日本における辛亥革命観

戦前にあって湖南の同時代人であった橘樸は，辛亥革命について政治革命，民族革命であるが，社会組織又は社会生活の内部には，殆んど何等の影響も与え得なかったと述べている[4]。橘は湖南の宋朝以降の君主独裁政治と政客化した官僚階級，地域社会における家族・宗族に基づく郷団組織等に関する研究を評価する。但この官僚階級は今次の革命によって命脈は絶たれようとしており，其れに変わるのは新しい中産階級であり，広東省の商団に見られるブルジョアジーと規定する。この点は湖南より後に生まれ，民国時代の政治，社会，経済の動向を考察していたから，より明確な見解が提示されたと思われる。但し橘が述べたように中産階級台頭による中国改革は進まなかった。これには日本の大陸侵略など外圧の問題，国民党と共産党の対立抗争の問題なども考慮しなければならないであろう。戦後は中華人民共和国成立を裏付け

3）注２と同じ，367頁。湖南は隋の文帝が郷官を廃止してから官吏が渡り鳥になったこと，その結果官吏は地方官の重要職務たる徴税権を利用して，耗羨その他，名からして陋規という不都合の規定により，人民から手数料を徴収して，在任中に金儲けをするという。

4）『橘樸著作集　中国研究　第一巻』「乱世に関する社会史的考察」「民族革命から階級闘争へ」「孫文の革命思想」（勁草書房，1966年）

る革命史の観点から，この時期の問題点を取り上げた研究が見られた。中でも野沢豊氏[5)]や中村義氏[6)]の研究は理論だけでなく実証性にも富んでいた。中村義氏の研究は立憲派と革命派を対称的に把握し，革命に至る過程を分析した。又当時の革命指導層であった郷紳の動向に注目した市古宙三氏[7)]や辛亥革命を半植民的絶対主義の形成過程として捉える横山英氏[8)]の研究もあり，横山氏は1990年代に其れまでの研究の成果を総合的にまとめ，今後の展望も述べた。その一方1950年代マックス・ウエーバー学者，青山秀夫氏[9)]が中国王朝を家産国家と規定し，この国家にあっては官吏の責務意識の欠如と，合理的財政機構の未発達，官職を一個の私的営利源泉として経済的利用の対象とする等を指摘し，この点で中国の政治は租税徴収の請負制度というべきものであり，官吏と人民との間に吏胥という階級が横たわっていて，所謂陋規を楯にとって官吏の収入も自分等の収入もふやしていたという湖南の見解と一致していると述べている。青山氏はこの状況を打開するのは革命によって中国軍人・官吏・職員・労働者等の祖国に対するやみ難き愛情がわくときに生じる責務意識であると述べているが，これは願望であり，実態は旧制度を引き継ぐ面があった。青山氏と同時期村松祐次氏[10)]は中国官僚制度について辛亥革命以降も継続しており，民国になっても省と県との間，更に県と人民の間の関係は清末以来今日まで余り変化していないこと，その実態は中国の個々の官吏が示す私人的な行動形態と結びついていると述べている。氏は政府機構の末端である県と県長について具体的に説明しているが，そこには県長が私利益を公認されていて，省のために租税を徴収する請負人のような性格があるという。この点は上記青山氏や湖南と同様な見解である。

ところで湖南の辛亥革命観を直接批判したのは増淵龍夫氏[11)]である。その見解については，ここでは省略しておくが，ここでは一点，氏が章炳麟の論点に基づき，顧炎武から馮桂芬につながる在地郷紳層を主体とした郷村自治，地方自治論の色彩のつよい「封建論」は，それが西洋の議会制度を中国に採用すべしとする論拠になっていても，人民の抑圧者としての郷紳層を

5）野沢豊『辛亥革命』（岩波新書，1972年），野沢豊編『中国国民革命史の研究』（青木書店，1974年5月）「序章　中国の国民革命についての序論的考察」で，国民革命は1922年から1928年にいたる中国革命の一時期という。

6）中村義『辛亥革命史研究』（未来社，1979年1月）

7）市古宙三『近代中国の政治と社会』（東京大学出版会，1971年）

8）横山英編『辛亥革命研究序説』（平和書房，1977年3月）「辛亥革命研究覚書」及びJ・W・エシエリツク著，横山英訳「米国における辛亥革命研究の現状と問題点」

9）青山秀夫『マックス・ウエーバーの社会理論』（岩波書店，1950年7月）「第四論文　ウエーバーの中国社会観序説――マックス・ウエーバーと内藤湖南先生――」

10）村松祐次『復刊中国経済の社会態制』（東洋経済新報社，1975年4月）「第三章　中国経済の外部態制第一節　規制者としての政府――その経済に対する関係」

11）増淵龍夫『歴史家の同時代史的考察について』（岩波書店，1983年）「歴史認識における尚古主義と現実批判」これについては，『内藤湖南の世界』（河合文化研究所，2001年3月）谷川道雄「戦後の内藤湖南批判について――増淵龍夫の場合」参照，また拙著『清代の政治と文化』（朋友書店，2002年3月）「第三部　第一章　内藤史学における中国文化的アイデンティティ」参照。

主体とした自治であったと断定できると述べているが果たしてそうであろうか。湖南は顧炎武から馮桂芬につながる在地郷紳層の地方自治の中から郷党・郷団を生み出す原動力を見て取り，此れが共和国になった現在においても果たす役割があると考えていたのではないか。以上の点を勘案しながら清末から民国初にかけての地方行政と地方自治について検討しよう。その前提として先ず清代における経世思想家の地方行政観をまとめておこう。

清代に於ける経世思想家の地方行政観

明末清初顧炎武は封建論を唱え封建の意を郡県に寓すると述べた[12]が，これは郡県制度の統治組織の末端である県に封建の要素を取り入れることであった。すなわち直接民治にあたる県の長官の権力を重くし，その下で働く官吏を長官が任用出来るようにする案である[13]。更に漢代における三老以下の郷官の職制を参考として，郷民と県令をつなぐ役割としての郷官を位置づけた。この顧炎武の思想は清代の官僚や士大夫に大きな影響を与えた。清初陸世儀は為政の要は，郷約を綱とし，社倉・保甲・社学を目とすると述べ[14]，郷約の重要性を指摘した。郷約とは儒教道徳の実践を目的とした郷民の約であるが，郷約を保甲制と結びつけたのは，明代の王陽明であり，さらにそれを整備したのは呂坤の「郷約法」であり，これが清朝にも継承された。

ところで清朝は入関後里甲制を改めて郷村治安機構としての保甲制を実施する。郷約を郷村における郷民の自治理念とすれば，保甲は郷村における行政制度である。雍正帝は郷村統治の理念として「聖諭広訓」を作成し，郷村における宗族と郷党の役割を重視した。乾隆期に地方長官を勤めた陳弘謀は，宗族によって作成された宗約・役法，郷党の意義を説いた[15]。宗法とは族員を管理する法規であるが，そこには財産管理と祖先崇拝に関することが述べられている。また宗族の歴史を記した族譜も作成されている。更に郷村に慣習的に存在していた郷約法に基づき，各郷村の家族・宗族が共同利益実現のための連合組織である郷党を重視した。しかし乾隆朝も後半になると，人口の激増・土地兼併等の要因によって大量の流民が発生し，社会不安が進行してくる。その一方で行政官の汚職も増加し，社会秩序が乱れてくる。そこには族権を悪用して，土地兼併や悪徳商法によって利殖の拡大を図る宗族もいた。嘉慶年間に発生した白蓮教徒の乱は，このような社会不安，社会秩序の乱れを背景に起こったものである。嘉慶朝になると保甲を実行するためには団練をその中に寓し，民をして自衛させることにあるという進言があり，更に道光朝には地方官を勤めた王鳳生が郷約を重視し，郷紳の中から約正を選出し，郷集長と称したが，郷集長には地方の安寧に勤めさせると共に銭糧・詞訟等のことも究

12）顧炎武『亭林詩文集』（台湾中華書局）「文集巻一　郡県論」
13）顧炎武『日知録集釈』（世界書局，1963年）「巻八　郷亭之職」
14）『保甲書輯要　巻三』（成文出版，1969年）陸世儀［論治邑］
15）注14の著，陳広謀「論議毎族各設約正」

弁する権限をもたせるようにした[16]。この時期郷村の再興を進言したのは，安徽の経世家包世臣であった。包は乱対策として郷村の秩序回復こそ肝要であると考え，その為に宗法の整備，郷約の活用，保甲制の強化を挙げているが，それには郷村を指導すべき有能な人材を，西漢孝弟力田科にならって農民中の篤農力作者の中から選んで任官させるというのである[17]。これは清初顧炎武が提案して以来実施に至らなった郷官制の復活である。

この包の提案以後具体的に郷職の復活を述べたのは馮桂芬である[18]。馮は周礼に記されている郷遂の制と隋の文帝の時に廃された郷亭の職を折衷したものにするという。馮は軍興以来各省の団練民勇には図董・総董があたり，保甲制の地保・甲長が賤役で官でないのに比べると，図董は紳士であって，官でなくても官に近い者である。そこで図董の紳士の中から正・副董事を公挙して行政を担当させる。里中で争訟があれば，副董が里中の耆老と会し，神前で公論を折中し，不服があれば，正董に送り，それでも不服があれば巡検に送るというものである。当時各省の駐城（城市）では，図が行政区画の単位となり，その責任者として総董・図董が公挙されていた。一方各省の郷村では，郷が行政区画の単位となり，その責任者として郷長・郷董が公挙されていた。団練は郷村・城市における郷や図が基盤となって結成されたのである。このような地方組織を郷董制・城鎮董制と称するが，江南の鎮董制については稲田成一氏の研究がある[19]。氏は清末江南の鎮における実態を検討し，そこに鎮董制が成立していた点を明らかにした。氏によれば，市鎮在住の生員クラスの有力者が鎮董に任じられ，水利・救恤などをはじめとする各種事業を行っていた。その事業の財源に商捐・茶捐が当てられていたとある。商捐とは商人の寄付金であり，此れによって鎮董の役職に就任する事が慣例化してきたのである。馮桂芬の構想はこのような実情に基づいて提案されたものである。

ここで清代郷紳が各地域社会で果たした役割について検討しておこう。郷紳は先述したように城郷鎮における徴税・裁判の請負や水利事業の資金提供，宗族の義田・義学の経営，更には城市での牙行など商業活動も行っていた。これら事業活動の標語として「楽善好施」が要請された。その意味は，慈善家が義捐金を出して，弧貧を養育したり，凶荒の時に賑恤したり，公所・道路・橋梁等を修築したりすることが善行とされ，捐銀千両以上及び捐穀価がこれに準ず

16）注14の著，王鳳生「保甲事宜」「公挙約正条規」「弭盗条約告示」

17）包世臣『安呉四種』安徽古籍叢書第七輯（黄山出版，1997年）「斉民四術　巻四上　礼一上　説保甲事宜」，「斉民四術　巻四上　礼一上　庚辰雑著一」

18）馮桂芬『校邠廬抗議』（中州古籍出版社，1998年）「上篇　復郷職議」

19）森正夫編『江南デルタ市鎮研究』（名古屋大学出版会，1992年８月）「第三章　稲田清一　清末江南の鎮董について――松江府・太倉州を中心として――」 注18の著，馮桂芬「上篇　稽戸口議」に「別議，復宗法，復郷職，以族人而周知本族人数，以郷董而周知本郷人数，事必不難。……滋生物故関郷董，出行流寓亦如之。」とあり，郷董が郷村における戸口調査して州県官に報告する責務を有するものとしている。郷董は郷村における各種事業も行っており，筆者はこのしくみを郷董制と稱したのである。

る者には建坊を許し，楽善好施坊と題し，千両に満たない者には扁額を給し旌賞した[20]。「楽善好施」と共に「急公好義」も標語となっていた。「急公好義」[21]とは，城郷での緊急を要する公務に際し，義に基づいて行動することであった。具体的には地域での治安維持のため義勇軍を募るとか，文廟・書院・義倉・善堂を捐修するとかであった。また「利用厚生」という標語もあった。「利用厚生」とは『尚書』「大禹謨」に正徳・利用・厚生とあり，正徳とは道徳修養，利用とは日常の器具を工作し，商って貨財を通じる類で，民の用に利する所以であり，厚生とは帛をきて肉を食し，飢えず寒からずの類で，民の生を厚くする所以である（蔡伝）というのである。清末この標語の解釈として，利用とは商工業を盛んにして世の中を便利にすることであり，厚生とはそれによって民の生活を安定させるというように使用され，企業活動の倫理となった[22]。ところで以上の標語は，いずれも国用と民生の安定に関わっており，その思想的課題として義と利の関係をどのように考えるかということがあった。義と利については，宋儒の張載の言に「義は天下の利を公とす」（正蒙・大易）とあり，私利を謀らず，天下の為に公利を謀る行為は義であると述べ，程頤の言に「義と利は只是れ公と私なり」（二程語禄）とあり，義利の別とは公私の別であると述べた。また朱熹の言に「国利を以て利と為さず，義を以て利と為す」（大学伝）とあり，国にとっての利益は義であると述べた。以上宋儒によって義利の別が明らかにされ，この思想は宋以降清代に至るまで官・士・民によって遵守されていた。そして特に営利を追求する商人の道徳として会館に記されていた。康熙54年御史張徳桂が広東商人の会館に撰写した碑記に「利与義嘗相反，而義与利嘗相倚者也。人知利之為利，而不知義之為利，人知利其利，而不知利自有義，自義未嘗不利」と記されている[23]。会館・公所は城市における商工業者同郷共同組織であり，共同の利益を追求する為に結成されたものである。谷川道雄氏は義と利の関係を論じた任論文における人間社会には義の凝集力と共に利による離心力がはたらく，しかしときには共同の利や義に合致した利も凝集力になりうるという見解に注目される[24]。このような利の解釈に基づき「実利実功」を説いたのは魏源であった。魏源は国用や民生を利する経済活動を正当化した[25]。またこの思想が企業を営む士紳の活動の目標とさ

20）『光緒大清会典事例』巻403　礼部　風教　旌表楽善好施，旌表急公好義。

21）好義とは『大学』「伝　第十章」にある君主の仁に対応する下の者の義を好むことをいう，清代同治の人　許乃釗『得一録』に郷紳の義項に関するものが集められている。巻十六「良法付纂，以公項行義説」には，田屋を売買した中用（手数料）の一部を善堂などの公項として使用することを好義と述べている。『清国行政法』第四巻　内務行政　第十一章　救恤に「人情急公好義，官紳所立善堂不勝枚挙」とある。

22）注４の著「Ⅱ　中国社会に関する考察，中国資本家階級の発生的考察」橋は蔡沈の解釈は清代における官学の定説となり，従ってそれは士紳階級の準則となったとのべている。また『儒商与二十一世紀』（斉魯書社，2004年１月）所収の高晨陽氏の論文に，正徳は道徳修養を指し内聖に属し，利用厚生は外王を指し，社会政治と社会経済問題を包括しているという指摘もある。

23）李華『明清以来北京工商会館碑刻選編』（文物出版社，1980年）「創建黄皮胡同仙城会館記」

24）『東洋史苑』第58号（龍谷大学東洋史学研究会，2001年10月）谷川道雄「中国社会の共同性について」

25）拙稿『清代政治思想と阿片戦争』（同朋舎出版，1995年２月）「第二章　第四節　魏源の経世思想」

れた。総じて郷紳の社会原理は儒教精神に基づくものであった。この点で清朝の行政官と共有するものであった。

ところで清末同治以降欧米の軍事・産業技術だけでなく，行政制度とりわけ議会制の研究が一部開明的な知識人によって開始された。陳熾は「各府州県は則ち外洋議院の制に仿って，百姓由り郷官を公募す」，と述べ，郷官には紳士を推薦し，県から府へ，府から省に挙げ，省の長官が之を保挙する案を示している。陳はまた「郷官既に設くれば，則ち保甲行うべし」と述べ[26]，保甲を実のあるものにするために郷官を設けることが肝要であるという。保甲制については，同治年間，江蘇・福建・湖南省等の州県に保甲局，府には保甲公局，省城には保甲総局が置かれ，一段と整備されてくる。しかし実態はこの制を悪用して土豪・劣紳が自己の権益を維持することに努めていた。この弊害を除くためには，民選の郷官の設置が必要であるというのである。次に鄭観応は，「公挙の法は即ち郷挙里選の遺意」と述べ，陳熾同様な認識をもつが，更に西洋議院制について詳細に述べている[27]。但し鄭は馮や陳のように郷職・郷官を復する論でなく，欧米議院制を見習って議院制を実施することを説いている。その際中国は万国公法に基づき議院制を設けて，民意を反映した政治を行なわんことを提言している。鄭には郷官に関する論説はないが，官制の弊害と改革に関するものはかなりみられる。「国家設官，本は以て民と為す。其れ民と最も親にして，賢否得失の間，動もすれば国家の治乱に関わる者は，尤も州県に在り，何ならば則ち天下は州県の積む所なり」と述べ[28]，親民官としての州県の重要性を指摘している。ところが今の州県官は本来の使命を尽くさないで，升官発財に務めている実態を指摘する。その原因として，捐納・廉俸・限仕などを挙げている。

この陳及び鄭の提言を踏まえて更に一層官制の改革とりわけ地方自治を論じたのが康有為である。「夫れ民は国の本，郷は治の本，本立てば則ち基固まる，」と述べ，古の郷治として周官郷遂の制から漢代郷亭制に於ける三老に注目する。この三老は嗇夫・游徼であり，教化・訟獄・盗賊の事を掌るが，これが今の欧米の学校・警察・審判官であり，民が自挙して官が之を命じるのである。ところが隋になって郷官を廃してから自治の法は廃れ，地方は修まらなくなった。ここから大官あって小官なく，国官あって郷官なく，国政あって民政なく，代治あって自治はなくなった。そこで，古の郷官制を取り入れた議員制を実施することを提言している[29]。その場合郷村における紳士の役割を重視している。更に康有為は官制改革として道を地方政治の最大区画とし，県を第二中区とし，第三小区として自治団体を置くとしたが，その理

26)『中国近代人物文集叢書，陳熾集』(中華書局，1997年)「庸書　内編巻上　郷官」「庸書　内編巻下　保甲」

27)『醒獅叢書，鄭観応，盛世危言』(中州古籍出版社，1997年)「公挙」「議院上」

28) 注27の著「吏治上」

29) 康有為『新民叢報』第六号「政治　公民自治篇」

由は行政官の数は多いほど人民を治めるのに都合がよいというのである[30]。これを論じたのは，戊戌変法に失敗して日本に亡命し，「新民叢報」を発刊した直後である。当時清朝では新政が開始され，官僚の官制改革案が提言され始まるが，其れに陳熾・鄭観応・康有為の論点が，かなり取り入れられたものと思われる。それを要約すると，特に古の郷官制の遺意を尊重して，それを欧米や日本の議会制導入の参考にしようとした点である。郷官とは郷民の代表であり，それは民意の反映機関として設立された議会制と同様であると考える。但し郷官は古の中国人が独自に作り出した官職であり，これこそ地域に根ざしたものである。隋代に郷官を廃止したが，この制度の遺意はその後も存続し，地方自治の源流となったというのが経世思想家の共通の意見であった。

湖南は清末経世家の地方行政論に基本的に同意していたが，ただ康有為の官制改革策の道県制と官吏増加説には異議を唱えている。康の説は今の道の区画を地方政治の最大区画にして，約七十余道とする，県を第二中区とし，其の下に第三小区として自治団体を置き，凡そ行政官の数は多い程人民を治めるのに都合が好いというものである。これに対して，湖南は「単に行政区画を多くして小さくすることが，地方行政の最も善い方法と考えるのは，或いは誤って居りはすまいかと思う」と述べている[31]。湖南は先に清朝戊戌新政に際し，陳熾の『庸書』内外百篇は，近日改革意見中，其の項目に於いて，最も備詳なりと評価し，その「郷官」一篇を引用して，官衙の裁撤の必要性を述べている[32]。湖南は行政区画を改革して官員を増加するよりも，現在の行政制度の中で改革を実施することを選んだのである。この点について「今日では行政制度の根本問題は，官吏の多少よりかも，能力ある官吏が，安心して生活し得るかどうかと云うことである」と官吏の収入に問題があると言う[33]。しかし官吏の収入は中飽によって多過ぎるのが積年の弊である。そして官の中飽は吏によって為されている。ここに吏の対策が課題となっていた。この問題について陳熾の言に「吏役は官府の耳目爪牙であるが，これを減ずると政務は殷繁になる」とあり，これを廃止できないが，胥吏の額数を酌定する，工食（労銀）を給する，酌量して出身（官に挙げ用いる）を賞与するという三策を実施してその腐敗を防止すべきだという[34]。また鄭観応は「司員が公事に熟さないので，書吏は思ったように，悪い事をする」と指摘し，その対策として章程を厳定にして官員が公事に熟すようにすべきだという[35]。

清末湖南も清国改革難である政事上の弊害として胥吏の問題を取り上げ，実務に疎い科挙官僚や捐官では行政は胥吏任せになっているが，もしも一日胥吏を廃止し罷めれば，一日行政は

30）康有為『官制議』（1904年７月出版）所収の「析疆増吏篇」は，『新民叢報』（1902年出版）第11，13，16，18号に掲載。
31）注２と同じ。
32）『内藤湖南全集　第二巻』「万朝報　清国改革の風気　明治31年」
33）注２と同じ。
34）注26の著「書役」
35）注27の著「書吏」

停止すると述べ，胥吏は現状では廃止できないと考えている。恐らく湖南は陳熾の胥吏対策に賛同していたのであろう。また「清人の改革を言う者，其の所謂中飽の弊を杜絶するの策としては，官俸を増さんことを主張せざる無し……若し俸禄已に増せり，而して中飽已まずんば，則ち是れ重ねて其の弊を受くる者は，哀々たる生民也」と述べ，官俸増加案は生民を苦しめるものであると警告している[36]。湖南は中飽の弊は官と吏が結託して生じるものだから，そこにメスをいれない以上解決できないと考えていたのではないか。以上の理由により，行政改革は行なわれ難いと述べる一方で，社会組織としての郷党に期待し，有力の政治家が一郷に施す者を以て，之を一国に施すことによって近世文明国の社会組織と大差なきものになるという[37]。ここには湖南が地方自治体の完備により官僚制の弊害を除去できると考え，郷党の力を利用した曽国藩・李鴻章・張之洞等の経世官僚の行政に学ぶべきだと考えていたと思われる。すなわち経世済民型の地方官の出現である。この点を吟味するために，次章では清末中央官僚が提示した官制改革と地方自治案を検討しよう。

清末の官制改革と地方自治

清末1906（光緒32）年，予備立憲・新政が開始される。新政の実施とは科挙制の廃止などを含む官制改革を言う。科挙の廃止は新政開始の前年に行なわれ，官吏は当時設立されていた京師大学堂出身者から任用されるようになった。官制の改革は1906年７月初６日，出使各国考察政治大臣戴鴻慈が全国官制を改定する案を上奏するのに始まる[38]。この改正は日本が明治23年に憲法を制定する先に実施した明治７年・明治18年の官制改革に見習うものであるとのべている。ここで現在の行政制度の問題点として，一，官吏の階級がはなはだ多い，二，輔佐の職分が備わっていない，三，地方自治が修っていないことを上げ，中国の地方の制は漢時が最もよく，（五代）周より隋間に郷官の制を廃してから，自治に精意はなくなった，宋元以後は長吏が日々多くなり，親民官は日々地位が低くなった，今日州県の上に府及び直轄州があり，府州以上に両司及び守道があり，司道以上に督撫が有り，凡そ五級を経て政事が始めて政府に達している，ここから守道及び知府・直轄州を悉く裁去して，州県を督撫に直轄する，また各国内外衙署を考えると輔佐官があり，漢時の郡県諸丞曹掾と相い似ている，後世この制がなくなり，督撫より州県に至るまで，ただ胥役のみが存し，士夫が快く思はないものになり，補助に人なく，事はこまごまとしてまとまりがないものが多くなっている。ここから各省に民政司など八司を設け，督撫の最高補佐官にする。次に地方自治について，郷は郷会が立法を司り，郷長が行政を司る，郷会議員，郷長は人民の公挙にする等のことが提案される。

36）『内藤湖南全集　第三巻』「大阪朝日新聞所載論説　清国改革難　明治34年」

37）注36と同じ。

38）故宮博物院明清档案部編『清末籌備立憲档案史料』（中華書局，1979年７月）「上冊　第二編　清末籌備立憲各項活動的情況　一官制，出使各国考察政治大臣戴鴻慈等奏請改定全国官制以為立憲予備摺」

上記の官制改革案に続いて同年７月18日，出使俄国大臣胡惟徳が地方自治を頒行するための提綱振領として二点あげている[39]。そこには日本が明治４年廃藩置県より地方自治制が整備され，明治23年府県制，郡制として完備したものを参考にするよう提案している。一は府県官吏の職務権限を明定する，守令の下に府県吏員を増置し，衆務を分担させる事，任免は守令に任せ，登用は必ず考験を経る，俸給は府県より出す，籍貫は必ず本郷に属す。二は府県議会，参事会を設立する，毎県一会を設け，本会人民を以て議員を選挙し之を組織する，毎府一参事会を設け，府県守令及び県会議員中より参事会員を選挙して之を組織する，選挙民及び被選挙民の資格は財産職業を視て定め，其担任義務は地方税を徴納して本地弁事の費とすること等が提案されている。

同年８月11日御史蔡金台が官制改革として督撫州県の権限を限制することを上奏する[40]。天下は州県が積って成る者である故に，治を論ずるは必ず州県より始まる，周より漢までは此官が重んぜられていた，漢の守令が賢良であるのは，三老，嗇夫が小吏に任用されていたからである。思うに郷を以て郷を治めれば，親しみが広く行き渡り，利弊は尤も明らかになり易く，里門より出なかったら，浮費する所は無いと漢代の守令と三老の関係を参考にして，州県官と郷治のあり方を提示する。同年９月16日大学士孫家鼐が官制を改めるには州県より起ち，並びに地方自治を試行することを請うと上奏する[41]。州県は天下の根基である，都邑は又州県の根基である，郷邑治して州県治まり，州県治して天下治まる，だから州県小なりと雖も，天下の法政はもれなく備わっている，古に郷大夫及び閭胥，比長が有った，今紳董，耆老を用うるのは，実は郷官の遺意であるという。

1907年７月に北洋大臣袁世凱は政務処の咨を受けて上奏する[42]。侍郎沈家本が時事を条陳した一摺に公挙の士紳を聘用して参予謀議するに必ずしも郷官の名に拘定せず，但地方の事を能弁するものを求むとあったのに対し，袁世凱によれば周制は六官の数は約五万余人，郷遂の官は多くて三万七千八百ほどであったが，その後分職がいよいよ繁になったので民と相親しむことがなくなった，漢の三老・嗇夫には猶を意が存していた，隋より以後，尽く郷官を廃したので，数百里の地を牧令一人が身を寄せることになり，その結果猾吏奸胥が不正して私腹を肥やし，政治道徳は堕落したと述べている。

ここに同年12月に憲政編査館が作成した城鎮郷地方自治章程及び選挙章程案が民政部から提示される[43]。その前言で「地方自治の名は，近きは泰西に沿うと雖も，其の実は則ち早きこ

39）注38の史料「下冊　第二編　三　出使俄国大臣胡惟徳奏請頒行地方自治制度摺」
40）注38の史料「上冊　第二編　一　御史蔡金台奏改革官制宜限制閣部督撫州県権限摺」
41）注38の史料「上冊　第二編　一　大学士孫家鼐奏改官制当従州県起並請試行地方自治摺」
42）注38の史料「下冊　第二編　三　北洋大臣袁世凱奏天津試弁地方自治摺」
43）注38の史料「下冊　第二編　三　憲政編査館奏核議城鎮郷地方自治章程並別擬選挙章程摺　城鎮郷地方自治章程繕具清単」。以上の内容に関しては，『清国行政法　第一巻下』「第二篇　第五章　第四節　清廷末年ノ地方自治新制」参照。

と已に中古に根荄（物事の基礎）あり，周禮比閭，族党，州郷の制，即ち名は地治を有する者為るも，実は地方自治の権輿為り，下は両漢三老・嗇夫，歴代保甲郷約，相沿いいまだ絶えず」とあり，今の京外各処の水会・善堂・積穀・保甲諸事及び新設の教育会・商会等は人民が各地方で公益を協議して官に報告しており，官治の足らないところを助けているという。城鎮郷自治章程には城鎮の自治職に議事会と董事会を，郷の自治職に議事会と郷董を設け，城鎮郷議事会議員は城鎮郷の民から選ぶ，議事会は城鎮董事会の職員を選挙する，城鎮董事会は総董一名，董事三名の職員を設ける，各郷は郷董一名，郷佐一名を設け，郷董は郷民の中から議事会が選挙し，地方官が任用する。地方官は督撫に申請して，城鎮郷議事会・董事会の解散及び自治職員の権の撤銷ができるとする。ここに地方官が議事会・董事会の解散権も有しており，官治の枠内での地方自治であったことがわかる。但しこの規約は清末各城鎮郷に成立していた城郷董制を利用したものであり，それを官指導型の行政改革の中に位置づけたものである。次に官制改革には官吏の待遇改善も取り上げられた。先述した1906年７月初６日の戴鴻慈の官制改革案に指摘があったが，同年８月11日に御史呉鈁は官制を更定する為に選用・升転・俸給・儀節の四端を釐定することを上奏する[44]。俸給について改善案として，官制を改めて官禄を定め，財政部に一俸給調査所を設け，内外各衙門毎歳の俸銀・俸米及び一切津貼・養廉・飯銀・公費・平餘等の項をもって逐細査明，通盤核計，品秩の大小，職任の繁簡を按じて俸禄の等差を定めるとある。

以上清末の官制改革について地方行政と官吏の待遇改善問題を中心に述べてきた。そこには清末の経世思想家が論じた官制改革や地方自治構想が参考にされている。特に漢代の郷官制が重視されていることに注目したい。ただ欧米や日本に見習って憲法を作成し議会制を実現するという方針は明らかであった。それを進める基本と成る憲法大綱・議院法・選挙法大綱等は1908（光緒34）年，に頒布され，1909（宣統元）年には各省に諮議局が設置され，1910（宣統２）年には中央に資政院が開かれた。しかし諮議局には完全な自治を認められず，中央の補助機関に過ぎず，さらに1911（宣統３）年には軍機処を廃して実施した内閣制は，閣僚の大半が満人皇族・高官であったので，このような親貴内閣に対して漢人官僚や議員は支持しなかった。特に地方議員は一致して国会の速開と責任内閣制を要求した。このような状勢の中で，同年５月辛亥革命が発生した。次章ではこの革命により清末提案され一部実施されていた官制改革が共和国政府にどの程度受け継がれていたか検証しよう。

民国成立後の官僚行政と地方自治

1912（民国元）年３月，臨時大総統孫文に代わって袁世凱が同職に就任し，臨時約法の規定に従って国務院を組織する。袁世凱は参議院の承認を得て，唐紹儀を国務総理に任命し，ここ

44）注38の史料「上冊　第二編　一　御史呉鈁奏更定官制宜釐訂選用升転俸給儀節四端摺」

に責任内閣が成立する。その財務総長に立憲派熊希齢が就任する。同年７月北洋政府司法部案として省制・省官制・省議会議員選挙法草案が作成される[45]。省制草案理由に近日頗る省を改めて道に為す説が有るが，行省制度は元・明・清と続いたもので，深い根拠があると反論する。但し省制においては，一省の行政長官が軍政・財政・外交等の権を総覧するのはよくなく，それは中央に帰すとしているが，此れは清末督撫が権限を拡大したのを考慮したからである。省議会・省参事会については議決機関とする等が挙げられている。同年８月に国会組織法・衆参両院議員選挙法が制定され，翌年２月に第一回国会選挙が予告される。1913（民国２）年２月の選挙で国民党が圧勝し，責任内閣を組織しようとした宋教仁は，同年３月袁派の刺客に暗殺され，国会も解散される。これを契機に袁は臨時約法を無視し，大総統の権限強化を実施する。同年７月熊希齢が国務総理となる。同月李烈鈞が湖口で討袁軍を起こし，一時各省に波及するが，二ヶ月後に鎮圧され，孫文・黄興・李烈鈞等は日本に亡命する。この第二革命後袁は同年10月に大総統選挙法を宣布し大総統に当選する。1914（民国３）年１月国会が解散され，同年２月熊希齢は国務総理を辞任する。

以上は熊が民国政府の財務総長・国務総理という重職に登用されて辞任するまでの政治的状況を要約したが，ここで熊が国務総理在任中の民国２年12月11日提案した「政府大政方針宣言」について述べよう[46]。「之を要するに我国今日内治の難険，更に外交より甚だし」とあり，内治の重要性を指摘し，内治の根本は財政だという。そこで「政策実行は人であり，吏治が大切であるが，それには分治を厳格に実行することである，次は行政区域が大き過ぎて，政が下に及び難い，其の上監督官の層級も多過ぎて，親民官はいよいよその職をつくしようがない，元・明・清の治が前代に及ばないのは，この理由である，だから今行うことは，ほぼ漢・宋の制に仿って，地方行政を改定して両級と為し，道を以て第一級と為し，県を以て第二級と為すことである」と道県制を主張する。これは民国成立後省制が継続されていたが，それを変更するという案である。又「官僚が本籍に服官すれば，弊害が多くなるから旧制を参酌し，道制にしても回避を行うことである」という。以上この熊の省を廃して道を地方最大の行政区画とする案は，国民会議で受け入れられなかった。次に地方自治については，「清末以来制度化されてきたが，まだ成績は予想に反している，その理由は自治区域が大き過ぎ，級数がはなはだ繁で，権限が明白でなく，系統も立つていないことにある，その上選挙の際には，村の権力者が，この制度を悪用して，村の豪猾を助けるので，自治は世のそしりと為っている，だから今推し量るに自治団体を規定して両級となし，上級は県となし，下級は城・鎮・郷となす，自治団体は長官に対して，務めて補の職を尽くし，長官は自治体に対して，監督の権を実行すれ

45）『中華民国史档案資料匯編』（江蘇古籍出版社）「第三輯　政治一　臨時大総統為省制省官制省議会議員選挙法三項草案提請議決咨，1912年７月５日」

46）注45の史料「馮国章為印発政府大政方針指令」

ば，名実すべて整い，指となり臂となって互いに助け合うことになろう」と述べ，官治の自治体のあり方を提示している。また「団練・保甲の諸法は，本より前代の良制であったが，中間堕落して弊害が累積した，今は警察と団保が相い輔けあうようにして，地方人民が自ら保甲を行へば，将来警備隊の費用がだんだん省かれるようになり，軍政にとっても役に立つ」と，警察と団練・保甲の併用を提案している。その他，司法と教育の重要性を述べているが，城・鎮・郷の自治事業の十の八・九は教育に集中しているとある。

以上熊希齢の行政改革案に対して湖南は共和政府が地方政治の改革において，省を以て実行されていることを述べた後で，省を以て道とし，之を以て県をすべんとする康有為・熊希齢の説は問題があるという[47]。康の説については前述したが，ここでは熊の説について検討しよう。熊は行政区域が大きすぎると，政治は下に及び難いし，其の上監督官が多すぎると，親民の官がその職を行い難いといっているが，湖南はこれ等は官吏増員説・行政区増加説として反論する。これについては前述したが，ここでは湖南が問題にした政治的徳義について考えてみよう。湖南は袁世凱の共和政府が清朝時代の官吏をそのまま使っている以上因習から脱却していないから期待できないと考え，ここから「若し此の改革事業が全く革命党の人々によって為され，……溌剌たる意気を以て政治の局面に当ったとすれば，恐らく従来の官吏の如く贅沢をせぬとも，極めて簡素なる生活によって，低い俸給を受けて，支那のような大きな国家を料理して行くことは，或いは出来ないとも限らぬ」と述べ[48]，革命党人に期待をよせている。湖南は日本の明治維新は，上級士族の圧迫に耐えた下級士族，若くは上級の農民が立憲政治の根本とも称すべき中等階級を形作ることができ，それらの者が新時代の政治上の権力を握って新しい時代の官吏になったので，政治上の徳義を維持できたと述べたが，中国でも立憲政治を荷なう中等階級の台頭を革命党人にみたのではないかと思われる。

次に地方自治機構について歴史的考察をした後で，「支那では隋唐以来人民の自治は存在して居るが，官吏は自治の範囲に立ち入らずに，唯文書の上で執り行う所の職務だけを行って居る。どちらかと云えば，官は人民を治めないと云うことも出来る」と述べ[49]，自治団体は体統ある団体であり，この団体に向かって何等の利害の観念をもたない知県以上の幾階級かの官吏が税を取る為に入れ代わりにきているのに過ぎないという。湖南は自治のあり方として，すでに発達している同業組合の組織，農村の保甲制度を基礎として，その上に郷官制度にして，知県以上の官吏も地方の利益に同情をもつ事になれば，始めて数千年来の積弊が一掃され，人民の救済が出来るという。この湖南の郷村自治についての意見は，先述した清末の馮桂芬・陳熾・鄭観応・康有為等の論説とさほど変わっていない。但し清末の論者が郷村自治の源流を

47）注２と同じ。
48）注２と同じ。
49）注２と同じ。

周・漢の郷遂制・三老制にまで求めるのに対して，湖南は隋代の郷官廃止以後の郷村自治のあり方に注目した。それを宋朝以降の君主独裁体制下の官僚制との相互関係の中でみようとしたからである。ともあれ共和国の新しい荷い手として中産階級の代表者としての革命党人も想定していたことと，その基盤としての地方自治のあり方を模索していた点興味深いものがある。この点を検証するため，第二革命以後の広東省の状況を述べよう。

第二革命以後の広東省における地方自治

1914（民国３）年２月，熊希齢が国務総理を辞任し，同年５月中華民国約法が公布され，内閣制を廃止して総統制が発足する。この新約法に基づいて，袁は政事堂を設け，立法院を代行する参政院を組織する。地方行政にあっては，省道県制とし，中央から各省巡按使・道尹・知県を派遣する集権体制を図る。袁世凱は1915（民国４）年12月，皇帝に推戴されるも，これに反対する各省の督軍が独立を図る第三革命が起こり，袁は帝政を取り消し，翌年病死する。以後北部各省の督軍は，段祺瑞を国務総理にするが，これに反対する西南各省の軍閥が約法違反なりとし，護法戦争を起こす。その一方で旧国会南方選出議員等が，孫文を首領として，非常国会を開催し，広東軍政府が成立する。1918（民国７）年11月，南北和平会議が開かれるが，これを促進したのが，熊希齢等民間有志によって結成された「和平期成会」である。南方では「連省自治」を主張していた各西南軍閥が護法各省連合組織を結成，その結果孫文は首領を退いて政学系の岑春煊が主席総裁となる。その後1920（民国９）年10月，陳炯明が孫文勢力と連合し，第二次広東軍政府を組織，同年11月，陳は省長となり，翌年５月，孫文は主席総裁となる。陳は広州に市制を敷き，市政庁を設け，県長の民選を図る。1922（民国11）年には，県長・県議員・省議員を全省公民の選挙で選出すると規定した「広東省憲法草案」が発表される。その際，陳炯明に県長民選を進言したのは，当時参政議員であった陳家鼎である。

陳家鼎は「純粋の民主政治を求めようとすれば，普通直接選挙でなければできないし，純粋の地方自治を求めようとすれば，県を以て自治単位と為さないのであればできない，顧炎武曰く，官を管する官多く，民を管する官少し，これ中国が治ることが少く，乱が多い理由である，私が思うに，民を管理する官は，親民の州県官である，だから親民の官を民が選ばないで，専ら大官に政治を任かせ，州県官の進退の権をとらせているのでは，官と民が相いしたしむ実が無く，此れが后世治ることが少なく乱が多い原因である」と述べ，顧炎武の言を引用して，民選の親民官を多くする理由を説いている。更に「古は周礼にある郷官は，民選自より出ていた，秦が国内を平定して此の制はあとかたもなくなった，秦より漢初の三老五更はおおむね郷挙里選にならい，猶お古の郷官の遺意があった，家鼎は若い頃学校で憲法・行政法・地方自治制三科の授業を受け，各国の成規と比較したり，世界趨勢を細密に学んだので，民選州吏一事については習い見ることが少なくなかった」と述べ，郷官民選の制度は，中国古代から存在していたし，現今各国の成規と比較しても，民選州吏の必要性は明らかであると云う。更に

「多くの官吏は皆な選挙によっており，県長民選については更にいうまでもない，今の世で自治制について尚お一派の学者は，郷村を以て本位と為す者がいる，思うに中国は地大で丁多く，村郷を以て本位と為すのは，一時に早く為し難い」と述べ[50]，自治は県単位に留めるべきだという。

ここで陳家鼎が云っているのは，行政組織としての自治のあり方であり，この考えは孫文にもあった。第二革命後日本に亡命していた孫文と頭山満の邸宅で家鼎が会った時に，地方自治制度について語っている。「先生県を主として自治本位と為す，且つ主に県知事を尊ぶ，凡そ曽て大総統・国務総理・国会議員・中央大員に任ぜられしは，皆な出でて県長と為すべし，大なる哉言乎，此れ漢后数千年特具の只眼也，落落数語，真正自治の要領を得，」とあり，孫文は県を自治単位とする事と，大総統以下中央の大官は県長を経験させると述べたが，家鼎はそれに賛同している。家鼎は「漢制では親民の官を重んじていて，しばしば郡県に出て官であった者は，都に入って公輔と為っている，内外互いに重んじているのは，漢の吏は善く俗は人情が厚いからである」と述べている[51]。ここに見えているように，孫文も家鼎も漢代の官制を模範として，地方自治を実のあるものにしようと考えていたのである。ところでこの両者は清末以来の革命派として相互に認識していた[52]。陳家鼎は清末華興会系の革命党人であり，革命同盟会成立以後，孫文とも親交があり，民国成立後は宋教仁の国民党の一員として活躍するが，第二革命以後は孫文を助けて広東護国政府の一員となり，国民党綱領作成に協力する。ところが広東軍政府は陳炯明の軍事力を背景に成立したものであり，炯明の影響力が強いものがあった。炯明は「連省自治」を唱え，「広東人の広東」をスローガンに広東全域支配を進めていたが，三民主義の実現をめざす孫文と次第に対立することとなり，孫文は陳炯明の政権から離脱する。その後1923年１月，反陳炯明勢力に押されて第三次軍政府を樹立する。陳炯明は呉佩孚と連絡して広東政府と敵対していく。1924年１月，中国国民党第一次全国代表大会が開催され，陳家鼎が提唱していた県長・県議員・省議員を公民の選挙で選出するという「広東省憲法草案」が公認される[53]。同年孫文は「建国方略」を公表し，その中で「軍政・訓政・憲政」の三段階論を提示し，この時期中国は軍政期であり，革命政党による一党独裁によって軍閥を打倒して訓政期に入ると述べている[54]。この訓政期とは県単位で地方自治制度を実行して国民を訓練する時点から，地方団体が完成して民選県長が誕生するまでの時期を指すのである。1925年，孫文は「革命いまだならず」と述べ，死亡するが，後継者蔣介石は1927年以降軍閥打倒の北

50）注45の史料「第四輯上　重大的歴史事件　陳家鼎関于西南大計之通電」
51）注50と同じ。
52）『民国人物伝　第七巻』（中華書局，1993年）「陳家鼎」
53）注45の史料「第四輯上　広東全省民団統率処擬訂県区郷団局章程」（1925年１月）
54）余項科『中国文明と近代的秩序形成――儒学的公共性の考察――』（朋友書店，2004年12月）「第二章　民主共和国から訓政国家へ　三　訓政国家とその地方自治制度」

伐を開始するのである。次章では上述の状況を湖南がどのように見ていたか述べよう。

第二次革命以降の中国に対する湖南の政治・社会観

1924年7月，湖南は「新支那論」を公表し，その中で支那の政治及び社会組織の改革の可能性を記述する。湖南は持論である過去の中国歴史を考察して，近来になるに従って官吏は天子を取り巻く政客階級の団体となったが，その反面人民の間に郷団自治の風が盛んになった。近年になって太平天国を鎮圧したのは，郷団組織を基礎とした自衛軍であって，官吏の手で地方の安全を保つことが全くなくなった。従って「連省自治論」も政客が唱えている以上，政客の自治であって郷団の自治ではない。ここから支那の民政の真の機能は，今でも郷団自治であり，それを可能にするものが宗法であり会館であると指摘する[55]。ここには陳烱明等が主張していた連省自治は真の民政の自治でなく，郷村や城郷で受け継がれてきた郷団自治に地方行政のあり方を求めている。更に政治が人民の利害に関係のあった時代は両漢までであり，その時は実際官吏の仕事は民政に効能があったというが，これは清末から民国にかけての中国の識者の考えと基本的に一致している。この頃陳家鼎が同様な意見を述べていた点については先述した。

ところで湖南は民国になっても，官吏は清朝時代同様政客であって，人民の利害に関係のない存在であったと述べた点であるが，これは従来の政治組織によっているからであって，それを破壊しなければ，民の利益になる政治は実現しないと考えたのである。すなわち官が渡り鳥のように移動して，蓄財のみに執心していることである。また民も郷団を作って自らの保全を図っている。この構造は革命によっても変わらなかったと見るのである。これを改革するには支那を工業国にすると言う意見もあるが，これは空論である。むしろ民衆自身がその統治の機関を郷団に限らずして，これを一省乃至支那全体に及ぼす様にすればよいとそこに打開の道を求めている。橘は先述したように，湖南の君主独裁政治と地方自治の観点を評価していたが，「新支那論」が公表された前年に「乱世に関する社会史的考察」同年に「民族革命から階級闘争へ」「孫文の革命思想」の三篇の論文を書いている。橘の追求した課題は，一つには官僚階級の見方である。宋朝以降出現した官僚階級は第四期乱世期間（1850年以降今日まで）に没落し，新しい支配階級が登場すると予想する。橘は其れを中産階級と称しており，その例として1924年の春以来広東及び福建二省の都鄙の中産階級者が地方の軍閥者流に対して示した敵対行為をあげている[56]。氏は少数の地主貴族を交えた地方中産者の全体を一括して，被支配階

55）『内藤湖南全集　第五巻』「新支那論」 湖南の連省自治と郷村自治に関しては，陶徳民『明治の漢学者と中国――安繹・天囚・湖南の外交論策――』（関西大学出版部，2007年3月）「辛亥革命後の支那管理論」

56）注4の著と同じ。また注10の著，第三章　第一節に，中国における西欧的な市民意識の現れとして北伐直前の広東市の商人と商団軍の活動を指摘する。

級の中の上層を構成するところのブルジョアージであると見做すという。そして今日の中国ではブルジョアージがプロレタリアートと共に官僚（軍閥を含む）という支配階級の圧迫を受けているが，プロレタリアートに属する良民が土匪団に身を寄せているところから両階級の結束はなかなか難しい問題があるという。孫文については民権主義実現の目標として，県を以て自治の単位とし，人民に最高の政治権力を賦与したいと希望した点を評価した。県の下にある村落については，数千年の伝統がある大家族制による自治に任せるのが適当であるという。ここから中国近世史に現れた社会組織を点検してみると，その核心をなすものは家族及び宗族制度であること，村落自治体は官僚行政の補助機関でなく，自治的防衛組織であること，この組織は保衛団と称し，都市の商会が中心となって組織されたものが「商団」，村落自治体が中心となって組織されたものが「民団」または「郷団」と呼ばれ，商団組織の最も大きものが「広東全省商団連合」，郷団連合の最大のものはアモイを中心として結成された農村中産階級の大規模な運動であるという。

以上湖南と同時代人である橘の中国官僚階級，地方自治に関する見解を整理してみた。その中で特に氏が重視する官僚階級にかわる中産階級の台頭，そしてその組織としての保衛団の点である。この内1924年に発生した広東商団事件に関して，商団をリードしたのは買弁商人層と大地主層であって，中小商人を商団側に全面的に組織することは出来なかったし，商団・郷団は労働争議や農民闘争に際し，業主・地主側の暴力機関であったという見解もある[57]。更に1925年の「国民党二大会議決議案」では，買弁商人層は反革命分子とし，中小商人層と区別している[58]。その前年の一月に広州で軍政府を組織した孫文が「中国国民党第一次全国代表大会」を開催したが，その大会宣言に，今後の活路として商人政府派に対して，商人政府よりも平民全体の政府を求めている[59]。そのため三民主義の実行を提唱する。次に国民党の政綱として，各省の人民が自らの憲法を定め，自らの省長を選挙することと，県が自治の単位である事や，人民が直接県の官吏を選挙したり，罷免したりすることを認めている。余氏は訓政体制下に入っても，県長は民選によらないで中央政府に任命されているし，県の下の自治単位である区・郷鎮も官に監督されたものであった。この時期下からの地方自治を模索した梁漱溟の郷村建設運動も見られた。更に梁の郷村建設の原点を「呂氏郷約」に見たこと，自治体制は社学・社倉，保甲という三つの制度によって担保されていることを指摘されている[60]。これらの問題は中国宋朝以降の近世国家にあって経世を旨とする士大夫・知識人が提唱してきた事であり，

57）『孫文　三民主義抄ほか』（中央公論新社，2006年５月）「農民大連合」（1924年８月広州で開かれた農民と国民党員との交観会における講演会），注５の著『中国国民革命史の研究』栃木利夫「国民革命期の広東政府」

58）注45の史料「第四輯上　国民党二大会議関于商民運動決議案記録，1926年１月18日」

59）注57の著「中国国民党第一次全国代表大会宣言」

60）注54の著「第三章　下からの国民形成の展開と挫折」

そこに近代中国の知識人が郷村再建の拠り所とした点留意したい。

おわりに

孫文は連省自治派を批判して，中国全体の独立が出来ていないのに省自治を優先する案には賛成しなかった。しかし各省の人民が自らの憲法を定め，省長を選挙することが出来ること，この省長が一面その省自治の監督者であり，一面中央の指揮を受けて国家の行政事務を処理するものとした。また省の下の県を自治単位とし，人民が直接官吏を選挙・罷免する権利を有するようにした。湖南は連省自治論を批判したが，省・県の自治については言及していない。むしろ県を構成する郷村の自治を重視していた。この思想は梁漱溟の郷村建設につながるものがあった。しかし国家の行政事務を処理するものである官吏について，湖南は徳義心が最も重要だと述べ，其の中身についてはふれていないが，筆者は徳義心のある行政とは，経世済民を目標として，それを実践することにあると考えている。ただ湖南も橘も指摘した民国になってもなくならなかった官吏の汚職については，官僚行政の構造的欠陥を改善する必要があろう。更に橘が期待したような行政を荷う中産階級の出現もなかった。それは広東国民政府自体が買弁資本や軍閥官僚地主階級のもとで再編強化される方向がとられるようになり，それに対抗する勢力は共産党が指導する労農階級となったからである。

第二次大戦後共産党が指導する人民共和国が成立したが，官僚制は存続しているし，そこにはまた新たな課題が出てきている。国分良成氏は，ウエーバーの理念型としての官僚制研究の現代的意義を論じているが，この点については，この小論で上げた青山氏の研究にもみられた。また氏は王亜南のマルクス主義として，中国の官僚政治を支える階級的基盤を分析した研究や，エチアヌ・バラーシュの中国の官僚制を恒常的な特徴として位置づける研究を参酌されている[61]。この研究視角のもつ意味は同感できるが，現在の中国でいまだに各省長や県長の公選は実施されていないで，村長のみが村民の選挙によっており，そこにも利権・汚職が問題になっている[62]。今日省から県・郷村にいたる地方自治のあり方が問われているし，党派遣の地方官吏の汚職が問題となっている。以上の状況を考察する上で，顧炎武が提言した地方行政のあり方に基づき，湖南が提起した郷村自治と行政の関係，更には経世済民を目的とした徳義心のある行政についての研究は，現在中国の地方行政を考えるためにも，十分検討の余地があると思われる。

61）国分良成『現代中国の政治と官僚制』（慶応義塾大学出版会，2004年１月）「第一章　中国官僚制の分析視角――社会主義・近代化・歴史――」現在中国官僚制研究を行政管理学の面から研究する。第一節では制度を超越して，人による政治支配が頻繁に見られること，第二節では中国がウエーバー的な意味での官僚制を最終目標としていること，第三節では中国においては人が官僚制をつくる傾向が依然としてつよいことを指摘する。

62）2007年９月14日の朝日新聞「奔流中国，共産党はいま」

内藤湖南と戊戌変法

柴　田　幹　夫

はじめに

戊戌変法当時の中国の動向に関心を寄せることは，新聞記者の一人して内藤湖南にとっては極めて当然のことであった。すなわち当時の中国を知ることによって，日本を知ることができたのであったからに他ならなかった。当時の歴史状況を考えてみると，明治維新で近代国家の列伍に組み入れられた日本は，否応なしに西洋列強諸国との関係の中で自らの将来の行方を決めなくてはならなかった。中国の瓜分体制はまさに対岸の火事ではなく日本の将来の運命をも決めるものであったからである。このことから列強の中国政策は日本の動きを決めるものであり，日本の中国政策を決定づける方向性を持っていた。

かねてから日本の中国政策に一家言を持っていた湖南にとって隣国中国の動きは人ごとではなかったであろうと思われる。この時期湖南の中国理解は西洋列強の理解よりもはるかに一頭地を抜いており，しかも重要性の高いものであった。したがってこの時期の中国の動きを知ることが湖南にとって最も肝要なことであった。

とくに戊戌変法前後における日本人の中国観を理解するためには，日本や中国を取り巻く国際関係あるいは国内状況を考えて見る必要がある。それは大きく二つに分けられる。双方とも中国をどう見るかという点にその分岐点を求めることができよう。すなわち日清戦争後の中国の爪分体制に対して，文明国家西洋諸国と連合して中国と対峙する考え方と，東洋の大局に立って中国を保全する形で西洋と対抗していくという形が作られた。「東洋は東洋の東洋なり東洋問題を処理する固と東洋人の責務に属す……」と言った「東亜同文会」の設立者近衛篤麿の言葉を引用するまでもなく，当時の国内世論として「東洋の大局」や「支那保全」は十分大きな力となっていた。湖南の立場を考えてみると，言うまでもなく後者に属するが，そこには深い中国に対する想いが垣間見られる。

湖南は戊戌変法後，まもなく初めて中国に遊学するのであるが，その多くを変法人士との交流に割いている。また変法後に書いた多くの論説等を見ていると，懸命に変法を理解しようとする湖南の姿が浮かび上がってくる。

本稿では湖南の戊戌変法観およびその主唱者であった康有為，梁啓超たちを如何に評価していたかについて考えてみようとするものである。

Ⅰ　戊戌変法前後の日本の状況

1　戊戌変法と日本

⑴　戊戌変法とは

1898（明治31）年中国で興った政治改革運動いわゆる戊戌変法は中国国内のみならず，日本にも大きな影響を与えた。ここで簡単に戊戌変法を復習しておきたい。1894（明治27）年隣国朝鮮で起こった東学党の乱を鎮圧するために，朝鮮政府は，当時ソウルに駐在していた袁世凱に清朝軍の派遣を依頼した。袁世凱から派遣の要請を受けた李鴻章は北洋陸軍および，海軍に対して朝鮮への駐留を命じた。同時に天津条約にしたがって日本へ派遣通告をおこなった。一方日本も朝鮮半島における日清の均衡状態を維持するために出兵した。その後日清両国は朝鮮の内政問題をめぐり，ついに1895（明治28）年８月１日宣戦布告の上，戦闘状態に突入した。黄海の海戦で制海権を握った日本軍は陸地戦でも優位に戦いを進め，平壌郊外で北洋陸軍を打ち破り，満州に入り，遼東半島を征服し，大連，旅順を占領した。また山東半島の威海衛を攻め，劉公島を占領し，北洋海軍を壊滅させた。

このように圧倒的に戦いを優位に進めた日本は1895（明治28）年４月に下関において，下関条約を結んだ。領土の割譲や賠償金の支払いなどを定めた下関条約は，中国の知識人たちに大きなショックを与えた[1)]。康有為や梁啓超たちはこのような状況下で知識人たちに立ち上がることを要求した。康は『中日和約書後』のなかで，「普通の人たちが，恐れおののき，傷ついているし，広大な国土や，四億人の人民がいるのに，知識人たちは人民の心を知らないのであろうか」[2)]と嘆き，また梁は「我が国４千年の大夢からの喚醒は，実に日清戦争に敗れて台湾を割き，二百兆を償ったときから始まる」[3)]といい，日本に敗れ，夢から覚まされて現実に引き戻され，半植民地状態になった祖国を茫然自失として眺めている知識人たちの姿が浮かんでくる。

康梁たちの呼びかけに応えて知識人たちが起こした運動は，世に「公車上書」と呼ばれ，会試を受ける為に北京に集まった挙人千三百余人の署名を集めたものであった。彼らは「講和を拒む」「都を移す」「変革を行う」という三つのスローガンに共鳴して署名をした。もちろんこれらは後の変法運動のきっかけとなったことは言うまでもない。言うならば日清戦争の敗北が戊戌変法を産み出したと言ってもいいだろう。したがって変法運動の中心は日本の改革から学ぶことにあった。康有為は「我が国の変法は，日本を鑑にすれば一切すでに足りる」[4)]と考えたように，具体的には日本の明治維新を改革のモデルとして，光緒皇帝に次から次へと改革の

1）馬洪林，柴田幹夫訳「康有為の「改革論」再び注目」『中国新聞』1997年６月６日号参照。戊戌変法失敗後，日本に亡命するときに船が下関沖を通過した。その時に「春帆楼」の明かりが見えた。３年前の傷心した自分の姿を思い出し，一首の歌を詠んだ。「碧海沈沈島嶼環　万家灯火來青山　有人遙指旌旗処　千古傷心過馬関」。

2）康有為「中日和約書後」，湯志釣編『康有為政論集』上冊，中華書局，1981年，137頁。

3）梁啓超『戊戌政変記』，『飲冰室合集』６（飲冰室専集之１），中華書局，1989年，１頁。

4）康有為『日本変政考』，蒋貴麟主編『康南海先生遺著彙刊』10巻，宏業書局，民国76年，335頁。

プログラム（教育改革，人材の登用，制度局の創設など）を提出した[5)]。

では戊戌政変の流れについて見ていこう。1898（明治31）年正月二日（旧暦），康有為が総理衙門に召見されたことから始まる。ここで康有為は居並ぶ大臣たちの前で変法の意義を述べる。そして，皇帝に『日本変法考』および『俄彼得変政記』を進呈した。七日には「群臣に誓って国是を定め，制度局を開設して新制を定め，別に法律局，度支局，学校局，農局，商局，工局，礦務，鐵路，郵信，會社，海軍，陸軍の十二局を開設し，新法を行い，各省に民政局を設け地方自治を行う」という文章を献じた。また『日本変政考』『俄彼得変政記』の二書を書き写した。とくに『日本変政考』は，日本の明治元年から明治二十三年に至るまでの歴史が順序を追って描かれ，一巻ごとに一年あるいは数年のことが書かれており，とくに明治維新でなし終えた変法政策に重点が置かれている。法令・条例・財政方面は言うまでもなく，教育・宗教などについても細かく書かれている。この書の大きな特徴は，康有為自身の按語が添えられていることであろう。明治維新の史実にしたがって，中国の変法にどう活かすべきかを考えて書いたものである[6)]。

康有為は次々と光緒帝に献策するが，ついに皇帝は4月23日（旧暦）変法の「国是」を定めた。その後，皇帝は康有為を召見し，自由に変法を語らせた。そして康有為の意見に従って，多くの改革を実施した（例えば八股文の廃止，大学堂の設置，制度局の創設など）。ただこのような改革を喜ばない保守派の人たちが多くいた事も事実であった。康有為の改革運動に理解を示していた翁同龢は西太后によって罷免され，また西太后にとっても改革は座視出来ないようになってきた。そこで康有為たち改革派は軍事力を握っていた袁世凱に協力（頤和園を包囲し，西太后を監禁する計画）を求めたが，袁の密告，裏切りによって計画は失敗してしまった。これにより形勢は逆転し，康有為たちは囚われの身となった。その時の様子を北京在住の林権助臨時代理公使は大隈外務大臣宛に次のような電信文を送っている。「清国の諸改革に対し今や重大なる政事的反動起れり本使が正確なる筋より聞知したる所に依れば皇太后陛下は再ひ国務を御親裁あらせらるへき旨詔勅を発せられたる由……康有為を捕縛する為なりしも同人は其前日既に北京を発したる……」[7)]とあるように西太后の垂簾政治が復活し，首謀者である康有為たちを捕縛する動きがある事がわかる。

康有為は上海から香港に逃げ，イギリスの保護下にあったが，程なくして日本に亡命する事となった。また梁啓超も天津から日本に亡命してきた。

⑵　戊戌変法に対する日本の動向

ここでは戊戌変法に対する日本の動きを主に当時のマスコミの論調から見ていこう。

5）菊池秀明「ラストエンペラーと近代中国」『中国の歴史』10，講談社，2005年。
6）拙稿「康有為の日本認識」『龍谷史壇』第108号，1997年。
7）外務省外交資料館「大隈外務大臣宛　林権助臨時代理公使より」機密第169号，No.490993。

戊戌変法そのものの評価は『東京朝日新聞』所収の「変法論」を見れば理解できよう。

変法自強の四字は，康有為一派の志士が，掲げて以て天下に呼号し，之を以て天子を動かし，之を以て罪辟触れたる底のもの。蓋し急進改革派が，変法自強を以て失敗したるは，一は以て天下志士の心を激し，一は以て変法其ものの方法に就いて，大なる教訓を與へたりとせずんばあらず。按ずるに法宜しく変ずべきは天下の勢いに乗ずるに在り。天下の勢いに乗ぜんと欲せば，必ず先づ国体の如何を察せざる可らず。何となれば少数政治の国に施すべき方法を以て，多数政治の国に臨めば必ず敗れ，多数政治の国に施すべき方法を以て少数政治の国に施せば，亦必ず志を得ざるべきを以て也。康氏一派の敗れたるは，後者を以て之を前者に施さんとしたればなり……[8]。

つまりは国民の動向や国情といったようなことは全く眼中になく，ただひたすらに急進的改革を推しすすめたために，人心の掌握は全く顧みず，無計画に猛進した改革だったと言うことであり，成功する見込みはなかったというようなことであろうか。

さらには康梁はじめとする変法の指導者たちに苦言を呈するような論調も出てきた。

康有為は政變前に至る迄工部章京の職を奉じ居たるが其改革意見たる只々急激に走り秩序を顧みず且つ死を以て王事に盡す決心なく政變前に先ちて同志に圖らず独り逃走したれば同志の間に於ても甚だ評判宜しからず。

梁啓超は康有為に比し大に秩序ある改革意見を有し政變の當時に於ても同志間に於て大に氏の一身を危み逃走せん事を勸告するも毅然として動かず死を以て王事に勤む皇帝の安危すら未だ判然せざるに當て逃走する抔とは臣たるもゝ為すべき事にあらずとて容易に動かざりしが某外國人等強て逃走せしめたり。氏は康有為の門下生にして歳二十有六。

王照は禮部主事の職を奉じ居たるが梁啓超と同じく秩序ある改革意見を有し今回の政變に際し大に見るべき處あり[9]。

康有為に対しては，改革は急激に走り，また同志を捨てて一人で逃亡することについては評判がよくない。これに対して梁啓超には師の康有為とは違った評価が見られる。つまり秩序ある改革意見を有し，身の危険に際しても動ぜず，逃亡を勧めても臣下たる者の為すべきことではないとし，簡単には動かなかった。王照にも同様の評価が下されていた。

康有為は変法運動のリーダーとしての資質には欠けていたようである。以下は「康の醜」と題する記事であるが，いささかゴシップ的な内容ではあるが，リーダーたる者としては「男らしくない」と言ったような意見であろう。

8）『東京朝日新聞』1898（明治31）年10月21日号。この記事は長沢説（別天）の手によるものである。長沢別天（1868～1899）常陸国土浦に生まれる。名は説，号は別天。1890年政経社に入り，三宅雪嶺のもとで『日本人』『亜細亜』の編集に従う。1898年東京朝日新聞に入社，政事主任となった。政経社系の論客として，内藤湖南とは親しかった。1899年肺結核のため32歳で没した。

9）『東京朝日新聞』1898（明治31）年10月25日号。

変動の初めて発するや，人皆守旧派が西太后を擁して改革派に加へたるクーデターなることを思へり，然り実に守旧派より加へたる一種のクーデターなりしなり。然れども此一種のクーデターを加ふるに至れる近因は康有為が企図せる陰謀の発覚せるに在ることを聞くや人皆康が男らしく縛に就きて其同志にして密議に與かり，知らざる者の為に冤を解き並に其陰謀理由顛末を明にせんとを望まざる者なし，然るに，彼変を聞くや同志を出抜きて独り先づ逃れ，同志の徒のみ禍に罹れり，故に識者も稍之を醜とするに至る[10]。

⑶　日本および中国を取り巻く国際情勢

戊戌政変の失敗によって，その首謀者であった康有為あるいは梁啓超たちは日本に亡命してきた。日本が戊戌政変の第二幕を引き受ける事となってしまった。ここで当時の日本外交を概観しておこう。

日清戦争後の日本外交の大きな課題は，「朝鮮の内政改革」にどう係わるかということと，「三国干渉」にどう対処するかということであった。共に列強の干渉に如何に対応するかが大きな問題となっていた。とくに対ロシア問題が大きな課題であった。言うまでもなく明治政府の外交方針の要は「条約改正」であり，対イギリス外交がその中心であった。イギリスにとっても対アジア戦略の中心地は日本であった。明治国家の完成という点から考えると，「憲法」「条約改正」「日清戦争」の三点セットにして，初めて日本が西洋諸国に認められたことなる[11]。このことからも日本外交のもう一つの点は対イギリス関係の構築にあったことは疑いないことだろう。中国をめぐってイギリス，ロシアという両大国のはざまにあった日本外交は時にはイギリスに揺れ，時にはロシアに揺れるなど決して安定した者ではなかった。ただ時の東京朝日新聞の主筆を務めた長沢説（別天）は「東亜外交の中心点」と言う記事の中で

支那問題に就いて，最も深き利害の関係あるは，我が日本に若く者はなきは，固より萬目の共に認むる所，即ち支那問題に就いて、最も多き発言権を有するは，日本を措いて何国かある。従て支那問題に対する外交の中心点は、東京ならざる可らざるや論なし。蓋し露国は地支那と相接するが故に，支那問題に対して最も深き関係ありと云ふべく，英国は香港印度又は清国税関等の関係より，此れも亦支那問題に対して、利害最も深しと主張すべく，佛國も独逸も亦皆多少の主張あらん。然ども議論の上に於てせず事実の上に於て，外交の中心点たるべきは，主として外交上の駆引に依て定まる。換言せば外交の駆引にして拙劣ならんか，主張の正否，利害の厚薄は問ふ所に非ず，中心点は常に他処に移さるるを免れず。支那問題に対する東京を見よ。東京に於て何の決する所かある。就令一二の決する所あるにもせよ，之を北京の外交界に持ち出して幾何かの効力ありと為すか。一言以て之を蔽へば，支那に対する外交問題に於て，宜しく中心点たるべき東京は，殆ど零位たる

10）『東京朝日新聞』1898（明治31）年10月15日号。
11）御厨貴「明治国家の完成」『日本の近代』３，中央公論新社，2001年，282頁。

を免れず……東亜外交の中心点を東京に引付け得ん底の力量なきや明也……[12)]。

と述べ，イギリス，ロシアの間にあって日本の取るべき方向性を示し，東亜の外交をリードすべきであると言うことを述べている。

II　対中民間支援機関

康有為，梁啓超たちを受け入れた日本側は，当然彼らを受け入れる機関乃至国民的世論の盛り上がりがあった。戊戌変法時期の日本はその影響を受けて，中国問題に関してとくに言論界においては百花繚乱の観を呈していた。代表的な機関としては，「東邦協会」，「東亜会」，「同文会」そして両者を併せた「東亜同文会」などが上げられる。

1　東邦協会

梁啓超が日本に亡命して程なく『東邦協会会報』に「新党某君上日本政府会社論中国政変書」という一文を寄せているが，この東邦協会という団体はどういう性格を持つものであろうか。

東邦協会は1891（明治24）年に副島種臣，福本誠（日南）らが中心となって設立した団体で，その設立の趣旨に依れば「……東洋の先進を以て自任する日本帝国は近隣諸邦の近状を詳らかにして実力を外部に張り，以て泰西諸邦と均衡を東洋に保つの計を講せさる可らす，未開の地は以て導くべく，不幸の国は以て扶くへし……然らは東洋に諸邦，南洋の群島，凡そ我か帝国近隣の勢状を詳らかにして之を国人の耳目に慣れしむるは今日当に務むへきの急にあらすや，今や中外多事士君子の為すへき所一にして足らず。政治法律より以て学際技芸に至る，皆な各々その協会あり，而して東南洋のことを研究する者は幾んと希なり，吾人固より力足らすと雖も，亦以て此の欠を補なはんと欲するの意甚切なり。爰に『東邦協会』を興し東南洋の事物を考究する……」とあり，東洋諸邦および東南洋のことを考究する目的を以て設立されたのである。会長は副島種臣，副会長には近衛篤麿がなった。初期の会員名簿には板垣退助，犬養毅，池辺吉太郎（三山），高橋健三，陸実（羯南），三宅雄二郎（雪嶺），志賀重昂（矧川）らの名前が見える。また内藤湖南も会員になっているが，1897（明治30）年以降の『会員名簿』に見えることから，入会はそれ以降のことである[13)]。

2　東亜会

東亜会[14)]は専ら操觚界，政界および学生の有志を主体とした団体であった。日清戦争を契機として，民間において支那問題を研究しようという動きは活発になり，とくに学生たちは大陸方面に関心を持ち始めた。東京専門学校（後の早稲田大学）と東京帝国大学の学生がその中心となった。

12）『東京朝日新聞』1898（明治31）年11月19日号。
13）安岡昭男「東邦協会についての基礎的研究」『法政大学文学部紀要』22号，1977年。
14）滬友会編『東亜同文書院大学史』1955年，17頁。

東亜会の誕生は1897（明治30）年東京牛込清風亭で開催された福本日南渡欧送別会上における動議に基づくものであった。この送別会に参加した陸実，三宅雄二郎，志賀重昂，池辺吉太郎などの操觚界の人々，そして井上雅二などを中心とした学生たちであった。事務所を神田駿河台の政教社内に置き，雑誌『東亜細亜』を発刊することになった。時に井上雅二が1898（明治31）年の夏に中国旅行に旅立った。その折りに戊戌政変に遭遇し，康有為たち一派と相識ることとなり，そうした関係上亡命してきた梁啓超，徐勤，羅考高らを会員として迎えたのであった。東亜同文書院さらに平岡浩太郎から「佐賀の江藤新作もまた同様の会を作ろうとしているから，合流しては如何」との提案があったので，同年春に江藤新作一派と合同し，日本橋偕楽園に会して『東亜会』起した。

偕楽園の会議の席上以下のようなことがらが決定された。

①機関雑誌を発行し，江藤氏之を担当すること。

②時事問題を研究して所見を時々発表すること。

③横浜，神戸居留の支那人篤志家を入会せしむること。

④光緒帝を輔佐して変法自疆の局に当れる康有為，梁啓超等の入会を許すこと。

また戊戌政変後，陸実（羯南），三宅雄二郎（雪嶺），江藤新作，池辺吉太郎（三山）などが萬世倶楽部に集まり会員の梁啓超，康廣仁（康有為の弟）らの救出運動を起こし，大隈外務大臣及び鳩山和夫外務次官宛に建言書を書くなど，積極的に改革派の人々を保護するために活動しているのがわかる[15]。

3　同文会

一方同文会は1898（明治31）年６月，荒尾精門下の大陸浪人と近衛篤麿の合作によって作られた。『対支回顧録』（下）を見てみよう。「明治31年３月，宗方，井手両人は，漢口に会合し，清国人心の大に我が日本に帰向する勢あれば，此際日清両国有志者の，交通機関に供する為め同文会創立のことを計画し，上海にある清国の有志に会同する為め漢口より相携へて上海に出で，宗方は清国に留まって該国の有志に交渉することとし，井手一人東京に帰り，在東京の有志者，中西正樹，白岩龍平等と協力規画して，遂に本会の設立を見るに至れり」[16]とある。どちらかというとこのグループは中国を渡り歩いてきた「大陸浪人」系の集まりであるといえよう。荒尾精門下の大陸浪人系の人々は，荒尾の没後（荒尾は明治29年没）荒尾に代わるリーダーを捜し求めていた。

近衛篤麿日記に拠れば，1898（明治31）年６月13日「午後白岩龍平の紹介にて，中西某，井手某の両人に面会す。大内暢三も同席す。種々支那談あり，明日午後，対支那策に付実着なる考を有するもの数輩と，官舎にて集会可致との事を約せり」と。翌日の日記には「午後一時

15）『東京朝日新聞』1898（明治31）10月４日号。

16）東亜同文会編『対支回顧録』下巻，1968年，359頁（佐々友房の項参照）。

官舎に赴く。来会者中西，井手，白岩，大内等なり。同文会組織の事等に付熟議し，余も相当の助力を為すべきことを告げ，同会の為に規約書起草の事を右四名に命ず」[17]とある。さらに近衛は同文会設立のために長岡護美子爵や谷干城子爵などを訪い，同文会発起人として勧誘を行っている[18]。

「同文会設立趣意書」

本会は支那問題の研究と共に支那事業の実行を担任し，各般の調査に従事す」

①上海に同文会館を設け，両国有志の共同を計ること。

②上海同文会館附属図書館を設け，両国の図書を編集す。

③上海同文会館附属翻訳局を設け，両国の図書を訳出する。

④上海及び東京に同文学堂を置く。

⑤上海，福州，漢口，天津，重慶及び広東の各要地に，暫時漢字新聞を設く。

⑥航海，貿易，銀行，鉱山等の事業を経営す。

⑦上海乙未会亜東時報と東京精神社時論との連絡を取る。

右の中，既設の事業としては，学堂は，上海に日清英語学堂あり，東京に善隣書院あり。漢字新聞は，漢口に漢報，福州に閩報あり。実業は，上海に日清商品陳列所あり，蘇杭航路大東汽船会社あり，漢口に日清貿易東肥株式会社あり，北京に筑紫洋行あり。亜東時報は，上海に於て日漢両文の週刊雑誌にて本月より発行す。以上の事業は，総て現に同志中の経営従事せるものに係る[19]

同文会は東亞会に比べて，康有為たちとは一線を画していたようである。例えば井手三郎が近衛篤麿に宛てた書簡などを見ると，

却説今度北京政変に付ては一時大に耳目を驚し申し候へ共，該地の報道多くは錯誤ありて，人を迷はしめ，未だ真象を知る能はざる有様に御座候。然し康有為一派が余り躁急の改革を計りし為め，保守派の反抗を受け今度の変を見るに至りし事は事実に御座候。又皇太后が今帝を除かんと欲するの意あるは，戦後の事実に徴して明白に御座候。北京の諸電報未だ孰れを偽とする能はずと存候へ共，天子にして若し崩御せられ，皇太后垂簾となれば，満州大臣等を除くの外は皆々不服，張之洞其他の有力の外任官，地方官大に不服を唱え，此よりして遂に四百余州の一大動揺を起し可申，我帝国の大決心を取る事も近まり可申乎と憂慮罷在候。兎に角是迄の清国事変は，外交上と地方土賊の躁動に過ぎず候処，今回は一国の根本より動き始めたる事に御座候へば，決して軽々に看過す可き事に無之と愚考仕候。歴史上に照すに何れの代に係わらず，宮中の粉乱より大変乱を醸す事は支那歴代

17）近衛篤麿日記刊行会編『近衛篤麿日記』第2巻，1968年6月，83頁。
18）同上書，第2巻，84頁。
19）同上書「付属文書」401頁。

の常例に御座候へば，最初は外交と内部の叛乱を気遣ひたるに，今は宮廷の紛擾を最大の憂慮すべき点と致し申候。外交も叛乱も此の点に乗じて逞ふするに至り可申，最早愛新覚羅氏の運命も略ぼ卜定に難からずと被思申候。近々宗方小太郎東上拝趨，彼地の近況縷述可入尊聴候……[20]。

と言い，康有為たちの変法そのものよりも，垂簾政治の復活により，張之洞を始めとする大官や地方官が不服を申し立て，ひいては中国全土に一大動揺を引き起こす可能性に言及している。さらに『近衛日記』にも次のような記載が見られる。

又康有為，梁啓超等の来朝するは，一方には国事犯者として一通りの保護を与ふるは必要なりと雖も，梁の如き直に日本に投じたるものはよしとするも，康の如きは英に於て一旦保護し乍ら，これを日本へ托すると云ふは其真意甚だ疑はしきものあり。今回の事変の局を結ぶにあたり，成功せばその功を自ら収め，失敗せば罪を日本に帰するの策なるなからんや。故に康は一時これを救ふも，永く止めて我国に於て餘り多くの人に接せしめず，更に英米の内に送るを可なりとす，これ今夕会合者多数の意見なり……[21]。

また同文会の重鎮であった犬養毅が大隈重信に宛てた書簡がある。日時不詳なれど，恐らくは上記の『近衛日記』とは大差はなかろう。

犬養毅から大隈重信宛の手紙

「康有為一条ノ相談アリ」

拝啓，昨日伊藤侯突然　旅宿に被参候て，康有為一条ノ相談アリ，相談之末，遂に康一人丈け外国に遣ハス事ト為シ，費用七千円位渡す様に頼置申候，但し其金ハ我々有志の手元より恵与スル名義に為し度旨相話候処右ハ侯より早速青木外務へ申遣ハス　右ハ青木より依頼ノ事と被存候梁は日本に留置き学問させ度旨申居られ候ニ付き，小生も同意之旨答置申候　近日康有為参上致候は、其御含にて御話置可被下候，草々

廿八日　　毅　　大隈伯閣下[22]

犬養の書簡に登場する伊藤候とは言うまでもなく，伊藤博文であるが，彼も又北京で戊戌変法に遭遇した人物であった。『東京朝日新聞』は伊藤博文の変法観を次のように伝えている。戊戌政変の最中に中国に渡った伊藤博文は，康有為たちから大いな期待と希望をもって迎えられた。何故なら日本との連携を考えていた康有為たちにとって伊藤はまさにその頼るべき相手であったことと，明治の元勲であったことが，康有為たちに一層の希望をもたせたのであった。しかしながら伊藤は，改革を評して

今日の改革は枝葉末節の改革なり。改革の方針と云ふものなく改革の責任に当たる者な

20）同上書「付属文書」499頁。
21）同上書，第２巻，1898（明治31）年10月16日，168～169頁。
22）岡山県郷土文化財団『新編犬養木堂書簡集』1992年，180頁。

し，支那人の改革を論ずる者に対して何故に先づ手を大根本の改革に着けざるやと問へば，内部の情実之を許さず又之を実行し得るの人なしと答え，最後には何卒余に力を借せと云ふ[23]

と言い改革の成りゆきには慎重な態度であったことがわかる。

康有為たちがもっとも期待した伊藤博文は，変法運動を「枝葉末節の改革」と断罪しているように，康有為たちの改革は急激に走るあまり，人心を得なかったのかも知れない。もっとも戊戌変法は頑迷な保守派との対決であり，急激な改革でしかも早くしなければ成功しなかったという点もあったであろう。

4　東亜同文会

東亞会，同文会の両会はその目的においてもあまり差異がなく，また会員同士の関係も密であったために，早晩その合流はあるべきものとして考えられた。政府の対支外交にかかる補助金がどちらの会に支出すべきかを政府自体が迷い，ついに両会の合同になった。その様子を『東亜同文書院大学史』は次のように伝えている。

かくて両会は合流し，東亜同文会として明治31年11月２日，神田淡路町の万世倶楽部においてその発会式を挙行した。会する者30余名この合同に際し，従来東亜会の会員名簿に登録されていた康有為等の一派を引き続き会員とすべきや否やのことが問題となった。即ち康有為等は同年８月の政変により，相前後して日本に亡命し，東亜会の人々は極力彼等を庇護し，之を会員として迎え，同文会の有志も亦彼等の境遇に同情し援助を与えてきたが，両会の合同に際し同文会側においては政変以来，西太后を中心とする北京政権が逆賊と認める康等を同志として協力することは，日清の関係に疎隔を来し，親善を妨げる原因となることは明らかであるとの観点から，東亜会側の見解と対立するようになった。この時近衛公は，双方共結局において支那の保全を第一義とするものであるから，会の目的をその点に定立すべきであると裁断して両主張を協調せしめ，同時に会友制を設け従来東亜会員であった支那人を会友として待遇することとし，ここに障碍は円満に回避されて合同は成立した……[24]。

会長に近衛篤麿，幹事長に陸実，幹事に池辺吉太郎，江藤新作，佐藤宏，中野二郎，中西正樹，井上雅二の六氏が就いた。会計監督としては森村市左右衛門氏が就いた。

［主意書］

日清韓三国の交りや久し。文化相通じ風教相同じ。情を以てすれば即ち兄弟の親あり，勢を以てすれば即ち唇歯の形あり，其玉帛往来して古より渝らざるものは天理の公に出で人道の正に発するに因れり，豈に彼の環輿列国の朝婚夕冠互いに相攘奪するものと同じから

23)『東京朝日新聞』1898（明治31）年10月11日号。
24）滬友会編『東亜同文書院大学史』1955年，17頁。

んや。何ぞ図らん前天旻天弔せず兄弟牆に鬩ぎ而して列国隙に乗じ時局日に艱なり。嗚呼愆を忘れ嫌を棄て，外其侮を防ぐもの豈今日の急に非ずや。此時に当りて上は即ち三国政府須らく公を執り，礼を尚び益々国交を固くすべく下は即ち三国商民須らく信を守り，利を共にし，彌々隣誼を善くすべく，三国士太夫即ち中流の砥柱となり，須らく相交るに誠を以てし，大道を講明し，以て上を助け下を律し，同じく盛強を致すべきなり。之れ吾が東亜同文会を設くる所以なり。請ふ三国士太夫同じく此の洲に生れ，同じく此の時に志す者，此の意を賛し，此の会に入りて以て力を此に戮せよ[25]。

まさしくここには「一衣帯水」「唇歯輔車」の関係である東亜の三国は互いに協力し，誠を以て大道を窮め，因って外敵からの侵略に備えなければならないとした。

ではここで「東亜同文会」会長であった近衛篤麿の戊戌変法についての考え方を押さえておきたい。前述した『近衛日記』1898（明治31）年10月16日のところに見えるように，康に対してはあまりいい印象を持っていないが，保護しなければ東亜会系の人たちとも間に摩擦が生じるので，立場上やむを得ず保護に動いたと思われる。その後，康有為と初めて会見するわけであるが，ここでは有名な「東洋は東洋の東洋なり」の言葉が見えるが，この事はやはり西洋列強諸国からの圧力を身近に感じていたから出てきた言葉であろう。又何度も繰り返すが，急激な改革であるから失敗したようであると語っている。

夜に入り，約束によりて康有為来る。其前中西正樹来り，東亜同文会の事共話す。暫時にして康及び林北泉，柏原文太郎に伴なはれて来る。中西通訳の労を取る。寒喧の礼了りて余先づ口を開き，「異郷の風物」として貴国と同じきものはなし。定めて朝夕不便を感じ居られん。」康「柏原君の懇遇至れり尽せり，更に異郷にあるの感なし。感謝の至に堪へず。」余「東洋の時事日に切迫に及ぶ。今日の東洋問題は独り東洋の問題にあらず，世界の問題なり。欧洲列強皆自己の利害の為に東洋に相争ふ。東洋は東洋の東洋なり。東洋人独り東洋問題を決するの権利なかるべからず。米洲モンロー主義，蓋し此意に外ならず。東洋に於て亜細亜のモンロー主義を実行するの義務，実にかゝりて貴我両邦人の肩にあり。今日の事局容易に此事を行ふべくもあらず。而かも我最終の目的此辺にあらざる可らず。如何。」康「実に尊諭の如し。悲い哉弊国今回の事変は，将に漸く進まんとするの国運を再び沈淪せしめたり。今日国皇の聡明なるも亦如何共する事能はず。国皇の意も亦，単に貴国の援助を得るをもって頼みと為すの外なきなり。乞ふ諒察あれよ。」余「貴邦事変の大要は，過日梁君啓超より寄せられたる書簡によりて詳らかにするを得たり。余は今春来貴皇帝の大に俊才を召して，各般の改革を断行せらるるの報に接するや，一喜一憂したり。何の為に喜びしぞ，云ふまでもなく貴国の開明進歩に向かひしをもってなり。何の

25）同上書，18頁。

為に憂ひしぞ，其改革の余りに急激に失して，蹉跌するなきかを恐れたればなり……[26]。

ただ1898（明治31）年12月31日の日記には，白岩龍平からの手紙を紹介し，康有為保護は我国にとって不利であることを記している。以下白岩の書簡を記す。

……目下本邦に於て康有為を庇護被致居候事，既に清国朝野の（西太后の朝廷のみならず,，所謂維新党，日本党と称するものを併て）喜ばざるところ，然るに近来横浜及神戸なる康門下の種々の奇怪なる流言浮説を伝へ来り，或は一種の檄文（西太后の十四罪を数ふる文）を配布する等，穏やかならざる挙動有之……康有為は現に日本の宮廷内にあり,，康有為入朝の節は大隈伯，近衛公，之を横浜に迎へられたり，東亞同文会は康等実に其首謀者にて，将に来年某月を以て事を湖南に挙げんとす。等の諸説にして，付会構捏も亦甚しと云ふべし小生等は一々之に弁明致候得共，檄文飛語は清国の習として一日千里漸く清人多数の耳に入らんとす。因て清廷は大に之を怕れ……如此き伝説有之候に付，肝腎の張之洞，劉坤一輩も伝説に謬られ，満廷に憚り，一面日本人士真意の在る所を疑ひ，日本と商議中に在りし陸軍教練学生派遣等の諸計画を一切中止して，観望の地に立ち候昨今の実情に有之申候。以上の形勢に付，此際康等に対する我政府の措置，特に我党同人の彼等に対する態度は，大局に及す関係不少に付，一二亡命者の為大局を阻碍に至らざらしめ候事切要なる旨は，已に中西等諸兄并に今回当地を経帰京の井深仲卿へも篤と陳情，閣下始め諸同人諸士へ伝述を請ひ候次第に有之申候。然るに今回発刊の東亜時論第一号には明々に梁啓超の二論文を載せられ，又変名を以て康の論文を掲げられ，以上の迷ひある清人及反対の側より看れば，全然東亜同文会は康等一味の物の如く，彼等の意思発表の機関の如く受取られ是より先小生等弁明の反て虚脱に帰し，流言罔説の事実として清人間に謬認せられん事を怕る。東亜同文会は一面多年支那の事情研究者を以て，一面内地の亜細亜思想に富める一部聡明の名士より成立ち，会長として閣下を拝戴致居候事故，此一髪千鈞の危機に処し，清人より見れば其一言一動は引て以て喜戚の原となし，成敗の因となす事，其影響の急且大は殆ど平時想像の及ばざる所に有之，此際は尤慎重に考慮を費やさざるを得ざる儀と奉愚存候。……単に亡命者に対する同情を有する位に止め，以上の流言浮説をして消散に帰せしめ候様，方針御取定相成度祷望の至に不堪候……[27]。

1899（明治32）年１月８日には，外務省の役人であり，又中国通でもあった楢原陳政が近衛を訪ね，康有為を日本より去らしめる事について，意見を述べた。またこの事については関わらないようにと忠告を受けたと記している[28]。その結果として近衛が資金を出し，康有為をカナダに亡命させたのであろう。

26）前掲『近衛篤麿日記』第２巻，195頁。
27）同上書，231～232頁。
28）同上書，237頁。

Ⅲ　内藤湖南と戊戌変法

1　「燕山楚水」[29]に見る変法人士との交流

⑴　湖南初めての外遊

戊戌変法後まもなくして，「萬朝報」記者の湖南は私人の資格で初めて中国大陸に渡った。そこで変法維新派の人物との交流を見た。そのことを「楚山燕水」の中に見ていこう。

1899（明治32）年９月５日午前10時神戸港を抜錨した仙臺丸は９日の夕刻山東半島の芝罘（現在の煙台）に着いたが，翌朝の上陸となった。当日の正午天津に向けて出帆。11日の朝に太沽に到着した。そこから汽車に乗り，天津に到着したのは午後六時半であった。当日の夜から翌日にかけて，当地の領事館や三井物産，正金銀行などを訪問した。天津居留地は洋館がそびえ立ち思いのほか立派であった。

⑵　天津での交流

天津滞在中の主たる目的は，厳復[30]，王修植[31]，方若[32]との会談及び，同郷の石川伍一を弔うことであった。当地の新聞（『国聞報』）記者の方若の紹介で厳復（水師学堂の校長）と王修植（北洋大学堂校長）と会談することになった。厳復について湖南は次のように語っている。年齢は47才，20年前に日本に来たことがあり，イギリスに３年間いた。英語をよく話し，すでにハックスリーの本を訳して，「天演論」と名づけ出版した。颯爽たる雄姿である。政変以来人々は口を閉ざしているが，忌憚なく自由に談論できる。まさしくこの地方の第一流の人物である。厳復は変法維新の必要性について変法派知識人と共通の認識を持ったが，康有為，梁啓超らの政治活動には参加しなかった[33]。王修植は年齢41才で心広く包容力があって優しそうであるが，如才ない。欧文は理解できないけれども，現職（北洋大学堂総辮）にある。やはり才能のある人物であろう。方若は30才ぐらいの人物で，葯雨と号す。絵を描くのに優れているという。

変法談義では，

王：政府諸公は皆老いぼれていて，改革の望みがない。

29）「燕山楚水」『内藤湖南全集』第２巻所収。なお一部の現代語訳については，小川環樹編集『内藤湖南』（日本の名著41，中央公論社，1971年）を参考にした。

30）厳復（1854～1921）福建侯官人。福州船政学堂卒業後，1877年イギリスに留学海軍技術を学ぶ傍ら，広くヨーロッパの政治制度や思想も学んだ。1880年天津水師学堂の教習となり，その後校長となった。ハックスリーの進化論を訳し，『天演論』を出版した。この書は適者生存を唱えたので，西洋列強諸国からの侵略を危機意識としてとらえた中国に大きな影響を与えた。辛亥革命後北京大学の学長も歴任した。

31）王修植（1860～1900）浙江定海人。1890（光緒16）年進士となる。李鴻章に重用され，天津の北洋大学堂の校長となる。1897年に天津で厳復らと『国聞報』を創設した。

32）方若（1869～1954）浙江定海人。字を葯雨と言う。1900年『国聞報』の編集に携わり，後に『天津日々新聞』の社長となる。

33）區建英「厳復の初期における伝統批判と改革思想」『新潟国際情報大学情報学部紀要』７号，2004年，79頁。

湖南：変法は難しいですか？
王：今はまだ無理である。十年以後他国と交流すれば，上は変わらなくても下は必ず変わる。
湖南：変法のことは軽々に語るべきものではない。日本でも三十年来変法を行い，富強の礎とした。ただ今日よりこれを見れば，おかしな事も多々あった。中国の皆さん方はこの事をよく学ぶべきであろう。あなた方は進むのは勇ましいが，守るのはよくない。
王：そのとおりでございます。昨年の諸君子はまさに猪突猛進であって退却することはしなかった。
湖南：康梁二君とは日本で会ったことがあるが，康は意気過敏で失敗する所以であった。天下百年基礎を築くのは育英にある。先生（王）すでにこの職にあり，望むべきは百年後に期待したい。
湖南：都（北京）のなかで時務を語り合う人はいますか？
厳：政変により士太夫たちは口をつぐんでいます。どこに時務を語るものはいましょうか！
今日は先生と語り合えたことに深く感謝いたします。

このように天津では厳及び王と時務，教育，財政などにわたり語り合っているが，湖南の関心事はやはり政変後の中国にあったようである。ここでの康有為への評価は意気過敏であり，変法が失敗した大きな原因であると語っている。

引き続き天津から北京に行くが，厳復の言ったように北京では「政変以来，士太夫皆鉗口結舌，敢て気息を出す者なきを以て，北京には與に語るべき人を得ず。在留諸氏の言に據るも，政変前は翰林院あたりの人人，喜んで邦人と往来せしも，今は全く阻絶して，盡く会面を避け……」と語ってるように，政変後の北京では外国人と会うこともはばかれるような雰囲気であった。したがってここでは主に観光に時間を費やすことになった。

北京観光を終えた湖南は再び天津に戻り，陳錦涛[34]，蔣国亮[35]の訪問を受けた。
湖南：時務に通ずる人士として方君に二君を紹介された。望外の喜びである。
蔣：前に新聞紙上で先生が来られることを知りました。是非ともお会いしたいと願っておりました。今回の来遊で中国の状況を知られたと思いますが，今中国を救う方法として何かありますか？　是非とも教えていただきたい。
湖南：貴国の積弊今に始まることではない。……今は大きく変化するときである。語ることは容易ではない。変化の担い手は皆さんにあります。

34）陳錦涛（1870～1939）広東南海人。香港の皇仁書院を卒業後，天津の北洋大学の教師となる。その後アメリカのコロンビア大学に留学し，エール大学で経済学博士号を得る。帰国後南京臨時政府の財政総長などを歴任した。
35）蔣国亮（生没年不詳）F・Aフォーゲル氏によれば，直隷総督の奏請により1895年に創設された育才館で漢文の教習にあたり，『国聞報』にも執筆していたという。（『内藤湖南――ポリティクスとシノロジー――』平凡社，1989年，106頁）

陳：北京に行かれて，今日の中国は乱れているのはご覧になったでしょう。そういう感がありますでしょうか？

湖南：都を見てみると，その規模の大きさは大国の首都であり，政治がうまく行って居れば，ヨーロッパ各国の首都と比較しても決して劣るものではありません。

⑶　上海での交流

天津から上海に向かったわけであるが，上海東文学社には藤田剣峯や田岡嶺雲等の旧友がいた。また時事新報の佐原篤介や東亜同文会の諸氏，また亜東時報の山根立軒氏等と交友を楽しんだ。この地で会見した中国の士人としては文延式[36]，宋伯魯[37]，張元濟[38]，葉翰の諸氏であった。ここではとくに康有為とともに戊戌政変前に中央において活躍した張元濟とのやりとりを見て行こう。

張は，政変以前湖南巡撫陳宝箴らによって，康有為らとともに推薦された五人の一人である。年は三十三才，白皙にして美好の男子である。

湖南：中国は広大にして人口も多い。私がその士人を見るに，また自ずから大国の風情あり。それゆえ，保守的になる悪弊を速やかに革めるのは難しいことです。ヨーロッパの新政を今日行うも未だ利益を享けることはできない。その反面，その悪弊は至る所にあります。士風を育て，清廉にして勤勉，ヨーロッパ人のようにするのは，一日でできるようなものではありません。聞くところによると，先生方は育英に従事されているという。人材の養成は学校を作ることから始めなければなりません。士風を育てるのは，学生，校舎にあります。南洋公学の学生規則は知りませんが，少し紹介していただけませんか？

張：高論極めて敬服します。我が国も四十年ほど前にすでに変法の説がありました。西人に法を倣うところのものは多くなかった。ただ本末転倒して人材育成を先にしてはいけません。……私は南洋公学で働いていますが，専ら訳書の事務を執っています。生徒学術に至っては別に何梅生君嗣焜が担当しています。おおよそ学期は八年，普通政治学を備えています。規模はさほど大きくありません。その規則を送らさせていただきます。

湖南：洋務人材の多くは軽佻で，我が国も十年前はそうであった。専ら語学はできるけれども，本を読み，意味を解せるものは少ない。数年の後こちらも厳復のような人が出てくるでありましょう。

張：『天演論』は我が国数十年の訳書の中で最も優れた書物である。……先生武昌では何人と

36）文延式（1856～1904）江西萍郷人。1890（光緒16）年進士。光緒帝を支持し，西太后の垂簾政治に反対した。戊戌政変後，職を追われ，上海に住した。

37）宋伯魯（1853～1932）陝西醴泉人。戊戌政変後，上海に逃れ姓を変えた。山東監察御史などを歴任した。

38）張元濟（1867～1959）浙江海塩人。1892（光緒18）年進士。戊戌変法に参加するが，失敗後職を追われ，上海に逃げる。上海南洋公学の学長となり，にちに商務印書館の社長を務めた。解放後政治協商委員となり，全国人民代表委員をも務めた。

会見なされましたか？
湖南：……武昌で窃かに張尚書（張之洞）の事業を見てみたが，固より偉大ではあるが，皆彼一人の事業であるので，彼が亡くなれば終わりである。一人も後を継ぐものはいない。
張：『勧学篇』は読まれましたか？
湖南：『勧学篇』は文字老成であるが，中途半端な感じです……。
張：康有為について先生はどういう人であると思われますか？……。
湖南：康有為とは曾て東京で会ったことがあります。才力余りありますが，識量は足らないと思います。落ち着きがありません……
張：康の人となりは，学ぶところの多くの人物をその中にはめこんでしまおうとして，かえって人にすきをみせ，意外の破綻を生ずる結果になっています。まさに先生の言うとおりであります。去年の八月六日以降においても，この世の生をぬすんでいるのは理解できません。彼の事業はもう終わりではないでしょうか……。梁啓超近頃日本に行って『清議報』を設立し，口やかましく自分を弁解しているが……。
湖南：梁も一回あったことがあります。梁は上海にいるときに，自分の論著において自ら才があると衒うところがあった。日本に来てからはだいぶ自分を押さえていたようです。……明治維新後すでに三十年経ち弊害も多く出てきた。だから日本で学ぶものはその弊害を受けるものは多くて，その利益は得られないでしょう。
張：尊論極めて敬服いたします。王照と会われたことがありますか？
湖南：一度だけ会いました。気が強そうな人で短気で大事なことを任される人ではないと思いました……。

張との会談は主に康梁をはじめとする変法人士の人となりあるいは変法のあり方に及んだ。張は前述したように，戊戌変法のまさに渦中にいた人なので，その失敗の教訓を身を以て知っている人物だったので，康梁に対してはかなり厳しい意見を出していたようである。湖南もかなり激しく康梁一派を貶めているような感じがする。

Ⅳ　変法に関する湖南の論説

1　「清国改革の風気」（『萬朝報』明治31年９月11，13日『全集』２）

清国士人の間で変法自強の説は，かなり以前からあったけれども，その議論の範囲はだんだん広がってきた。咸同以来時局の急務を議論するのは，大抵外交・海防・船政・鐵路・鉱務・銭幣・税法・機器などにすぎなかった。たまたま吏治などに及ぶものもあったけれども，従前の弊害を指摘するに留まっていた。極めてまれに西洋学藝の振興などを言うものもあったけれど特科の開設で才能ある者の昇進を言うだけであった。日清戦争後，また諸列強の侵攻があり，ここに始めて，改革の機運が出てきた。特科を開き，冗兵を裁撤し，武科の制度を改め，大小の学堂を立てるが如き，最も進歩している意見を採用しようとしている。また人材も康有

為，張元濟，黄遵憲，譚嗣同，梁啓超たちの登用があり，保守派の翁同龢を罷免しようとする動きがある。ただ改革の潮流は急激なものであっても改めるべき所は改めているので，従来の清廷と同じように見ることはできない。しかし改革派の康有為や汪康年らは力量があるとは思えない。改革の主導者は必ずしも成功者ではない。太平天国の乱以後，曾国藩兄弟，胡林翼，左宗棠，李鴻章，彭玉麟らは清廷を救った。要するに，国勢危急のときには政局にある者の作用が大きな力となる。「国民潜勢力」をうまく導くようにことに当たるのが政局にある者の力だというのである。ここでは変法することの重要さを説いていながらも，必ずしも現状の動きには満足していない。

２　「支那改革説の二時期」（『萬朝報』明治31年10月27～30日『全集』２）

ここでは表題の通り，改革を二つの時期に分けて論じている。すなわち「偉大な頭脳を有し，地位有り，名望ある実力者例へば李鴻章，張之洞」たちによって旧習の刷新を望んだ時期を第一期とするが，彼らは我が国の維新の歴史を無視した者であったので成功できなかったとする。

彼らの改革は兵制より始められた。江南（江南制造局），福州（馬尾造船所）の造船，旅順のドッグなどの建設，さらに武備，水師の学堂などを設立し，さまざまな洋務運動を展開したけれども，日清戦争でこれらの効力は明らかになった。百戦百敗，一朝にして水の泡になった。

第二期においては，維新党なる者によって，その方向性が開かれるのである。

康有為一派の人士が破壊期を過ぎて建設期に入ると，彼らの行動の多くは成功するようになり，有用の人材も輩出するようになった。維新党の軽挙暴発を見てこの改革は失敗だったというのは愚かなことである。また失敗の期待するような外務官僚の発言はもっと愚かである。

ここでは明らかに湖南は康有為たちの改革を理解しようとしていたし，又期待していたように思える。

３　「支那改革助成の一手段」（『東亜時報』第５号，明治32年２月10日『全集』２）

この論説は東亜同文会の機関誌『東亜時論』に掲載されたものである。

明治維新前後の現状と中国の現状を比較することは，不倫とはなさず，我人士の中国改革に対する助成を述べようとしているのである。日清戦争の前に早くも卓見の士，有力な人たちの中に，改革は必ず行わなければならないと言った者がいた。主として，兵制の改革であり，殖産，交通機関に及んでいた。我々の中国改革に助成する手段としては，諸派の調和をはかることであり，むしり我々朝野の人士の任であろう。また我が国の状況を以て中国の状況を見るべきではない。我が国の党派分立や猜疑心を持って中国の諸派に対するべきではない。康有為に聴く者は張之洞を罵るように……。要するにただ東亜の大局に立って一日も早く支那保全の策を講じ，変法自強を促すだけである。

４　「梁啓超が政變論を讀む」（『萬朝報』明治31年12月10，11日『全集』２）

梁啓超が雑誌（『日本人』80号，明治31年12月５日）に投稿した「論中国政變」という論考に対して応えたものである。梁啓超については「年最も少く，白晳俊爽，而して志氣沈實，邦人の與に交遊する者，皆其の最も將來大事に任ずるの資質あるを道はざるなし」と言い高く評価している。梁については吉田松陰の人となりを慕い，その寓居に松陰の書字が架けてあったという。また日本名を松陰の姓と髙杉晋作の名を取り「吉田晉」としたことに湖南は興味を覚えたに違いない。

この「論中国政變」は亡命直後の梁啓超が，前述の「東邦協会」会長副島種臣，副会長近衛篤麿宛に出したものであるが，「東亜会」や『東亜時論』第１号などにも掲載されている。言うまでもなく『東亜時論』は「東亜同文会」の機関誌である。さらに雑誌『日本人』80号に「論中国政変」と題して掲載されている。日本国内における，いわゆる中国に関心を持っている朝野の人々に対して，自分たちの言い分を訴えたのであろう。その書簡とほぼ同じ内容のものが外務省記録に残されている。外務大臣大隈重信に出されたものである。ここでは『外務省記録』を参考にして梁啓超たちの考えを見ていくことにする。

> 梁啓超・王照再拝して書を大隈伯閣下に上る。啓超等羈旅の遠人を以て貴政府の不棄を承け優に保護を加へ之を庇ふに使館を以てし之を送るに軍艦を以てし餐を授け館に適し賓至て帰るか如し。貴政府に在りては則ち大義に仗り以て周旋せらる……弊国今回の政変は其原因約そ四端あり。一は曰く帝と后との争，二は曰く新と」旧との争，三は曰く満と漢との争，四は曰く英と露との争是なり。然り要して之を論せば実は則ち祇た両派あるのみ。蓋我皇上の主義は新を開き漢人を用ひ日英に聯り以て保護を求むるに在り。故に此四端を綜めて実に帝后両派を為すのみ……

と言い，日本政府の大義によって保護されたことに感謝し，戊戌政変の原因は実は四つあるが，まとめれば帝派と后派があるに過ぎないと言っている。さらに続けて

> 皇上痛心疾首せらるるも如何ともすへきなし去年以来膠湾諸港相継て割棄す。是に於いて康先生闕に伏して書を上り痛哭して事を言ひ，若し改革せされは則ち國必らす立たざるを極陳し，其言哀懇切直にして上意ち感動す。是に於て皇上変法の意益々決し四月廿三日に於て大に群臣に誓ひ改革の意を宣へ同月廿七日に於て康先生を召見し変法の略を詢はる。康先生は皇上に請ふに俄の前皇彼得尓帝の心を以て心と為し日本明治の法を以て法と為すことを以てし又因て日本変政考二十巻を進呈し詳に貴邦三十年以来改革の情形を述べ参するに弊邦特別の状質を以てし損益を斟酌して條理秩然たり。皇上之を見て益々改革の以て成就すべきを信じ将さに次第に挙行せんとす。而して満州諸大臣は変法を己に利ならすと為し共々西后の力を藉り以て之を阻撓せんことを思ふ。其満州大臣の最も奸雄なる者は則ち榮祿を首とす彼等変法を阻撓せんには皇上を廃立するに非されは不可なるを思ひ，因て西后と議を定め榮祿に命して出て直隷の総督たらしめ北洋董福祥，聶士成，袁世凱の三軍

を節制せしめ期を九月に定め皇上を脅して西后に随ひ天津に巡幸し三軍を閲視せしむ其意此の時に乗し兵力を以て皇上を廃立せんと欲するなり[39]。

この論考の中で梁啓超は，まず政変の原因を四つ述べている。すなわち①帝と后の争い②新と旧の争い③満と漢の争い④英と露の争いである。ただこれは帝派（開新派，漢人を用いる，日英と聯合）と后派（守旧派，満人を用いる，露を聯合）の対立であるとした。

そしてこのような対立は，安政慶応の時とだいたい同じであると論じ，清皇を孝明天皇に比し，西太后を徳川大将軍に比し，満州族を幕吏に比し，公武合体，尊皇倒幕を開新派に比した。そして天皇は京都に，将軍は江戸にいるが，帝も后も同じ場所にいるから互に牽制して変法運動の妨げになったという。

続いて中国の安危は地球全体の問題であり，とくに日本は輔車唇歯の関係であるのでこちらの問題でもあると言う。湖南・広東両省の愛国心切なる者三四万人が立ち上がり，変法を行えば，西洋列強諸国の侵略も難しくなると言っている。

5 「康有為等を如何するか」（『日本人』80号，明治31年12月5日『全集』4）

康有為が光緒皇帝に幾たびか上書し，皇帝国勢が逼迫するのを憂い，ついに変法を行った。そしてそのことにより康有為の名声は非常に高まり，我邦人士の中にも一種の康有為ブームが起こったほどである。しかし変法は失敗し，我が国に亡命を余儀なくされたが，親厚なる慰労と適切な忠言を寄せた者は非常に少ない。どうしてであろうか？　すなわち世俗の評価というのは，物事の勝敗に左右されるからである。

康有為のことは現実の問題であり，我国家命運と深い関係がある。目下考えられるのは如何に彼らを処遇するかと言うことである。憲政党内閣の外務当局者は彼ら亡命志士を英米に赴かせようと画策してるのを耳にする。

康有為たちの運命が明の朱舜水の運命に似ているようなところがある。朱舜水は兵を我国に求めたが，それに応じることはできなかった。今康有為たちを援助しなければ，曾ての朱舜水と同じ運命を辿らせるのか。と言っている。

ここでは康有為の日本亡命後の処置について，山県内閣や外務当局は清やロシアに遠慮して，康を海外に送り出そうとしていることに対して湖南の思いが書かれている。果たして康は翌年3月にカナダに送られることになる[40]。

湖南がこの文章を書いた時期は，すでに見てきたように近衛や同文会に繋がる人たちは康有為たちが日本に留まることを良しとしなかった。日本政府や政治家たちの考えも康有為を厄介なものと考えたようであるが，湖南はじめ操觚界の一部あるいは中国通の民間志士の中には，

39)「清人梁啓超，王照大隈伯ニ上ルノ書並滋賀参与官ト梁啓超トノ筆談」（「外務省外交資料館」B03050092600）。

40) 李廷江『近衛篤麿と清末要人』近衛篤麿宛来簡集成，原書房，2004年，67頁。近衛からカナダ行きに際して五千三百円を受け取った領収書が残されている。

断固として康有為たちを援助すべきであるという論調もあった。以下に『読売新聞』の記事「亡命の客を待つの道」を紹介しよう。

甚しい哉日本人の軽薄なるや，事成れば争ふて之を称揚し，事成ざれば交も之を詆訾す。所謂成敗を以て人と議するもの，頗る聞くに忍びざるなり，殊に其の亡命の客に対して然りとす……昨年支那の維新党が変法自強の説を唱へ，清帝を輔弼して大改革を行ふや，我邦人の之を歎賞し，之を歓喜すること，実に朝鮮の独立党に過ぎ，我政府も亦従て是が後援と為したるの跡ある程なり。然るに維新党が一朝失敗地に塗れ，首領康有為梁啓超等の遁れ来て我国に潜伏するや，我国民は彼等を見る恰も路傍人の如く，我政府も亦之を一顧せざるのみならず，唯北海道に幽し小笠原島に送らざる許りなるが如し。嗚呼我国民に自信なく我政府に方策なき一茲に至るか，而て其国民に自信なく政府に方策なくして，支那の維新党と待遇する恰も路傍人の如くするの結果，清国政府は益々改革を禁止するの政略を執るに至れり，見よ去五日北京発の電報に依れば，先頃再度清廷よりまで下したる改革派打撃令の中には，劉坤一張之洞を始め山東山西安徽の巡撫も包含し居れりと云ふにあらずや，夫れ劉坤一は討髪賊元勲の第一者流，張之洞は支那第一の学者にして総督中の最有力者，其他山東山西安徽の巡撫も亦頗る勢力者たるを失せぞ，而て今清国政府が是等の大官を罷め或は之を罰するあらんか，清国の前途は愈々危急に陥り，列強の圧迫は日に月に激甚を加うべきなり，事茲に至れば我国何ぞ独り晏然たるを得んや，若し我国民と我政府にして，亡命の清客を待遇する其失敗前と異らざらしめば清国政府も亦我に憚る所ありて，其改革派を追求すること，今日の如くなる能はざるや，或いは知る可らざるなり。思ふに現政府が亡命清客と取合はざるは，清国政府の感情を害する陸実（羯南），三宅雄二郎（雪嶺），志賀重昂，池辺吉太郎（三山）などを恐るる為にあらざるか，然れども前内閣の時大隈外相は，康，梁等が清廷を輔弼して断行せし大改革を尚継続せんことを，清国政府に忠告せしも，清国政府は却て我好意を謝し来りたる程にて，敢て是が為に其感情を害することなかりし故，今若し青木外相が亡命清客の意思を清国政府に疎通することを図ればとて，必ずしも其感情を害すと限る可らず，要するに政府が亡命清客を待つこと今日の如くなるに於ては，果して我国の利益たることを得べきか[41]。

湖南は戊戌変法に対しては極めて深い同情心と何とも言えない哀切の気持ちを抱いていた。康梁たちの変法に対する主張にも一定の理解を示していた[42]。ただ日本政府や一部の東亜同文

41）『読売新聞』1899（明治32）年1月10日号。なお宮崎滔天「三十三年之夢」（『宮崎滔天』全集，第1巻，平凡社，1971年）の中にも「何ぞ測らん昨の知己は今の知己にあらず，而も却て冠するに一大耻辱の名を以てせられんとは，世事の表裏，人情の反覆夢の如く幻の如し，實に人をして驚倒せしめんとす……」とある。康有為を香港から日本に脱出させた宮崎滔天の気持ちを考えると，日本人の熱しやすく，冷めやすい気質を考えざるを得ない。

42）銭婉約『内藤湖南研究』中華書局，2004年。

会員の“康有為駆逐論”には組しなかった。やはりそこには中国の改革に対する期待の大きさと見るべきであろうか。

おわりに

変法の成功の鍵を握るのは，「国民潜勢力」であり，これに導火線を与えるようにするのがリーダーの努めであるというのは至極当然な考えである。康有為，梁啓超たちの起こした戊戌変法は急激な改革であるが故に，人心掌握にすぐれず，「国民潜勢力」に期待することはできなかった。内藤湖南は戊戌変法失敗の原因をここに見たのである。

本稿はその前半部分において，主として新聞紙上における戊戌変法観，或いは康梁観というものを概観した。また日本における康梁たちの受け皿としての各種民間団体，就中「東亜同文会」を中心に彼等の変法観を見た。後半部分においては湖南の『燕山楚水』を題材にして，湖南と中国に知識人とくに変法人士とされる人たちとの交流を通じてすでに過ぎ去った戊戌変法について湖南の考えの一端を顧みた。最後に政変後，変法について湖南自らが語った論考を通じてその真意を測ろうとしたものであった。

ただ，まだ湖南を理解する上でのキーポイントとしての「国民潜勢力」とは具体的に何を指すのか，また当時において，それがどのような力として組織されうるのか。このような問題について明確な答えを持ち合わせていない。ただここが分からなければ到底湖南を理解することはできないだろう。今後この重い課題を背負いながら湖南の論考と格闘していきたいと思っている。

言論人内藤湖南の中国観察

――北清事変前後から，日露開戦の頃――

小　野　　泰

Ⅰ　はじめに

内藤湖南（慶応２(1866)年～昭和９(1934)年）の69年の生涯のうち，その前半生は言論人として活躍している。中央の言論界に雄飛する下地を作った『明教新誌』や政教社での時期を経て，三宅雪嶺や志賀重昂の評価を得，彼らの推薦で高橋健三の下で活躍する機会を得た。そして高橋が『大阪朝日新聞』社に事実上の主筆として招かれた際，湖南も同時に入社，その秘書役として代筆をしたり，高橋の方針の下に論説を執筆したりしている。この第１次『大朝』時代，湖南が「日本の天職」論に託した思いや，高橋の死後，自らの当面の仕事や執筆に一区切りをつけた後，心機一転『台湾日報』誌上で，台湾統治上の諸問題を総督府に向けて積極的に献策した事，帰国後は，『萬朝報』で，一転してむしろ総督府と政局の混乱（政府と民党間で，台湾関連の予算案を政争の具化した状況）を攻撃する形で，「台政の失措」を度々論じた事などは，すでに論じている[1)]。

本稿では，それらの後を受け，北清事変の前後から，日露開戦の頃までの湖南の論説を追う中で，言論人内藤湖南の中国観察の特徴を描き出す事を，その主たる目的とする。併せて，湖南の独自の文明論と言える文化史観の根底を成す観点，つまり単なる王朝交替論を否定して社会の本質的な変化を重視する時代区分論，歴史の螺旋形発展や潜運黙移の観点などの原型を，この時期の論説などから，読み取ろうとするものである。この間の活動としては，明治33年４月に『萬朝報』社を退社した後，曲折を経て『大阪朝日新聞』社に再入社，同39年まで籍を置く事になる。『萬』時代の32年と第２次『大朝』時代の35年の２度に亘る中国旅行と，それを挟んで33年に起きたいわゆる北清事変は，湖南の中国観形成を考える上で，極めて大きな影響を与えたと考えられる。やがて明治40年から，湖南の後半生，すなわち京都帝国大学での学究生活を中心に，その後の中国研究者としての，いわば伝説的活躍が歴史に刻まれてい

1）拙稿「内藤湖南と同時代――日本の天職論をめぐって――」（『内藤湖南の世界』河合文化教育研究所，2001年），同「内藤湖南の台湾観――後藤新平との接点をめぐって――」（兵庫教育大学『東洋史訪』11，2005年）

くのである[2)]。

Ⅱ　湖南の論説の分類

新聞社の論説記者としての，内藤湖南（虎次郎）の存在意義は，如何なる所にあったのだろうか。一言で言えば，“極めて重宝な存在”と言うに尽きるであろう。遡って，『明教新誌』や『日本人』・『亜細亜』の時代から，実際の編集実務にも携わっており，尚且つ三宅雪嶺や高橋健三の下で，単なる口述筆記者の域を超えた，いわば“主体的な代筆業”をも経験していた事が先ず特筆されよう。その筆の及ぶ範囲は，政論（国内政治・外交論），中国論，文化論（中国・日本双方に亘る）等をよくこなし，時折新刊の書評をもその守備範囲としていた。まず，政論における政局批判の基調は，藩閥政府への批判がその底流に流れている。それは，南部藩の支藩たる桜庭家に仕えた儒者の家に生まれ，明治維新後は賊軍の側に位置づけられ，加えて少年時代には有司専制を憎む自由民権の息吹を感じて育った事，また，明治を生きた青年の常として，当然の如く社会的正義感を持っていた為，等々と考えられる。一方で，湖南の鋭い舌鋒は，藩閥政府だけでなく，政権獲得を目指す野党（当時の民党）にも向けられた。明治30年代前半は，初期議会の頃のようなむき出しの“軍備拡張”対“民力休養”という単純な吏党（政府与党）対民党（反政府野党）の対立の図式は成立しづらくなっていた。31年６月には，第３次伊藤博文内閣を軍拡予算否決によって崩壊させ，初の政党内閣である第１次大隈重信内閣（隈板内閣）を成立させた。しかし，進歩党と自由党とが大連立を組んで結成された憲政党は，その猟官を廻る双方の衝突や路線対立から，尾崎行雄文相のいわゆる“共和演説問題”を機に混迷の度を深め，一度も予算編成をすることなく，結局同年８月から11月の，僅か４ヶ月間の短命に終わった。時恰も，隣の清国では，９月下旬に戊戌の政変が起こり，康有為が光緒帝を担ぎ出して推し進めていた変法政治は終わりを告げた。この政変断行の直接の契機の一つは，伊藤博文の清国外遊と，光緒帝への謁見に危惧を懐いた栄禄・西太后等の守旧・現状維持派の反撃であるとされている。大隈は，変法派に比較的同情的で，康有為・梁啓超等の日本への亡命を許容する姿勢を示したが，同年末に成立した第２次山県有朋内閣は，清朝の意を酌み，体よく康有為を国外に追放してしまった。山県首相は，地租増徴案を，分裂した新憲政党（旧自由党）との妥協の末，年2.5％から3.3％に増徴幅を圧縮する事によって漸く成立させ，これを財源として，“軍拡予算”を曲がりなりにも成立させる事に成功した。民党側も，列強による“支那分割”の危機と“三国干渉”の現実を目睹して，帝国自存の為の軍拡路線は一定

２）湖南の年譜については，『全集』⑭（筑摩書房，1976年）所収，659～69頁。また，小川環樹編日本の名著41『内藤湖南』（中央公論社，1971年），青江舜二郎『竜の星座』（中央公論社，1966年），三田村泰助『内藤湖南』（中公新書，1972年），J．Aフォーゲル（井上裕正訳）『内藤湖南――ポリティックスとシノロジー――』（平凡社，1989年），礪波護編『内藤湖南　東洋文化史』（中公クラシックス，2004年）等，参照。

認めざるを得なかった。加えて，口では“地租増徴反対”を唱えても，憲政党はそれを徹底できない事情があった。地租は原則金納で，地主が直接国税として政府に納入，15円以上の納入者のみ，選挙権を保持し，富裕な地主層が自由党時代からの憲政党の支持基盤となっていた。彼らの収入は，大部分が小作人からの小作料であり，米などの現物納を原則とした。この頃，米価は順調に値上がりしていたが，地租は定額であり，地主は米価の値上がりにより増収基調で潤っていき，反対に小作人は定量の米等を現物納し，実質収入を減少させていく，という矛盾した社会構造になっていた。農民や支持者からの猛反発と，選挙による劣勢・議席減を避けるため，山県との間で向こう５年間は議会を解散しない旨の約束が取り交わされた。一方，都市部の商工業者を基盤とする新憲政本党（旧進歩党，元の改進党）も，逆に間接税（営業税や流通税）の増税を恐れ，地租増徴を期待するようになる。こうして民党間の協力関係も崩壊していった。懸案であった地租増徴に成功し，戦後経営たる軍備拡張の継続に一定の目途がつくと，山県有朋は一転して政党勢力に対して攻勢に転じた。高級官僚の政党員からの締め出しを狙った文官任用令の改正（32年），軍部への政党からの圧力排除を狙った軍部大臣現役武官制，集会結社言論の自由を抑圧した治安警察法の制定（いずれも33年）等がそれである。こうした政界の混乱は，民党内部の猟官目当ての内輪もめであれ，議会対策の政府・民党間の多数派工作の末の野合であれ，国民を置き去りにした茶番劇であるとして，湖南は双方を冷ややかに眺めている[3)]。尚，『萬朝報』時代の同僚記者に，幸徳秋水がいる。秋水は，漢学の素養も深く，湖南とも比較的馬が合ったようである。『萬』の論説陣は，湖南・秋水，内村鑑三など，まさに梁山泊の趣を呈しているが，秋水の論は，内は政党政治の抱える矛盾，労働者・農民の貧困の問題を描き出し，外は東亜を巡る帝国主義列国間綱引きの現状を，的確に捉えていた。後に『帝国主義』として出版される著書の骨格部分を成す諸論説であるが，尚多分に自由主義的な色彩も残している。湖南と秋水の間でも，紙面を通して共鳴や批判のやり取りが見られ，政治思想史，新聞研究史から見ても，非常に興味深いテーマの１つである[4)]。試みに，明治33年から39年にかけて，『全集』第14巻『著作目録』単篇文所載の湖南の執筆文を表にすると，以下のようになる。

年度	『大阪朝日新聞』	日本人	その他
M33 62	34：①中国論８，②政論５，③文化・学術３	４：①中国論３，③文化・学術１	萬朝報14，秋田魁新報，地理と歴史，国力，太陽，東洋戦争實記

３）当時の政局と湖南の論調については，拙稿「内藤湖南の台湾観」（前掲）参照。

４）明治32年１月12日「ベレスフォード卿の来遊に就て」（潜夫：湖南のペンネーム），同年１月24・25・27日「ベ卿の四国同盟論」（秋水）。また，同じく明治32年６月29日「支那人雑居問題」（潜夫），同年６月30日「支那人排すべき乎」（秋水）。尚，この時期，『日本人』には，幸徳秋水の論説が何篇か掲載され，また内村鑑三の論説も掲載されている。

M34 98	92：①中国論29，②政論26，③文化・学術15	3 ：①中国論 2，③文化・学術 1	台灣日々新報，日本，太陽
M35 63	55：①中国論23，②政論13，③文化・学術10※	1 ：①中国論 1	國華，三十六年，漢文
M36 57	55：①中国論 6，②政論18，③文化・学術 7 ※		未詳，漢文
M37 44	42：②政論 7 ※		繪入日露戰記，法学新報
M38 22	19：③文化・学術 2 ※		未詳，漢文
M39 12	3 ：		繪畫，極東時論，早稲田

凡例：湖南の執筆文の篇数は，『全集』⑭の著作目録に拠る。

(1) 内訳は，掲載紙（新聞・雑誌　その他）による分類である。また，内容分類は筆者の主観によるもの。大きく中国論と政論（政局論）に分類したが，双方に重なるものもある。また，広義の外交論の場合は，中国論とは基本的に区別した。分類困難なものは，あえて分類しなかった（M33年のみ『萬朝報』14：①中国論 7，②政論 1，③ 文化・学術 6 が，年度の総数に含まれる）。

(2) M35年の※は，他に 4 篇の旅行記を示す。

(3) M36年の※は，4 月の露の第 2 次撤兵不履行以後は，ほとんど対政府外交強硬論である。

(4) M37年の※は，2 月の日露開戦までの論説（政論）7 篇と，開戦以後の論説37篇に分けている。

(5) M38年の※は，他に 1 篇の旅行記を示す。(6) 年度欄の下段は，総数を示す。

Ⅲ　湖南の中国観察

1　中国観察の概観

次に，湖南の中国観察の特徴を概観する。湖南が本格的に中国論を書いた最も早いものは，遡って明治27年の「所謂日本の天職」であろう[5)]。ここで，「夏・殷・周の三代以来，唐宋に至るまで，世代盛衰はあっても，代々の特色ある文明が，順番に変化した。此れは西洋人の基準に照らすならば，支那における進歩である。」，と指摘する。一方で，「元以下の挫折は，晋が五胡に乱された事例に類する。文明が中ごろに衰えるのは，後の大成を待つためで，愛新覚羅に継がれるのは，唐が漢・番・西域の開化を集めて大成したのと同じである。」，とする。そして，もし，支那が守旧であったとしても，「西洋文明を我が国が支那に紹介すべき資格はない。支那は我が国より旧く西洋と交際しており，マテオ＝リッチの後，我が国が鎖国の状態にある時，康熙時代には天文学・科学技術美術工芸品や貿易品も，いずれも我が国に先んじて盛んとなり，今日でも生員を派遣して西洋に留学させており，必ずしも我が国経由で西洋文明を学ぶ必要はない。」と，皮相な日本先進論に反論する。そして，西洋文明の利害得失を提示した上

5）明治27年 8 月25日発行『二十六世紀』第 7 号（『全集』②，127～35頁）。この論文を新聞紙上に掲載できなかったところに，湖南の苦衷を察することができる。

で，湖南は今一度支那の文明を相対的に評価してみせる。「支那は今は汚れ，衰えているけれども，前時の文明に対する典籍は汗牛充棟，まだまだ繹ねることができ，味わうべきものが多くある。」と述べ，印度の哲学や思想に比べて，平実穏健だが，猶十分味わうべきものがある事を強調する。最後に，だが「日本の天職は支那と西洋の文明の媒介者にあるのではない，日本の文明・趣味を天下に風靡し，坤輿文明のために貢献する事にこそあるのである。」，と結んでいる。湖南の論の特徴は，支那文明の進歩的側面を評価し，西洋文明と相対化して捉え，日本独自の文明的貢献のあり方を提言した所にある。次の「地勢臆説」は，学問的に深く中国の歴史や社会を考察する際の，視点・方法論を述べたものとして，その出発点ともなるべき重要な論説である。まず始めに地勢と人文の相関関係を掲げ，本邦の地気が関西から関東に移った事を述べる。次に，清代の考証学者趙翼の「長安地気説」を紹介する。ただしここで，湖南は洛陽→長安→洛陽という地気の推移を付言する形で，この説を補強している。また，顧祖禹の「燕京論」を引き，その繁栄は地勢によるもので，人文はまだ備わっていない，とする。明初，馮国用の策で，江南で地気のある金陵に定都した事，明末にも江南に地気が備わっていたことを，計東の「籌南論」，章潢の「南北強弱論」，顧祖禹の「揚州経営論」を，それぞれ引用して歴史と地勢の関係を，興味深く論じている。また，「日本の天職と学者」と併せた３篇は，初期を代表する三部作である[6)]。

さて，明治31年の９月以降，康有為を中心とした変法はやがて政変に遭い，一頓挫をきたす。年末までの４ヶ月間，湖南は変法を支援する数本の論説を書いている[7)]。湖南が，実際に政変以前に書いた論説は，「 清国改革の風気 」のみであり，その後も政変後の情勢を一喜一憂

６）「地勢臆説」は，明治27年11月１・２日（『全集』①，117～25頁），「日本の天職と学者」は，11月９・10日（『全集』①，126～33頁），いずれも『大阪朝日新聞』掲載。「地勢臆説」で展開された「地気説」や，「文明中心の移動説」は，『大朝』に明治29年４月17日から11月29日にかけて，32回にわたって連載された「関西文運論」の重要モチーフとなっている。その「序論」で，この点が改めて集約して論じられている。「文運論」は，30年に『近世文学史論』と改題の上，東華堂より出版された（『全集』①所収，1～140頁）。

７）「清国改革の風気」９月11・13日（『全集』②，517～22頁），「支那改革説の二時期」10月27・29・30日（『全集』②，230～35頁），「康有為等を如何するか」12月５日（『全集』④，419～22頁，『日本人』第８号），「梁啓超が政変論を読む」12月10・11日（『全集』②，538～43頁）。井上裕正氏は，「支那改革説の二時期」が，清末の内発的な改革運動を，洋務運動と変法運動とに区分した，最も早いものである，として高い評価を与えている（『清朝史通論――内藤湖南』東洋文庫571，平凡社，1993年，解説385頁）。尚，『日本人』は，早くから変法運動に注目しており，明治29年には，３回にわたって，胡燏棻の「上変法自強条陣疏」を，全文書き下しにして，紹介している（27～29号。９月20日・10月５日・10月20日）。胡は順天府尹。詔に応じて，光緒21（明治28）年閏５月に出されたもので，採択分九摺の第一位に置かれた。「籌餉」・「練兵」が２つの柱になっている。因みに第二位は，康有為の「第三上書」であった。小野川秀美『清末政治思想研究』（同朋舎出版，1960年。ここでは，みすず書房版，1969年）115～16頁参照。また，大谷敏夫「清末経世思想における二大潮流――科挙・学校制度・経世文編との関連において――」（『東洋史研究』第50巻第２号，1991年，12～13頁。後，同氏『清代政治思想と阿片戦争』同朋舎出版，1995年所収）参照。

した論調のものはない。この間の論調は，我が国の幕末・維新史を例にとり，改革は必然的で，しかもいくつかの段階を経て実現すべき事を，一貫して述べている。年が明け，翌明治32年になると，変法以外の要素・視点から，支那の政治的・社会的状況や列強の関与の仕方を，第三者的な立場からやや客観的にとらえている[8)]。そして，中国への第一回目の旅行を敢行する[9)]。この旅行記は，やがて関連の数篇の論説を添えて，『燕山楚水』として出版され，これにより，湖南の中国問題研究家としての地位と名声が確立した，とされる。帰国後半年足らずの33年３月，湖南は『萬朝報』を退社する。湖南は，中国問題担当の論説記者として筆を振るったわけだが社長黒岩涙香の方針は，徹底した政府攻撃と露悪主義であり，湖南の筆のさえや内容の深まりとは，次第に距離を置きだしたと考えられる。『燕山楚水』はこの年の６月に博文館から出版されている。元『萬』の実力記者の肩書きと名声は，出版に当たって大いに力を発揮したと思われる。湖南による，これら中国問題へのアプローチの特徴は，政治改革によるプログラムに限定せず，より根本的に，支那の文化そのものを理解せよ，との主張に辿り着いた所にこそ見出せる。それは，当時「支那問題」を言い，且つそれに携わる者が，あまりにも一知半解で，その皮相な面しか認識しておらず，短慮かつ悪しき功利主義の観点から支那を見下し，誤解していたためであろう。そこで，より本質的に支那を理解するため，文化事業・学術研究として，支那とつきあう覚悟を提唱したのである。尚，『萬』退社の前後に，文廷式が来日している。文は，前年，第１次中国旅行の際，上海と漢口で二度湖南と歓談している。湖南は，来日した文の元を，３月１日には大内青巒，同17日には那珂通世・白鳥庫吉・桑原隲蔵を伴い，引き合わせている。文から内藤宅を訪れもしている。これらは，文の「東游日記」に詳しいが，湖南の高弟神田喜一郎にこの間の経緯を記した文がある[10)]。文との再会は，湖南に中国問題を究めさせる，決定的な動機を与えたと思われる。又，この時，湖南は，早稲

8）「清国最近の形勢」明治32年１月14日（『全集』未収録），「支那の現勢と我が外務の方鍼」１月28日，（『全集』未収録），「清国改革の風気未だ熾せず」２月９・10日（『全集』②，558～62頁），「支那改革助成の一手段」『東亜時論』５号，２月10日（『全集』④，423～27頁），「列強は果たして支那を瓜分すべきか」４月２・６日（『全集』②，592～96頁），「東亜同文会の清国派遣員」４月30日（『全集』未収録），「漢口の商工業」５月11・13日（『全集』②，597～600頁），「英國の支那保全」５月25・27日（『全集』②，601～７頁），「支那人の一統思想」６月20日・７月５日『日本人』93・94号（『全集』②，171～77頁），「清國の公武一致時期　並に此際に於る我邦の用意」７月29日（『全集』未収録）

9）この旅行に関して，著書『燕山楚水』（明治33年６月，博文館。『全集』②，１～178頁）と，旅行記（日記）「己亥鴻爪記略」（『全集』⑥，327～47頁）を残した。また，『文廷式集』全二冊（中華書局，1993年）には，「東游日記」（関連は1164～74頁）と共に，「筆談」（同1478～81頁），「年譜」（同1506～07頁）を収めており，興味深い。

10）山田辰男編『近代中国人物辞典』（霞山会，1995年）では，湖南の中国旅行は東亜同文会員の肩書きで，と記されている。また，文廷式の招聘も，東亜同文会と記している。神田喜一郎「内藤湖南先生と文廷式」（『神田喜一郎全集』第９巻〈『敦煌学五十年』〉，1974年，376～85頁）。明治37年，文の死に際して，湖南は『大阪朝日新聞』に追悼文を載せている（10月７日付）（『全集』未収録。ただし，「内藤湖南文補遺（一）」『書論』第14号，1980年に収録）。

田大学の講師陣に名を列ねていたという[11)]。

その後，紆余曲折を経て，湖南は古巣であり，かつ年来の主張と最も近い大阪朝日新聞社に再入社する訳だが[12)]，これは二つの意味で重要である。一つは関西が，古くからの学術・文化の中心地であり，様々な意味で湖南が後に京都帝国大学で学究生活に入る折りの布石となった点である。今一つは，大阪が当時の経済の中心地で，中国との結びつきがとりわけ強かった点である。そこで，政商という立場によらず，中小の商工業者による健全な経済上の中国進出が，湖南が考える望ましい形での日中両国の間の自然で且つ強固な相互提携の関係を作り上げる基礎になると考えていた事と結びつく。『大朝』の読者の多くは，まさにこうした中小の商工業者達であった。この頃から，湖南の文体が平易になっていくのも，この故であろう。湖南のメッセージは，より具体的な人々に向けて送られていくのである。湖南が『大朝』で筆を揮いだした頃から，北清事変が深刻化する。これは，清朝体制の矛盾に，列強の干渉が加わって一挙に燃え広がった訳だが，日本にとっては，事変後のロシア軍の満州からの撤兵不履行問題が，最大の懸案事項となり，脅威となった。そして遂には日露戦争へと至るのである。このような情勢下，湖南は35年末から２度目の中国旅行を行い，時局柄満州を視察し，これ以後いわゆる主戦論を固めるに至った，とされる[13)]。

２「清国改革難」

こうした時期の，湖南による「中国観察」の到達点は，「清国改革難」である[14)]。この論説は，明治34年９月14日から29日まで，計12回に亘った連載で，これにより，当時湖南が抱いていた中国（同時代としては清国）に対する観方がほぼ理解できる。全体で３つの柱からなっている。以下，各回の内容を要約する。

11）第１回中国史学国際会議　挨拶　早稲田大学総長　奥島孝康，2000年９月14日（『中国の歴史世界――統合のシステムと多元的発展――』中国史学会　代表　佐竹靖彦，2002年，728頁）湖南は，「大隈伯を支那に游ばしむべし」との論説を寄せ（明治32年６月22・25日，『全集』未収録）中国での教育改革と文化交流に大隈が適任である，と持ち上げている。また，東亜同文会のうち，旧東亜会系は，東京帝国大学と共に，早稲田大学の学生・学生出身者が多く，湖南の学識と教育力に期待したと思われる。因みに，早稲田の清国留学生受入は，明治32年からである。尚，待遇や講義形態等は未詳である。

12）『大朝』再入社の経緯は，明治33年６月27日，「池辺三山から，上野理一へ宛てた手紙」（『上野理一伝』534～35頁，朝日新聞社，昭和34年12月25日）に，一部が記されている。

13）主戦論の経緯については，17）で後述。この時期，湖南には早稲田大学の高田早苗等の意向で，再び講師（清朝史講義担任）依頼がきている（『全集』⑥「禹域鴻爪後記」９月24日，350頁）。また，第一高等学校長の狩野享吉からの招聘依頼があったが，『大朝』の内部事情や，同郷の有力者からの説得もあり，結局断念した話は有名である。

14）『全集』③，283～304頁。こうした長期連載物は，新聞の記事としては必ずしも珍しくないと思われるが，『大朝』は特に清国物に力点を置いていたようである。例えば，日清開戦直前の「清国の大勢」（明治27年７月３日～８月30日，計13回），戊戌政変直後の「清国革新難」（鳥居素川：明治31年９月28～10月８日，計10回）等がある。特に後者は，論題や構成など，湖南が「改革難」を執筆する際に，参考にした点が多いと考えられる。

（1）（第1回を指す。以下同じ。）まず前提として，我が徳川中期以降の衰退の歴史に照らし，混迷する支那の現状も，歴史的に観察する必要のあることを言う。龔自珍や魏源は，警鐘は鳴らしたが，時代の新局面は動かさなかったと，先駆者として評価しつつも，限定的な位置づけをしている。その後，髪賊（太平天国）の乱で禹域（中国）の3分の2が荒れ果てたが，清朝は曾国藩・胡林翼・李鴻章・左宗棠の活躍や西洋の力を借りて，やっと平定した。李の幕中に在った馮桂芬は，『校邠廬抗議』を著し，姑息を斥けて根本からの改革を唱え，康有為・梁啓超の改革案等，近時支那改革案の意見も，すべてここに淵源すると，最大級の賛辞を与えている。さらに湖南は，馮が泰西数学に通じるなど，科学的な思考を有する点と，戦時下に於いて上海の救援に自ら赴くなど，身を以て行動している点を，高く評価している。しかし，馮桂芬の問題意識を生かす事はなく，変法自体は上からの改革と，偏狭な態度が，改革に一頓挫をきたした，とする。

（2）そして，表題に徴して清国が改革する道筋は，「単純なる自強策の失敗には懲りたはずで，改革を欲する場合はまず変法によらなければならない」，と述べ，改革派の巨魁李希聖が，清人が“中国”と自称自尊する事の不可を言うが如く，清国が改革主義の正路に向かう現状を認めつつも，「“弊害の三大端”すなわち“政事・産業・社会”の改革難がその前途に横たわる。」，と述べる。

（3）最初の「改革難」たる政事上の最大の弊害は，“胥吏”の介在と跳梁にある。「胥吏の一日の不在は，一日の吏務や行政の停止を生むから，剔除が困難」なのである。

（4）次に，“中飽”の弊がある。「改革論者は，その杜絶策として官俸の増加を主張するが，もし実行されても積習は急には除かれないので結局は生民への二重負担を将来する事」，を述べ，更に，「俸禄増加に伴う財源の確保が難題であり，新規の財源開拓は急場には間に合わず，また民怨を買う恐れがある。」，と。そこで，経費節減論が力を得る。しかし，「戊戌変法の中断により，九卿衙門・河道・漕運・塩務の諸官や，併置地方での総督・巡撫の減員は，実際には裁撤されず，また今まで苞苴（賄賂）により支えられた官吏の生活が，一朝にして変じて廉吏となる事の困難さ」，と，加えて「“列国に対する償金”が，清国財政に窮乏の上に更に窮乏を加えるものである事」，を訴える。「此の三難が，清国政治改革の前途に横たわる大荊棘であり，快刀を揮ってこれを芟除する道は，全くない訳ではないが，現在の列国が関与する情勢ではその機運に到達しないのを慮る」のみであるという。

（5）「政治の改革は財政の刷新より急なるはなし，刷新後に工商の興起も官吏の増俸もその資を得られ，そこで学堂の設備も人材の登庸も措置され，胥吏の剔除，中飽の杜絶に及ぶ事が出来る。」，と，財政改革の緊急性を力説する。以下に，清国財政の構造的問題を論じる。「清国財政の弊は，往々にして，太平天国の乱・釐金の徴収以後を以て最大要因としている。しかしその由来は，遠く其の盛世に萌芽するものがある。清朝の入関，北京への奠都は，東夷の酋が遽に中国の主となったもので，恰も水呑百姓が忽ち大名の家を襲いだ

のに似ている。清朝は，其の財政上の節省に甚だつとめ，多くの贏余を生じたが，これは我が邦慶長・元和の後，幕府が諸侯の財政に余裕が生じるのを恐れ，毎に土木興作を命じて財を散じさせようとした故事に比し，しかもそれより遙かに大規模であった。」，と。ここで，「本朝入関以後，外廷・軍国の費は略ぼ規模が等しいが，宮中服用に至っては，非常な節倹を行った。」，との康熙帝の言を引き，其の結果，「康熙末年には戸部の余剰金は五千余万両，雍正中には六千余万両に至り，雍正・乾隆年間にしばしば西北遠征を行い，数千万両を費やしたにも関わらず，乾隆中には七千八百万両の余剰金を積んだ事がある。」，と例証する。ところが，此の如き財政の余裕は，一種誤った政策を生み出した。「富を民に蔵す」という“仁政”を施した事である。具体的には「康熙から乾隆にかけて，地租を十数次も免じ，戸口調査を廃し，丁税を地租に加えて定額に固定した事，また，兵士の糧俸を増加した事，等である。名臣阿桂は，後来に財政の患を貽すもの，と反対した。果たして，宗室・旗人の繁殖，租税の未進，銀価の変動，等により財政日に苦しみ，道光末年には定額四千五百余万両に対して三千七百余万両の収入に止まった。こうして，政府の収入は定額を超える事は難しく，其の間に水旱の災があれば，未進や免租で之を済わざるを得ず，定額以上の収入ある部門も，皆官吏の中飽に帰した。加えて物価が次第に上昇した。一例として，順治中に瓦木匠の賃金は一人二十八文だったものが，道光の初年には一人八十四文と，三倍に上昇している。」，と，これまた例証する。つまり，「戦乱大事変がなくとも，其の窮乏の趨勢は免れなかった」，とし，これに「太平天国の乱や釐金の徴収が拍車をかけたのだ。」，と論じる。ここから，具体的な財政改革に目を転じる。「アメリカの独立革命の際のように，印紙税のような新税を興し，釐金に代えようとする議論は，反て人民の煩累を増すだけで，実収増もほとんど望めない。」，と新税の難しさを述べる。しかし，「海関税は極めて良好な発達をなす一税目である。」，と海関税の運用がすこぶる良好な点を評価する。

（6）「海関が設立されてからは四十年に過ぎず，毎歳の収入も当初は六七百万両に過ぎなかったものが，今は二千二百万両に上っている。是は，管理の善き事が，他の税目に及ぶ所でないためであり，総税務司ロバート・ハートの掌握する所に係る。」，とする。「外国人は勤敏で職務に忠実な事は，清国官吏の比べられる所ではない。」，という。それは，「其の生まれ育った社会が異なり，俸給が多いからとはいえ，私に中飽する事がないからだ。」，という。「清人の間にも，財政の利弊について，“中飽”や，“涓滴公に帰す”，等の成語がある所から，逆に問題点を充分認識している事が類推できる。実は，乾隆以後，財政改革が試みられている。塩法では，陶澍・曾国藩が釐革（改革）したけれども実施は淮南地方に止まり，地租の整理では，左宗棠は湖南でこれを始め，胡林翼が湖北で倣い，後に左は浙江でも実施，李鴻章が江蘇で，近年李秉衡が山東でそれぞれ倣い，実績を挙げているが，結局は人治主義に陥っており，長期的な継続性は疑わしい。常に朝令暮改の有様で，

恒久の制が確立しない」，との当時の情勢をも慨嘆する。次に，塩税・鴉片税・釐金の推定税収と実徴額の差を列挙する。「塩税は一億四千万両で，塩商と折半すれば七千万両の収入に対し，実収は千三百万両で，五分の四が中飽に帰している。内地産鴉片税は，十数年前の西人の調査では千八百万両，近時の産額では二千余万両に対し，実収は二百二十余万両で，鉅額が中飽に帰している。海関税が五分税で，実収は三分に過ぎないが，二千二百万両を得ているのに対し，釐金は一割税で，実収は更に付加されているはずである。しかし，この釐金の実収は千三百万両に過ぎず，少なくとも三分の二以上は中飽に帰していると推知される。かく考えれば，地租には一切手をつけなくても，一億万両以上の増収は決して難からず，若し，地租整理を実行すれば，現在の収入に比して，一億五千万両以上の増収を見込める。」，という。そこで，清国有識者の言を援用して，「各所の衙門には外国人の材力ある者を聘用して，塩税・内地鴉片税・釐金等を，海関税を例として整理に着手させれば，五七年間のうちに財政再建に望みが出てくる。」，「その後，成例が一定すれば清国官吏にも実務や清潔なる生活を会得させ，継いで，学堂出身の人材を充てさせれば，財政整理の效も挙がり，改革の基も始めて建つ。」，との論を展開する。

（7）「清国で行政改革を実行しようとすれば，この外に妙計はない。そしてこの方法は，清国のみならず，外国人にとっても安全な道なのである。」，と。湖南はこのように，清国の利弊を深く洞察する一方で，冷徹な現実主義者の眼も持ち合わせている。前回の最後の部分，「財政の整理・改革が，現状では外国人の手によらなければ困難である。」，との件がそうである。更に，「清人が一日財政の余裕を得たならば，先ず軍隊訓練の費に投資し，それに稍成功すれば，必ず雪恥復讐の挙に出る事」，を予想している。ただ，「幸いにして，現在の情勢は，清人には自ら財政整理を行う資質無く，其の外国人の整理によって生じた財政の余裕は，清国政府が平和の事業を進め，文明政策を普及するために投資すれば，列国に対する貿易の発達を促し，列国の利益も増進し，双方にとり，一挙両得である。」，という。しかし，「清国の外国人利用策を妨礙するものは，実は外国人である。ここでは，列国それぞれの勢力範囲の政策を墨守するため，塩税の管理については独逸が認めない。かくして，列国が支那分割による将来の利得を夢想している間は，新規事業を興す事も不可能であろうが，ただ各省督撫が其の管内に於いて，適宜に実施し，外国人に当たらせる事は可能である。」，とする。ここは，北清事変の際の張之洞・劉坤一らによる東南互保協定の成立といった事態を踏まえての論であろう。

（8）２つめの「改革難」たる産業上の利弊は，政治よりも更に困難かもしれない。と最初に展望する。その理由として，「清国有識の督撫は，西洋の殖産興利の事に倣うべきを察し，諸種の製造紡織の局廠を設けた者も多く，歴史も浅くない。しかし，張之洞や李希聖も，真の工業化の意味を理解しておらず，一般に清国では，一工業に鉅費を投じ，直ちに実效を収めようとする傾向がある。」事を挙げ，あるいは，「採算や効率という観念に疎い。故

に，清国今日の問題は，工業の必要と否とに在らずして，清人に工業国民の資質在りや否やに存す。」，と指摘する。

(9)「支那人が世界無二の好労働者たる事は，久しく已に定評あり。然れども，好労働者が同時に好職工たるべきや否やは，猶疑問たらざるを得ず。」，と述べ，その理由として，「文明国の工業に必要な，機械力利用の習練に適した熟練した職工の確保が困難な事」，と，「自らの職業に執着心を起こす事が殆どなく，熟練して賃価の増加を期待しようとせず，傭賃の高い所に移る事をはばからない傾きがある事」，を挙げる。また，支那人の習慣として，「公事公物の管理に不忠実で，工場の整理を保ちがたい事」，「工場の監督者に以外の費用を要する事」，を指摘する。そこで湖南は，「エリートのための学堂教育以外に，工業教育の必要」を訴える。しかし，「ここで矯正できるのは職工能力の具備と公事管理の精神」に過ぎず，「職業に対する執着心及び其の仕上げに注意する風の養成などには，必ず数十年の歳月と，社会風尚の変化が加わらなければ，近世の所謂工業国となる事ができない。」と強調し，「その困難さは，政治上の改革に遙かに勝る」，と断じている。

(10) 最後の「改革難」たる所謂「社会の弊害」は，「婦人の纏足，盗心，賭博，幼児女の売買，衛生観の欠如などを指すのではない。もとよりこれらは悪習だが，末端のそれ」，であり，ここではその「社会弊害の根柢」，を問題視するのである。湖南は，「支那の社会組織で最も重いものは，郷党である。国民も，郷党の烏合体に過ぎず，国民共通の観念に乏しい。すべての基礎単位が郷党であり，生命・財産の保護も郷党が自ら行い，盗賊に備え，義荘・義学を設けるのも郷党である。郷紳も則ち郷党の勢力を代表する者で，実際の民心を繋け，実際の統治を掌る。此の如き社会組織を以て，近世文明社会の上に建てられたる邦国と，同一の歩調を取るのは，亦至難の業である。」，という。

(11) 逆に「其の利点は，即ち其の地方自治体の完備であり，一郷を以て天下を為す事ができる。太平天国の乱時，湘潭県湘郷の人々の事績は，曾国藩の文章に詳しい。乱鎮圧には，八旗兵や緑営兵よりも，郷勇が活躍し，国防の任に当たった事」，を的確に指摘する。

(12) 一方で新たな問題点として，「太平天国の乱が起こり，其の混乱が大きかったので，郷団の力だけでは州県城鎮を防御できず，また流民游手を収容し，匪賊に投ずるのを防ぐために設けられた長江水師や楚勇・皖勇なども，純粋な郷団自護の組織ではなく，召募の傭兵となった。乱後は多くを解散したが，游勇の害，各種会匪の淵源となり，郷団自衛の萌芽も乱によって頓挫してしまった事」，そして，「郷兵から国民兵へ，あるいは社会組織に於いての国民共通の観念は，未だに形成されていない事」，を指摘する。ただ，同時に「近頃清人の間に，保国・保種・保教という，列国に対する敵愾心や国民意識が，漸く認められるようになってきた事」，も評価する。そこで「官府は着実に政治改革と相表裏し，交通・衛生・備荒・慈善事業など，郷党単独の力よりは更に大きな力が有効である事を示す必要があるが，これには五七十年の歳月がかかる。」，と，これが長期的課題である点に触

れた上で，さしあたって「最も切実な問題は，警巡と訟獄で，成例の制定を外人に委ねるに最も便利なものである。他国の障礙に遭って終わったが，北京での我が邦人の警巡養成の成功例がある。また，上海混合裁判制度は，外人に偏袒して，支那人の権利は毎に抑えられ気味だが，支那人は猶，其の断獄を本国官吏の手に委ねるよりも，混合裁判制度を望む事実がある。警巡で人民を保護する実効を示せば，兵勇を良民から抽くことができ，訟獄で人民の信頼を得れば，公共事業に資を出す途を啓く事ができる。」，と，現実に最も有効な社会改革の手段を提示している。したがって「この二事に着手するのは，現在の支那社会組織の転機に於いて，最も切実で行い易いが，帝国主義列国間の綱引きで，進行を阻げる要因も多い。」と，多難な前途も予想している。最後に湖南は，「吾輩が清国の改革に於いて其の難しとする所は，改革に対する熱意如何に在る。是は清国当局に存し，清国を誘掖するの任ある国民に存す。」，と全体を締めくくる。

内容的には，（3）～（7）が，財政の問題で最も詳しく，（8）～（9）は，清国が産業立国に雄飛する素地を有しているかを論じ，(10) ～ (12) は，湖南の中国論の特色を示す，郷党・郷団を重視した基層社会論である。ただしこの両者は，ここでは必ずしも肯定的には描かれていない。この論説は，明治44年の『清朝衰亡論』，大正３年の『清朝史通論』に比べるとはるかに簡単で，また荒削りな所もあるが，明らかに両書に繋がる内容を備えた物である。清朝史の研究者として出発した湖南の，言論人時代を代表する１つの記念碑的到達点とも言い得る論説であろう[15]。

以上見てきたように積み重ねられてきた湖南の対中国観は，台湾時代の実際経験や中国旅行での直接の見聞に加えて，「所謂日本の天職」の中で「前時文明の跡はその典籍の存する者，汗牛充棟，未だ全く繹ぬべからずとせず」，と力説した通り，早くは日清の役の際の「地勢臆説」・「日本の天職と学者」等，また変法の時期には，「清国改革の風気」，「禹域鴻爪記」，「支那調査の一方面」，「読書に関する邦人の弊習　附漢学の門径」，「支那人の一統思想」，「清国創業時代の財政」，「清朝興衰の関鍵」等で，明清時代の経世思想家の議論を中心に，その漢籍に関する非凡な造詣を，遺憾なく発揮している。それも，単なる博学自慢の域を超え，湖南の中で十分に咀嚼され，見事に今日的な意味を伴って眼前に提示した所に，湖南による史料捌きの

15）井上裕正氏は，ジャーナリスト期の湖南の論説のうち，これら両著の下地を成したものとして，「清国創業時代の財政」と，「清朝興衰の関鍵」の２篇が，清朝史に関する学問的な論文であり，湖南の清朝史に対する関心がもはやジャーナリストの域を超えて学者のそれであった，と評価する。（前掲『清朝史通論』解説386頁）「財政」では，歴代の食貨志を通観した上で，清朝の『実録』・『東華禄』・『会典』に拠り，また魏源の『聖武記』により，問題点を提示する。「関鍵」では，章潢の『図書編』，計東の『籌南論』を引き，また魏源の『聖武記』に拠り，衰退の原因を探した。

卓越した天才を感じるのである[16)]。

Ⅳ　おわりに――湖南の主戦論と，今後の展望――

後年，湖南は，「日露戦争の前後」と題した回想録の中で，当時の情勢と自分が主戦論を説くに至った理由を述べている[17)]。そこで，湖南自身が「いかなる事があっても，主戦論でいこうと決意した」，と述べているので，湖南の立場に議論の余地はない。この当時，各新聞紙が，対露強硬論や穏健論に分かれて世論を賑わした事は，よく知られている[18)]。湖南の主張も，個人の思想の所産というよりは，むしろ当時のナショナリズムの奔流の中に位置づけるのがより自然な捉え方ではないか。湖南が所属していた『大阪朝日新聞』は，『東京朝日新聞』や陸羯南の『日本』新聞と共に，対外硬の中心をなしていた[19)]。社説を含む湖南の論説の多くは，編集会議を経て掲載されたものであり，この点を，まず押さえておきたい。湖南の主戦論は，明治35年10月から12月にかけての第２次中国（満州）旅行が契機であり，ロシア官憲の横暴ぶりに憤慨しており，また，地政学的に日本にとって脅威となる，との思いが大きかった[20)]。た

16）具体的な引用例としては，「地勢臆説」で既に趙翼の「長安地気説」，顧祖禹の「燕京論」，計東，章潢などがある。「改革の風気」では，曾紀沢の「先睡後醒論」，陳熾の『庸書』，顧炎武の『日知禄』など，「邦人の弊習」では張之洞の『勧学篇』を，「一統思想」では，顧炎武の『天下郡国利病書』，陳熾の『庸書』などを引用している。ほぼ同時代の清人の著書にも，広く目を配っている。紀行文の「鴻爪記」と，論説「一方面」・「邦人の弊習」・「一統思想」の三篇は，『全集』②の『燕山楚水』所収（それぞれ，1～110頁，162～65頁，166～70頁，171～77頁）。また，「財政」と「関鍵」の二篇は，『全集』⑤の『清朝衰亡論』に附録として所収（それぞれ，261～77頁，278～90頁）。

17）「日露戦争の前後」（昭和３年４月17日，『全集』②，745～52頁），「新聞記者打明け話」（昭和３年４月17日）「……その間において朝日新聞はともかく新聞の主義としては強硬論を唱へたので，その問題の結果としては開戦をも辭しないといふことを主張したのである。……その時に自分は朝日新聞から滿洲に派遣された。……短時日ながら，この視察は自分らに滿洲問題に對する確信を與へたので，それから自分はいかなることがあっても，露國の南下政策に讓歩してはならぬ，日本は國運を賭して，これと爭はねばならぬといふ主張を決めることになつたのである。……」，と述べ，その後で，開戦前に，日露間に十分な諒解がなかったために，数万の人命と数十億の費用をかける結果となった。その教訓を生かし，その後は「日露親善論」を唱え出したこと，「間島問題」に関する調査のため，外務省の嘱託を受け，39年７月に『大朝』を辞したこと，終始問題解決に尽力した外相小村候（寿太郎）と，北清事変以来非常に東亜問題に骨を折り，党派に拠らず，常に国論の中心として尽瘁しながら，開戦直前に急逝した近衛霞山公（篤麿）の功労を思い，回想している。

18）当時の新聞の論調については，西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』（至文堂日本歴史新書，1961年），山本武利『近代日本の新聞読者層』（法政大学出版局，1981年→2006年復刊），同『新聞と民衆』（紀伊國屋新書，1973年→2005年復刊）等参照。

19）当時の対外硬運動については，酒田正敏『近代日本における対外硬運動の研究』（東京大学出版会，1978年），石田雄『明治政治思想史研究』（未来社，1954年）等参照。特に，36年８月に結成された対露同志会は，大きな影響力を持った。

20）当時は一般的に，山県有朋が明治23年に唱え始めた「利益線と生命線」の考え方が，大きな影響力を持っていたと考えられる。加藤陽子『戦争の日本近現代史』（講談社現代新書，2002年）は，この考え方がいかに形成されたかを考察し，参考になる。

だ，湖南の論調は，声高に対露強硬論を張る向きとは，明らかに異なっており，歴史的に満州の位置づけを行い，筆を執ったと概観できるのではないか。現実的に先端が開かれた場合の問題点等に思いを巡らして，満州問題や清廷・韓廷への対応に言及したものである。

新聞社が全く中立な存在なのかは，今日でも度々議論のある所である。湖南と同時代で活躍した朝日の記者について眇観してみると，例えば『大朝』の西村天囚は，張之洞や劉坤一とも交流があり，曾て甲午の役（日清戦争）後，秘かに陸軍参謀本部ルートでの日清関係改善交渉に携わっていたことが知られている。日露開戦直前の天囚の論説は，社を代表して，国民に向けて，あるいはロシアに向けて，開戦の決意を促す論調である[21)]。また，『東朝』の池辺三山は，対露強硬論者達の「大学七博士意見書」を他社に先駆けていち早く全文掲載しているし，桂太郎首相に対しても，再三再四，開戦を明言するよう，様々に働きかけているようである[22)]。いつの時代でも，新聞等の言論界の論調が，国民の心情を正確に映しているかどうかは，判断が難しい。二月の開戦直前でも，国民が内心戦争を厭がっていた事は，当時の著名な日記から，その一端を窺う事ができる[23)]。勿論，非開戦論を主張し続けていた新聞もある。『東京日々新聞』は政府系で，当然外交手段による解決を唱えていた。『毎日新聞』は，島田三郎や木下尚江が，キリスト教的人道主義から戦争に反対していた。『萬』は，既出の幸徳秋水・堺利彦は社会主義の立場から，内村鑑三はキリスト教を信仰する立場から，それぞれ戦争に反対していた。最終的には，こうした各社も，「開戦やむなし」の論を掲げるに至るのだが，“外交による解決”を唱え続けた人物が，“露探”（ロシアのスパイ）視されていくなど，多事争論の風は存続し得なくなり，表面上は開戦論一色となっていった[24)]。こうした背景の中で，人々の視点が，認識の重点が，清国（支那）の改革を論ずるよりも，戦中・戦後の“日本の国益”を考える一環へと，急速に移っていき，且つまたトーンダウンしていったと考えられる。戦後は，湖南の中国観察も，独自の深みを加えていくが，同時に当然“日本の国益”をも踏まえた傾向を帯びていったと思われる。

言論人内藤湖南が，中国研究者となってからの活躍は，改めて詳考する必要もないであろう。言論人時代の諸活動や蓄積が，その後半生の骨格を形作った事は，周知の事実である。優

21）西村天囚に関しては，陶徳民『明治の漢学者と中国――安繹・天囚・湖南の外交論策――』（関西大学出版部，2007年）参照。また，『大阪朝日新聞』明治37年１月６日「決裂の機」，１月９日「李鴻章の密電密約案を読む」等参照。

22）『上野理一伝』（朝日新聞社史編修室，1959年）565，575～76頁。池辺一郎・富永健一『池辺三山』（みすず書房，1989年），黒岩比佐子『日露戦争　勝利の後の誤算』（文春新書，2005年）等参照。

23）原奎一郎『原敬日記』（福村出版，1981年）第２巻，明治37年２月11日，90頁。また，『ベルツの日記』も有名。

24）ロシアの満州からの第３次撤兵が不履行となった10月８日以降，『萬』が８日，『毎日』が10日，と相継いで非開戦論の主張を取りやめ，『東京日々』も開戦直前の２月６日，ついに非開戦論の旗を降ろした。幸徳・堺・内村が『萬』の開戦論への転換に際して，『萬』を退社したことは，よく知られている。

れて同時代的な研究である，湖南の『清朝衰亡論』・『清朝史通論』・『支那論』等は，近代中国が，帝国主義列強からの外圧により，瓜分の脅威にさらされる危機的な状況の中，内からの改革・発展に向けて苦衷していた変法・義和団・日露戦争・辛亥革命前後の時期を，言論人として意識的に観察してきたからこそ完成する事ができた研究である。そこでの湖南の論説も，前述の如く，当時のナショナリズムを色濃く反映しており，今日からみれば，“日本の都合”で書かれている，と思われる箇所もなくはないが，その表現の背景にある，当時の日本・中国がおかれていた現実・時代の雰囲気をできるだけ念頭に置きつつ，改めて問題点を整理し，その後研究者となった湖南の足跡を着実に辿る事が大切であろう[25)]。

25）前掲『明治の漢学者と中国』の中で，陶徳民氏は重野安繹や西村天囚には比較的好意的である。しかし，湖南に対しては，帝国の政策を新聞記者の立場から左右しようとした有力なオピニオンリーダーの一人であり，しだいに「日本モデル」の改革から離れていく革命派に反感を懐くようになった，また，第１次世界大戦後の米ソを中心とした世界情勢には適応できなかった，と手厳しい。付言すると，天囚が随員として参加した張之洞工作などは，本来軍部による明かな二重外交であり，日本が大陸進出を拡大した大きな要因の一つであるが，陶氏はこの点は，ほとんど問題視していない。陶氏は，「内藤湖南における『支那論』の成立ち――民国初期の熊希齢内閣との関連について――」（東方学108号，2004年）でも，同様に厳しい評価をしている。概して時局に関わる内藤湖南には批判的だが，同じく「内藤湖南における進歩史観の形成――章学誠『文史通義』への共鳴――」（アジア遊学 No.93，2006年，勉誠社）では，中国研究者としての内藤湖南には，高い評価を与えている。

内藤湖南の中等東洋史教科書における東洋史像

高　木　尚　子

はじめに

内藤湖南は，最晩年に中等学校生向けの東洋史教科書を編纂している。内藤湖南著とされている教科書やその関連書として，これまでに筆者が確認できたものは以下の六種類である（発行年月日順。下線は湖南没後の日付。所蔵については，実際に確認したものだけを記した）。

1．**甲表準拠新制東洋史**（木津川市立加茂図書館・関西大学総合図書館所蔵）
・昭和六年十月三十日発行
・「緒言」（内藤虎次郎識）は昭和六年十月付
＊検定合格本（昭和七年五月二日文部省検定済）（関西大学総合図書館所蔵）
昭和七年四月二十五日訂正再版発行
（検定合格のための改訂ヶ所を書き入れた初版本が，関西大学総合図書館に所蔵されている。筆跡から，初稿執筆者である丹羽正義氏によるものと思われる。）

2．**乙表準拠新制東洋史**（木津川市立加茂図書館・関西大学総合図書館所蔵）
・昭和六年十一月五日発行
・「緒言」は1と同文・同日付
・「例言」（無記名・昭和六年十一月付）によれば，昭和六年二月改新の中学校教授要目乙表により，「国史を背景としたる東洋史の教科書として編纂したもの」である。1の文章を改訂しながら，各時代の中国と日本との関係史が，より詳細に記されている。
＊本教科書の検定合格本は未確認である。

3．**東洋史稿**（山口大学総合図書館・関西大学総合図書館所蔵）
・昭和七年一月八日発行
・「緒言」「例言」等は一切ないが，内容は，僅かの誤植を除き，1と全く同じである。一般向けに販売された書籍であると考えられる。

4．**改訂新制東洋史二三年用**（木津川市立加茂図書館所蔵）
・昭和九年八月二十日発行
・「緒言」は1と同文・同日付
・「改訂要言」（内藤虎次郎識）は昭和九年六月付

・１の改訂版であるが，１から２への改訂にも基づいている。

＊検定合格本（昭和十年二月七日文部省検定済）（丹羽敢二氏所蔵）

昭和十年一月三十一日訂正再版発行

「補訂小言」（丹羽正義記）に「（内藤湖南先生の）病革った時には，幸にして本書の稿はわづかに脱せられて居った。侍筆者であった私は先生の遺意を承けて，その後その補訂にあたり，今本書を世におくることとなった」と記されている。１から４への改訂に際して変更された記述の一部が再変更されており，その内容からも，再変更は丹羽正義氏によるものと判断される。

５．**最新女子東洋史**（関西大学総合図書館所蔵）

・昭和九年十月二十三日発行

・「緒言」は昭和九年六月付

１の「緒言」を，４の「改訂要言」に合わせて一部改めたもの。

＊検定合格本（昭和十年四月二十五日文部省検定済）（関西大学総合図書館所蔵）

昭和十年四月十八日訂正再版発行

「補訂小言」（丹羽正義記）は４と同文

本書の内容から，初版本・検定合格本ともに，１・２・４をもとに，丹羽正義氏が執筆したものと，判断される。ただし，初版本と検定合格本との間には異同がある。丹羽敢二氏が最終原稿を保存されているが，初版本のものであるか，検定合格本のものであるかは，未確認である。

６．**解説東洋史**（木津川市立加茂図書館所蔵）

・昭和十年九月三十日発行

・内容は「中世」の唐代までであり，「近世」についての記述はない。

・丹羽敢二氏が最終原稿を保存されている。また丹羽敢二氏が保管されている「丹羽正義先生ご略歴」（丹羽敢二氏によれば，丹羽正義氏自身の説明に基づいて作成されたもの）は，本書を丹羽正義氏の著書として掲載している。

・本書の改訂版と考えられる『新制東洋史解説　内容見本』（木津川市立加茂図書館所蔵）が存在する。発行年月日は不明であり，全部で32頁しかない。内容から判断して，丹羽正義氏が執筆した『解説東洋史』に湖南が手を加えたものの冒頭部分と考えられる。『解説東洋史』とは異なって１・２の各章のタイトルが並記されており，１・２の解説用に準備されたものである。また，『解説東洋史』にはない「挿図解説」がある。

内藤湖南は，東洋通史を著さなかった。しかし，時代や分野を限定することなく，常に東洋史の全体像を構想していたからこそ，古代・中世・近世の全ての時代について論じ，分野別とはいえ，『支那史学史』，『支那絵画史』のような通史を残したのである。これまで，湖南がど

のように東洋の歴史の全体像を構想していたのかを理解しようとすれば，残された著作を通して，それを再構成する以外に方法がなかった。しかし，本稿で取り上げる教科書は，一見，簡便なものではあるが，確かに，分野を限ることのない東洋通史である。湖南の脳裏に構想されていた東洋史の全体像が，ここに記されてはずである。しかも湖南の最晩年に，アジア諸国との関係が複雑・緊張化する時代状況の中で，将来指導的役割を担うことを期待されている十代半ばの若者に向け，簡潔に東洋の歴史を述べたものであり，その叙述の中に，湖南独自の歴史認識や中国論の本質が結晶化されている可能性がある。筆者は，若者に向け簡略に叙述された東洋通史を通して，内藤湖南の東洋史学の本質やそれが意図するものについて，理解を深めることができるのではないかと考え，教科書の内容に検討を加えることにした。本稿は，その基礎作業として，教科書に記されている歴史像を，筆者の理解に従って紹介することを目的としている。

以上の諸書のうち，6『解説東洋史』は湖南の手を経ていないと考えられるため，また，『新制東洋史解説　内容見本』はあまりにも分量が少ないため，今回は考察の対象とすることを控える。また，5『最新女子東洋史』についても，他の教科書を合わせて編纂しなおし，良妻賢母教育用に各時代の女性に関わる内容を加えたものであって，他のものとは性格を異にするため，分析は別の機会に譲ることとする。

以下，引用にあたってはカギ括弧を付け，漢字の旧字体は当用漢字に改め，明らかな誤植は訂正した。

Ⅰ　内藤湖南と教科書

上に挙げた教科書や関連書のうち，1・2は『内藤湖南全集』（以下『全集』と略称）第十四巻の「著作目録」に記載されており（p.672,『支那学』第七巻第三号所載「内藤湖南先生追悼録」の「著述目録」にも同様の記載がある），また，『全集』第六巻（p.320）に，その「緒言」が収められている（ただし，収録されているのは，5の「緒言」である）ものの，教科書の文章自体は『全集』に収録されていない。それは，あるいは教科書という性格を考慮しての結果であるかも知れないが，桑原隲蔵が執筆した中等学校用教科書『中等東洋史』が『桑原隲蔵全集』第四巻に全文収録されているのと対照的である。またこれまでに，その存在を紹介したり，断片的に言及している文章はあるが，これら教科書を正面から取り上げて論じたものは，管見の限り存在しない。おそらくその理由は，これら教科書が，検定をともなう中等学校教育用の書籍であり，極めて簡略にしか記述されていないこと，さらには，初稿執筆者が湖南

自身ではないという点にあると考えられる[1)]。

しかし，４の検定合格本に附された「補訂小言」（丹羽正義記）は，「世人の東洋に関する認識の是正は本書によって始めて成される」という湖南の自負を紹介している[2)]。それを‘宣伝文句’として多少割り引いて考えたとしても，東洋史学に一家言を成した湖南が，その学問を一切反映させることなく，自らの名を冠した書物を世に問うとは考えられない。そこに，簡潔である分，余計に端的に，湖南の東洋史像を描出しているに違いない。また，湖南が早くから，中等学校用の東洋史教科書のみならず，中等学校における東洋史教育のあり方そのものに関心を持ち，危惧を抱いていたことは，「支那に於ける史の起源」（『全集』第七巻）や「日本文化とは何ぞや（其二）」（『全集』第九巻）に具体的に記されている。教科書執筆の背景に，そのような湖南の関心や危惧があったことを考慮すれば，湖南の「本書編纂に対する熱意」が「御病中にあってもかはらなかった」（４の「補訂小言」）というのは，真実であったと思われる。

教科書編纂の意図について，「緒言」（内藤虎次郎識）は以下のように記している。「歴史の教育は，各時代に発生せる個々の連続せざる事件を，単に記憶せしむるにあらずして，多数民族の綜合より成れる人類の生命ある経歴を如実に認識せしむるに在り。従来の東洋史に共通せる欠点は，実に此の注意の十分ならざるに存せり。今此の小著は浅近簡易を旨とせる中等程度の教科書として編纂したるものなるも，聊か此点に注意したれば，少年読者と雖も，一読の後，歴史の要諦を解し得るに難からざるべしと信ず」[3)]。また，丹羽正義氏によれば，湖南が教科書を書く動機は，「これまでの教科書を読んでもかつての支那もわからず，今の世界の中での支那，日本，欧米諸国のかかり合いもわからない」ことにあったという（『内藤湖南全集月報４』p.4）。同じ文章の草稿と思われる「内藤先生の思い出」（丹羽敢二氏所蔵）には，「なんとかかつての支那の世界と今の私ら（の）世界とを理解させたい」という湖南の強い気持ちが記されている。これらの文章は，湖南が確かに，教科書を通して我々に「人類の生命ある経歴を如実に認識」させ，「かつての支那の世界と今の私ら（の）世界とを理解させたい」と考え

1）１～５の奥付は，「著者」を「内藤虎次郎」としている。ただし，１の検定合格本の奥付は，「編纂者内藤虎次郎」とする。１の検定合格本と４は，表紙に「内藤虎次郎著」とあるが，p.1には「内藤虎次郎述」と記されている。３は表紙，p.1ともに「内藤虎次郎述」，１の初版本と２・５は表紙，p.1ともに「内藤虎次郎著」，６は，奥付に「編者　内藤虎次郎」，表紙に「内藤虎次郎著」とあり，「内藤虎次郎述」という表記はない。「緒言」によれば，初稿執筆者は丹羽正義氏と横地得三氏であり，主に丹羽正義氏が担当したようである。

2）丹羽正義氏は，『内藤湖南全集月報４』にも，教科書に対する湖南の自負を紹介している。「この教科書はたいへんお気に入ったようで，当時首相だった犬養木堂さんにもお話になったりされました」（p.4，同じ文章の草稿と思われる「内藤先生の思い出」（丹羽敢二氏所蔵）では，前半部分が「この教科書には異常に熱意を（お）入れになり」となっている）。

3）丹羽正義氏の湖南追悼文には，「たゞ事実をならべて歴史といひ，幼い者に暗じさせることは惨酷である。歴史は生命の流に棹ささせるものである。自分といふものを覚らしめるものである。新制東洋史はこの意を体して筆をとりました」（『支那学』第七巻第三号所載）と記されている。

ていたことの証拠であり，しかもそれをなし得たと考えたからこそ，上に紹介したような自負を，湖南は教科書に対して持ったのである。従って，少なくとも湖南自身は，検定や字数制限など，教科書執筆にともなう不可避の制約，さらには，初稿執筆者が湖南自身ではないことが，自らの東洋史像を展開する上で障害になるとは考えていなかったのである[4)]。

もっとも教科書の叙述は，確かに余りにも簡にして要を得すぎている。果たしてこれで「少年読者と雖も，一読の後，歴史の要諦を解し得るに難からざるべし」と言えるのかについては，大いに疑問を感じざるを得ない[5)]。しかし，この簡潔さ，即ち「潔」であることは，湖南にとって，真の歴史叙述に不可欠の要素の一つであったことは，『支那史学史』に述べられている司馬遷『史記』に対する評価が示している（『支那史学史』五・六参照）。従って，「潔」であることは，我々の理解にとって‘障害’ではあっても，湖南には決して障害ではなかった。教科書は，時代の性格を「潔」に表現するために，記述の仕方や人物の取り上げ方などに，工夫を凝らしている。そのような叙述様式や，挿図に重要人物の筆跡を掲げるという体裁などは，教科書の特徴として，改めて論ずべき課題である。

それでもなお，湖南著とされるこれら教科書が，僅か130頁前後の‘教科書に過ぎない’以上，本当に純粋に湖南の東洋史を反映しているのかという疑念を，如上の説明によって払拭することは困難かもしれない。これまでに述べたような点を鑑みた上で，本稿では，教科書に即して虚心坦懐に教科書を理解することに努めるという方法を採りたい。すなわち，本教科書に描かれているのが湖南の東洋史であるのか否かということを，外側からではなく，教科書が東洋史の全体像を，通史として如何に描いているのかということを理解することを通して，判断しようと思うのである。

なお，本稿では，紙幅の都合上，考察の対象から，阿片戦争以降の部分を除くこととする。阿片戦争以前の伝統中国と，以降の近代中国とは，湖南の描く東洋史において，連続する一つの世界である。間違いなく，湖南が東洋史を叙述する動機は，湖南と同時代の中国と世界とを理解することにあり，そのことは，教科書の叙述そのものからも，明確に窺うことができる。従って，阿片戦争以降の部分を考察の対象から除くことは，片手落ちであることは説明するまでもない。

しかし，阿片戦争から日清戦争に至る時期を境として，「支那，日本，欧米諸国のかかり合

4）検定に関しては，丹羽正義氏宛の興味深い書簡が，「書簡集」に収められている（『全集』第十四巻，no.685，昭和七年四月四日付）。「東洋史検定取下げの上文部糾弾の手続可致」という文面は，教科書の検定を巡って，何らかのトラブルがあったことを窺わせる。この書簡は，あるいは検定合格本未確認の教科書２に関わるものかと考えられるが，判断する材料はこれまでのところ何もない。

5）丹羽氏が「羽田亨先生」に「あの本は誰が使う，中学校の先生ではないだろうといってからかわれました」（『内藤湖南全集月報４』p.4. 草稿「内藤先生の思い出」は，「あの本は誰が読むのだ，大学の先生かあといってからかわれました」と記す）という逸話も，簡潔に叙述された教科書が，「少年読者」にとってはかなり難解な書物であることを物語っている。ただし，この逸話は，教科書１に関するものである。

い」という新たな要素について考察する必要が生じる。実際，教科書の叙述によれば，阿片戦争を契機として，中国は史上初めて外国と「同等の位置を認めること」（教科書４の p.107）となり，独自の歴史と内容をもつ「民族観念」に変容を迫られている。日清戦争の結果，「世界に君臨する天下の共主・四夷の大君長」であった清は，「自国は世界の内の一国で，而も最も弱い国の一つであるといふことを始めて自覚」（同じく p.116）することになる。このように，中国が，伝統中国とは全く異なる論理の受容を迫られて以降の時代については，稿を改めて考察したい。本稿では，湖南が，同時代の中国や世界の理解に不可欠と見なしていた，阿片戦争以前の中国について，如何に叙述しているのかを理解する。

Ⅱ　教科書の要約

教科書は，「潔」を旨とした結果，言葉を厳密に使用し，読む者に，全体を統一的に理解し，部分を全体の中に位置づけて理解することを求めている。しかし，１『甲表準拠新制東洋史』（以下『甲』と略称）や２『乙表準拠新制東洋史』（以下『乙』と略称）は，言葉の使用に未だ厳密でない点が見られ，それが，全体を統一的に理解することを困難にしている。従って，本稿が考察の対象に用いるのは，４『改訂新制東洋史二三年用』（以下『改訂』と略称）である。

『甲』・『乙』において，未だ言葉が厳密に使用されていない例を挙げるならば，「理想」という言葉は，古代の周が，春秋時代以降に理想とされたことを述べる時に用いられている，重要な言葉である。「富国強兵」は，「周では禁じてゐた自由競争を許す」ものであり（以下の要約の「秦の興亡」の章参照。『甲』・『乙』の文章はやや異なるが，趣旨は同じである），従って，「理想」に反するものである。にもかかわらず，『甲』では，近世宋の王安石が「富国強兵を目的として」立てた新法（同じく「北宋と南宋」の章参照。傍点筆者）を，「大勢に逆行する理想論」（『乙』は「理想主義」，傍点筆者）と述べている。『甲』・『乙』が王安石の新法を「理想」と見なすには，それなりの理由があると考えられるが，教科書の叙述において，「富国強兵」の位置づけは，歴史を通じて重要な意味をもっており，それが「理想」に反するのか，それとも「理想」なのかは，教科書が記す東洋史像や中国像の理解そのものに関わっている。ゆえに，『改訂』は「当時の大勢にさからふもの」と記すのみである。

『改訂』に付された「改訂要言」（内藤虎次郎識）は，「本書は歴史及び歴史教育の趣旨に於て何等変ずるところなく，しかも全く面目を新にした。改訂といふよりも新しく編纂したといふのが適切である。もとよりこの改訂を以て完全であるとはいはないが，まづ今日に於ては教育界に呈するに足るものと考へる」と自信をもって述べている。その理由は，全体の統一的理解に障害となり，湖南の東洋史像に矛盾を来すような記述が，『改訂』にはないと判断したためであろう。

更に，本稿で考察の対象とするのは，『改訂』の初版本である。『改訂』の検定合格本は，湖南没後に再変更されたものであり，明確に湖南以外の人間の手が加わっている上に，再変更の

結果，論理の明確性が減退した部分がある。ゆえに，確実に最終的に湖南の手を経ている『改訂』初版本を採り上げることとする。その全文を掲載して紹介することは，紙幅の都合上，不可能なため，以下に先ず，全ての章と項目のタイトルを一覧にして掲げ，教科書の全体像を提示する。

第一篇　古代

第一章　上代の支那　　支那の黎明　夏　殷　殷の社会

第二章　周代の文化　　周　政治の発生　周公　周の盛衰　周の制度

第三章　孔子と儒学　　春秋時代　孔子

第四章　諸子百家　　諸子百家　戦国時代

第五章　秦の興亡　　秦の一統　始皇帝の政治　項羽と劉邦

第六章　前漢と後漢　　前漢の初世　武帝の一統　武帝の政治　前漢の社会　後漢の国家　諸民族の興起

第七章　朝鮮半島の変遷　　朝鮮　高句麗　三韓

第八章　漢代の文化　　儒教　文学　美術工芸　紙の発明

第九章　仏教と其の東伝　　印度の古代　釈迦と仏教　阿育王　カニシカ王　仏教の伝来

第二篇　中世

第十章　三国　　三国の分立　禅譲　晋の一統

第十一章　南北朝とその文化　　南北朝の対立　社会の変遷　魏・晋・南北朝の文化

第十二章　隋の一統（目次は「隋の統一」と記す）　　文帝の政治　煬帝　隋と我国

第十三章　唐の興隆　　唐の一統　制度　唐の盛衰　唐の四隣

第十四章　唐代の文化　　学術文芸　宗教　我国と唐

第三篇　近世

第十五章　北宋と南宋　　宋の一統　契丹の勃興　宋の君主政治　仁宗の時　欧陽脩　王安石の政治　北宋の芸術　金の興起　宋の南渡　金の盛衰　南宋の文化

第十六章　元の興起　　成吉思汗　太宗と金の滅亡　元の世祖と宋の滅亡　元の政治と文化　東西交通　元の衰頽

第十七章　明の興起　李氏の朝鮮　　明の一統　明の外寇　元明の文化　チムール

第十八章　西力東漸　　新路の発見　欧人の東漸　天主教の伝道

第十九章　清の興起　　清の一統　清の極盛　清の制度　自治の発達　清の政治　清の文化　清の衰頽と英仏の圧迫　長髪賊の乱　同治中興

第二十章　西洋諸国のアジヤ経略　　英国　露国　佛国

第二十一章　清国と我国　　日清戦争　日露戦争

第二十二章　支那共和国　　中華民国革命　袁世凱　世界大戦　国民政府　民国と異民族　支那の排日問題　満洲国の成立

本稿で扱うのは，第十九章までである。以下には，第十九章までの叙述の内，内容の理解に重要であると筆者が判断した部分を，各章ごとに要約して紹介する。そのため，印度・朝鮮に関する叙述など，湖南の歴史学を理解する上で重要と考えられる記述であっても，やむを得ず省略することとした。

原文の引用は「　」で示し，明確な誤植は改めたが，句読点はそのままとした。漢字の旧字体は当用漢字に改め，ふりがなは重要なもの以外は省いた。また，原文における改行は，煩瑣となるため，無視した。なお，（　）は原注であり，（「　」）は，原文を省略した都合上，筆者が原文に基づいて付したものである。

1　古代

「上代の支那」:「支那は今から四千年程前，黄河の下流地方から開け始めた。これがまた東洋に於ける文化の黎明でもある」。「その頃の支那は一つの国を成して居らず」，「部族が分立して居った」。「始めにこれら部族の中で勢の強かったのは夏であ」り，次に「殷」が「黄河の下流地方の勢力者」となった。「殷では一代を通じて，亀卜」「によってすべてのことを判断した。そこで上に立つ者は祭祀と亀卜とをつかさどるものであるとされて居た」。「殷の終頃になると」「祭卜について疑を有つやうになって，社会がよく治まらぬこととなった」。

「周代の文化」:「周は陝西の岐山を中心としてわづかに二三代の間に勃興した民族で，黄河の下流地方の民族とは言語，風俗を異にしてゐた」。「周は殷に代ってからこれまでの支那の各地には同部族の者を封建して，それを中心として一般を周の言語，風俗に従はしめようとした。これは政治的活動といへるもので，支那の統一政治の基はこの周に始まったのである。これまで凡一千年程の間の支那は黄河の下流地方だけで，殷が夏に代ったといっても，たゞその勢力者が代っただけで，周が殷に代ったやうなかはりやうはなかったのである」。周の「範囲」は「揚子江，漢江の流域まで達し」たが，「やがて」「周の言語・風俗に従はぬ夷狄が強くなっ」た。「宣王は四方の夷狄を伐って中興の業をしたが」，ついに「夷狄を避けて」東遷した。

「殷を倒してから」「東遷までの三百年の間に支那の社会は余程進んだ。言語・風俗による統一といふことが制度として儀式の時には必ず周の言語・風俗でされることとなり，礼といふものも出来，又民を律するために刑がきめられた。この礼と刑とが周の社会の根本となったのである」。

「孔子と儒学」:「周は東遷の後支那を支配する実力を失ってしまったが，各地の諸侯の中には周王を尊び，夷狄をしりぞけ，周の理想を中心として社会を治めてゆかうとする者があらはれた。このやうな諸侯を覇者といふ」。「二百年程の間は，覇者によって周の理想は発展させられ，支那の社会は保たれた」。「支那の社会を統一するといふことは周王を戴いてするものと考

へられてゐたのであるが，春秋時代の終頃には楚・呉・越のやうな夷狄の影響によって，諸侯は周王を戴かず，自分勝手に社会を支配しようとすることになった」。

春秋末に「孔子は魯の相となって，周の理想を基にして政治を行ったが，時代にあはないで失敗した。しかし孔子は，支那の社会は周礼（シュライ）の理想によって始めて発達の出来るものであると信じてゐたので，その周礼の理想を伝へるために詩・書・礼・春秋等の書物を刪定した。周礼の理想は周初から代々世襲で掌ってゐた家々の官職の知識の中に伝へられてゐるのであるから，孔子は周の官職の知識を集めて，支那が今まで発達して来たあとを示すと同時に，これから発展してゆくべき道，即ち理想を伝へたのである」。「或はその著述を伝へ，或はその理想を述べた。これ等をすべて儒家といふ」。

「諸子百家」：「春秋の末頃には周の制度が多く破壊せられて，官職の家のやくめが失はれるやうになってきたので，周の初から伝はってゐた官職の知識はその家にのみとゞまらず，一般に伝はることになった。そこでこの周の官職の知識を基にして，自分一家の説を立てる者が，孔子の外にも出てくるやうになった。このやうな学者をすべて諸子百家といふ」。「かうして支那に始めて学問・著述が出来ることになった」。「孔子は周の官職の知識をまとめてそれによって支那の社会の成り立ってゐるわけを説き，人々にそのおもむくところを明かに示した。ところが諸子は表面復古といふことをいひながら，実は自分一個の理想を主として説き，社会をとゝのへようとした。これが孔子と諸子との異なるところである」。

「戦国時代は」「諸侯が周王を中心とせず，これまでの理想を捨てゝ自ら天下を支配しようとして，互に権力争をした時代」である。「戦国時代は孔子の理想は行はれずに他の諸子の説が盛であった」。「皆自家の説が最上のものであるとして互にその説を攻撃しあった。孔子の教を伝へる儒家でさへ周礼の理想を説くことを忘れ，自家の説を飾るために，古の理想の帝王として堯舜を説き示した」。

「秦の興亡」：「戦国時代は各国が富国強兵をはかったので，新しい発展をし，支那の範囲も拡がり，農工商業も発達し，思想方面も大いにみるべきものがある」。「秦は」「商鞅を用ひて，周では禁じてゐた自由競争を許して富国強兵をはかったので」，「にはかに強くなって」「天下を一統した」。「秦王政は」，「天下は一国とな」った「ことを示し，天下を三十六郡に分けて」「直轄し」，「始皇帝と自ら称し」「今までの王と異なることを明にした。政治は商鞅以来のかんがへを基とし，万民を一つの法によって治め，学問・著述は法家だけに」した。「文字・度量衡を統一し，風俗も一定しようとした」。「又」「夷狄をしりぞけた」。「かうして支那の社会は全く一変された。しかし周礼の理想は全く顧みられなかったので，周礼の理想といふものが中心となってゐる支那に於ては，戦国時代は支那の暗黒時代であり，秦の政治は暴政であると考へられてゐる」。始皇帝死後，「直ちに秦に叛く者が各地に発った。秦は皇帝の直轄制度であったから地方官に権力がなく，それらの反乱を鎮めることが出来ず」，「滅んだ」。以後は，「楚」が「諸将を」「分封」したりした。

「前漢と後漢」：漢成立後も「一統の政は十分に行はれ」ず，「諸子百家の学説も再び競ひ興った」。「漢が天下を完全に一統した」「武帝の時」には，「郡県制度の政が全国に行はれるやうになった。武帝は」「儒家の伝へた周の理想を採って国内を統一した」。「秦の始皇帝は学術の統一を行ったけれど，支那文化の敵の如くいはれるのに対し，漢の武帝の功績がたゝへられるのは周の理想を継承し発展させたからである」。「武帝は」「又四方の民族をよくをさめ整へた。この四方を整へたといふことが漢の国家観念を深くするとともに，四方の民族を自覚させて，その建国を促すことになった」。「昭帝・宣帝の時には国政が整頓され，社会の組織も安定した」。「この後社会は益々発達し，戸口も殖え，財力も充実し，生活の程度も高くなって漢の全盛期といはれるのであるが，徒らに理想の古代文化にあこがれるのみで，実際の政治では欠けるところが生じ」，「外戚王莽が漢の帝位を奪って，理想の復古政治を行はうとした。しかし王莽の政治は失敗し，漢の復興が叫ばれ」た。後漢の「社会は発達するにつれて自ら秩序が生じ，人々は前漢の時のやうに学問道徳で説明できぬ度を越えたことはしないやうになった」。「後漢は中頃以後」「権力が外戚に移り」，その後「勢力」をもった「宦官は富豪と通じ財力の中心となり，これまでの知識階級の官吏」を「抑圧」した。

「漢に接した諸民族は皆漢の如き政治的統治の方法を教へられ，漢の統治力がゆるむと統一した国をなしてかへって漢に反抗するに至った」。「四囲の諸民族は次第に大きくなって独立するやうになった」。

「朝鮮半島の変遷」：「漢の武帝は」，朝鮮半島北部にあった国を「亡ぼして漢の郡県として四郡を置いた」。「漢の四郡の頃までは，その住民は土着の民族で，統治者は漢人で，漢の郡県の形をして居た。それらの漢人は其処で本国と変らぬ豪奢な生活をして，一種の植民地文化をきづいてゐた。しかしやがて土着の民族の中から統治者があらはれて，独立した国を形成することとなった」。

「漢代の文化」：「武帝の時に」「始めて学術は統一」され，「専ら儒教が行はれた」。「前漢の儒学は今文学といって，始めて当時の文字隷書で書かれた書籍によって研究した」。「後漢」には「古文で書かれた書籍が出るやうにな」り，これが「盛に」「研究」され，「つひに学術は政治の実際から離れて学者の研究といふことに変じて来た。これを古文学といふ」。「武帝の時は盛な統一国家が作られた時で，新暦法を用ひ，音楽も正され」た。「美術工芸方面も社会の発達につれて著しく進歩した」。「後漢の中頃に蔡倫が紙を発明した。漢初までは学術の著述は主として諷誦によって伝へられ，書籍」は「簡策・縑帛に書いて居た」が，紙の発明後「専ら紙に記して伝へられることになった。これがために知識の普及発達に著しい影響を与へることになった」。

2　中世

「三国」：後漢末は「群雄」が「割拠」し，「政権」が「武力によって争はれるやうになった」。「後漢の天子を擁して」，「十三州の中」の「九州を占め」た「魏の曹操は一代の英雄」である

と同時に，一流の文人であった。「周の時代から王者の興るのは天の命によるものであるとし」，「理想的な革命（「王朝の革ること」）の様式として禅譲といふやうなことが考へられ，堯舜の禅譲伝説も生じて居た」。曹操を継いだ「曹丕はすべてこの堯舜の伝説のやうに行ったので」，「歓迎され，又この後歴代の王朝がこれを倣ひ行ふやうになった」。

晋が「天下」を「一統」した頃，「北方に雑居して居た」「異種族が漸く勢を得て」「興起したので」，「晋は江南に移っ」た。

「南北朝とその文化」：「後漢の頃成立し始めてゐた豪族は魏晋以後になると世族といって，いくたび王朝が変っても常に社会の中心となった。そしてこれまですべての中心であった政治がかへって社会の状態によって動かされることとなった。そこで政治といふものを真面目に考へぬやうになり，清談を事とし，政治の実際から離れて，思想芸術の趣味に生きようとする者が多くなり，つひにあらゆる文化が政治から離れるやうになった」。

魏晋南北朝期には，「偽書を作って自分の説を主張」する者が「学問の新しい発展を誘ひ起し」，「文章」そのものの「価値」を認める「文学の新しい考へ方」が「開」かれるなど，「学問文学をたゞ政教の具であるとしてゐた今までの考を破った」。「書も画も」「実用」「からはなれ」，「純然たる芸術となった」。「晋の南渡とともに世族は江南に遷ったので，これまでの支那の文化も江南に移って益々発達し，政治を超越した文化が生ずるやうになったが，江北では異種族がわづかに江南の文化の模倣につとめる状態で，政治的文化の範囲を出なかった。後魏の孝文帝は」「特に支那文化を慕ひ」，「或は孔子の祀を修め，或は井田の法を行った。井田の法は周時代の徹の制度を儒家が理想化して考へたもので，嘗て王莽がこれを行はうとして失敗したが，新しく出来た魏の社会に於て始めて実現されることが出来たのである。けれども孝文帝の政治はその頃の江北では程度が高すぎたので，其の没後は維持されなかった。南北の文化の差異はたゞ程度がちがってゐたといふのではなく，その性質が異ってゐた」。「南北を通じて盛に行はれたのは仏教である。君主にも篤く信じた人が多」い。

「隋の一統」：北朝から起った「隋が天下を統一した」。「魏以後の政治の施設は一時的なもので，何等の理想もなかったので，文帝は長き将来を考へた組織のもとに一統の国家を建て，外は諸国との関係をとゝのへた。その政治は大体皆北朝をついだものであったが，世族中心の制度を改めて，官吏はすべて科挙」「によって採用することとし，六部の制」「を始めた」。「刑罰は」「すべて軽きに従ふことにした。かうして社会の組織をあらためることに意を用ひたので」，「戸数」は「五百万」未満から「十数年の後には八百九十万に達し」た。

「次の煬帝は父文帝の蓄へた財力で大土木事業を企て」，「外国へは使を出して朝貢を誘ひ」，「通じな」い「高句麗」に対しては「大軍を進め」た。「しかし軍役煩はしく，重税を課して民の怨を招き」，「諸處に叛乱が起って」「隋は亡んだ」。

「唐の興隆」：唐の「太宗は隋の文帝の始めた政治をうけついで完成し，魏晋以来のあらゆる制度を大成した。房玄齢，杜如晦，魏徴などの名臣が輔けて天下がよく治まった」。「官制は大

体隋の旧によ」った。「田制は北魏以来の井田の法に倣ひ班田租庸調の制を行った。租といふのは土地を国有としてこれを民にわかち授け，これに対して一定額の粟を納めさすことをいひ，庸とは国家の労役に服せしめることをいひ，調とはその土地の産物を出さしめることをいふのである。兵制は隋の時に完成した府兵の制をと」り，「全国」に「府を置き，一定の丁男を徴して府兵とし」た。「かうして制度も立派に定められ，国家の形式は完備したが実際に於てはまもなく行はれないやうになり，実質はこれにともなはなかった。唐の社会の中心は依然として世族で，科挙が行はれたが，制度として庶民が官途につく機会が開かれたといふに過ぎず，門閥の勢は唐一代を通じて盛であった。官制は已に太宗の次の高宗の時からくづれ始めた」。高宗以降は，皇后が「国を奪っ」て「帝位に即」いたり，皇帝を「弑して権力を振」うという事態も生じた。唐中期以降，「国家の組織の弛廃して来てゐるのをもとのやうに改めることは出来なかった。兵制は全くくづれて徴兵の実效があがらぬので，これを改めて雇兵制度としたので，兵は一つの職業となった。又異種族の侵寇に備へるため辺境に」「設けた」「節度使が」「中央の権力を離れて勢を有」ち，「安禄山といふ夷種の節度使が乱を起した。唐はこの乱を回紇，大食，西域諸国の援けによって」「漸く平定したが，国家の統制力は全く弛んでしまっ」た。「税制も已に前から実際に行はれない」ため，「両税の法を定めた。租庸調の法は年齢によって差別をつけるだけであったが，両税の法は貧富の差に基いて夏秋の二期に税を出さしむることとしたものである。このために人民は国家から財産の独立を認められることとなった。」

唐末には「天子は一に宦官によって廃立されて居る」。やがて「黄巣といふものが乱を起し」，「このために社会全般が破壊された」。「悉く宦官を誅」した「節度使朱全忠」が「唐を簒った」。

「唐は始め天下を一統する時東突厥の援をかったのであって，東突厥に対しては臣下の称さへもとった。当時東突厥は」「東亜に於ける最強国であった」が，東・西突厥を，その「内乱」に乗じて唐は「平定した。そこで唐の威力は中央アジヤに及び，この地方の諸民族は唐の天子を天可汗と号して服属した」。「朝鮮半島」の諸国が唐に対抗したり，「異種族の侵寇に苦しみもしたが，唐は当時の東亜の中心であって平和の時は諸国は争ふて唐の文化を学び伝へ，ひとり諸国の留学生が来たばかりでなく，その国人の来て仕へた者も少くなかった」。

「唐代の文化」：「唐代」の「学術文芸は南北朝以来のものを集めて大成したものであるが，その中には已に次の時代の先駆となるものも生じてゐた」。「太宗の時学制を定め」，「これまでの学者の説を集めて五経正義を作らしめ，科挙にも」「用ひたので，唐代の経学は」「五経正義が中心となって居た。しかし中頃になると」「訓詁を守らず，自ら新説を出して次の時代の新しい風を開く者が生じた」。「文」は「南朝の頃発達した駢儷体が一世を風靡」したが，「古文」「復興」は「次代の先駆となった」。「詩」も「南朝で発明せられた」ものが「専ら行はれ」た。

「仏教は南北朝時代に隆盛を極めたが，唐でも流行し」た。「南北朝の頃から仏教の刺戟を受けて宗教の組織をとゝのへた」「道教」は，「老子の説に附会した一種の俗世間的な信仰であって，唐代には盛んに行はれ，時には国教として定められた」。

「我国は」「専ら唐の文物の移入につとめ」，「唐の制度は後まで我国の制度の基礎となるとともに，我国の政治的教養に対して著しい力を与へた」。

3　近世

「北宋と南宋」：「宋の太祖」が「一統の業を」「殆ど完成」した時，「宋に接して北方に契丹といふ国があった。唐の時までは唐の天子は世界に君臨するもので天下の共主四夷の大君長であると考へてゐるが，宋では自分の国が世界を統一して居ると考へなかった。支那だけが東洋の中心ではなくなったのである」。宋は契丹を討ち破ることができず，「宋は兄，契丹は弟となり，宋は毎年銀十万両，絹二十万匹を契丹に与へることとした」。「歳幣」の額は「宋では数県の租税にすぎぬものであるが，遼（「契丹」）ではこれで十分国庫も富み社会も豊かになったので，両国の安寧がこの歳幣を中心として保たれたのである。当時契丹は」「東洋第一の強国であった」。

「唐末から五代にかけて争乱が多年続き，武将が勃興して世族が滅んだので，君主臣僚の位置も変化した。唐までの天子は世族の間に居て，世族とともに天下を有ってゐたのであるが，宋になると天子は政権を専有して，神聖なものとして萬民の上に君臨するものとなった。又臣僚も唐までは世族であり，天子の相談相手であったものが，この時代には試験や功労によっていかなる微賤なものでも登用され，天子の隷属者となった。宋の制度は君主にすべての権力を集め，官吏に専権を与へぬやうにし，事務取扱ともいふべき仮の官職が実際の事務を執る組織であって，大体君主政治が完成したのである」。

「仁宗の時」「宋の西北に」「勃興」した「西夏は」，「支那の制度をとりいれ，これを簡単にして国家の体裁を備へた」。「宋では」「西夏の侵寇に苦しんだが」，「強勢な西夏を兵戦によって圧することの出来難いことを知り」，「両国は父子の関係を結び，宋から西夏へ毎年絹十万匹，茶三万斤を送ることとなり，和平を保つことが出来た」。「当時の政策としては兵力の強いことや，財政の豊かなることは計り求めず，たゞ民心を擾さず，社会を刺戟せぬことをつとめて無為太平を保ったのである」。

「この間に支那の近世の政治・学術・文学の基礎は」「出来上った。政治では」，「当時」「党派を作ることを非難したのに対して」，欧陽脩は「朋党は君子であって始めて作ることが出来るものであると主張し，政策によって政権を争ふ政党政治を成立させた。経学では漢から唐までは訓詁を重んじ，わづかに唐の中頃から訓詁を守らないで新しい説を立てる者があったが」，「自己の主観によって経書を解釈し」，「あらゆる伝統をすてて経書から聖人の道を発明しようとする」「宋学が生じた」。「そこで経学は一変して道学となった」。「また文章に於ても」「古文」「復興」が「盛に」なり，「駢儷の形式を脱して，自由に思ふところをあらはす文章が行はれるやうになった」。「また」「これまでの詩のあらゆる形式伝統をすてゝ自由に近代人の性情を歌ふ詞といふものが盛に行はれて，宋代の文学の特徴となって居る」。「そして政治でも，学術でも，また文化でも一般に対して解放されることとなった。この一般的であるといふことが

支那の近世文化の特色である。書籍の印刷は」,「五代から宋になって次第に盛になり，文化の普及に大に貢献することとなった」。

「神宗」「の時王安石が」「所謂新法を立てた。当時は已に人民の産業が固着して居って社会を根底から改造するといふことはできない。彼の新法も財産に於て，兵役に於て，また労力に於て，人民の自由な位置を認めて，社会の状態を基礎として立てられたものである。しかし彼の政策は富国強兵を目的としたので，なほ当時の大勢にさからふものであった。そこで」「所謂旧法党の人は」「新法を行ふことに反対した」。「新法党の政策は強兵に於ては失敗に終ったが，国を富ますことには效ををさめて，国庫の収入を増加した」。

「徽宗の時になると，官民ともに頗る富裕で」,「芸術が大に進歩した。絵画は」「宋になって画風が一変し」た。「後の北宗画」となるものは「専門的なものであるのに対し」,「南宗画」の源となるものは「特殊な題材，特種な技巧を中心としないものである。また花鳥画に於ても従来のやうな形式にとらはれた模様的なものでなく，自由な形をとるやうになった」。「徽宗は自らも画に巧であって，古画をあつめ，画家をよせて奬励したので，その極盛に達した」。「書は五代」に「法帖の板刻が始められ，宋になって太宗は淳化法帖を作」り,「宋代の特色ある書風の出来上ったのは仁宗の時で」ある。「徽宗はこれまでの書を大成しようとして大観帖を作った。徽宗はまた盛に古器物を蒐集愛翫したため，銅器磁器の如き工芸品の製作も頗る発達した。宋の時代は芸術に於ても一般化といふことを特色として居って，画では専門の画家の画くといふことから離れて，南宗画の中には文人画といふものさへ起り，書では法帖が板刻せられて一般に解放せられ，工芸品はこれまでは朝廷及び貴族だけの需要品であったが，一般の商品となって，大量生産が行はれるやうになった」。

「宋が最も奢侈に流れた徽宗の時に，北満の地に女真民族が勃興し」,「国を金と号した」。「契丹は」「宋の歳幣を得て奢侈となり，次第に支那の文化に親しんで文弱となった」。「やがて金は」「契丹を滅した」。「宋では金と通じて契丹を挾撃し」たが,「契丹に対して敗戦を続け，その上金との約を破ったので」,「金軍は宋を攻め」,「徽宗とその子欽宗」「を捕へて」北帰した。「そこで」宋は「江南に」「移った」。「南宋では学者は民族的感情に基き，武将は戦功を立てようとして，金と戦ふことを主張したが」,「天子を始めとして一般の人は平和な生活を楽しむことを望み，高宗は金の天子に対して臣と称し，歳幣を送って和平を保った。この時」「主和論」は「主戦論を抑へた」。

「当時金は已に大いに支那化した。金人は文化を受けいれる力がすぐれてゐて，文化の進歩は著しかったが，このために其固有の性質が失はれて，国力の衰退を速かにした」。金の「世宗は名君といはれて居るが，専ら固有の国風を保存することをつとめ，女真文字で支那の書籍を翻訳し国力を保たうとした。次に立った章宗は女真の風を脱した支那風の天子であって，金の国力はこの頃から衰退し始めた」。

「南宋では金の南下の勢がなくなると，和平を続けることが出来たので，学術も盛におこっ

た。朱熹は北宋に起った宋学」「を大成し」,「後世に流行するとともに我国朝鮮にも影響した」。「当時の学者は講学といって義理の異同を諍ひ，時政を論じた。この学術上で主義主張のやかましかったことは詩文にも影響を及ぼした」。「南宋は」「僅かに支那の一部に過ぎず，その盛時の人口も金のそれに比して寧ろ少かった程であるが，種々の手段を講じて歳入は北宋の時より豊かにせられた」。「その上銭が多く造られ，紙幣も増発せられたので，民間の生活状態も進んだ。あらゆる民間芸術も発達し，小説・影人・傀儡が盛となり，雑劇も金と南宋から同時に起った。これまでの海外交通はたゞ貴族の玩弄物の取得に過ぎなかったが，この頃になると，海外貿易とな」った。

「元の興起」:「游牧の生活を営み，金に服属して居った」「蒙古は」,「今までにはない大領土を有」し,「西夏を亡ぼし」,「宋と結んで金を亡ぼした」。「蒙古は始め宋とは国交を維持するつもりであったが，宋が蒙古の」隙「に乗じ」ようとしたり,「和議の約束を守らないので」,「宋を討った。この頃の宋は戦ふ力もなく，顕官は多く官をすてゝ逃げ，残った者は元軍の来た時降ることを功として元の恩賞を受けようとした」。「よく宋の興復に力を尽した」者もあったが,「つひに」「宋は滅んだ」。

蒙古の「政治は専らその地方の習慣によってし，その支配は武力にとゞまった。蒙古人は武力程優秀なものはないとのみ信じてゐたので，支那の文化の優秀であるといふこともあまり考へなかった。世祖の時になって次第に支那風の制度をとるやうになり，大都の燕京には大廟を立て，官制では中書省の他に一時尚書省をも設けた」が,「この尚書省は始め執行官庁であったが，元の政治は特に財務に重きをおいたので，財務官の如きものとなった。しかし元は支那文化の内容に別に変化を与へなかった。元代に於て支那文化に加へられた内容は東西交通によって西アジヤから伝へられた天文地理その他に過ぎない」。「元の勢は世祖の時が極盛であって，その後衰退した。元では天子は蒙古の本国と支那，西蔵等を直轄し，その他は諸王が私領し」た。「元は最も経済力のない蒙古に中心をおいて経済力のある支那を支配したので，領土を有ったために国力の疲弊するといふことはなかったが，それでも征伐が続くと疲弊を感じた」。「加ふるに頗る喇嘛教を尊信し」，そのため「の出費が多く，やがて最も経済力のある江南地方が相続いで叛乱を起したので，一時の窮乏を救ふために盛に交鈔を濫発した。そこで物価は騰貴し財政は益々乱れて遂に恵宗（順帝）は」「開平に走った」。

「明の興起　李氏の朝鮮」:「漢人は元が衰微するにつれて独立をはか」った。明の「太祖は漢人の民族観念を高調し，漢人だけで国を作り，異種族に対しては単に防禦するにとゞめるといふ策をとった。」「太祖の子成祖は元の余衆韃靼」「をうち，安南を併合し」,「南海を経略したが，これは特殊のことであって，明一代の政策は漢人の国として異種族を放棄し，四方の防備に力をそゝいだ」。「しかしやはり防禦につかれて財政が疲弊し，つひに内乱と外寇のために明は亡ぶこととなるのである」。明は「満洲女真」・「瓦剌（「韃靼」「の属部」)」を「懐柔するために」,「馬市を開いた」が,「その方法がよろしくなかったため，瓦剌」は「塞外部族を従

へ」「入寇し」,「親征した」「英宗は」「土木堡で」「虜となった」。「明の半以後」も「韃靼」「に苦し」み，その長を「王に封じて僅かにその侵寇を免れた」。「また東南海岸は倭寇に荒されてゐた。倭寇は元寇以来我国人の国内で志を得なかった者が海外に出て通商を試み」,「代価が支払はれな」いと「掠奪を行ひ，これに彼地の奸民が加はったものである」。

「豊臣秀吉が」「朝鮮を攻めるに及んで」,「明は遼東の兵を移して朝鮮をたすけ，ために軍費八百八十余万両を費し，財政の上でまづ国力を衰へさせ，その上遼東の兵を移したので女真が擡頭し，これを抑へるためにその後絶えず兵を進めねばならなくなった。そこで従来四百万両であった明の歳出はその三倍を要することとなり，非常な重税を課したので，各地に叛乱が生じ，流賊が跋扈するに至った」。

「元明を通じて」「朱子学」が「盛ん」であり,「明の世祖は宋元の学者の説を集めて五経大全・四書大全を作り，之によって科挙を行った」。「南宋と金とから発達して来た雑劇は益々洗練せられて所謂元曲となった。これは元代文学の中ですぐれたものである」。「俗語体文学即ち小説は宋代から発達し始めたが，明になってからその極に達し，明代文学の誇となって居る。水滸伝は元に始められ，明の時出来上ったものであるが，支那小説の傑作といはれてゐる」。「工芸は明に至って益々発達した」。

「**西力東漸**」:「欧人の東漸につれて」やって来た「耶蘇教のゼスイット派」の宣教師達は,「布教の傍暦法・数学・砲術等の西洋の学術をも伝へ，明末には」「西洋の学術を研究して西学の著述をなすものも生じた」。

「**清の興起**」:「明は流賊李自成のために亡ぼされ」,「明の守将呉三桂が清（「満洲の女真」）に通じて李自成を討伐したので」，清は「都を北京に遷し」,「支那に国をたて」た。「この際明の諸王を奉じ」,「恢復をはかるものも出たが，清は明の降将の力によって容易に平定した」。

「聖祖の時には財政も一新せられた。明では遼東の軍費や宮廷の冗費のために重税を賦課してゐたが，これは清が明にかはっただけで除くことが出来，聖祖の初年には屢々戦乱があったが，尚財政の余裕が生じて十分に支那を統一し，更に」「外蒙古を清に帰服させることも出来た」。「清の国勢は聖祖の孫高宗の時代を極盛とする。高宗」が「新疆を平定し」,「各地を帰服させることの出来たのは一に財力によったもので，高宗の時は父の世宗が財政に長じて国庫を豊富にした後をうけ，偶々当時の社会の富力もその極に達し，征伐を重ねても常に国庫は余裕を有してゐたのである。高宗はその大なる領土の中に行はれてゐた満・蒙・漢・西蔵の四つの言語の辞書四体清文鑑を作り，後には回部を加えて五体とし，更に又皇清職貢図に三百数十種の種族の名をあげてその盛大を誇った」。

「宋以後発達して来た君主専制政治は明を経て清に至って完成した」。「軍機の秘密の事を扱ふ軍機処」の「軍機処大臣は君主の命令を奉ずる秘書役であったが，遂に内閣以上の実権を占め」,「政治上の最高機関となるに至った」。「地方に於ては」「総督と巡撫を最高の官とし」,「総督と巡撫とは上下の差別がなく，各独立して共に天子に直属した。君主はいかなる官吏の

上にも独裁権を有し，その大官は単独で責任を負はず，互に牽制し合った。そこで君主の下僚に対する位置は極めて安固となったが，これにともなって社会の自治も頗る発達して来たのである」。

「当時の官吏は社会の自治の範囲をおかさず，文書の上で執り行へる職務だけを扱って居った。殊に官吏は其出生地以外の土地で職を奉ずるといふ制が設けられるやうになってから，その任期を過なく終ることのみを考へ，人民の利害を念とせず，更に進んで徴税の権を利用して私利をはかるを常とした。そこで地方の人民も官の保護を期待せず，民政上必要な救貧・育嬰・教育などを自治団体の力で行ふことゝなり，つひには警察のことも自治団体が兵を養ってこれに当るに至った。かうして支那は大きな国とはいふが，実は小さい地方の自治団体が一つ一つ区画をなして居って，これが生命あり，体統ある団体で，この上にこの自治団体には何等の利害の念を有しない知県以上幾階級の官吏が税をとるために任ぜられて居るといふ状態となった。そこで君主は大きな兵力によって鎮撫するのでなければ何時騒乱が起るかわからぬのである。臣僚によって動かされなくなった君主の位置は民間の騒動で覆されるのである。自治団体は必ずしも現在の主権者のみに服従して居るものではない」。

「清は満洲から入って国を建てたので，支那の社会に対して人心収攬に努力し，清に対する反種族観念を強圧するとともに，仁政による文化国家をつくるにつとめた。その統治の方法は大体元の時と同じであって，各民族の習慣によったのである。たゞすべて民族の文明に対しては元はこれを平等に取扱ったといふよりも，支那の文明を西域などの文明より重んじない傾があったが，清は支那の文明を中心とした」。

「聖祖・高宗は支那の学問に通じ，詩文にも巧であった。この時代には勅撰の書籍の出版多く，聖祖の類書を完成した古今図書集成一万巻と，高宗の古今の書を集めた四庫全書七万八千七百三十一巻とは，その代表的なもので，清代学術の進歩普及に資するところがあった」。「清初に出た顧炎武」は「従来行はれてゐたところの自分の心をもとゝして古書を改竄する風を排し，考の根拠は必ず古書に基かねばならぬといふ所謂考証学の学風を開いた」。

「清の国勢は高宗の末年から起った白蓮教の一揆を界として衰へ始めた。この一揆は」「七年間も続き，ために国庫の欠乏を来した」。やがて「阿片戦争」が起こり，「更に英仏との間に紛議をひきおこし」，「かくて」「咸豊十年（西紀一八六〇）北京条約が結ばれ」，「清では」「始めて，外交上諸外国に同等の位置を認めることゝなった」。「この前後洪秀全といふ者が」「乱を起し，漢人国家の復興を唱へ」，「国を太平天国と称し」た。「彼等はすべて清の風俗に反して剃頭辮髪せぬため，この乱を長髪賊の乱といふ。この内乱は」「胡林翼・曾国藩・羅沢南等を中心とした義勇兵の力によってわづかに鎮定した」。「この乱後穆宗は天下の重望を負ふ曾国藩・左宗棠・李鴻章等漢人を重用して，専らこれらの人の声望と努力に頼った」。「これを同治中興といふ」。

Ⅲ　教科書の東洋史像

教科書が叙述しているのは，政治と文化と社会とが，如何なる関係にあり，如何に展開しているかである。以下には，その点を中心に，教科書が記す東洋史の概略を述べたい。

古代には，周代に，「統一」を目指す政治的活動が始まる。それを以て，殷周の間に大きな画期を認めている。周の政治は，封建によって，異なる民族を周の言語・風俗に従わせようとした。周の政治の結果，社会は進み，礼と刑とが社会の根本となる。周の政治は，周王が実力を喪失した後も，理想として継承され，社会を保った。しかし，社会の統一は周王を戴いてするものという観念の崩壊とともに，周の理想は政治的機能を喪失する。政治権力を争う諸侯は，周の理想に反して，富国強兵を計るようになった。周の政治の崩壊に伴って，周の官職の知識から学問・著述が誕生するが，それは政治と不可分の関係にある。諸侯が理想としなくなった周の政治は，周の礼を理想とした孔子が刪定した書物によって，後代に伝えられることになった。

秦の政治は，皇帝が天下を一統するという考えによって，郡県制を施行し，万民を一つの法によって治め，学問・著述や文字・度量衡等を統一して，社会を一変させた。漢の武帝による政治は，郡県制によって天下を一統し，儒家が伝えた周の理想によって国内を統一した。秦の政治と漢の政治との相違は，周の理想の継承の有無にある。漢の武帝以降，社会は発達する。前漢には社会の組織が安定し，後漢には秩序が生じ，知識階級が成立して，官吏を輩出するようになる。後漢に知識階級が成立する背景には，学術が政治から分化し始め，また紙が発明されるという，文化状況があった。武帝の政治以降は，経済的にも発展する。宦官は財力の中心となって，知識階級出身の官吏を抑圧した。

漢は，天下を一統するための郡県制を，周辺社会へも施行した。それは，四方の民族を，退けるべき夷狄としてではなく，天子が君臨し治めるべき対象として認識するという変化をもたらした。四方の民族の側も，中国の政治を模倣して建国するようになり，中国の文化が東洋の文化へと拡大し始める。

中世には，社会の実情によって政治が動かされるようになる。中世の社会の中心となったのは，代々官吏を輩出する世族である。世族は，政治から距離を置いた。政権が武力によって争われ，王朝が短期間で交代する魏晋南北朝期に，世族は，現実政治とは関わることなく，思想芸術を個々人の趣味として，生きるようになる。このことが，文化を政治から独立させることになった。ただし，世族が南渡した後の江北では，文化は政治から未分化のままであった。そのような「新しく出来た」後魏の社会で，孝文帝は，儒家が理想とする「井田の法」を実現している。しかし，孝文帝の政治そのものは江北社会で理解を得られず，その没後は維持されなかった。

北朝出身の隋は，社会の中心に世族が存在することを前提として成立している制度を改め，皇帝一統制度によって，民を直接掌握しようとした。その結果，戸数は増大したが，叛乱によって滅びることになる。

唐は，魏晋以来のあらゆる制度を大成し，国家としての形式を完備させた。「班田租庸調の制」は，土地を国有とし，年齢以外には民に差別をつけることなく給付・徴税する制度であり，兵制とも関係づけられていた。しかし，唐の制度は間もなく行われなくなる。唐中期以降は，社会の実情に従い，兵は個人の職業となり，税制は，民の経済状態をそのまま認める制度へと，変更を余儀なくされた。社会の中心は依然として世族であり，その勢いは唐一代を通じて盛んであった。唐代の文化は，南朝の文化を継承し，文化として独立した文学や芸術が行われたが，その中に，近世文化の先駆となるものが誕生している。

周辺諸国との関係においては，隋は漢の武帝以来の体制を継承した。唐代には，中国が周辺諸族に対し，政治的に降る事態も生じている。しかし，それでも唐は東洋の中心と見なされ，諸国は唐の完備した政治制度や文化を学んで，自国の制度・文化の基礎を形成した。

政治によって変化することがなかった中世の社会は，唐末の争乱によって破壊され，その中心であった世族は滅びた。

世族が滅びたために，宋の天子は，社会の万民に対し，直接君臨することになる。天子はあらゆる権力を専有し，庶民から登用する官吏を自分の隷属者とした。一方で，宋の天子は，富国強兵を計らず，社会の安寧を第一とする無為太平の政策をとる。王安石の時代には，既に民の産業が固着しており，政治が社会を根底的に改造することは不可能であった。そのために王安石は，社会の実情を基礎として新法を立てている。宋代の民は，社会を豊かにする経済的実力をもち，平和な生活を享受することを望んだ。

君主政治が完成した宋代以降は，いかなる微賤な民でも臣僚になることが可能となり，政治が一般に対して「解放」された。文化もまた，一部の人間が，特権，あるいは専門的知識・技術によって独占することなく，広く社会に普及し，社会の誰もが手にできるものになった。天子が一流の文人となることが，社会一般の芸術・工芸を発展させている。また，宋代の学術・文学は，伝統や形式に囚われることのない「自由」を特徴とする。後の清初には，この「自由」が転じて，科学的とも言うべき考証学が誕生する。

周辺諸族との関係に目を転じるならば，宋は，政治的には，必ずしも東洋の中心ではなくなった。ただし中国社会は，経済的には，近世を通じて東洋の中心であり続ける。豊かな中国から歳幣を得，中国文化に親しんだ契丹・金は，「国力」が衰退した。それを克服しようとした金では，女真民族に固有の風俗を保ち，中国の書籍を女真語に翻訳するという動きが生まれる。この動きは，自民族の風俗文化を中心としながら，同時に中国の学術文化をも中心としている。その金と対峙した南宋では，学術研究を行う学者が，「民族的感情」に基づき，金と戦

うべきことを主張した。

明についての記述中には，「漢人」という言葉が使用されている。「漢人」という言葉は，漢代の朝鮮について記す際に使用されている以外は，これが初出である[6)]。中国文明を中心としなかった元の支配を経て成立した明は，社会の「民族観念」に訴えて国家を形成した。その明代には，宋代以来発達して来た俗語体文学が極盛期を迎えている。

清の政治は，中国の経済力を基盤に，強大な軍事力によって実現された。清は，満洲人の国として，満洲固有の風俗を漢人に強制すると同時に，漢人社会の人心を収攬しようと，仁政を布き，文化国家の形成に努めた。天子は自ら文人となり，文化の発展に主導的役割を果たしている。

清に至って君主専制政治は完成した。君主専制政治の発達の結果，官吏は，文書を扱い徴税を行うのみの存在となり，民の利害を念としなくなる。そのために，地方の民も官の保護を期待しなくなり，自治が発達する。救貧・育嬰・教育，さらには警察が行うようなことまで，自治団体の力によって行うようになった。なお，本稿で考察の対象としていない第二十二章（「袁世凱」の項）に，「地方の自治団体」の「代表者が父老である」と記されている。

元も明も，「民間の騒動」に始まる社会の混乱によって滅びた。「大きな兵力」によって広大な疆域を形成した清が「民間の騒動」に直面した時も，「大きな兵力によって鎮撫する」ことは容易ではなかった。長髪賊の乱は，義勇兵が鎮定したが，義勇兵の中心となった曾国藩は，天下の重望を負う漢人として，名が挙がっている。君主専制政治が軍事力によって社会に君臨し続けることは，現実には不可能であることを，教科書は述べている。

おわりに

「潔」を旨としながら，「多数民族の綜合より成れる人類の生命ある経歴」を描く本教科書の内容は，以上の如くである。古代には，王や皇帝による政治が社会を動かし，文化の中心は政治にあった。中世には，政治が社会に動かされるようになる。社会の中心には世族が存在し，文化の中心は世族にあった。中世末に，社会の中心にあった世族が滅びて，近世以降，政治と文化は，社会を構成する民に「解放」され，民間の文化が発達する。中世末に世族が滅びたことは，一方において，君主専制政治の発達も可能とした。古代・中世には，秦や隋の滅亡が示しているように，君主が政権を専有することは不可能であった。

民に言及する際に，「人民」という言葉が用いられることがある。「人民」は，唐代後期に

6）巻末に付された，漢代・唐代・元代・清代についての各「アジヤ形勢図」の説明文の全てに，「漢族」という言葉が使用されている。これら付図の説明文中には，教科書本文の内容とは異なる記述もあり，丹羽正義氏が，湖南の考えを自分の理解に基づいてコンパクトに整理し，分かりやすく提示しようとしたものである可能性が高い。従って，これら説明文を以て湖南の考えとし，「漢族」について論じることはできない。

「国家から財産の独立を認められ」，近世宋の王安石の時代には，「已に人民の産業が固着して」いたために，「財産」・「兵役」・「労力」において「人民の自由な位置を認めて」新法が立てられた。清代には，官吏が「人民の利害を念と」しないために，「人民も官の保護を期待せず」，「民政上必要な」ことを「自治団体の力で」行うこととなる。中国の政治・社会・文化の歴史について叙述する焦点には，このような「人民」が存在すると考えられる。

以上のような阿片戦争以前の中国についての叙述を受けて，湖南の現代史である阿片戦争以降の歴史を，如何に叙述しているのかを理解することが，次の課題である。

本稿執筆にあたっては，以下の方々に大変お世話になり，また御指導をいただきました。心から御礼申し上げます。

丹羽敢二氏，兎本恵宥氏，谷川道雄先生，内藤敬子氏，関西大学総合図書館，内藤湖南研究会の先生方・先輩方，高木智見氏。

なお，内藤湖南編纂の教科書について，他種の教科書の存在や検定に関することなど，何か御存知の方があれば，是非ご一報下さい。

湖南の末娘の父への思い出

馬　　彪

平成18年３月４日（土），京都ガーデンパレスホテルで開いた第87回内藤湖南研究会で内藤湖南の末娘にあたる山元祥子（さがこ）さん（86歳）とお会いした。いろいろお話をうかがって，湖南先生の生活や性格など生き生きしたがいくつも知ることができた。それで，ここでまとめて記しておく[1)]。

「私はまだ小さくて[2)]，父はよく中国に旅行したりしており，家では常に不在だったので，父のことをよくは覚えていないです。中国に旅行したときよく葉書をくれました。」[3)]

「恭仁山荘に住んでいたとき，父はよく書斎から書庫へ通ったりしておりましたが，いつも私を見たら私の体をひっくり返しながら，「さがこの反対はこがさ（小傘）だ」と言い，そのとき私はいつも「私は傘じゃない」と言い返しました」。

「父はそんなにおしゃべりの人じゃないです。」

「中学受験の前に，父が突然，祥子は同志社女学校を受けてくれと言いました。そのとき私はとても楽になった気持を覚えています。当時，家に近い学校は同志社女学校と京都府立第一高

1）偉い歴史人物を見える史料について湖南が以下のように言った。「此のキウワンズと云ふの睿親王であります。（中略）有名な人であるが，其の人に出合つて居る。其の有名な人と云ふことは誰でも承知して居りますが，其の容貌や何かのことは，支那の本にも朝鮮の本にも書いてない。所が漂流人が幸ひにも睿親王を見たものだから，細く瘠せた人で，日本の者を不憫に思つたと書いてある。僅かの文句でありますが，睿親王の來歴を知つて居る歴史家などには，誠に眼前に睿親王を見る心地が致します。さう云ふやうに，此の『漂流記』は餘程面白味をもつて讀むことが出來るものであります。」（『内藤湖南全集』第８巻「東洋文化史研究」p.237）

2）平成18年（2006）に山本祥子さんは86歳で，計算したら1920年に生まれ，そのとき湖南は54歳。69歳で亡くなったときこの第九子の祥子さんはまだ15歳だった。

3）全集に載せられている。

等女学校であったが，父は「府一」[4]はお上の作った学校なので，嫌いでしたから。」[5]

「母はとても元気な人で，女学校で漢文を勉強して，『孝経』『論語』が読めました。ただ私は『孝経』しか読まなかったです。」[6]
「母はそんなに料理は得意ではないので，父は特に好きな食べものはあまりないみたいでした。でも，父は松風のような甘い和菓子がすきでした。よく父からお煎餅をもらっていました。父は大阪の懐徳堂に行ってきましたとき，お菓子を持って帰ったことがありまして，私はちいさいですから，懐徳堂をお菓子の名前と勘違いをしました。」
「父はお酒には弱いです。アルコールはぜんぜんだめです。ただ，子供たちはみな飲めないわけではない。それは多分にお祖母さんの遺伝かもしれないです。お祖母さんはけっこう飲めました。」

「母は富岡鉄斎[7]の息子の奥さんと知り合いでしたので，私を連れて借金をしに行ったことがありました。そこで私は子供の絵本をもらって嬉しかった。」[8]

「父はお昼寝をしたかどうか覚えていないが，夜が遅いので，朝起きるのは遅かったです。」

「父は風景がよいところを散策したとき，「よいだろう」といいました。」

「３歳ぐらいのある日，母さんに叱られて泣き出しました。ちょうどそのとき父が外から帰って，母さんは急いで私を押入れに隠しました。」

「父はあまりパンを食べず，いつもご飯です。」

「だいたい６歳頃まで，よく父母と三人一緒にお風呂に入っていました。」

４）福原啓元・小野泰二氏によって，それは今の鴨沂高校であることが分かった。
５）内藤湖南は五男四女を得，４人の女の子のなかで，夭折した早苗子を除いてみんな同志社女学校の出身である。長男乾吉（大阪市立大学教授），次男耕次郎（立命館大学教授），三男戊申（愛知大学教授）。
６）1896年（明治29年），内藤湖南は三十一歳。四月～十一月，「関西文運論」を『大阪朝日新聞』に発表。九月，同郷の人田口郁子（十九歳）と結婚（五男四女を得）。（小川環樹『内藤湖南』中央公論社より）
７）富岡鉄斎（1836～1924）は，近代日本を代表する文人画家。幕末期から大正時代にいたる約90年間に１万点以上の作品を描き，独自の境地を築きあげた。
８）兎本恵宥（うもとしげひろ）氏の話によれば，大正５年，湖南が北京へ行ったとき，水害があって，中国人が所蔵品を生活のために売った。これを湖南がたくさん買って帰った。ということである。

「兄弟には父に似ている人もいました，母に似ている人もいました。」
「私が父に似ていると言われても嬉しくないなー」

「私の夫の山元（山元一郎，哲学）[9]は，兄の耕次郎（立命館大学心理学専門）の友達で，結婚してすぐに旅順に行って，中国人に何かを教えていました。多分日本語でしょう。3年ほどいましたが，新疆にも寧夏にも行ったのです。ちょうど終戦の前に日本に帰りました。そのときの夫の決断が正しかったのですね。もう少し遅くなっていたら，帰れなくなったかもしれません。」

（この記録は馬彪の記憶によって整理したもので，誤りや遺漏が必ず少なくないと思いますので，当時この研究会を出席した方から御訂正いただければ幸いです。）

筆者（左）は第87回内藤湖南研究会で山元祥子さんとお会いした。（柴田幹夫氏撮影）

9）山元一郎は立命館大学文学部哲学科の西洋哲学教授で，心理学の教授の内藤耕次郎の同僚である。

内藤湖南先生自筆稿紹介

兎本恵宥（うもとしげひろ）

ここに紹介するのは、湖南先生の直筆原稿による未発表の文章である。学者でもない私ごときに、どうしてそのようなことが出来るのかというと、昭和五十年代に湖南先生の四男茂彦さんからこの原稿を頂戴した。以来私は宝蔵して来たが、このたび研究会のお蔭で陽の目を見ることになったのがことの成り行きである。原文は「寶許簃」原稿用紙四百字詰二枚に毛筆で書かれたもので、湖南先生の直筆に紛れもない。字は枡目にキチンと納まっていないが、先生はいつもこんな風に原稿をお書きになったのかと推測する資料になるかも知れない。

原稿用紙はかなり汚れているが、恭仁山荘の押入れの中にでも忘れられていたのでないかと思う。題名も無く全集に収録されていない。内藤戊申先生にお目にかけたら、大事にしまっておけと言われた記憶がある。湖南先生が何のためにこれを草されたのか全く分らないが、あるいは文部省あたりから、詔と勅との区別などを訊ねられたものか。書かれた時期については、多少の手がかりがある。すなわち、特製原稿用紙に刷られた「寶許簃」なる室名である。先生が『唐写本説文解字木部残巻』を獲られた後に名乗られた斎号がこれで、湖南全集第十四巻に、入手の苦心が窺われる二通の書簡が載っている。

まず、大正十四年十二月九日付、大阪・原田庄左衛門宛（書簡番号５２８）

「拝啓北京菊池氏より説文は白堅氏に先じられしも白氏より譲受けらるゝ見込有につき三千圓迄奮發金圓送り越候やうとの返事参り候ともかく右様に取計らひ度存候……」

続いて、翌十五年二月三日付、東京・原田悟朗宛（同５３３）

「小生昨冬北京に於て購入致候唐写本説文、北京公使館岩村成充君より外務省文書課長白鳥俊夫君宛公文便にて送付下されし由岩村君より通知有之候就ては貴兄小生代理人として白鳥課長に御面會の上右書籍（巻子）御受取被下候て御持参被下度候……」

大正十五年に大枚三千円をはたいて購入された先生眷恋の本である。「唐の説文一巻は八百年前からの大名物で、支那で宝物になってゐた。私は二十年前北京の端方のところで見てから欲しい欲しいと常々思ってゐた。これが轉々し、私は私産を傾けて買って了っ

た。」と述懐されている。《安藤徳器『西園寺公と湖南先生』東京言海書房　昭和十一年四月刊》

又湖南全集第十二巻『目睹書譚』に「唐写本説文残巻」なる一文があり、入手の苦心談が詳しいが、経緯は右と同様なので省略する。先生はその年か昭和の初めに、室名を決め原稿用紙を発注されたのだろう。原文を書かれたのもその時期、昭和初年ではなかろうか。

この巻物は他の善本と共に、先生没後武田長兵衛氏の手に渡り、現在は武田科学振興財団の杏雨書屋が所蔵している。昭和六十年五月発行『新修恭仁山荘善本書影』出版記念第十五回杏雨書屋特別展示会号「恭仁山荘善本目録」には、国宝三点、重文五点を含む九十七点が挙げられている。国宝の一点がこの「説文」である。

なお、始めにお名前をあげた内藤茂彦さんは、恭仁山荘で独居生活を送り、昭和六十一年七月七十五歳で亡くなられた。一水会に属し、緻密で堅牢な油絵を描かれるかと思うと、洒脱な水彩画があり、さすが内藤家の人と感嘆させられたものである。

以上説明が繁雑になったきらいがあるけれど、次に原文を掲げ、参考のために出典を注記する。

原　文

支那ニ於テ上ヨリ下ニ逮ブ文書ニ數種ノ區別ヲ立テラルハ漢代ニ始マル、蔡邕ノ獨断ト云ヘル書[1]ニヨレバ、漢代ニテハ天子ノ命令ヲ四種トシ、一策書、二制書、三詔書、四戒書ト云ヘリ　第一ノ策書ハ重大ナル任命ニ用ヒラレ　第二ノ制書ハ制度ノ命ニシテ其文ノ首ニ「制詔三公」ノ文字ヲ用ヒタリ　詔書ニハ又三種アリテ　一ハ「告某官」ノ字ヲ以テ始マリ「如故事」ノ字ヲ以テ終ルモノ、二ハ臣下ヨリ尚書令ヲ経テ奏請セシモノニ　天子ヨリ「制曰可」ト答ヘラレシモノ、三ハ臣下ヨリ奏請セシモノニ「制曰可」ノ答ナクシテ尚書令ヨリ「已奏如書、本官下可當至」ト答ヘタルモノトス　戒書トハ戒勅ニシテ刺史太守等ニ勅シ　首ニ「有詔勅某官」ノ文アルモノナリ　コノ第二ノ制書ガ即チ今日ノ詔ニ相當シ漢ヨリ晋ニ至ルマデ「制詔云々」トイヘル制詔トシテ一般ニ用ヒラレタリ　第三ノ詔書ニ相當スルモノハ今日ノ我邦ニハ之ナシ　第四ノ戒書ハ即チ今日ノ勅ニシテ　漢ヨリ六朝ヲ経テ唐ニ至ルマデ亦皆之ヲ勅トイヘリ唐ニ至リテハ上ヨリ下ニ逮ブモノ六種アリ[2]　即チ制勅冊全教符ナルガ天子ノ用ヒラルゝモノ即チ王言ハ制勅冊ノ三種ナリ　冊ハ漢ノ策ニ当リ制ハ漢晋ノ制詔ニシテ　制書、慰労制書ノ二ニ分タレ　勅ハ漢ノ戒書、六朝ノ勅ニシテ、発日勅、勅旨、論事、勅書、勅牒ノ四ニ分タル　然ルニ、唐六典ノ説ニテハ隋ノ時　冊、詔、勅ノ偬名ヲ詔トイヒ唐モ之ニ因リテ改メザリシガ　則天武后ノ名ヲ照ト云ヒシヨリ詔字同音ナルヲ諱ンデ制トノミイフコトニシタリトイヘリ[3]

以上ノ例ニヨレバ冊詔勅ノ偬名ヲ詔トイヘルコトアリテ　ソノ區別ヲ厳重ニスル必要ナキガ如クナレドモ　實際ニハ自カラ區別アリシコト漢以来久シキ習慣ナリ　我邦ニテハオソク唐制ヲ模倣シタレドモ　公式令ニハ已ニ詔書、勅旨ヲ明白ニ區別シ　特ニ[4]令義解ニハ詔書勅旨同是倫言但臨時大事爲詔尋常小事爲勅也　ト解釋シタレバ若シ舊慣ヲ尊重ストスレバ　詔勅ヲ區別スル方穏當ナルガ如シ

註

（1）中華書局点校本『唐六典』巻九　中書省の条

凡王言之制有七、一曰册書、立后建嫡藩屏、寵命尊賢、臨軒備禮則用之。二曰制書、行大賞罰、授大官爵、釐年舊政、赦宥降慮則　用之。三曰慰勞制書、褒賛賢能、勸勉勤勞則用之。四曰發日敕、謂御畫發日敕也。増減官員、廃置州縣、徵發兵馬、除免官爵、授六品已　下官、處流已上罪、用庫物五百段、錢二百千、食糧五百石、奴婢二十人、馬五十匹、牛五十頭、羊五百口已上則用之。五曰勅旨、謂百司承旨而爲程式、奏事　請施行者。六曰論事敕書、慰諭公卿、誡約臣下則用之。七曰敕牒。随事承旨、不易舊典則用之。皆宣署申覆而施行焉。尚　書有典、謨、訓、誥、誓、命之書、皆帝王詔制記于簡策者也。蔡邕獨斷稱：「漢制、天子之書、一曰策書、二曰制書、三曰詔書、四曰戒敕。策者、以簡爲之、其制長　三尺、短者半之、其次一長一短両編、下附篆書、題年、月、日、稱『皇帝曰』、以命諸侯王、三公。制書、帝者制度之命也、其文曰『制詔』、三公赦令、贖令之屬是　近道印付使、遠道皆璽封、尚書令即准赦、贖令召三公詣朝堂受、制書司徒露布州郡。詔書有三品：其文曰『告某官某官如故事』、是爲詔書；羣臣有所奏請、尚書令奏　下之、有『制詔、天子答之曰可』、以爲詔書、羣臣有所表請、無尚書令奏『制曰』之字、則答曰『已奏如書、本官下所當至』、亦曰詔書。戒書、戒敕、刺史、太守及　三邊營官被敕、文曰『有詔敕某官』、是爲戒敕。」自魏、晉已後因循、有冊書、詔、敕、總名曰詔。皇朝因隋不改。天后天授元年、以避諱、改詔爲制。今冊書用簡、制書、慰勞制書、發日敕用黄麻紙、敕旨、論事敕及敕牒用黄籐紙、其赦書頒下諸州用絹。

（2）同上書巻一　尚書都省の条

凡上之所以逮下、其制有六、曰：制、敕、册、令、教、符。天子曰制、曰敕、曰册、皇太子曰令、親王、　公主曰教。尚書省下於州、州下於縣、縣下於鄉、皆曰符。

（3）註（1）参照。

（4）国史大系本『令義解』巻七　公式令第廿一　詔書式　謂。詔書勅旨。同是綸言。但臨時大事爲　詔。尋常小事爲　勅也。

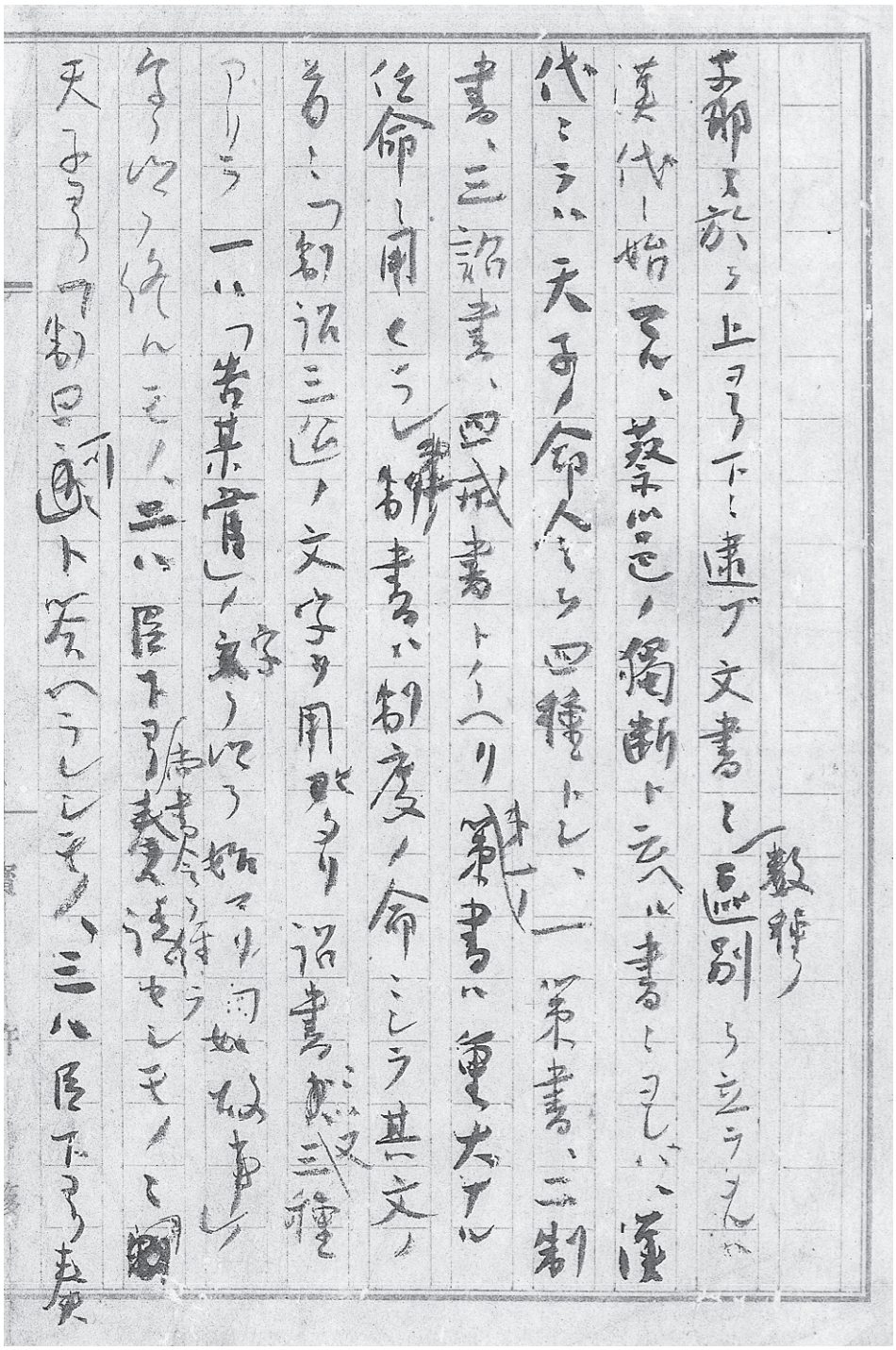

都ニ於テ上ヨリ下ニ逮ブ文書ニ一數種ノ區別ヲ立ラヌルハ
漢代ニ始マル、蔡邕ノ獨斷ト云ヘル書ニヨレバ、漢
代ニテハ天子ノ命人ニテ四種トシ、一策書、二制
書、三詔書、四戒書トイヘリ策書ハ重大ナル
任命ニ用ヒラレ制書ハ制度ノ命ニシテ其文ノ
首ニ一制詔三公ノ文字ヲ用ヒタリ詔書ニ又三種
アリテ一ハ「告某官」ノ文字ノ如ク始マリ同如故事ノ
字ノ如ク終ルモノ、二ハ臣下ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ
天子ヨリ「制曰可」ト答ヘラレシモノ、三ハ臣下ヲ奏

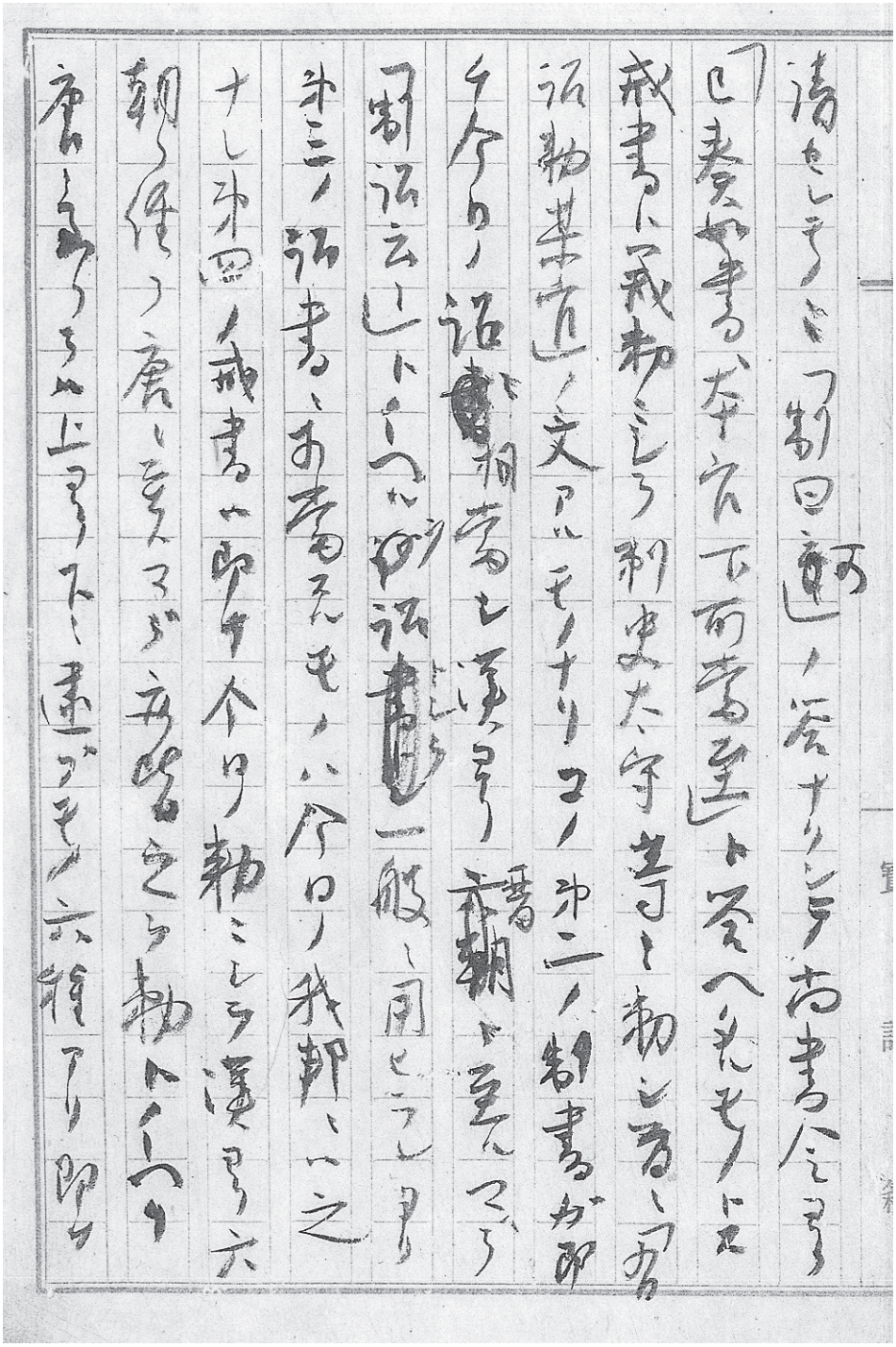

制勅冊令教旨ナルガ天安ノ用ヒラルヽモノ即
千王ニハ制勅冊ノ三種ナリ冊ハ漢ノ策ニ當
リ制ハ漢ノ書制詔勅ニシテ制書慰勞制書
ノ二ヽ分ル勅ハ漢ノ戒書ニ六朝ノ勅ニシテ發
日勅、勅旨、論ヲ勅書、勅牒ノ四ヽ分ル然
ハヽ唐六典ノ説ニハ冊、詔、勅ノ總名ヲ詔ト
イヒ唐モ之ニ因リテ改メザリシガ則天武后ノ名ヲ
照ト云ヒシヨリ詔字同音ナルヲ諱ンデ制トノ
ミイフ事トシヨリトノヘリ
以上ノ例ニ見バ詔勅ノ過別リ嚴重ニ云也

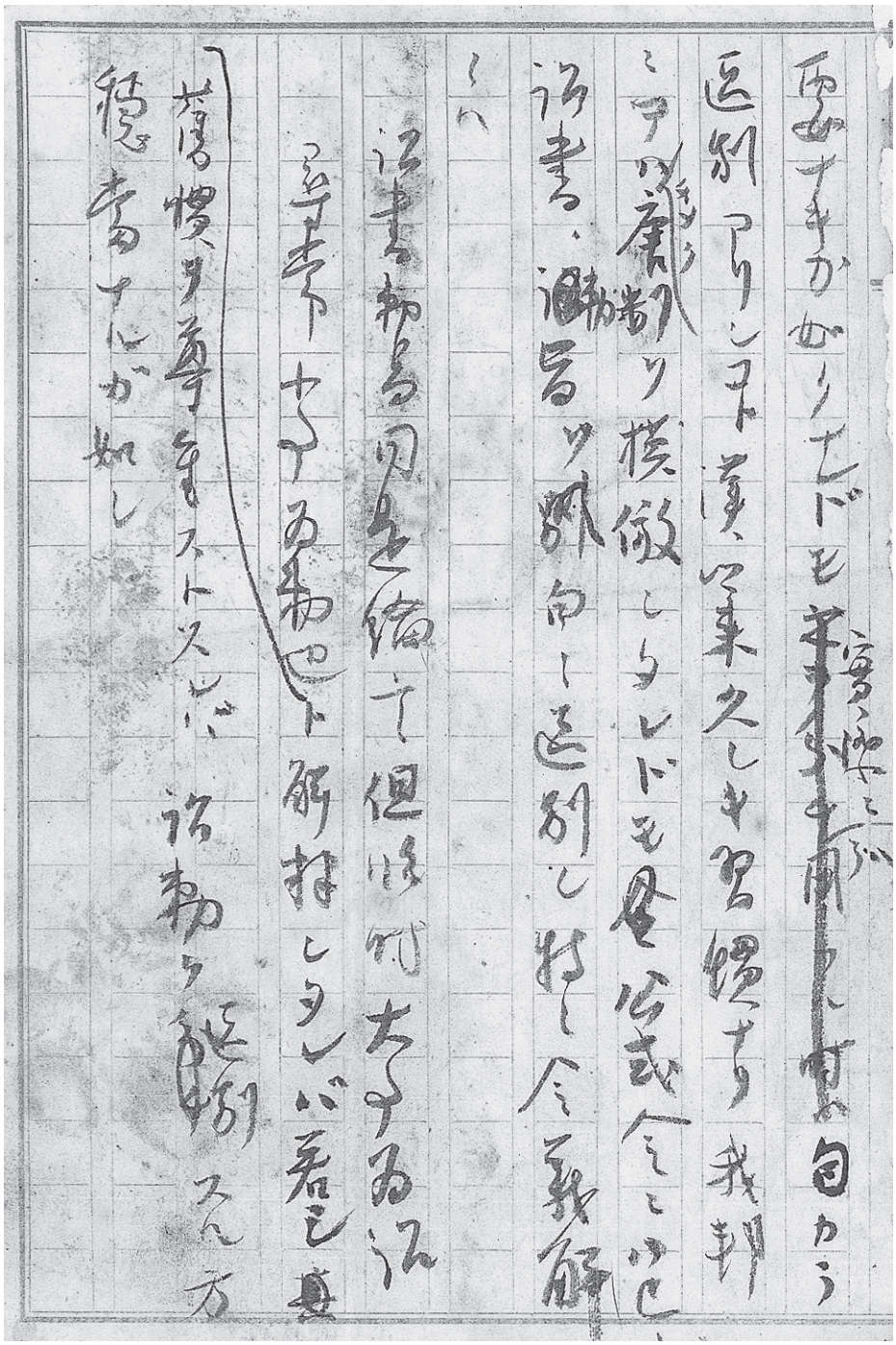

内藤湖南宛書簡集（明治・大正）

名和悦子編

はじめに

本書簡集で紹介するのは五十通であるが、これは二〇〇四年末から調査収集した書簡百六十三通、葉書数十枚の一部である。これ以外に未だ調査されていない書簡が相当多数存在していると思われるが、今回湖南の三男戊申の長女である内藤敬子氏の快い御許可を戴き、内藤湖南先生顕彰会の兎本恵宥氏の先導で、内藤湖南研究会の小野泰氏と山陽映画の山崎照夫氏が撮影し、調査収集を行った。皆様には心から御礼申上げたい。これら書簡は湖南が辿った長い道のりを余すことなく語っており、貴重な資料と言えるだろう。尚、紙幅の関係上、本書簡集では明治大正期の書簡のみ書き起した。昭和期の書簡については次号に譲りたい。

I　大阪東区淡路町時代（明治三十三年七月～四十年一月十四日）

1　明治三十八年八月三日ダルニーニ於テ

清国丙碇泊場司令部附　川久保鐵三

大阪東区淡路町二丁目　内藤虎次郎様　至急

湖南先生侍史　　鐵研生

拝啓　小生ハ去月三十日ダルニーへ参り彼是戦後の見物致居候處俄に明日栄口へ先発可致命令を受け大急ぎに準備致候次第就てハ一寸別紙草稿を書て見ましたなれども推敲も致しませぬまゝ何卒御刪正の上御差支なき限り御掲載被下度何分制限せられたる範囲に於ての事なれバ御了察被下度候目下旅順包囲の第三軍ハ第一師團の水師営を占領せるあり十一師團の王家甸より進むあり九師團の双島湾方面に迂回せるあり此手紙の机下に到着する頃古楚旅順陥落の提灯行列に歓迎せらるゝかと思ひながら差出申候

明朝ハ軍艦扶桑に護衛せられ栄口へ参る筈余ハ次便

八月三日夜

2　明治三十九年四月二十七日

山口縣阿武郡萩町字古市　福井方　松田霞城

大阪東区嶋町一丁目二十二番地　内藤虎次郎様親展

拝啓　其後御無沙汰仕候さて當縣下非是之高評を得テ各郡市垂紙講習致事ニ相成是まてハ郡之講習結了致此後ハ熊毛郡及馬関市。厚狹郡第四回之講習結了帰京六月之中旬相成不申候其節両三夜の御世話を得て支那土産と御持参の書冊を相見致のを今より楽ミ居り候御話御紹介申上候都野君ハ當縣下ニて有力なる教育者ニて学文あり文書を書き候人物故ニ先生の浮話致候處兼而先生朝日之文書拝見致直接御話を聞たき望有之候故ニ来館之節御心置なく御話被下度小生も非是ニ懇意致人故ニ宜敷願上候當地况景同氏には承知被下度候先ハ右用件まて

早々不備

猶奥様御老母様宣御傳聲上願候

四月廿七日　　霞城拝

胡南先生（ママ）

机下

二伸　○印も余程出来本年兼而決定之新築ノ基本ニ出る様ニ御座候先生ニ土産のため非是の名硯得申候

七寸位　淡渓ナリ

志たん彫刻之外等アリ。但シ此御一覧上御氣ニ叶ザル時ハ別ニも種々古物得申候尊兄鑑定を得ルのを楽ミ居り候

アーメン

［編者記］封筒表には「都野君御持参」と書かれている。消印はないが文面に「新築ノ基本」とあることから、湖南が岡崎に移る頃と判断し、ここに入れた。

II　京都岡崎町時代（明治四十年一月十五日～大正元年十二月二十一日）

3　明治四十年二月十四日

旅順鎮守府海軍通訳官　岡田晋太郎

京都市岡崎町九十八番地　内藤虎次郎様親展

謹啓　過般ハ御多忙中ニモ拘ラズ早速御返章被下且ツ有益ナル考証御取調被下奉謝候

第一唐人ノ題字中崔忻ト井両口トノ間ニ鑿ノ字ヲ脱シタルヤニトノ御注意モ有之候得共石刻碑文ニハ崔忻井両口ト有之鑿字無之候又羯ハ鞨ノ誤ナランモ碑文ニハ明ニ羯ト刻シ在リ

別紙在奉天法政孛堂総弁彭某ニ依願シ置候處左之通り申来り候間御参考迚御送申上候又別封ニテ唐碑寫真一葉御送附申上候間御落手被下度碑文ハ中央ニ在ル大石ノ四方斜面ニ刻シアリ石亭ハ光緒ノ初ニ作リタルモノニ有之候過日御注文ノ搨本ハ其内調製御送附可申上候尚有益ナル考証御調之上御知被下度願上候右要旨ノミ申上居候

不宣

二月十四日　岡田晋太郎

内藤虎次郎様

侍史

［編者記］別紙の「奉天法政文孝堂総辨彭穀孫ノ調書」には、「右刻就石刓劖文義完全無剥蝕大書勅持勞靺鞨使洵如後跋可云壯矣博陵崔氏有唐代動閥……（以下略）」とある。湖南と碑文の関係については、内藤湖南研究会の渤海史研究者河上洋氏より、酒寄雅志『渤海と古代の日本』校倉書房二〇〇一年に詳しく書かれているとのご指摘を戴いた。参照されたい。

4　明治四十年四月二十八日

清國北京鎮江胡同　桑原隲蔵

日本京都市上京區岡崎町満願寺附近　内藤虎次郎殿

拝啓　愈御多祥の条奉賀候偖小生京都立寄りの際は種々御厄介に相成り難有御禮申上候其後十二日神戸解纜十七日太沽沖に着翌日北京に到着致し候やう〳〵両三日前より表記の処に僑居致すことゝ相成り候につき不取敢通知申上候今後支那内地の事情につきては種々御注意を願ひ出すべく今より御依頼申上おき候委細は後日を期すへく候　匆々頓首

四月二十八日

5　明治四十年五月十三日

東京本郷千駄木林町一七三碓井半二方　羽田亨拝

京都市上京区岡崎町九九　内藤先生梧下

謹啓　先日は突然拝趨種々御懇切なる御指導を忝ふし千萬奉鳴謝候そのせつ承はり候品は本日たしかに市村先生へ御渡し申上候間左様御了承被下度候なほ〳〵御多用中恐れ入り候へども先日御願申上置候大学院の儀御寸暇のせつ御一報を煩はしたく此如重ねて御願申上候

時下晩春折角御保養被遊度先は御礼かた〴〵御願迠如此に候

拝具

十三日　羽田拝

内藤先生

硯北

6　明治四十年五月十九日

大阪東区博労町二ノ一　町田忠治

京都岡崎町満がん寺前　内藤虎次郎様親剪（ママ）

拝啓　久敷御無沙汰益々御清康奉賀候明日友人と貴地博物場一覧致度存居候御閑暇もあらバ御同行致度何れ参ることゝ相成候ハバ午前中に御一報可申候

早々

五月十九日

忠治

湖南老兄

7　明治四十年五月廿一日夜

東京本郷千駄木林町一七三　碓井半二方　羽田亨

京都市岡崎町上宮脇九八　内藤先生梧下

御高書拝受仕り候御多繁中御面倒の儀御願申出で候段恐縮の至りに奉存候御芳書の趣によれば御見込ミの通り九月より開院せられ候趣き愈々入院のはこびにも相なり候はゞ乍御厄介何卒宜敷御指導被下候様幾重にも奉願上候

風嶺山碑文の件明朝は市村先生にも拝眉可仕候へば早速御傳申し上ぐべく候雑誌に御掲載被下候趣楽しミ居り申上候

尚ほ先日拝眉のせつ承はり候清眞釈疑中の馬沙亦黒傳のことは本月の史学雑誌に成吉思汗実録を紹介致し候中に一寸書き加へ置候御寸暇のせつ同傳及びそれこれの御高論も御とりまとめ御恵稿の程奉願上候

とりあへず御配慮を煩はし候段御礼申述度如此に御座候　拝具

羽田生

廿一日夜

内藤先生

硯北

8　明治四十年七月七日

東京府千住中組六十五　内田銀蔵

京都市上京区岡崎ノ脇九十八　内藤虎次郎様　要親展

拝啓　御手紙末段ノ件、傳聞スル所ニ據レバ、清韓地方ヘノ御出張ガ單ニ新聞通信又ハ漫遊ノ為メニ非ズシテ官廳ノ命ヲ承ケ、歴史上ノ研究調査ノ為メニセラレタルモノナルコト、政府部内、例ヘバ外務省参謀本部等ノ有力者ニヨリテ證明セラレ、即チ清韓方面御滞在ガ官命ニテノ洋行ニテ一種ノ留学トモ認メラレ得ル場合ニハ大ニ都合宜シカラントノコトニ御座候

右様ノコト及御研究御調査ノ成蹟ニ関シ、老臺ヲ最モヨク知了、信任シ居ラル、然ルベキ人物モ有之候ハ、其人ヨリ委細

文部省内、文部大臣秘書官　赤司鷹一郎氏

へ話シ致置カセ候様被成候テハ如何ト存候赤司氏ハ本件ニ関シ詮衡委員トノ交渉ヲ引受ケ居ラレ而シテ右様ノ材料アランコトヲ希望シ居ラル、様ニ御座候、尚ホ本件ニ関スル御高見、折返シ小生方ヘモ御内報被下度候

主トシテ詮衡ノコトニ任ジ居ラル、ハ道家斉氏ナリトカ承リ候

小生ハ廿五日夜京都着、廿六日午前ニハ大学ニ参リ届可申候

七月二十日

内藤老臺　銀蔵

此ノ手紙御用済後火中可被下候

［編者記］湖南の京大就職は難題であった。この書簡で内田は湖南に、外務省嘱託として清韓国境問題に関し果した任務を、文部省が一種の業績として認めれば、就職は可能になると教えている。編者は、湖南が内田の指示により論文「韓國東北疆界攷略」（八月二十五日脱稿）を文部省に送ったのではないか、その後急に文部省の態度が軟化し、急遽就職可能となったのは、こうした背景があったのではないかと考えている。

9　明治四十年九月五日

蒙古からちん　鳥居龍蔵

京都府京都帝国大学文科大学にて　内藤虎次郎様親展

拝啓　陳者小生ども無事当地に到着いたしました。御休神下さい。
小生は相かハラずひきつゞき蒙古語及び蒙文の研究をはじめました。今年は昨年と相異なりたやすく学び居ます。また少しく身体の測定をもはじめました。
先日御はなしありし貴大学『人種学』云々の件小生は承知いたしました。都合によりて東京大学をやめてもよろしい。東京大学では現今小生ハ講師と云ふ名目になつて居ります。そして当地に来て居りますもやハり研究費を少しもらつて居ります。二三年はつゞけらるゝ筈です。当地結了歸京せバいかになり行くや知れ不申ざれども、小生の位置は或は文科へ行くやも知れ不申。市村博士其他の人々はしきりに其をすゝめられ居ります。しかし理科をはなるゝは尤も六つかしく、実に困って居ります。現に本年東京出發の際も理科を退かんとせしも四五の人の間に入りてよしました位です。
不日理科大学から小生の台湾生蕃調査論文の『總論』が出る筈です。これは頗る大部のものとなる見込にて次は『体質』の所を書て居ります。これも御参考までに申し置きます。
自今右の件につき御書面など下さる時には何卒状袋をかたくして御送附を願ます。
本年冬は当地にて越年する筈にて、北京へは出ません
先は右まで

九月五日　　鳥居龍蔵　家内よりもよろしく申居候

内藤湖南殿
令夫人へもよろしく

貴大学の文科（殊に史学）の学科目一番御しらせ下さい。
御書面は北京服部博士方小生の名にて願上ます。
ヂンギスカン実録御うつし被下、御送附を乞ふ。

10　明治四十年十月四日

徳嶌縣徳嶌市助任町興深寺　松田霞城
京都市岡崎町宮の脇　内藤湖南様親展

拝啓　兵庫ニて一泊一昨日十一時出船午后七時ニ安着無波ニて好都合ニ御座候宿も妙心寺之案内ニて當寺ニ直チニ止宿致候大尚ハ此邊の智識ニて話相手ニ相成申候昨日小林ニ面会致候處同氏非常ニ喜ひ昨年講習以来絵画之筆法ニ鑑識か出来色々軸物買集致居り當地之古人中山養福と申画人の屏風山水を得て其筆を大ニ賞賛致候處當地ニて其人物の書きたる画ハ非常ニ高價ニ相成候趣き大ニ〻〻の話ニより一見仕候處成程名人ニて探幽以上之手腕ニ相見へ僕も大ニ〻〻ニ相成申候未夕世ニ知られざる人なれとも名人ニ有之候。それ程なれとも。小林氏の賞賛前御座候も。名人なる事も知らずに居りたる位ニて。有之候由。此頃でハ。賣物一个無き様ニ相成候由。大得意話ニて昨夜馳走相成誠ニ同氏ハ第二部長ニて之視学官なる由万事好都合ニ御座候本日か明日ハ。知事ニ面会筈ニ御座候御序ニ眩妻ニも御話被下度小林ハ半不印ニ有之候得とも巧ニ心係らるゝ為め上手ニ相成居り候先ハ大得意鳥後申上度早々不備
奥様ニも宜敷富子ハ四日頃哉物御喜致置候

霞城拝

湖南先生
机下
猶兼而御話之中学校長ニ御紹介状失念仕候間御送付被下度候

11　明治四十年十一月十六日
出雲路通次郎

謹啓
秋冷之砌愈御佳適奉大賀候然者今般山崎先生ニ御贈位相成候ニ付テハ従来ノ縁故ニ對シ来廿三日午前十時當神社境内ニ於テ聊奉告祭儀執行仕遺墨等陳展仕度幸ニ御来拝被成下候ハヽ本懐之至ニ奉存候先ハ右御案内迠早々拝具
明治四十年十一月十六日
下御霊神社社司
出雲路通次郎
内藤教授殿

［編者記］外封書の表には内藤教授殿侍史、中封書には内藤教授殿とあり、差出人の住所は明記されていない。

12　明治四二年四月三日
中村不折
京都文科大學　内藤虎次郎様

如仰新聞紙上にて御目ニかゝり候のミにて御無沙いたし居候御面働なる斯道研究の為尚一層御奮励之程發望仕候偖御書面之趣建国創業希望之御友人有之候内一紳あり強い下手な割合ニ浮名を立られ二度程縁談申込候も意に満さぬ為其侭放任致置候尤ソレハ價ガドウノコウノト申すにてハ無之相手の申出しか氣ニ喰ハぬと一ツハ可成自分で保存の考に有之候為に御座候然るニ大幅の為置場ニ困り、只今ハ学校ニ預候始末にて返て賣却論トイフモノガ胸の中から出て来る始末ニ相成候其レら賣價トイフモノニ候がアレハ二番目ニ申込ミ仁ハ大学教授ニテ皮膚病の医某ニテ年収凡五万円ト申ス先生ナルガ書籍トカ煙草トカヲ節約して月ニ百円ツヽ一ヶ年賦とやらにて賣れと申され候が月賦だの煙草だのの待遇ハあまり感心不仕ソレナリ打捨置申候一人ハ森学次郎氏の周旋にて森氏死去の為談判成立せず画一枚が賣れざる顛末如此実際三十九年八月起稿四十年四月終筆前後九ヶ月費用ハ約三百円かゝり居候賣ても賣らんでもどうでもよいものに候へ共実費ニ二百円ヲ加へ五百円ナレバ手放候てもよろしきと存候尤モ万一五百円にて御引取被下としても又下さらぬとしても前の医博士の手前何卒値段丈ハ秘密ニ御願申候
取込居候為御返事遅延いたし候何卒先方へよろしく御傳被下度候
艸〃亂筆御免
中村不折
内藤老兄
侍史

13　明治四十四年七月十日
東京都京橋区築地一丁目九番地　瀧精一

京都市上京区岡崎町字宮脇　内藤先生

拝啓　陳者東京之骨董商中村作次郎と申候人ハ正直者に候故昨日他の用件にて面会之節例之羅氏蔵幅処分法ニ付談シ候処同人の申すには昨今之状態にては支那より来りし品々有と何分ケチを附くる者多くつまり大阪の村山氏の如き考を有するもの過半ニ付是之展観ハ餘程考ものにて夫ナラ先きに先つ可然骨董商に相談せらるゝが得策ならん京阪にて支那物に奮発して手を出すものは山中吉兵衛の外なかるべく林新助ハ支那物にかけては駄目ならんと申候是ハ固より同人一個の考ニ過きず又骨董商の手にかけずニ處分する場合ハ全く小物に候ベキトとにかく御参考迄ニ申達候尚ほ同人ハ自分ニ御相談之場合には応可申と申候乍併事未た公にすべき時機にあらざるを以て他言はなさゞるやう呉々も注意致置候

○昨日ハ又杉村楚人冠来り此頃或一部ニ新彊探險の計企てたるもの有由なるが新聞社ハ賛成して可なるや否やと質問あり既ニ御聞及かも知らねど去月十八日益田孝原富太郎両人発起して工科大学の教授三名と早崎とを招きて支那美術談を聞くと称し諸方ニ招待状を発し小生へも申来りしも小生ハ行かず然るに此頃其会の模様を聞くに席上探險計畫の相談あり牧野若三郎が賛成演説をなし又例之志賀重昂の計畫と合同とやら何やらの話も為シ―とか固より取りとめたる事にはあらざれど一時期多少或社會の問題となり居るらしく楚人冠ハ南極の二ノ舞でもなるべきも場合に依らば社が賛成して催しの一つにしてもよろしと考へ居るらしく然るに業に就き貴下に於て何にか御聞及の事候ハずや若しあらば御漏被下度候実ハ小生先頃より大朝より社説を依頼され居り候故此問題ニ付何事か認めんと存候も事情不明の處有て見合候次第なるが、尚御高見承るを得候ハヽ幸ニ御座候

小生の考では志賀の方の計畫ハ知ざれど益田原の発起するものゝ如きは学術の為と云ふニはあらずして偏へに発掘の土産物を希望しての事故是ハ志科懲に在いて面白からずウッカリ賛成出来不申と存候本能寺の火時は自分の物好で一方宗教の為と云ふ事が有丈ニ成效も致したる也我利ニテ妄者連が株式會社的ニ企てたものでは所詮我等の希望する如きものにはならざるべしと存候が如何哉

此両三日東京の暑気難堪候御地ハ如何

頓首

十日　　精一

内藤大人

14　明治四十四年八月十九日

東京青山原宿二〇二　黒板勝美

京都市上京区岡崎町宮脇　内藤虎次郎様急

粛啓　残暑猶烈敷候處如何御起居被遊候哉小生昨日ニて漸諸方の講習講演を終へ少しく暇を得申候さて頃日醍醐より例の天平経御送申候ところ御落手被下候哉恐入候得共何卒一日も早く運候様願度若し不調ニ相成候ハヽ直ニ御返送下され度候東京ニても一寸希望は有之候条右何分取急き御願申上候又法隆寺蔵版文永本憲法十七条翻刻頃日美術学校ニて出来候間一部懸御目候余りよく出来たるものニハあ

らねど鎌倉時代版本の一標本として一寸面白いものニ候内田兄富岡兄ニハ貴兄より御廻し被下度候先ハ右のみ取急き如此ニ御座候

匆々頓首

八月十九日　　勝美黒板

湖南伺兄

梧右

二伸　岐阜より『國体の樹獲』一冊送るやうニいたし置候か是又御受取り候事と奉存候右ハ後藤秀穂氏よりの依頼ニて候

15　明治四十四年八月二十二日

東京青山原宿二〇二　黒板勝美

上京区岡崎町宮脇　内藤虎次郎様急親展

粛啓　昨夜油谷博文堂より来状あり此頃送附し来りたる経巻料即刻返却しくれよとの事ニ御座候處右ハ如何の事情ニ御座候哉既ニ一旦送金済と相成たる以後突然右之次第申来り候とハ一同合點行かずそれならば初より送金しくれざる内ならば何も文句ハなけれど、小生は右金子受取次第直ニエスペラント印刷代金等ニ支拂ひたる後とて即刻といはれてハ一寸閉口、されど返金すべきものならば無論何としてもその手続いたすが、何の事情もいはずたゞ即刻返金せよだけニてハ何ともいたしかね候就ては恐入候得共元来の口入先たる老兄ニ於て右事情至急御一報下され度右御報拝見次第直ニいづれとも始末いたし可申候元来小生が此経を賣りたきハ何等利益上の問題ならずたゞエスペラント語関係のため不得已御願いたしたる義その辺ハ老兄萬し御承知の事今更申上候ニ及バず候得共よろしく御質被下至急おしらせ下され度候又老兄の立場として非常に困り候様の事も候ハ、御打電次第送金するともセぬとも御示諭通り始末可致候先ハ右ノみ取急き

早々頓首

八月廿二日　　黒板生

内藤老兄

梧右

16　明治四十四年八月二十三日

上京吉田町　内田銀蔵

本市、上京、岡崎町、宮脇　内藤虎次郎様侍史

拝啓　益々御清康奉賀候陳者一昨日懐徳堂記念會ヨリ正式ノ依頼状并ニ西村氏ヨリノ書状接手致候至急ト有之早々返事ヲ要スル様思ハレ候ニ付本日西村氏宛一書相認メ兎ニ角承諾之旨相答へ演題ハ「日本近世ノ文化ニ就キテ」トシ時間ハ凡ソ一時間位相成ルベク候両日ノ中、前日ニシテ早キ時間ノ方ニ宛テラレンコトヲ乞フト申送リ置候又講演要目モ概略相記シ相送リ申候右御含迄一寸申上置候実ハ昨日又ハ本日拝趨右申上候テ先方へ返事可致之處少々差カヽリタルコト有之不任意以書面右申上候略儀失礼御海容可被下候余日拝芝ヲ期シ萬々可申上候　謹言

八月二十三日

内藤博士殿　　銀蔵

侍曹

17　明治　　年七月廿日

内田銀蔵

京都市岡崎町宮ノ脇九十八　内藤虎次郎様侍史

拝啓　愈々御清康奉賀候一昨日電報拝受、昨日御影宅ヨリ貴書轉送シ来リ、尋デ更ニ電報到着、右件ハ熟考致候處何分當夏ハ九月以後ノ準備トシテ爲スベキ仕事種々有之、且聊カニテモ暇アレバ、前年来引受置、次第ニ遅レ居候著述ヲ少シニテモ進行セシメネバナラヌ義理合ヒト相成居候間折角ノ御思召ニ對シ誠ニ遺憾ニハ候へ共、御断リ申上グルコトト致、其旨、昨午後大阪朝日新聞社宛打電致候、尚ホ夜ニ入リ帰宅致候處貴電参リ居候マヽ直チニ御宅ヘモ其旨電報可申上置次第ニ有之、何卒不悪御承引被下度御序モアラセラレ候ハヽ新聞社ノ方ヘ宜敷御傳聲ノ程奉頼候　謹言

内田銀蔵

七月廿日

内藤老臺

今日モ用事ニテ朝ヨリ外出、此ノ手紙発送延引候段御諒恕可被下候

［編者記］この書簡は何年に出されたものか不明である。宛名の住所が「宮ノ脇」とあるのでここに入れた。

Ⅲ　吉田町時代（大正元年十二月二十八日～七年三月三十一日）

18　大正元年十二月二十六日

京都府紀伊郡堀内村　三夜荘　大谷尊由

京都市吉田野神　内藤湖南先生侍史

拝啓　時下寒感酷烈之候ニ御座候處益御清適之段奉慶賀候陳者従来種々御懇情ヲ辱フシ候段感謝之至ニ不堪候尚ホ将来一層之御厚誼願上度先ハ歳末ニ際シ平素之疎情ヲ謝シ御挨拶旁如斯ニ御座候

敬具

追テ来ル新年ハ諒闇中ニ付賀状差控候間不悪御寛恕被下度候

大正元年十二月廿六日

大谷尊由

内藤虎次郎殿

［編者記］添付の漢文は、文頭に「唐韻州曹溪寶林山國寧寺六祖恵能大師傳法宗旨并高宗大帝　勅書兼賜物収寺額及大師印可門人并滅度時六種瑞相及智藥三蔵懸記等傳」とある。以下は略。

19　大正元年十二月廿七日

新鳥丸　出雲路通次郎

市内吉田町字泉殿　内藤虎次郎様侍史

謹啓
歳末切迫仕候所益御安泰奉大賀候承候へは此程御移居相成候趣一応
御伺可申上候處御無沙汰仕居候偖かねて伺上候通の品物内田様へ御
贈申上候所此程挨拶状参り貴家へも宜御礼御傳可申候様ニ申候尚収
支計算書別紙ノ通夫々送付仕置候右甚乍延引申上度早々頓首
十二月二十七日　　出雲路通次郎拝
内藤先生
侍史

［編者記］添付の収支計算書は字が滲んでおり判読不可能。湖南や出雲路等が発起人となり、下御霊神社に山崎闇斎の石碑を建てた時のものであろう。

20　大正六年五月九日
於東京　田島先次郎
京都市吉田町萬里小路通百遍道下ル字和泉殿町　内藤虎次郎様侍史
拝啓　御紹介を蒙り三宅先生を訪問仕候處早速御快諾被下候ニ付大泉引□□偏に御高教に依ること、威佩の至に不堪候不取敢御礼申上度候　敬具
21　大正六年六月四日
京都吉田町　内田銀蔵
本市、上京、吉田町、和泉殿五　内藤虎次郎様
拝啓　拙稿掲載之臺湾日々新報乍延引同便拝呈仕候御閑暇御一覧被下候ハ、本懐之至ニ御座候　敬具
五月四日
22　大正六年十月十六日
奈良興福寺　黒板勝美
京都吉田町泉殿　内藤虎次郎様　親展
粛啓　一昨日ハ長座兼〃御厄介ニ相成奉多謝候扨其節御相談申上候和田氏標本集原本所蔵先へ交渉之件御出發前御忘無之様殊ニ御願申候又右之中大阪村山翁孝經の分も可然御通知置被下度奉希候先ハ右要事耳如此ニ御座候　草々頓首
十月十六日　　勝美
内藤學兄
梧下
二伸　小林写真師ニハ一寸右撮影内容申含置候
23　大正七年一月三十日
児島乕次郎持参　大原孫三郎
内藤湖南先生　侍史

謹啓　寒氣之候ニ御座候處益々御健勝奉賀上候
陳ハ甚た突然ニ御座候得共親友児島虎次郎此度清國漫遊仕度不案内
ニ御座候間萬事御指導仰度参上仕候間御多用中恐入候得共御面會御
示被下候様奉願上候

早々頓首

一月三十日

大原孫三郎

内藤先生

侍史

［編者記］児島が湖南を訪れたのは翌日三十一日のことであった（松岡智子・時任英人『児島虎次郎』山陽新聞社　一九九九年）。

24　大正七年二月二日

犬養毅

京都吉田泉殿　内藤虎次郎様

敬啓　北京骨董商山田より博文堂を介して古墨を贈り来候處荷物の中にて破損し四片と相成候博文より手紙ニ拓本を御送可致との事ニ候間別紙差上候　二月二日

犬養毅

湖南先生

［編者記］四片に割れた墨の拓本が別添されており、「函表題簽云明油煙君理氏以金華胭脂和非燻製秦榷式墨洵神品也」と書き込みされている。尚犬養は長尾雨山にも同様の手紙を送っている（『犬養木堂書簡集』（岡山県郷土文化財団　平成五年）。

25　大正七年三月九日

備中倉敷町酒津　児島虎次郎

京都吉田町和泉殿　内藤虎次郎様

拝啓　時下春暖之候益御清祥之段奉大賀候陳ハ先般は突然参上仕り種々高説相聴之栄代得感謝深き次第に奉存候其節御配慮申願度御依頼申上候儀小生本月廿日頃当地出発月末長崎より上船可致相定め申候につき御多忙中恐縮千萬之至に奉存候へ共何卒宜敷御願申上度此段御礼かた〳〵御依頼申上度如斯差届候

不具

大正七年三月九日

虎次郎

湖南先生

梧右

26　大正七年九月十四日

函館区谷地頭町　藤岡方　松田霞城拝

京都市上京区吉田町和泉殿　内藤虎次郎様

拝啓　近々冷氣加り候處貴先生併ニ御家族御皆様ハ御佳適之由大慶此事奉申候隋而眩妻不相成無事チン〳〵〳〵ポー〳〵〳〵罷在候間

御休神被下度候當地ハ朝夕袷羽織を着致様ニ相成申候却て願の速成講義二版絶版ニ相成候ニ付き至急第三版千部製本致候ニ付表題日本絵画提針と改メ美術学校長も大ニ拙説ニ賛成者ニ相成候故ニ同氏モ短文の序を願フ可ニ御座候間繁忙ハ遠察罷在候得とも少々御訂正被下度候

大正七年四月マデ

講習年数二十六ケ年

開会総数五百余回

人員総数八千三百余人

三府五港

二十三縣ニ還歴致候御賛（ママ）考まて

先ハ右願入用まて

早々　　敬具

九月十四日

松田霞城拝

内藤湖南先生

机下

猶々奥様御堂様ニ宜敷〳〵〳〵講義ハ一回モ無之候間差置之本ニ御訂正願上候若し御手元ニも無之候ハヽ斉藤或ハ金子諸氏内ヨリ借用被下度候

二伸　挿絵モ皆写真石板ニ致候筈ニ御座候自序の訂正三版ニ致候筈ニ橘君ニ依願致置き候

［編者記］封書表に「轉居先ニ御廻し被下度候」「親展　大至急願用」と書かれている。

［編者記］以下の書簡27、28、29、30は何年に送付されたのか不明であるが、宛名の住所が「吉田町」とあるのでここに入れた。

27　大正　　年八月一日

京都市南禅寺山内　橋本関雪

吉田町泉殿　内藤虎次郎様

拝呈　未だ紫眉を拝し奉す候得ども雷名久しく欽仰罷在候處先般朝日支局吉田氏を介し御無躰願入候處早速御快諾賜ハリ御筆蹟三葉御恵与被下永く傳家の珎ニ致し可申早速参上御礼申上べく候處取敢ず寸楮を以て御礼申上候猶御機を得て御高教賜はり度仕候事奉願上候

草々

拙稿二冊は一両日迠に大谷を下し賜ハバ幸甚に奉存候猶又拙筆も旁申合ひの心出来候ハバ御鑑正仰度御再拝候

八月一日

橋本生

内藤先生

御下座

28　大正　　年十一月十八日

下河原下村　為吉方　後藤新平

吉田町高等工藝学校北裏　内藤虎次郎様

拝啓　明十九日午後六時千本へ御高臨被下候哉否御都合拝承仕度使差上候間此ものへ御返事被下度奉願上候右拝用まて不取敢如此

敬具

十一月十八日

後藤新平

内藤湖南先生

侍曹

29　大正　年九月十五日

青島　小川琢治

京都市上京区吉田町高等工藝学校北裏　内藤虎次郎様

八月中旬滬上發来青之處西湖辺よりショイ込のマラリアニ而發熱旅行不如意明後日追々發帰途ニ就き可申候但し今回は出土品ニは出逢事少く宋元明の書画を獲申候其中趙治駒楼閣山水など有之宋画数点可有之楽しみ居候本日頃帰着可仕候

九月十五日

30　大正　年　月九日

東京市本郷区追分奥井館　西田直二郎

京都市上京区吉田町和泉殿　内藤虎次郎先生侍史

謹啓　史学會大會ハ無事終了仕候近衛家にハ七、八両日参り御霊関白記原本を大学所蔵のものと對校仕候間處両者ハ大分相違の点有之候且つ大学本の□佚もよく分り申候大学本ハ一度全部を校正する必要あるへきものにてかの儘にてハ用ひ兼ね候次第に御座候近衛家には梅原君同道仕候和田博士現今入洛中の由ニて圖書閲覧の件ハ電報にて照會の上ニてとの館守の方よりの御話にて御座候

九日夜

Ⅳ　田中野神町時代（大正七年九月頃～昭和二年七月三十一日）

31　大正七年十二月一日

豆州田方郡長岡二升庵　犬養毅

一昨日御電話被下候際ハ出發時間切迫致居失禮致候小生ハ七日夕迫ニ歸京の預定ニ御座候ソレ迄御滞留なれハ拝眉致度但八日ハ早朝より調査會有之三四時迄ニ帰宅相叶候よし

康有為の蔵幅柏原氏持歸り過日博文堂と共ニ一覧致候御暇あらハ御一覧可被下候柏原宅ハ小石川傳通院の西側ニ御座候電話もあり

磁器も持帰り居候得共是一覧せす

書面一覧之時滑川澹如も同席にて概真跡のよし只恨くハ汚し損し等ある上ニ大幅ニて日本向ならすとの説ニ御座候

梅道人の漁舟老柳の幅ハ小生の目にハ真跡と見れど澹如の鑑定にてハ題詩が贋と申居候如何や御鑑定可被下候

王孟端山水幅并牡丹大幅無題北派山水大幅などよろしき様ニ覚候

米元章評紙帖損甚ノ硯ハあれど無論日本向ならす物も感服せす

南海の兵糧を作り遣ハし度御考可被下候

十二月五日

豆州二升庵にて

犬養毅

内藤賢臺

32　大正十一年八月七日

東京市外東大久保四〇二　饗庭英二郎

京都市田中野神町二〇　内藤虎次郎様

謹啓　父與三郎（勤文院篁村清節居士）死去の際は御懇篤なる御弔問を辱うし且御鄭重なる御清供を賜はり御芳情難有御厚禮申上候本日七々日忌に相當致候に付亡父記念の微意を表するため遺墨の複寫一葉呈上仕候先は乍畧儀書中を以て御挨拶まで如斯御座候　敬具

大正十一年八月七日

饗庭英二郎

内藤虎次郎様

33　大正十二年五月三十日

京都府立京都第一學校　山本安之助

市内田中野神町二十番地　内藤虎次郎殿

拝啓　時下初夏之砌益々御清穆之段奉大賀候陳ハ先般ハ元帥寺内伯爵傅壹部御寄贈被下難有御厚情深々御礼申上候右ハ本校生徒圖書館ニ備付度と存候

早速御礼状差上申處ニ御座候へ共彼此致し遷延甚た申譯無御座候不悪御思召被下度候

敬具

大正十二年五月三十日

京都府立京都第一中学校

山本安之助

34　大正十二年七月六日

東京小石川小日向台町一ノ五八　石山福治

京都市上京区田中野神町二〇　内藤虎次郎様

拝啓　拙著「支那現代音源流考」乙部別封拝呈仕候ニ付何卒御批正を賜ハリ度奉願上候　敬具

七月六日

35　大正十二年七月三十日

北京東城東総布□十一号　末次公館　今西龍

日本國京都市上京区田中野神町廿　内藤虎次郎先生大至急

敬啓　時下暑熱の砌

先生御健康御回復の段奉慶賀候去る廿四日發の御芳書先刻到着新元史に関する御用命正に拝承仕り候早速明日にも取り寄せ置き可申候間御休神奉願候但し御書信中には為替券の封入無之に付封緘の状態一応取り調べ申し候へ共抜き取りし痕跡も見え不申何にか錯誤も出

来たるかなど案じ居り候際松浦君来訪せられ候に付相談致し候処兎に角に此事至急先生の方へ報知申し上ぐるがよろしかるべきかとの事に付不取敢右申上候為換券も正金銀行への為換なれば　龍義右行員とは熟懇にも有之且つ明早朝早速に手当てを致し置き申すべきに付途中に如何なる事ありとも御安心置き奉願候併し他銀行等ならば何卒至急御報知奉願候

先日中約二週間余洛陽方面に旅行仕り候洛陽に到着早速呉将軍に面談致し候処御承知の通り支那は唯今とても戦国時代の様なる面影残り申し呉将軍と意氣大に投合仕り在留中四日間龍門に参り候外は将軍客邸に賓客を以て遇せられ晝夕食卓を共にし将軍は他客を顧みず龍とのみ會談し無二の朋友と相成り申し候龍門滞在中は将軍より料理人まで付けらるゝ様な騒ぎ有之歸途は一等のパスにボーイを付けらるゝ等十余日間榮華を夢み申し候代りに研究は豫定の十分の一も出来申さゞりし次第に有之候　龍義も今となりては此人に天下を取らせ度存じ居り候も良い智恵も出申さず頗る滑稽の一幕御一笑奉願候

文化事業是れは余程考慮せねば失敗に終り申すべく候唯今の中から林長民梁啓超等の雑輩が喰ひ物にせんとねらい居り申し候林梁等に反対する北京大學側も有之候が大學側には　龍も連絡有之候都合によりては一劇も演じ得べきかと存ぜられ候文化事業に對する支那人の感想、庚子賠款に関する其の根本的誤解等岡部氏来着の上は詳細参考に供し用すべく候尚ほ英国も庚子賠款を用ひ文化事業を起す計劃あるやに候てコレには英支同数の調査委員會を組織するやに有之候一両日前に教育部を経ずして直接に北京大學に申し込みたる由に候併し此事実は少し疑はしき点も有之候學術界にはアメリカのスミソニアンイシスチチューションの代表者ビショップ来支　此男には三四回面會いたし最近には呉将軍邸にて面會仕り候　北京大學内考古學會農商工部の地質調査所と連結し考古學會を設立し洛陽を中心として大規模の発掘調査を企て居り申し候一方には羅先生柯先生王（國維）先生の東方學會設立の計劃あり二百万円を募集し云々の夢の様なる基礎に立ちて近日董事會を開かるゝ由にて　龍にも董事員になれとの勧誘有之候　龍義も呉将軍と洛陽を中心として研究の相談の端緒丈け開き置き申し候

支那は実に面白き處と感じ居り申し候

先は為換券の事御伺い旁々雑事申述べ候取り急ぎ候まゝ不文乱筆幾重にも御許容奉願候

七月三十日夕刻　　今西龍

内藤先生

御侍史

36　大正十二年八月十一日

京都市上京区河原町廣小路下ル　小川琢治

兵庫県有馬温泉瀧道増田ホテル別荘　内藤虎次郎様　親展

拝啓　此程参上失禮仕候帰宅途中より炎熱頓ニ加はり当夜及翌夜共蒸暑くて眠れず一昨日及昨日午後雷雨ありて少しくくつろぎ安眠致候今一復御地ニ出掛度と存居候處東京地学協会の山口縣講習会ニ神

保敬様急病ニ而見合セたりとのことニ而一昨日電報出馬を動員され
十四日一日丈ならばと申遣置候是が為め多分又々炎熱の山口に二泊
位可致大ニ閉口致居次第ニ御座候
お宅の表の土地の件昨日聞けば尊兄御依頼の測量之事間違ひ地質教
室の小野を経て梅原の依頼せる測量者人夫二名打連参ル哉ニ而多額
の測量製図費請求したことニ有之小野大ニ困り居候
井口に面会致候小野の話ニ而は何でも坪時價十八円位と吹き居候由
部外の思惑困ったものに御座候
奥様一昨日態々御来車車賃立替ニ付種々御配慮を煩し却て恐縮之至
ニ不堪次第御序宜敷御お取成之程奉希上候
近況御伺迠一寸右御挨拶を兼ね寸楮如此候

草々　如舟

八月十一日

湖南老兄

［編者記］滝の写真が二枚同封されている。

37　大正十二年十月

朝鮮京城長谷川町　朝鮮史學會

京都市上京区田中野神二〇　内藤虎次郎殿

粛啓　晩秋の候益御清適に被為渉奉慶賀候然者一般内鮮人をして朝
鮮の事情を悉知せしむるは刻下喫緊の要件たること何人も異議なき
處と存候之に就きては先づ平易なる朝鮮歴史を普及せしむる必要を
認め同人等相諮り此の目的を遂行する為今回「朝鮮史講座」を發刊
致候微力素より其の任に非ずとは存候得共一片忠々の念禁ずべから
ざるものあり全く空手を以て起ち奮つて此の事に當り候次第に御座
候間何卒御同情を賜り度奉悃願候尚該講座は發刊の都度逐號贈呈可
仕候間御高覧被成下度且御氣付の點につき御遠慮なき御批正を賜り
候はば獨り同人共幸のみにあらずと存候此の義併せて御願申上候
先は右御挨拶旁々御依頼申上度如斯御座候

敬具

大正十二年十月

朝鮮史學會長　小田省吾

［編者記］本書簡は印刷物になっていることから、数名の歴史研究者に送付されたとお思われる。

38　大正十二年十二月二十三日

下鴨松原町　高瀬武次郎

上京区田中　内藤虎次郎様

謹啓　本日ハ御本復祝の徴として高著寶左盦文一冊并に御珎蔵品写
真繪葉書十二葉御恵煩に預り難有拝受仕候先ハ右拝受御通知を兼ね
御禮申上度如此に御座候

匆々頓首

十二月二十三日

高瀬武次郎

内藤虎次郎様

梧下

39　大正十三年一月六日

東京市外東大久保三一七　侯爵　前田利馬

京都市田中野神町二〇　内藤虎次郎殿

拝啓　去歳以来御重患ノ處御全快ノ趣欣賀ノ至奉存候陳ハ今般喜壽御記念トシテ御印刷相成候寶左盦文寶左盦十二長物御恵贈ヲ蒙リ辱ク御厚意奉深謝候右御禮申上度如斯御座候　敬具

大正十三年一月六日

侯爵　前田利馬

内藤虎次郎殿

40　大正十三年一月二十四日

大阪府下泉北郡高石町大字今在家（濱寺公園羽衣松側）本山彦一

京都田中野神町廿番　内藤虎次郎様

拝啓　小寒感甚敷處愈御安泰に哉御起居奉賀候陳ハ過日ハ去明治神宮奉賛會協賛之件ニ付御来臨ノ儀申上候へ共一寸決定致兼候故御弔（ママ）のみ申上失敬及無念可申上候然ル處先日上京黒板博士面會候上大木伯へ御同行拝謁益々御引見致候事ニ相成申候此ニ而御承知可被下候東宮殿下御成婚記念事業として文化的計画ニ付御高見相伺候處岩井へ夫々御教示被成下大ニ参考と相成藝術品複製又ハ学術研究資料出板等之事東婚ノ下出来ル丈ケ実行致し度猶御面働相頼候事も有之何分御指導被下度改て御願申上候頃日武者小路氏書画入札之節光悦書巻二冊（越中武田氏旧蔵）老臺之跋文あり原本も面白く跋文之書物、用筆用墨ものなど頗る振ッタものニ有之候購入将又致候処幸ニ手ニ入申候外ニ建仁寺狩猟図山楽屏風画幅も手ニ入申候御序御報を申上右御指摘旁返事迄申上候　草々頓首

先日御恵贈之書冊相給いずれも時々取出し拝見相楽居申候

大正十三年一月廿四日

本山拝

湖南先生大人

老閣

41　大正十三年一月二十七日

甲子一月念七日　京城局旭町一ノ十三　稲葉岩吉

京都市田中町野神廿　内藤虎次郎様

久々にも御懇書を拝接仕り益々御清適ことに本年春夏の交西欧に御出発に御決定の由奉大賀候ついて小生修史事業はかねての御指示により進捗仕候へ共御渡欧前に是非御来鮮の上親しく御指揮を仰度奉願候勝手にて恐入候へ共四月中二三週間の御都合にて如何尤も此際御取込みの事故三月中にてもよろしく可相成候総務総監とも在城の節を期し度切望仕候尚顧問（未発表ナレ氏）旅費と申候もの従来計

上下些少拝呈可仕候委細ハ日取り御決定被成下候上可申述候条折り返へし御示被下度候

光海君日記解題の件黒板博士本年度御来城の節に愚見申述候事も有之年度内に脱稿仕度こころかけ居候處本年度ハ該事草創にて手不足のため時間を浪費すること夥たしく加之家庭の変につき震災のため内地間を往来いたし自然手遅くれに相成り之を年度内に付梓することとは萬覚束なく存候尚光海君日記を研究して一論文作成仕度心組みにも有之候艸稿作成仕候節ハ一応御閲覧を仰くことに希望仕候事故年度内の事ハ御猶豫被下度奉願候

尚近日中委員の一人洪壽（兼山）と申もの一聿拝呈せし由右ハ小生入鮮以来の知己に有之候田民斎の高足也し由少壮経儒の面影有之候拝受の文集を通読して始めて日本に竹井二郎との碩學ありしを知る国光と申す外なしと穎服いたし居候何卒小生のために一本御恵贈被下度併せて奉願上候洪翼漢ハ旁祖の由ニ候

右之壱氏益々元気ニ被返明日頃国境に向可申候由御休神被下候本日面晤の折り六陵制度の回復が又々必要に相成り候と申聞候委曲後鴻御事に可申上候　不一

一月念七日　　岩頓首

湖南先生

御左右

尚「朝鮮史講座」第四号に小田君の「元和三年武帝高句麗を開く、開くとは何の意義云か判らぬ」とありこーした人々か従来文面を握りしに心細く感せられ候

42　大正十四年四月十日

織田萬

Japan 京都市上京区龍神町（？）　内藤虎次郎殿

長途御旅行之御疲労ハ夙に而御慰安之事と存候春光湲落之好時節ニ逢ひ故山の花に負く酊客の感殊に深く候先月末臨時開廷終了ニ付一時此地に引揚ヶ明日再ひ出發第二次の臨時開廷ニ列すべく来月半過には多分帰巴相成と想像致居候

四月十日　　織田萬

［編者記］この葉書をパリで投函しているが、湖南の住所をよく覚えていなかったのか（？）が付いている。

43　大正十四年五月

兵庫縣武庫郡住吉村字反高林千八百七十六番地ノ一　男爵

住友吉左衛門

京都市上京区田中野新町二〇ノ一　内藤虎次郎殿

拝啓　今般左記へ轉居仕候間御承知被下度此段御通知申上候

敬具

大正十四年五月

男爵　住友吉左衛門

44　大正十四年七月

豊國會長　池松時和
市内田中野神町　内藤虎次郎殿

暑中御見舞申上候
毎々豊國神社ノ件ニ付多大ノ御高配に預リ奉深謝候猶此上トモ何分宜敷御願致候敬具
大正十四年七月
豊國會長　池松時和

45　大正十四年九月七日
東京市赤坂立葵町三番地　大倉喜八郎
京都帝國大學　内藤湖南殿

謹啓　益々御清祥奉慶賀候陳者老生昨年米寿内祝相催候際支那の知己友人より寄せられたる祝ひの詩文書画等を記念の為め編帙仕候ニ付爰許一部謹呈仕候間御劉覧賜り度候
敬具
大正十四年九月七日
大倉喜八郎
内藤湖南殿

46　大正十五年七月二十三日
憂国の士ヨリ
京都帝國大学文学博士内藤湖南殿親展

内藤湖南ノウヂ虫ニ告グキサマノ如キ馬鹿者ニ博士号ノ授与サル筈ハナイキサマハ誰人ノ辞令ヲ盗ンデ居ルノデアロウクソクライ奴キサマノ如キ三文野郎ノ盲目ガ博士号ヲ有スルナラ今デハ博士ニ三厘ノ價モ無クナッタノテ二十三日ノ中外ニ「馬鹿騒ギヲスルナ」抔ト人格モ何モナイ見下ゲタ奴ダ湖南ノ馬鹿モノ判ルカ本願寺ヲ国賊抔トハキサマノ如キ盲目蛆ノ馬鹿モノナラ云フカ知ラズ一般人ハイハナイ然シ神社局長松本學ハ神社ハ宗教ナリトヌカシ問題トナリ次官ニ叱ラレホーホノ体デ退キタル由キサマトヨリ似タ馬鹿モノモアルカ、ル奴ニ高給ヲ與ヘルハ国家ノ不利ナレバ松本ノクソクライモ内務省カラ蹴出シテヤル必要ガアル湖南ノ馬鹿モノト二人デ日本中乞食テモシテマワレヨ神官ガ神ニ奉仕シ乍ラ死人ヲ扱フテ恐レル心ナキハ一般ニ認メテ居ル一般人ハ神ヲ尊敬シテ死人ヲ扱フタ時ハ二十一日ニ鳥居ヲ通ラズ出産者モ同ジク二十一日鳥居ヲ通ラズ神棚ハ白紙ニテ覆フテ置ク夫□ニ尊敬シテ居ルニモカ、ワラズ神官ガ鼻ノ下ノ為メトハイヒ乍ラ葬式ヲ司ルハ甚ダ不都合ナリ国家ハ吾人国民ガ維持スル義務アレバ官公吏抔ニ不都合ナル所為アレバ吾人ハ遠慮不合理ナル説ヲ称ヘル偽博士トハ異ル境内地ノ件モ還付ス可キモノハ還付シ譲與ス可キモノナラ譲与致セ吾人ヲ正義ヲ尊ム吾人ハ日々労働シテ國家ノ原礎ヲ作リ出シテ居ル
キサマハノラクラト遊ンデ徒食シテ居ルカラ余計ナ不合理ナル論ヲシタイノダキサマノ如キ馬鹿者ノ教ヘヲ受ケル者コソ憐ム可シデアル

［編者記］この書簡の端には絵が書かれている。その絵の題は「国賊内藤

湖南ノノラクラ野郎行キ」で、胸に「内藤湖南」と書かれた人物が横たわり「アー残念堪忍シテ助ケテクレ」と書いている。その前後から「内藤湖南」に糞尿を垂れる二人がおり、前者は「此ノ奴向ウ見ズノ生意気奴　私ノクソクワセテヤル」「馬鹿ヌカスナ偽博士メ」、後者は「内藤ノ偽博士ケコロガシテヤレ　ウヂ虫メ　内藤ノ面ヘクソカケヨ君」と言っている。京都大学文学部ではこの書簡の扱いに困ったのであろう。「此郵便物左記へ轉送セラレタシ　大正十五年八月二日　京都帝國大学文学部　田中野神町二〇ノ一　内藤湖南様」という付け紙がある。湖南は余程「憂国ノ士」の痛い處を突いたのであろう。発端は左記の中外日報の記事と思われる。

日本人の心理も解せずに

馬鹿騒ぎをするな

神社問題に反對の内藤湖南博士

自分は宗教法案に就ては全くの素人であるが然し調査會で僧侶委員が神社問題を得意になつて論議してゐるのをみて怪しからぬ事だと思つてゐる。

神社の宗教行為がよいの悪いの、神體がどうだ斯うだといはれてゐる様だが一體この宗教行為と云ふ事からしてをかしなもので、理窟はともかく第一日本人の心理を考へてみなければならぬ。寺院のやつてゐる事だから宗教行為だと**獨斷的に**　きめられるものではない、日本人本來の宗教性はこの神社によつて發達し來つたもので、それがたま〳〵佛教によつて培養され佛教の信仰形式だと云ふ風に解されて來たものに外ならぬ、又神體がどうのこうのと云へば佛體だつて随分奇々怪々なものが少なくはあるまい、それはひとり社寺ばかりの事ではない、何れの方面にだつて随分矛盾はあるものだ、そんなに綺麗薩張りと洗濯した様な風になるものではない。

又神職が葬式をするのがいけないと云つてゐる相だがそんなら寺院とか僧侶とかゞ葬式をしてよい理由がドコにあるか、嚴密にいへば釋尊は僧侶の葬儀に關係する事を禁じて居り寺院は本來葬祭をする場所とは違ふ。

境内地の　無償譲與にした所が還附でなくてはいけないと云つてゐる相だがやると云ふものなら難有く頂戴して置くがよい、文句があるなら政府は還附する必要もなければ譲與する必要もない歴史の観念から云ふならば寺院境内地は恐らく神社のものであつて寺のものではないであろう、一例をあげると比叡山は延暦寺のものではなく日吉神社のものであり高野山は丹生神社のものでなくてはならぬ、先には先があるのだ、佛教徒必ずしも寺院ばかりを中心にものを考へるから全體としてのものを正視する事ができないのである、神社問題にしても境内地問題にしても**佛教徒が**　いふが如き事は不可能な問題であつて只だ云つてみるに過ぎないであろう、若し飽くまでそんな愚にもつかぬ主張をするならば自分達は大に起つてその非を鳴らさねばならぬと考へてゐる、この事は大谷昭道氏にあふ機會があるから注意してきたいと考へてゐる、どうも眞宗は基督教と同じ様な宗風で雑行雑修自力のふるまいをふりすて……と云ふ所から神社問題に大變力こぶを入れてゐるらしいがこれこそ馬鹿騒ぎで何も所詮もある筈がない。

幾ら政府が神社を整理してみた所で後から後から一層所謂對神社的の宗教行為が續出して決して整理されるものではないと云ふ事を語るのみであろう、餘り馬鹿騒ぎをしてゐると終ひには日本人の共通

心理で尊王論でも擡頭し先年基督教に對して放たれた矢の如く本願寺は國財なりと云ふ様な聲が大きくなつて來たら始末につかぬ事になりうはせぬかと思ふ。
由來本願寺の連中はハラがないから色々な事を云つてみるが突つ込まれると直ぐタジ〳〵になつて終ふから、宗の連中がその尻馬にのつてゆくと全くの馬鹿をみる事になる云々。（大正十五年七月二十三日　中外日報）

［編者記］尚、湖南は中外日報に「最近日支佛教の傾向（上）」（大正十四年十一月十三日）、「同（下）」（大正十四年十一月十四日）を掲載している。

47　大正十五年十月九日
仙臺片平町神宮東裏　青木正兒
京都市田中野神町　内藤虎次郎先生侍史

拝啓　華甲壽言一部御恵賜を蒙り難有奉存候陳者別便を以て青藤書屋中物数種拓本　重修青藤書屋記一、徐青藤書遍額一、陳老蓮書青藤書屋遍額一、甚だ粗悪見るに堪えざる品に候へど青藤書屋訪問の記念として御目に懸け申候間御笑覧の榮を賜り度候
小生本年四月下旬紹興に至り奔走半日漸く青藤書屋の蹟を見出し候時既に夕刻、明日ハ杭州へ向けて出發の筈なりしを以て陳氏　今青藤書屋ハ其宅内に有之候　の當主六十歳ばかりなる老人に右の拓本を工匠に命じ作らせ送りくれるやう依頼して去り候ひしに折角楽しみに待ち居たる拓本到着せるを見れば粗悪極まる素人拓りにて陳氏の不風流にして貧慾なるを恨み申候京都に在りし時一部を携へて先生の御覧に入れ度所存なりしも餘りに粗悪にして御目にかける気になれず荏苒今日に及び候ひし次第に候しかし邦人にて青藤書屋に到りし者恐らく　小生の外に未た有之まじくと存候へば兎に角御目に懸け候事に致候御一覧下され候はゞ本懐の至に存候
岡崎君も十日頃ハ當地へ来る由に御座候
十月九日　青木正兒　頓首

湖南先生玉案下

48　大正十五年十月十八日
仙臺市元柳町五十　武内義雄
京都田中野神町　内藤湖南先生

拝啓　先日は御懇書を賜り難有拝讀仕り候鄙論文ニ對しの御讃辞中心悦しく存し候よし落第しても先生に御認めを賜り候事ニて満足いたし申候論文提出及ひ印刷ニつきてハ種々御高配を賜り数日前印成本寄来巻頭の題簽を拝見して驚喜措くところを知らず小生の光栄之ニすきず候唯光彩ある題簽ニ對して内容の副はぬを恥しく存し候可今般奮勵今少しましな著作ても出し度と念願罷在候
本日別便ニて一本御贈呈申上候つき御暇の節御笑覧よからぬ點淫れ能々御教示を賜り度伏して懇願奉り候
江草之音字十種御入手のよし慶賀至ニ存候曽文正公家訓中ニて此書の事を知り候も唯王静安の紹介ニ満足して到底見得ぬものとあきら

め居候か先生の御手ニ入り候へは小生も不日拝見の御許を得へくと悦しく楽しく存候

遊欧詩伯夷傳不日御完成のよし楽しみニ待ち居り申候瀧川君山翁も待ち居られ候何卒一本御恵み被下度御願申上候一昨日雨山先生来仙君山翁とともニ半夜御清談を得て景社清會を懐ひ申候

本日九日夕煥卿兄着任北六番町七十四番地ニ居を定められ候斎し不申候仙臺も漸く賑かニ相覚え申候一奮發して気焔をあけ度と念願罷在候御墓参の折ニても是非一度御立寄を賜り度御願申上候近々寒さニ向ひ可申御自愛遊され度希望仕候乍末筆御令室様へもよろしく御鳳聲下され度願奉候原口氏此頃京都ニ出てこれ候趣き伺ひ可申かと存し候

雄頓首

十月十八日

湖南先生函丈

49　大正十五年十一月二十四日

仙臺市北六番町七四　岡崎文夫

京都市田中野神町　内藤虎次郎先生

粛啓　過日　生出京之際拝眉を得て高誨ニ接し兼て御馳走ニ預り且令嬢華燭之盛典ニ列するを得感喜不勝候礼嘉宴ニ列する必ず贅あり茲ニ仙台土産埋木煙箱一函謹呈仕候薄微之ものに候へ共只寸志のある所を表せしのみニて何卒御受納被下度候時下向寒御自愛之程祈り居候

岡崎文夫　頓首

内藤湖南先生

函丈

［編者記］埋木煙とは仙台名産の埋木（うもれぎ）香のことであろう。

50　大正　年四月六日

東京市外千駄谷八一五　水木彪

京都市上京田中野神町　内藤虎次郎先生

拝啓　愈々御安泰奉恐賀候　小子在洛中ハ屢々推参御高教に接し忝く奉存候先月卅日着京大倉内の人と相成候も猶当分主として家居讀書を勉め度其中追々漢學に關する仕事に着手の積りに御座候其節ハ色々後垂教相仰ぎ度奉存候

乍恐御懇願申上候御揮毫御閑暇の節御揮灑被下度祈上候吉川君に御願致置候間同君推参有之候節同君に御渡し被下候バ幸甚に奉存候甚だ勝手なる申分失礼之段御寛恕祈入候

先者右奉得貴意候　恐惶謹言

四月六日　後學水木彪頓首

内藤先生函丈

［編者記］この書簡は消印が不鮮明なため、いつ出されたのか分らない。宛名の住所が「田中野神町」とあるのでここに入れた。

『玉石雑陳』解題と翻訳・其の一「玉石雑陳引」

高木智見

凡例

一　本稿は、『内藤湖南全集』一四巻所収の『玉石雑陳』全百条の翻訳である。訳出に先だって、『玉石雑陳』の内容と性格について述べ、解題とした。

二　翻訳は、まず原文を掲げた後に、訓読と現代語訳を加えた。原文については、京都府木津川市賀茂町立図書館蔵の昭和三年刊『玉石雑陳』（湖南朱校本）によって、全集版との文字の異同を確認した。湖南朱校本の存在とその借り出しに関しては、兎本恵宥氏のご教授と協力に与った。

三　原著は十条ごとに分類するのみであるが、通し番号をつけた。

四　抄出された文章の出典は、基本的に翻訳の個所で示した。

五　抄出された文章は、湖南の解釈にそうように訓読したため、通常の読み方と異なる場合がある。

六　原著は揮毫用の文章としての物理的制約のため、原典の文字数を最小限にして抄出している。それ故、翻訳にあたっては、必要に応じて抄出部分の前後をも訳出した場合、あるいは文脈から判断して主語などを補記している場合がある。

七　各条において原典を抄出した後に加えられる湖南のコメントは、改行二字下げ、一字空格、あるいは活字のポイントを下げるなどの方法により、それが湖南のコメントであることを示しているが、本稿では改行二字下げによって、その点を明示した。

八　自製詩については、湖南理解のうえで不可欠の材料と言うべきであるが、不明な点も多く、充分な調査の後に発表することとする。

九　本稿の作成に当たっては多くの方に教授を忝なくした。特に中国社会科学院近代史研究所の馬勇氏、同じく王建朗氏、明代思想研究者齊藤禎氏には通し番号32条の解釈について、山口大学の根ヶ山徹氏には78条の出典調査について、多大なる援助をいただいた。こころより御礼申し上げたい。

解題

一　成り立ちと内容

『玉石雑陳』なる書物については、内藤乾吉氏が極めて簡要にその縁起を述べておられる。曰く、「昭和三年春、著者が百幅の書を揮毫して希望者に頒った際に、あらかじめ草稿を整えて、百幅全体としても意味あるように工夫したので、その草稿が揮毫から独立して一つの著述ともなったものである。これは上海で倣宋活字をもって印刷した、薄っぺらな冊子に過ぎない……」（全集一四巻「あとがき」）。要するに、揮毫の材料として、古典や詩から抜き書きを行

い、それに湖南の案語を加えて一条とし、それを百条集成してできた書物である。内容的には、以下に見るように、経語、子史語、宋賢語、清賢語、文心彫龍史通、先唐詩、唐詩、宋後詩の八部門を立て、各部門は十条で構成されている。それら計八十条に自製詩二十条が加わり、全百条となっている。まず全条について出典とその要点を列記し、全容を一覧しておきたい。

経語十条

1 一 『尚書』洪範 『尚書』と『詩経』の一致
2 二 『尚書』梓材 封建制の実態
3 三 鄭玄「士昏礼目録」 昏の字義
4 四 『孔子三朝記』(『大戴礼記』小弁) 『爾雅』の成立
5 五 『論語』顔淵篇 『論語』と『左伝』の一致
6 六 『論語』顔淵篇 『論語』と『左伝』、『管子』の一致
7 七 『公羊伝』僖公三年 古伝承の不一致
8 八 『孟子』離婁篇上 『孟子』と『穀梁伝』の一致
9 九 『孟子』離婁篇下 『孟子』と『公羊伝』の一致
10 十 『論語』公冶長 一事異伝

子史語十条

11 一 『韓非子』解老篇 『韓非子』と『尚書』陶皐謨の一致
12 二 『韓非子』有度篇 『韓非子』と『尚書』洪範の一致
13 三 『荀子』不苟篇 『荀子』と『楚辞』漁父の一致
14 四 『韓非』和氏篇 『韓非子』の成立
15 五 『呂氏春秋』開春論 神農の言と法家
16 六 『史記』五帝本紀・贊 古史の史料論
17 七 『史記』十二諸侯年表・贊 古史のスタイル
18 八 『史記』封禅書・贊 史料と歴史叙述の区別
19 九 杜佑『通典』巻一二・食貨 学問の深化
20 十 杜佑『理道要訣』(『困学紀聞』巻五所引) 異文化理解

宋賢語十条

21 一 『近思録』巻二・爲学 古今の一大変革
22 二 『近思録』巻三・致知 張横渠の春秋学
23 三 『近思録』巻三・致知 程伊川の春秋学
24 四 『朱子語類』巻八三春秋・綱領 『左伝』の史学
25 五 『朱子語類』巻八四礼一・論脩礼書 『周礼』の構成
26 六 王應麟『困学紀聞』巻三・詩 『詩経』雅頌
27 七 王應麟『困学紀聞』巻五・礼記 『礼記』と諸子
28 八 王應麟『困学紀聞』巻六・春秋 春秋時代の終わり
29 九 王應麟『困学紀聞』巻四・周礼 古伝承の解釈
30 十 王應麟『困学紀聞』巻十三・考史 被服飲食と歴史

清賢語十条

31 一 黄宗羲『破邪論』 東方の民主
32 二 王船山『黄書』 民族主義
33 三 王船山『識小録』 民族意識
34 四 顧炎武『日知録』巻十三・正始の条 匹夫の責
35 五 顧炎武『日知録』巻十三・耿介の条 規範意識
36 六 顧炎武『日知録』巻十三・范文正公の条 人生観
37 七 章学誠『文史通義』巻二・言公上 言公
38 八 章学誠『文史通義』巻一・詩教上 釈古的理解

39九　章学誠『文史通義』巻五・答客問上　六経皆史
40十　章学誠『文史通義』巻五・答客問中　独断の学

文心彫龍史通十条

41一　『文心彫龍』物色贊　叙景と感情
42二　『文心彫龍』弁騒　楚辞の歴史的位置づけ
43三　『文心彫龍』楽府　文化の流行と低俗化
44四　『文心彫龍』声律　声病の議論
45五　『文心彫龍』風骨　古文復古運動の先蹤
46六　『史通』巻二・世家　世家の意味
47七　『史通』巻三・書志　歴史記録の対象
48八　『史通』巻四・序例　班固と范曄
49九　『史通』巻五・採撰　史料の博捜と取捨
50十　『史通』巻六・言語　言葉と歴史

先唐詩十首

51一　『玉臺新詠』巻一・古詩　男女関係の機微
52二　曹植「雑詩」　曹植の詩才
53三　阮籍「詠懐詩」　阮籍の佯狂
54四　陶淵明「飲酒」　陶淵明の高情独抜
55五　范雲「之零陵郡次新亭」　唐詩の先蹤
56六　陶弘景「詔問山中何所有賦詩以答」　唐詩の起源
57七　謝靈運「夜宿石門詩」　山水詩の始祖
58八　斛律金「勅勒歌」　朔北の景象
59九　無名氏「送別詩」　唐代絶句の先蹤
60十　王氏鏡銘　七言は前漢に起源

唐詩十首

61一　李頎「寄韓鵬」　王闓雲が認める唐代最高の絶句
62二　王翰「涼州詞」　王世貞が認める唐代最高の絶句
63三　王之渙「涼州詞」　王士禎が認める唐代四絶の一
64四　王昌齢「春宮曲」　頼山陽が認める王昌齢の最良の絶句
65五　王維「少年行」　湖南の愛唱詩、勇壮なる戦士
66六　李白「哭晁卿衡」　古今第一の慟哭の詩
67七　柳宗元「漁翁」　苦労して高い山に登り、一面緑の景色を堪能
68八　張仲素「塞下曲」　湖南若年時の愛唱詩、名将による匈奴討伐
69九　杜牧「將赴呉興登樂游原」　佯狂詩の真骨頂
70十　李商隠「北齊」　女色に溺れる君王の哀れ

唐後詩十首

71一　王安石「題扇」　唐の仙人詩の雰囲気を継承
72二　蘇軾「澄邁駅通潮閣」　僻遠の地から帰郷できることになった喜び
73三　黄庭堅「雨中登岳陽樓望君山」　僻遠の地から帰還した喜び
74四　晁端友「宿済州西門外旅館」　湖南愛唱詩、漂泊詩人の寂寥
75五　陸游「感昔」　湖南台湾行の愛唱詩、若年時の船旅を回憶
76六　姜夔「過垂虹」　唐の名詩に匹敵する宋の絶句
77七　張以寧「有感」　湖南若年時の愛唱詩、官吏として奔走し続けた生涯を回顧
78八　李攀龍「和聶儀部明妃曲」　朔北にて都を憶う

79九　王士禛「送彭十羨門游粤」　鄱陽湖周辺の風光明媚
80十　袁枚「再題馬嵬駅」　楊貴妃の真情
自製詩廿首
81一　満洲鐃歌・一　日露戦争の戦局に寄せて
82二　満洲鐃歌・二　日露戦争で戦う将兵
83三　威遠堡門　辺境古遺跡の叙景
84四　松都顯陵　高麗太祖顯陵の叙景
85五　漢城有作　時の移ろいに感じて
86六　芳山絶句・一　南朝史蹟を再訪して
87七　芳山絶句・二　煙雨にけむる吉野山叙景
88八　北畠准后　北畠親房を憶う
89九　読芳野拾遺・一　後醍醐帝崩御の後日談を読みて
90十　読芳野拾遺・一　南朝の遺聞集の著者松翁を憶う
91十一　送人　中国へ留学する学生を送り、時の流れを思う
92十二　読蓮舟遺稿　田辺太一・蓮舟（三宅雪嶺岳父）を憶う
93十三　航欧舟中　文史の史料を求めて洋行
94十四　恭仁山荘絶句・一　山荘に隠棲する興趣
95十五　恭仁山荘絶句・二　山荘周辺の叙景
96十六　恭仁山荘絶句・三　山荘からの眺望が中国画に似る
97十七　恭仁山荘四宝詩・一　宋版単疏本『毛詩正義』の架蔵
98十八　恭仁山荘四宝詩・二　唐写本『説文解字』の架蔵
99十九　恭仁山荘四宝詩・三　平安朝写本『春秋左氏伝』の架蔵
100二十　恭仁山荘四宝詩・四　宋版『史記』の架蔵

言うまでもなく『玉石雑陳』は、まずもって「書法作品」として鑑賞すべき湖南の遺墨である。雑誌『書論』一三号以下の各号には、湖南の遺墨が数多く紹介されており、なかには『玉石雑陳』も少なからず採録されている。たとえば一三号には、上記百条のうち、通し番号30、8、10、2、45、94、46、66、97、14、93、81、12、88、96、82、71、78、70、69の二十条が掲載されている（口絵番号順。なお揮毫内容が同一であれば、『玉石雑陳』として紹介されていない場合でも、ここに挙げた）。残念ながら、筆者はこの方面において完璧な門外漢であり、発言権はない。ここでは『書論』を主宰されている杉村邦彦氏が、湖南の作品の大半は、特定の人を意識して揮毫されているのに対し、『玉石雑陳』は、「特定の個人を意識せずして書かれたほとんど唯一の作品群であろう」と述べておられることのみを指摘しておきたい（「内藤湖南の書的世界（一）」、『書論』一三号、一九七八年）。

いま遺墨の例として通し番号32（図1）と、昭和三年刊行の倣宋活字版『玉石雑陳』の該当部分（図2）とを掲げ、さらに筆者の訓読と訳とを示しておく。

王船山『黄書』

蹟其所以燾冒天下者樹屏中區閑擯殊類而止若乃天命去留卽彼舍此之際無庸置心要以衣冠鳥帯之倫自相統役奠維措命長遠醜孽者寳以爲符得人而遂授之

一部宋論亦皆發明此意故船山之論宋非論宋也論明也近時章太炎等祖述此意

訓読

其の天下を燾冒（とうぼう）する所以を蹟づくれば、中區を樹屏し殊類を閑擯し

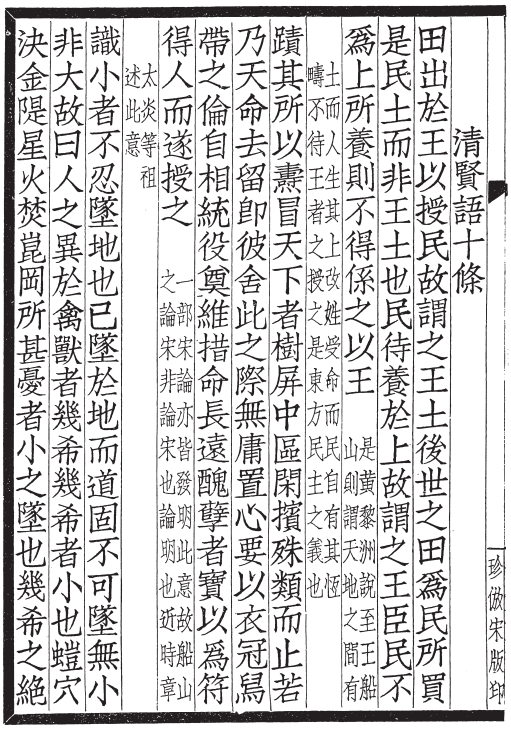

33　32　31

清賢語十條　　珍倣宋版印

田出於王以授民故謂之王土後世之田爲民所買是民土而非王土也民待養於上故謂之王臣民不爲上所養則不得係之以王（是黄黎洲說至王船山則謂天地之間有土而人生其上改姓受命而民自有其恆疇不待王者之授之是東方民主之義也）蹟其所以燾冒天下者樹屏中區閑擯殊類而止若乃天命去留卽彼舍此之際無庸置心要以衣冠舄帶之倫自相統役奠維措命長遠醜孽者寶以爲符得人而遂授之（一部宋論亦皆發明此意故船山之論宋非論宋也論明也近時章太炎等述此意）識小者不忍墜地也已墜於地而道固不可墜無小非大故曰人之異於禽獸者幾希幾希者小也螘穴決金隄星火焚崑岡所甚憂者小之墜也幾希之絶

図2

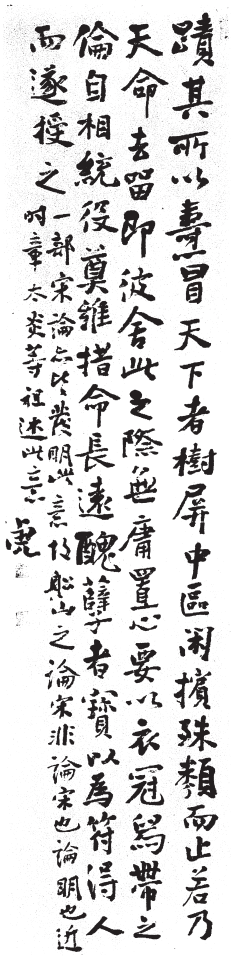

図1

て止む。乃ち天命去留して彼に卽き此を舍つるの際の若きは、心を置くを庸いるなし。要は衣冠舄帶の倫を以て、自ら相い役を統べ、奠維して命を措て、長く醜孽を遠ざくる者、寶として以て符と爲し、人を得て遂にこれに授くにあり。

一部宋論、亦たみな此の意を發明す。故に船山の宋を論ずるは、宋を論ずるにあらずして、明を論ずるなり。近時、章太炎等此の意を祖述す。

翻訳

王船山『黄書』古儀に、歴代の帝王が天下を領有してきた理由を辿ってみると、最終的には中国の土地をしっかりと保護し異民族を排除したことによる。漢民族における天命の去留、すなわち天命がある王朝に下るとか、ある王朝を見放すとかという問題に、心をくだく必要はない。大切なことは、立派な身なりをした支配層自らが、民族防衛の戰争に責任を持ち、漢民族の存続を護持して自らの命は考慮しないことであり、悪しきとが人とも言うべき異民族を長く排除した人物を、民族の宝として扱い象徴とし、それによって民心を得ることができれば、その人物に天下を授けることにある。

同じ王船山の『宋論』も、全書にわたって、こうした考えを主張している。したがって王船山が宋について論ずる時、それは宋を論じているのではなく、明について論じているのである。最近、章太炎らも同様の考えを祖述している。

二　従来の研究

『玉石雑陳』の内容に関する研究は、これまでほとんど為されてこなかった。管見の及ぶ限りでは、内容に言及するものとして、刊行時、湖南から直接贈呈された人々の礼状がある。『全集』一四巻・あとがきに、その礼状二通が引用されており、『玉石雑陳』の内容と意義を簡潔に示すものとなっている。まず湖南から「良史の才と謂わざるべけんや」（『魏晋南北朝通史』序）と評された岡崎文夫氏は、

見賜之高著、熟讀一過仕候。窃かに先生の序意によるに、特に百條に限らるるとの事、胸中の磊塊は猶これのみにては吐出し得られざることと存じ候。小生の親しく杖席に侍する折、先生平生推奨せらるる所、戴錢龔兪にあり、今にして之を見れば、特に爲學の法を示さるるに存し、其識の及ぶ所、固より遙かに近世を度越して、直に其歩を史遷に接せらるるもの、顧みて承述の才に非ざるを深恨仕候。寓居詩、平生起居の様を察せられ、再三諷詠仕候

と記している。すなわち、『玉石雑陳』冒頭の序を読めば、百条に限ることは当初から決定済みのことと想像されるが、胸中に秘められた高説卓見はこれらだけではないはず。かつて講席で聞いた戴震、銭大昕、龔自珍、兪正燮など清朝考証学者に対する湖南の高い評価は、いま考えると、その方法論に関してのことであって、湖南自身の見識は、はるか司馬遷のそれに近接するものである事が分かる。弟子として、その学問を受け継ぐべき力が備わらぬことを恥じいるのみである、と述べている。

また湖南に最も親近した学生の一人とされる石濱純太郎氏は、

昨日懐徳堂財津教授より大作二冊を拝受篤く御礼申上候。殊に玉石雑陳は、一讀の下、佩服措く能わず、珠玉の連串せる如く存候。先生講經究史の方、經世憂民の志より、詩文の批評、身世の閲歴に至る迄、細大遺す無く、網羅備さに至る、以て先生の傳記となすべく、以て後學の津梁に代うべし、區々臨池の詩文を集めたるものと想像せし事愧死すべく、先生の用意縝密なる驚嘆仕候。学問文章も亦如此にして始めて不朽の盛事なりと愚考致候。百年罕覯の大著を拝讀して誠に其喜に堪へず、篤く御礼申述候。

と絶賛している。『玉石雑陳』には、経史の研究法から、経世観、詩評、さらには近辺の諸事にいたるまで、湖南の全体が用意周到に詰め込まれ、湖南の伝記とも、また学問への導論ともなすことができる内容であるとし、揮毫のための詩文を集めたものと考えていたことを恥じている。

『玉石雑陳』の内容に直接言及しているわけではないが、佐伯富「内藤博士と困学紀聞」（『書論』一三号、一九七八年）は、湖南が『困学紀聞』を高く評価し、とりわけ古代史研究において活用したこと、さらに清朝考証学の淵源が『困学紀聞』にあることを明らかにしたことを論じた後、湖南旧蔵の『困学紀聞注』（道光年間、余姚守福堂刊）に残された朱批（書き入れ）を採録している。ここで詳しい対照は行わないが、採録された朱批のなかには、内容が『玉石雑陳』のコメントと一致するものを数条確認できる。

『玉石雑陳』のうち、自製詩については、部分的に解釈が行われ

ている。まず吉川幸次朗氏が、その著『人間詩話』（岩波新書、一九五七年）において「内藤虎次郎」の項を設け、自製詩二十条のうち「恭仁山荘四寶詩」（通し番号97～100）について解釈を行われている。また兎本恵宥氏は、「内藤湖南先生と加茂町」（『書論』一六号、一九八〇年）において、「恭仁山荘絶句」（通し番号94～96）について解釈されている。

『玉石雑陳』については筆者も、かつて「内藤湖南『玉石雑陳』について」（『山口大学文学会志』五〇巻、二〇〇一年）で、おおむね次のように述べたことがある。すなわち、八十条の抜き書き部分は、中国文化の精華を象徴しており、それを承けるコメント部分では、中国史全体の認識、あるいは経学史、史学史、文学史ならびに文化史上の諸問題について、さらには古伝承の理解や考証学の方法について、湖南独自の見解が述べられている。つまり、最晩年の湖南が、その最も得意とする所説を、中国的な劄記の形で世に問おうとしたものであり、分量的には僅かであるが、中国文化ならびに湖南学の全体像の凝縮となっている、と。

ついで、この書の特徴として三点を指摘した。第一に、湖南の博覧強識、すなわち経史子集全般にわたる読書範囲の広さと深さを如実にうかがうことができる。第二に、王應麟『困学紀聞』からの引用、または『困学紀聞』に対する言及が都合十一条に達し、それは「清朝一代の考証学は、大部分は王應麟から出たのである」（全集一一巻、二五一頁）という湖南の王應麟に対する高い評価を裏書きしている。第三に、司馬遷、杜佑、章学誠などの評価、さらには唐宋変革論など、湖南の従来からの主張が盛り込まれていること、である。

拙稿では、こうして『玉石雑陳』を湖南学のエッセンスとして位置づけた後、とりわけコメント部分にあらわれている湖南の歴史認識の特徴について考察した。その結果、古文復古運動、唐の絶句、山水詩、七言詩といった様々の文化現象の源流、出発点に強い興味を寄せていることが確認できたが、それはまさに、湖南が歴史事象を理解する場合、その発生の段階にまで遡って事情を探り、さらにその後の変化の過程を明らかにし、そうした発生から衰滅に至る流れのなかに位置づけて観察しようとしたこと。すなわち、あらゆる事象を変化の相において理解する湖南の歴史認識の特徴が反映されている、と論じた。

三　構成・人間湖南

以下、この解題では、『玉石雑陳』の構成における特徴、ならびに『玉石雑陳』から窺える湖南の内面について述べることにしたい。

構成について

自製詩を除く八部門、すなわち経語、子史語、宋賢語、清賢語、文心彫龍史通、先唐詩、唐詩、宋後詩という構成は、一見して明らかな如く、いわゆる経子史集の四部分類の順に従い、史と集の間に、宋代ならびに清代の賢人語計二十条、さらに文心彫龍史通十条、あわせて三十条が配されている。注目すべきは、こうした構成自体が湖南の学問を象徴しているということであり、これについて以下の四点を指摘することができる。

まず第一に、四部を横断・網羅している点は、「四庫全書の化物」

と言われた博覧強記ぶりを示す。

第二に宋賢語、清賢語の部門が立てられているのは、「支那では古来未曾有と謂ってよい。学問が本当に学術的になって全盛を極めた」（『清朝史通論』全集八巻、三八一頁）といった記述にあらわれている清代学問に対する湖南の傾倒を、さらに、その「清朝一代の考証学は、大部分は王應麟から出たと云ってよい。尤も清朝でも初期のものは朱子から出たが、乾隆以後は王應麟から出たのである」（『支那史学史』全集一一巻、二五一頁）という認識を反映している。

第三に、八部門のうち、「文心彫龍史通十条」だけが、書名を以倣て部門名とされている。その理由に関して、杉村邦彦氏は、湖南の「支那史学史概要」（全集一一巻）に見える「一般に歴史を通論することは、梁の劉勰の文心彫龍より始まる。唐初に至り、劉知幾の史通が出来て、その時までに出来たあらゆる歴史を評論するに至った」という記述、さらに『支那史学史』の関連個所を引用して、『文心彫龍』と『史通』が、『文史通義』とともに「湖南の愛読書、または少なくとも最も注目していたことがわかる」としている。確かに、明の楊慎の頃から、「この二書に重きを置く風があらわれた。……この二書の研究は後になって清朝の史学に関係を有った」といった『支那史学史』の記述などによれば、湖南がこの二書に関して、清朝史学さらには中国文化史において極めて重要な位置を占めると考えていたためであると思われる。しかも、後述する通し番号93の自製詩によれば、湖南は自らの学問を、「二劉の間」、すなわち『文心彫龍』と『史通』の作者である劉勰と劉知幾の間に位置づけてすらいたのである。

第四に、先唐詩、唐詩、宋後詩という分け方は、唐詩をその発生から衰滅の過程に位置づけて観察しようとする湖南の歴史認識の方法論（前述）と重なっている。

人間・湖南

次に指摘すべきは、『玉石雑陳』から、湖南の人間としての側面を伺い知ることができるという点である。従来の湖南研究において、その学者あるいは新聞記者としての言説に関しては様々に研究されてきたが、人間としての内面については、あまり論じられていない。しかし当然のことながら、一五〇年近くも前の江戸時代最末年に生を受けた人間として、湖南は決して現代の研究者やジャーナリスト同様の単純平板な存在ではない。彼の父は、「賊軍」の一人として「官軍」と刃を交え、廃刀令が出るまで刀を提げていた武士であり、頼山陽を敬慕し、また家学として漢学を修めた儒者でもある。叔父の近内一人は、三四才の時に「ここちよや　涼風かよふ腹のわた」という峻烈な辞世を残して割腹自殺した剣の達人であった（「坐右記」全集一巻、五七八頁）。湖南もまた、三田村泰助氏が指摘しているように、「あきらかに百姓町人など庶民の世界とちがった」環境のなかで成長し、終生、「士魂と経世的な指導精神」を持ち続けた人物であった（『内藤湖南』中公新書、四頁、一九七二年）。しかも四十二才で大学に職を得るまでは、操觚界で華々しく活躍した文士であり、その現実政治や軍事との関わり方も、決して机上に止まらず、極めて直接的・具体的なものであった。このような湖南の全体像を理解するため、また、その学問を真の意味で理解するためにも、湖南の学問的言説や政治的な文章にとどまらず、

感性を備えた一人の人間として湖南が残した少なからざる文章にも目を向ける必要がある。

『玉石雑陳』には、とりわけ後半の三十条の詩と自製詩二十条には、学術的なコメントや記述に加え、時に湖南の心情が吐露されており、湖南の人となりを知るうえで、大きな手掛かりとなる。たとえば青年時代においては、雄壮な戦士を讃える詩を愛唱していたことを述べており、若き湖南の覇気、血気（さらには剛毅、狷介）をうかがうことができる。すなわち通し番号65の王維の詩「少年行」は、以下の通りである。

一身能く擘（ひ）く両彫弧
虜騎千羣も只だ無きに似たり
偏に金鞍に坐し白羽を調え
紛紛として射殺す五單于
一人の身で双張りの美しい弓をひき
何千の匈奴の騎兵も、有って無きが如し
金色に輝く鞍に乗り、真っ白な羽の矢をそろえ
次から次へと五人の單于を射殺する

この詩について、湖南は「右丞の詩、余は尤も此の種を喜ぶ」とコメントしている。また、通し番号68の張仲素の詩「塞下曲」は、

三たび漁陽を戍り再び遼を度る
辟弓（せいきゅう）臂に在り箭（や）腰に横たわる
匈奴名姓を知らんと欲するに似
陰山に傍いて更に彫を射るを休めよ
三たび漁陽の守備にあたり、遼河を二度わたる
肱に赤い良弓をかけ、腰には矢を提げる
匈奴は、こちらの姓名を知りたがっているようだ
陰山あたりで大鷲を射て、腕前をみせて正体を知られることはやめるがよい

とあり、湖南は「少き時尤も此等の詩を愛す。一気盤旋して謬巧を用いず。唐以後は此の調少なし」と述べる。いずれも異民族と生命をかけて勇猛果敢に戦う弓の名手を描いている。さらに、通し番号82の自製詩「満州鐃歌（どうか）」は、日露戦争における日本軍の果敢な戦いぶりを讃える内容である。

霜旌旗を罩（おお）い、北斗斜めなり
将軍の意気は龍沙を壓し
王爺陵下、夜、竈を夷し
公主嶺頭、晨に牙を建つ
霜が軍旗を覆い、北斗星が斜めにかかり
将軍の意気は、広大な砂漠地帯をものともせず
王爺陵から夜の間に出撃して
露軍の本拠である公主嶺を占拠して、晨暁に軍旗を立てた

また、郷里毛馬内町から日露戦争に従軍した約百三十名のうち十

一名が戦死したことを悼んで記した「秋田県鹿角郡毛馬内町征露役忠魂碑記」（『寶左盦文』全集一四巻所収）には、特に激戦であったとされる黒溝臺の野戦において、七倍の敵を前にして援軍を待ちながら奮戦し、最終的に露軍を退却させた郷里の兵士達の戦いぶりについて以下の如く記している。

曰く、そもそも人たる者は、一旦緩急有れば、義勇をもて公に奉じ、この身は荒野に棄てられても、魂によって母たる国を護ることができることを人生の誉れとしてきた。しかるに、近頃では世をあげて邪説にまどい、公を棄て私に走り、新奇な空談を為し、よもすれば国策も和平を図るに急で、軍備の自発的な縮小を以て計となしている。これがいわゆる賢人君子の所業であり、彼等から見れば、十数年前に、お国のために力戦して、死を視ること帰するが如く犠牲になった郷里の出征者達の生き方は、「至拙」としか言いようがないであろう。しかし、彼等の「寧ろ拙死を取りて巧生を求め」ざる精神を受け継いでこそ、日月と光を争い、頑懦な人々に奮起を促し、浮薄な人心を一掃することができる、……と。

湖南五六才の大正十年八月に記されたこの文章には、現在の平和主義とは一線を画する湖南の戦争観・死生観（いわば、もののふの価値観）が明確に述べられており、種々の角度からの議論・検討が可能であろう。しかしここでは、この文章の根底からは、湖南の覇気や血気が必ずしも青年時代だけではなく、恐らくは、一生の間、持ち続けられたことを読み取ることができる、という点だけを指摘しておきたい。

しかしながら、湖南を含め、万人がみな、「死を視ること帰するが如く」身を処することができるわけではない。また「巧生」に対する拒否は、必ずしも「拙死」によってだけ示されるわけではないし、そうする必要も無い。人は、時に「狂う」ことによって、「巧生」を拒絶し、自己を保存する。湖南はそれを「佯狂（ようきょう）」と呼び、そのような人物に共感を示している。

たとえば通し番号53の阮籍「詠懐詩」は次の通りである。

夜中寐ぬる能わず
起坐して鳴琴を弾く
薄帷は明月を鑑とし
清風は我が襟を吹く
孤鴻は外野に号き
翔鳥は北林に鳴く
徘徊して將た何をか見ん
憂思獨り心を傷つく

一晩中、眠ることができず
やむなく起きて琴をつまびく
薄い帷から、明月が鏡のように見える
涼やかな風が襟元を吹きすぎていく
はぐれた鴻が郊外の野で鳴き
空飛ぶ鳥は北の林で鳴く
徘徊していったい何を見ようとするのか
思い悩んで心が傷つくのみ

この詩について、湖南は「歩兵（阮籍の通称）の詠懐、謗を憂い禍を慮ばかり、辭に隠避多し、之を読む者、当に其の際遇を悲しみ、其の素行放誕も亦た佯狂の爲なるを知るべし」とコメントしている。迫り来る危機を前にして、狂態を示して自己を守ろうとした阮籍の生き方に同情を寄せている。同じく通し番号69の杜牧「將に呉興に赴かんとして樂游原に登る」に対しては、「小杜佯狂を以て薄倖の名を博す。此等の詩、其の眞骨頂を看る」と記して、「佯狂」に理解を示している。

こうした人物に対する湖南の共鳴は、青雲の志を抱きながらも、不遇時代が短くなかったことに原因を求めることができよう。湖南三二才の著『涙珠唾珠』（全集一巻所収）は、全体として暗然陰鬱たる情調に満ち、その跋文には「一行の修まるなく、営々として嶮嶮の途に労す、此生何の縁ぞ、徒に慙靦を多くす」との言葉すら見えている。また湖南の若き日の筆名からは、屈折した心情を一目瞭然に読み取ることができる。内藤乾吉氏全集一巻の「あとがき」において列挙されている筆名のなかから特徴的ないくつかを挙げてみよう。

「不癡不慧主人」（おろかならず、さとからざる主人）
「冷眼子」
「落人後子」（人後に落つる者）
「罔両生」（罔両のような者。罔両の出典は『荘子』斉物論。景外の微陰、すなわち影の周辺の薄い影を指し、何かに依存して存在するが、実際には自律している者の意）
「洴澼絖子」（洴澼絖のような者。洴澼絖の出典は『荘子』逍遥遊。絖を洴澼する、すなわち絮を水でさらすの意で、一見、無価値でありながら、実際には極めて有用なものを指す）
「不平子」
「壺乾坤生」（宇宙を壺に入れるような視点に立てる者）
「臥遊生」
「悶々先生」
「坱圠生」（坱圠のような者。坱圠の出典は『史記』賈生列伝。雲霧のように広がり際限が無いの意）

こうした筆名からは、自嘲、自棄、自虐、さらに自負、矜持、自重、自尊などがない交ぜになり鬱勃として楽しまぬ心理、すなわち「狂」に存在の拠り所を見出したくなるような心理を読み取ることができよう。

いずれにせよ、「佯狂」なる生き方は、生命を顧みずに戦う戦士のそれとは、一見、対極の関係にあるとも思われるが、両者は「巧生」を拒絶するという点では通底しており、湖南は、その点において双方に共感を覚えたのであろう。還暦を迎えた湖南は、趙爾巽と応酬するために作った七言律詩「華甲自述二首」のうちの一首で、「侠士の前塵、残夢淡し。狂生の結習、放言して顚く（ありあまる正義感にもえて行ったことども、今では遠い夢のように消えていく。むやみな理想主義者の度し難い欠点は、放言して躓くことにある）」と詠み、「侠士」と「狂生」の語を以て、自らの来し方を総括し、さらに別の一首では「残を抱きて未だ悔いず生を謀ることの拙きを（老残の身となった今なお、拙く生きた自分を悔いることはない）」とも詠み、過去の生き様（いわば「拙生」）を肯定的に受け入

れている。「覇気」と「佯狂」は、湖南の生涯を通じて矛盾することなく並存しえたのである。

とは言え、学者としての湖南その人は、強固な使命感を以て自らを律し、たゆまぬ努力を懸命に重ね続ける人であった。ならばこそ、以下の如き内容の通し番号77張以寧の詩「有感」を選んだのである。

馬首は桓州また懿州
朔風秋冷、黒貂の裘
憐れむべし頭雪のごとし
更に上る安南萬里の舟

馬首が向かえば、桓州であれ懿州であれ、出かけ
北方の秋風が冷たければ、黒貂の裘で寒さを防いだ
その私の髪も、哀れなるかな、今では雪の如く白い
それでも命を奉じ、今度は安南へ行く舟に乗っている

元末の混乱期を官吏として生き抜いた張以寧が、雪の如き頭の最晩年にあって、なお帝命を奉じて安南へと使者に立つ自らの刻苦勉励の生涯を回顧したこの詩に、「少時尤も喜び誦する所。語に虚設無く、身世の際遇を説き盡くし、人をして慨然たらしむ」とコメントし、かつて「慨然たらし」められながらも、この詩を愛誦した自らの青春時代を振り返っている。だからこそ湖南還暦の時の作である通し番号93の自製詩「航欧舟中」に、

石室にて書を紬(あつめ)るは、馬班よりし
溯洄流別二劉の間
此の生にて成就せんとす名山の業
重洋を厭わず十往還せり

貴重な文献を入手して繙読することは、司馬遷、班固以来続けてこられた
それらの原点から派生した劉勰と劉知幾の間、すなわち文史の間において
この一生のうちに後世に残る偉業を成し遂げるため
幾つもの海を渡ることを厭わず、すでに十往復している

と記したのであり、そこに張以寧の心境と重なるものを認めることができる。この詩は、帰国の舟の中で、学問に奮励し自らの後半生を捧げたことを振り返って作られたものであり、「名山の業」を成就すべく、十回以上の海外渡航を厭わず各地を奔走したことに対して、強固な自負を表明している。

しかし、一方で湖南は、そうした強い自負とはうらはらに、あるいは自負の強固さの故に、やり残したことへの未練をも表明している。それは以下の如き、通し番号75　陸游の詩「感昔」に対するコメントに見えている。「感昔」には、

行年三十、南遊を憶う
穏やかに駕す滄溟、萬斛の舟
常に記す早秋雷雨霽(は)れ、

柁師、指点して流球を説きしを
三十才の時に行った南方への旅が思い出される
真っ青な海原を大きな船で穏やかに渡った
いつまでも心に残っているのは、雷雨があがった早秋の日に
船頭が指を指して、流球（台湾）のことを話してくれたこと
である

とあり、これに対し、湖南は「余三十二歳にして始めて臺湾に航せり。輒ち放翁の此の句を愛誦せり。其の後、海を過ること十餘次。今は老いたり。書に臨みて能く憮然とする無からんや」と記している。陸游の詩は、かつて三十代に流球を目指す船に乗った時の蒼海原を想い出して作った「感昔」の詩である。湖南は、三十二才の時、台湾へ向かう船上でこの詩を愛誦したことを想起して、それ以降、何度も海外渡航をしたが、今は老いてそれも出来ない。心穏やかではいられない、という「感昔」の語を加えている。

無限の学問対象に対する尽きせぬ探求心を持つ湖南であればこそ、老境に入り自らの生命の有限を意識した時、やり残したことだけが気に懸かり、使命未完の念に強くとらえられたと考えられる。そうした思いは、大正十二年における胆石手術を契機として一層つのったに違いない。当時の医療水準では、胆石手術と雖も、必ずしも成功を前提として行われるものではなかった。たとえば羅振玉は、王国維に与えた手紙の中で、湖南の手術について以下のように記している。曰く、「術後、病情は悪化したものの、最近ではしだいに快方に向かっていると聞いている。しかし最終的には極めて憂慮すべきである。湖南の漢学は、何はともあれ彼の国では翹楚と言うべく、もし再たび起つことがなければ、惜しむべきである」（『羅振玉王国維往来書信』東方出版社、二〇〇〇年、五六一頁）。と。

それ故、湖南が手術前日に、旧稿の中から漢文著作二十数篇を選び出してまとめた『寶左盦文』（全集一四巻所収）は、まさに死を意識して編まれた「遺書」なのであり、悲壮な覚悟で書かれた序文からは、湖南の焦燥感を読み取ることができる。曰く、

景、桑榆に薄り（人生の黄昏時期に至り）、復た篤疾に罹る。立言の未だ就らざるを悲しみ、賦えられし命の涯有るを感ず。……経述に筆はこびしも、竟に発明少なし。席を大學に重ね、虚しく厚俸を糜やせり。廿年、樹つる所、慚愧を増すに足る……

と。また手術に成功した後に、記された跋文にも、次のように記されている。

顧みて念じ、著作の林に列すること廿年に幾くして、平生、嘔心研幾するも、得る所、未だ一帙の成藁有らざるを自ら愧ず。天、年を仮さざれば、泯焉として世に即き将に草木と同に朽ちんとす。……其れ首領を保ち地に入るに、儻し或いは一二の篇什以て世に伝うべき者を成すを得ば、此の生、誠に虚ろならずと為る。則ち此の兎園の小冊（浅陋なる小著）は、用て醤瓿を覆うとも亦た何ぞ惜しむに足らんや……

ここに二度見える「廿年」とは、湖南四三才以降の京都大学における学究生活を指し、おそらく湖南の人生において最も充実した時代であったはずであるが、この時点では、無為に終わったとしかと

らえられていない。それ故、「没世無聞」になることを恐れ、自らの生の証を残すべく、とりあえず、この『寶左盦文』をまとめることにした。しかも、もし平癒してから死ぬまでの間に納得のゆく仕事を残すことができれば、この暫定的な書物は醤瓿の蓋にしても惜しくはない、と言い切り、より充実した内容の著作を刊行することに強い意欲を示している。

同じ頃、和歌集『心の花』二七巻四号に、「病中作歌」（「和歌」全集一四巻）として、「こしかたは　ただ夢の如　行末は心もとなし　老い且つ病めば」の如く、死に対する不安を率直に吐露した和歌を公表しているが、『同』二七巻五号の「後病中作歌」（同前）には、

命惜む　我ならなくも　現し世に　成せる業あらで　死ぬが悲しさ

今幾とせ　命ながらへ　わがわざを　遂げでやまめや　語りつぐべく

とあり、なお未だ使命を果たせていない、という思いがありのままに述べられている。

このように見てくると、通し番号74　晁端友の陰鬱を極めた詩「宿済州西門外旅館」を、湖南が愛した所以が分かる。

寒林斜日、烏を啼かしめんと欲す
壁裏の青燈忽ち有る無し
小雨愔愔として人寐ねられず
臥して聴く羸馬（るいば）の残芻を嚼（かじ）るを
木立もまばらな林に残日が斜めに射し、ねぐらを求めて烏が鳴く
壁に映える灯火の青い光は、消えいるばかりにかぼそい
しとしとと小雨がそぼふり、どうしても眠りにつけない
疲れた馬が残された餌を嚼り続ける音を横になって聞くばかりである

この詩に対し、湖南は、「晁君誠の句なり。袁隨園、漁洋に倣いて挙げし宋絶の佳なる者数十首のうち、余尤も此の句を愛す」と記している。詩に見える「寒林斜日」は人生の黄昏を、「残芻を嚼る羸馬」は、やり残した仕事を懸命にやり遂げようとする人間を象徴している。京都帝国大学教授として、また東洋史研究ならびに現代中国研究の権威として、学界、言論界に確固たる地歩を占めていた湖南が、この寂寥たる叙情詩を愛したのは、「残芻を嚼る羸馬」の句に託して表現された晁端友の焦燥感に、自分自身の心情と重なるものを認めたからに違いない。

しかし、こうした未練や焦燥感とはまた逆に、湖南はいくつかの詩文において、自らの老いをありのままに受け入れ、悠々自適に生きようとする諦観を示している。すなわち通し番号36では、顧炎武『日知録』巻十三・范文正公の条を引用しているが、顧炎武はそこで、若い頃、先憂後楽の大志を抱いた范仲淹も、老境に入るや、月下に長笛を愛で天下を忘れる悠々自適の生活の方に意義を見出したと述べ、さらに後漢の将軍・馬援と竹林の七賢・阮籍にも同様の傾向が指摘できるとしている。湖南は、こうした変化が自分自身にも

起こっていることを率直に認め、「余、官を辞するの詩に云う、近来切に動く、山を買うの興、箕穎の風懐（俗世を避けて自適の生活をする願望）、吾久しく欽べり、と。亦性の適く所を知る」というコメントをつけている。

「官を辞するの詩」とは、還暦に当たり、趙爾巽との応酬のために作られたもので、先にも少し触れたように自らの来し方と現在を肯定的に見ようとしている。

俸を成均に糜（つい）やし恩沢深し
叨じけなくも名姓を儒林に列す
残を抱きて未だ悔いず生を謀ることの拙きを
賦を献ずるに何ぞ須いん　死の吟を
示疾朞年（きねん）にして幻影を観たり
論は中外を交え知音を感ぜしむ
近来切に動く山を買うの興
箕穎の風懐、吾久しく欽べり
　大學で奉職することができた深い恩沢に感謝している
　かたじけなくも学界の末席に名を連らねてている
　老残の身となって顧みても、拙い歩み方であったと悔いることはない
　詩の応酬に死を意識した呻吟を用いるべきではなかろう
　この一年、病に伏せってきたが、ある時、病床で幻影を見た
　自らの論が広く各界で称賛を得、友人知己を讃歎させるという幻影を
　近頃は風光明媚な処に土地を買いたいという気持ちが日増しに強くなった
　自適の生活を送りたいという願望は、かねてから抱いているところだ

実際、湖南は、退官後の住居として、郷里毛馬内の景色にも似るとされる京都府南部、瓶原の高台を選び山荘を建て、晩年の日々を過ごした。通し番号94の自製詩には、そのことが、「林園を買得し、素襟（平素からの願望）を愜（みた）す、簷（のき）を繞る山水に清音有り。蕭然たる環堵には長物無く、満架の奇書と一古琴あり」と詠われている。また山荘の新築に際して作った和歌「新築室瓶原作歌十二首」（同前）のうちには、その喜びが以下のように表現されている。

うまし名よ　うましところよ　妹とわが　新室つくる　そのみかの原
こん年は　八むねづくり　つくり足さむ　吾にひろろに　幸あれとほぐ
御民われ　いけるしるしあり　をまち米　口畑いもに　舌鼓うつ

山荘では、論文執筆や旧稿の整理をはじめ、数多くの来客の応対などに多忙を極めたようであるが、湖南の本心は、悠々と自然を愛で、学問を楽しむことに傾いていた。それは、たとえば長尾雨山、狩野直喜、小川琢治との四人で、いわば文人サロンを組織し、「楽群社」と名づけて学芸の風流を極めようとしたことによっても分かる。会のいわれを記した「楽群社艸引」（『湖南文存』巻四、全集一

四巻）には、「経史を談論し、金石書画を譏評し、朝より昏に及ぶまで塵談して磬しからず。各々五言四韵詩数首を賦し、以て其の懐いを述べ、相い與に懽然として遺世の思い有り。因りて相い約して春秋の佳日に載酒携肴して幽を訪ね奇を探り、光景を流連する」とあり、まさに世外の楽しみを極めるための会であった。この会には、白、水色、緑、淡紅などの色の専用の詩箋があり、恭仁山荘の四字のスカシが入れられていたという（全集一四巻、六一二頁）。

つまるところ、拙稿「湖南の歴史認識とその背景」（『内藤湖南の世界』河合出版、二〇〇一年）で明らかにしたように、一切の事物をその誕生から衰滅に至る過程に位置づけて理解しようとする湖南の目は、自分自身にも向けられ、自らの老いを冷徹に認め、老いゆくままに老い、さらにその老いを楽しもうとする一種の諦観に達していたのである。それはまた、『湖南詩存』（全集一四巻）に「漫成」の題のもとに収められた七絶にもよく現れている。

都将の塵事は休休に付せ
一縷の茶煙小楼を繞る
暫らく斂めよ山を抜き海を翻えすの手を
雕花鏤月もまた風流なり

軍部にかかわる俗事などは、いい加減に打ち捨てよ
茶を点てるための一すじの煙が、この陋屋をめぐる
天下国家をも動かそうとせんばかりの手を止めよ
花鳥風月の美しさを文字にとどめるのも、風流なことである

以上を要するに、『玉石雑陳』からは、老境に入った湖南が抱いていた焦燥感と諦観という相い反する心情を読み取ることができるのである。しかも、そうした心情は、死に至るまで持ち続けられた。すなわち臨終を迎えた湖南の枕頭には、以下の如き詩が残されていたという。

声名は百代にして夢中の虚となり
富貴は浮雲にして久かれば忽諸たり
ただ寸心の灰となりても尽きざる有り
筐中の一巻未だ書と成らず

名声や継続しても百代で空虚なものとなる
富貴は浮き雲の如く、時間とともに消えゆく
心に残る唯一の無念は、この身が滅びようと消えはしない
箱の中の草稿が未だ書物となってはいない

湖南がかくも思いを入れた「筐中の一巻」とは、内藤乾吉氏によれば、『支那上古史』、『支那史学史』のいずれかである（『支那上古史』跋）。あるいは、その両者を指すことも考えられようが、いずれにせよ、学問のうえでの強い未練を示すものである。しかし、その一方、自らの死の二週間前に三十年来の知己の死を悼んで記された、まさに絶筆（兎本恵宥氏所蔵）ともすべき弔文に、「人生の事は一二の仕業の成否にあらず」との達観した語が見えている。この語について、杉村邦彦氏は、「亡き友を弔い慰める文であるとともに、死を目前にしての湖南の述懐と解することもできよう」と述べ

ておられる（「内藤湖南の書的世界（二）」、『書論』一四号、一九七九年）。まさに、その通りであろう。

このように、死に至るまで、湖南の中には、学問に対する強固な志向性とそれを完遂できぬ故の不満を抱えていた。しかし同時に、そうした不満、未練の一切を呑み込み受容する一種の諦観にも達している。こうした両者の共存こそが、人間湖南の強烈な個性と、時にそれに反してある種の淡泊さを感じさせる処世（一言で言えば、もののふの処世）のよってきたる所以であろう。

以上、『玉石雑陳』から読みとれる人間湖南の内面について述べた。このほかにも論ずべき点は少なくないが、最後に一点だけ述べておきたい。すなわち、亡国寸前にあっても寵姫との一時の楽しみに耽る北斉の文宣帝（高洋）を詠んだ通し番号70の李商隠の絶句「北齊」について、「元明以後、雑劇尤も此の種の脚色を愛す。他邦人の味わいて到らざる所なり」とコメントし、さらに玄宗に斬られた楊貴妃は、玄宗の本心とは全く異なり、この世への再生は願わなかったはず、と両者の関係を些か冷ややかながら、より本質的に詠った通し番号80袁枚の「再題馬嵬驛」についても、「用意、猶お敦厚たり」と共感している。女色に溺れる君王の哀れと男女関係の機微に関する湖南の見方があらわれており、極めて興味深い。

翻訳

玉石雑陳引

余於臨池無所得而頻年以來索余書者滋多卜居瓶原後欲盡謝之博文堂主人與紅堂主人謂余曰請先爲余等書百幅箋然後一切謝絶未晩也因強勉応之所書経語十条子史語十条宋賢語十条清賢語十条文心彫龍史通十条先唐詩十首唐詩十首宋後詩十首計八十条並有評語媵以自製詩廿首碔砆混玉慙靦之至両主人欲取其所録藁本刊印爲冊以存当日興會因亦強勉応之名曰玉石雑陳已成乃書其縁起於簡端云

戊辰之春湖南老人書於恭仁山荘之漢学居

玉石雑陳引

余、臨池において得る所なきも、頻年以來、余の書を索むる者いよいよ多し。瓶原に卜居せし後は、盡くこれを謝せんと欲せしも、博文堂主人と寸紅堂主人、余に謂いて曰く、請う、先ず余らのために、百幅の箋を書せ。しかる後に謝絶するも未だ晩からざるなり、と。因りて強いて勉めてこれに応ず。書せし所、経語十条子史語十条、宋賢語十条、清賢語十条、文心彫龍史通十条、先唐詩十首、唐詩十首、宋後詩十首、計八十条、並びに評語あり。媵するに自製詩廿首を以てするは、碔砆（ぶぶ）もて玉に混ぜ、慙靦（ざんてん）の至りなり。両主人、其の録する所の藁本を取り、刊印して冊と爲し、以て当日の興會を存せんと欲す。因りて亦た強いて勉めてこれに応じ、名づけて、玉石雑陳と曰う。已に成りて、乃ち其の縁起を簡端に書すのみ。

戊辰の春、湖南老人、恭仁山荘の漢学居に書す

玉石雑陳はしがき

私は書の道において會得したものなど何も無いが、近年、私の書を求める人がしだいに増えてきた。瓶原に居を移した後は、一切、

謝絶しようと考えていたが、博文堂主人と寸紅堂主人が言うには、どうか先ず自分達のために、百幅の箋を揮毫されたい。謝絶するのはその後でも晩くはない、と。そこで強いて、両人の希望に応えることとした。私が書いたのは、経語十条、子史語十条、宋賢語十条、清賢語十条、文心彫龍史通十条、先唐詩十首、唐詩十首、宋後詩十首の八十条であり、そのすべてに評語を付した。それらに自作の詩廿首をつけ加えたのは、あたかも、にせ玉を玉に混ぜ入れたようであり、まことに汗顔赤面の至りである。その後、両主人は、揮毫時に用いた稿本をまとめて一冊の書物として刊行し、その時の興趣を保存しようと考えた。そこでまた強いてこれに応じ、玉石雑陳と名づけた。書が成り、以上の経緯のみを記して端書きとする。

昭和三年戊辰春、湖南老人、恭仁山荘の漢学居に書す　　（待続）

河合文化教育研究所の研究スタッフ

◆主任研究員・特別研究員（50音順）

木村敏〈精神病理学〉　谷川道雄〈東洋史〉　中川久定〈仏文学史・思想史〉
長野敬〈生物学〉　丹羽健夫〈教育学〉　渡辺京二〈日本近代思想史〉

◆研究会

映画研究会（石原開）
学習デザイン研究会（成田秀夫）
カブリ・ジオメトリ研究会（小林一路）
漢文訓読研究会（藤堂光順）
教育方法研究会（岡文子）
経済研究会（公文宏和）
現代史研究会（里中哲彦）
現代社会と教育研究会（八木暉雄）
高等教育研究会（丹羽健夫）
差別問題研究会（菅孝行）
女性論・男性論研究会（青木和子）
心身論研究会（木村敏）
身体表現教育研究会（原田伸雄）
生物学セミナー（榊原隆人）
世界史研究会（金貞義）
大学基礎準備教育研究会（大竹真一）
ドストエフスキー研究会（芦川進一）
内藤湖南研究会（山田伸吾）
20世紀国際政治史研究会（加藤正男）
日韓文化交流研究会（竹国友康）
日本近代・思想史研究会（茅嶋洋一）
認知と記号研究会（柳原慎也）
東アジアの歴史と現代研究会（八箇亮仁）
廣松渉研究会（森永和英）
フロイト研究会（高橋義人）
メディアクロスサイエンス研究会（広川徹）
ヨーロッパ研究会（柴山隆司）

＊敬称略（　）内は各研究会の主宰者

編集後記

河合文化教育研究所『研究論集』第５集は，当研究所の研究会の一つである「内藤湖南研究会」の研究員による「内藤湖南――学問・思想・人生――」特集を掲載する。

当研究会は，「はしがき」でも記されているように，1996年から始まり，すでに12年目に入っている，いわば古参の研究会である。会自体も，ほぼ月一回，年10回のペースで開催され，今年１月には100回目を迎えた。第３集に登場した「20世紀国際政治史研究会」，そして第４集の「ヨーロッパ研究会」も同様だが，こうした研究会にとってまず必要なことは「持続」である。「量から質へ」などということを単純に信じているわけではないが，「持続」は必ず参加者を「変化」させる。この「変化」が必ず「質的な高度化」をもたらすかどうかは保証の限りではないにしろ，それは必ず自然な「成長」をもたらすであろうことは信じてよいだろう。「内藤湖南研究会」が100回目を迎えたことを自然な「成長」を遂げた証として率直に喜びたい。

だが，しかし，「持続」を言祝ぐことと，この『論集』に寄せられた諸論考の評価は全く別次元の問題である。読者諸氏の忌憚のない批評を請う次第である。

実のところ小生も「湖南研」のメンバーであり，今回寄稿もしているのだが，その内容については「未だし」の感を禁じ得ない。何よりも，なぜ湖南なのか，なぜ今日湖南を取り上げるのか，を十分には説明できていないことを痛感する。表現の未熟さ以上に，自分自身の内容の詰めの甘さを反省せざるを得ない。

しかし，個人的な思いは別として，一人の人間の足跡を追い求めていくことには膨大なエネルギーが必要であることを，今回の様々な多方面に広がりゆく論考を眺めながら考えざるを得なかった。内藤湖南は，新聞記者の時代，大学教授の時代と膨大な著述を遺しており，単行本となったものや雑誌に掲載されたものについては『内藤湖南全集』にほぼ収録されているのだが，それでも未収録のものもかなりある。それに，最近湖南の日記に準ずるような「手帳」が発見され，それには様々な日常の些事に渡る事柄が手書きされている。こうしたものも存在が確認されれば，湖南の正確な人物像を手にするためにはそれらを読み解くという作業も必要となる。『全集』ですら通読し得ていない小生にとっては，気の遠くなるような作業といわなければならない。

ともあれ当研究会のメンバー各位が，研究を持続させながら，少しでもそれぞれの湖南像をより明確なもの，より高度なものとしていくことを希望する。

（山田伸吾）

著者・翻訳者紹介（本誌掲載順）

〔特集〕 **内藤湖南研究** ――学問・思想・人生――

◉著者

谷川道雄　内藤湖南研究会会員，河合文化教育研究所主任研究員，京都大学名誉教授
葭森健介　内藤湖南研究会会員，徳島大学教授
福原啓郎　内藤湖南研究会会員，京都外国語大学教授
小林義廣　内藤湖南研究会会員，東海大学文学部教授
山田伸吾　内藤湖南研究会会員，河合塾国語科講師
河上　洋　内藤湖南研究会会員，河合塾世界史科講師
吉尾　寛　内藤湖南研究会会員，高知大学人文学部教授
大谷敏夫　内藤湖南研究会会員，鹿児島大学名誉教授
柴田幹夫　内藤湖南研究会会員，新潟大学准教授
小野　泰　内藤湖南研究会会員，京都府立朱雀高等学校教諭
高木尚子　内藤湖南研究会会員，山口大学非常勤講師
馬　彪　内藤湖南研究会会員，山口大学教授
兎本恵宥（うもとしげひろ）　内藤湖南研究会会員，内藤湖南先生顕彰会（加茂）副会長
名和悦子　内藤湖南研究会会員，岡山大学大学院文化科学研究科 TA
高木智見　内藤湖南研究会会員，山口大学教授

編集委員　山田伸吾

研究論集　第5集

2008年2月25日　第1刷発行

編集・発行　河合文化教育研究所
〒464-8610　名古屋市千種区今池 2-1-10
TEL (052) 735-1706㈹　FAX (052) 735-4032

印刷・製本　㈱あ る む